舟橋村地域防災計画

令和４年３月

舟橋村防災会議

目　　次

第　１　編　総　　則 1

第１節　計画の目的 3

第２節　防災の基本方針 6

第３節　防災関係機関等の責務 9

第４節　舟橋村の概況 17

第５節　社会構造の変化への対応 25

第６節　災害の想定 26

第７節　地震被害想定（県被害想定より抜粋） 33

第　２　編　地　震　災　害　編 45

第１章　災害予防対策 47

第１節　地震災害に強いまちづくり 47

第２節　社会基盤施設等の安全性の強化 52

第３節　防災活動体制の整備 56

第４節　救援・救護体制の整備 67

第５節　防災行動力の向上 82

第６節　調査研究 93

第２章　災害応急対策 94

第１節　地震及び津波に関する情報の伝達 94

第２節　応急活動体制 102

第３節　情報の収集・伝達 115

第４節　災害救助法の適用 125

第５節　広域応援要請 128

第６節　救助・救急活動 139

第７節　医療救護活動 143

第８節　消火活動 146

第９節　避難活動 147

第 10 節　交通規制・輸送対策 164

第 11 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給 169

第 12 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 174

第 13 節　警備活動 178

第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬 181

第 15 節　危険物等防災対策 183
第 16 節　水害対策..... 183
第 17 節　ライフライン施設の応急復旧対策 184
第 18 節　公共施設等の応急復旧対策 187
第 19 節　応急住宅対策等..... 190
第 20 節　教育・労働力確保対策 196
第 21 節　県消防防災ヘリコプター活用計画 200
第 22 節　応急公用負担等の実施 201
第 23 節　津波遡上対策..... 203
第３章　災害復旧対策 206
第１節　住民生活安定のための緊急対策 206
第２節　激甚災害の指定..... 219
第３節　公共土木施設の災害復旧計画 220

第 ３ 編　風 水 害 編..... 223
第１章　災害予防対策 225
第１節　風水害に強いまちづくり 225
第２節　災害危険地域の予防措置 226
第３節　ライフライン施設等の安全性強化 228
第４節　防災活動体制の整備 229
第５節　救援・救護体制の整備 230
第６節　文教・文化財施設等災害予防 230
第７節　防災営農体制の確立 232
第８節　防災行動力の向上 232
第９節　竜巻・突風対策..... 232
第 10 節　調査研究..... 233
第２章　災害応急対策 235
第１節　予警報の伝達..... 235
第２節　災害未然防止活動の実施（水害対策） 247
第３節　応急活動体制..... 250
第４節　情報の収集・伝達 251
第５節　災害救助法の適用 253
第６節　広域応援要請..... 253
第７節　救助・救急活動..... 253

第８節　医療救護活動..... 253
第９節　避難活動..... 254
第 10 節　交通規制・輸送対策 260
第 11 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給 260
第 12 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 260
第 13 節　警備活動..... 260
第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬 261
第 15 節　ライフライン施設の応急復旧対策 261
第 16 節　公共施設等の応急復旧対策 261
第 17 節　農業の応急対策..... 261
第 18 節　応急住宅対策..... 262
第 19 節　文教計画教育・労働力確保対策 262
第 20 節　県消防防災ヘリコプター活用計画 262
第 21 節　応急公用負担等の実施 262
第３章　災害復旧対策 263
第１節　住民生活安定のための緊急対策 263
第２節　激甚災害の指定..... 263
第３節　公共土木施設の災害復旧計画 263

第 ４ 編　火　災　編..... 265
第１章　火災予防対策 267
第１節　火災に強いまちづくり 267
第２節　予防行政の充実強化 267
第３節　大火危険気象に対する予防措置 268
第４節　防災活動体制の整備 269
第５節　救援・救護体制の整備 269
第６節　防災行動力の向上 269
第２章　火災応急対策 270
第１節　火災警報等の伝達 270
第２節　応急活動体制..... 271
第３節　情報の収集・伝達 272
第４節　消火活動..... 274
第５節　災害救助法の適用 276
第６節　広域応援要請..... 276

第７節　救助・救急活動..... 277
第８節　医療救護活動..... 277
第９節　避難活動..... 277
第 10 節　交通規制・輸送対策 277
第 11 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給 277
第 12 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 277
第 13 節　警備活動..... 277
第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬 278
第 15 節　ライフライン施設の応急復旧対策 278
第 16 節　公共施設等の応急復旧対策 278
第 17 節　応急住宅対策..... 278
第 18 節　教育・労働力確保対策 278
第 19 節　県消防防災ヘリコプター活用計画 278
第 20 節　応急公用負担等の実施 278
第３章　火災復旧対策 279
第１節　住民生活安定のための緊急対策 279
第２節　激甚災害の指定..... 279
第３節　公共土木施設の災害復旧計画 279

第 ５ 編　雪　害　編..... 281
第１章　雪害予防対策 283
第１節　雪害に強いまちづくり 283
第２節　社会基盤施設等の耐雪化 284
第３節　交通対策..... 288
第４節　防災活動体制の整備 290
第５節　救援・救護体制の整備 290
第６節　農業の雪害予防..... 291
第７節　商工業の雪害予防 291
第８節　防災行動力の向上 292
第９節　調査研究..... 293
第２章　雪害応急対策 294
第１節　予警報の伝達..... 294
第２節　応急活動体制..... 294
第３節　情報の収集・伝達 296

第４節　交通の確保 296
第５節　自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪 298
第６節　災害救助法の適用 300
第７節　広域応援要請 300
第８節　救助・救急活動 300
第９節　医療救護活動 301
第 10 節　避難活動 301
第 11 節　交通規制・輸送対策 301
第 12 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給 301
第 13 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 301
第 14 節　警備活動 301
第 15 節　遺体の捜索、処理及び埋葬 302
第 16 節　ライフライン施設の応急復旧対策 302
第 17 節　公共施設等の応急復旧対策 302
第 18 節　農業の被害拡大防止 302
第 19 節　商工業の被害拡大防止 302
第 20 節　応急住宅対策等 302
第 21 節　教育・労働力確保対策 303
第 22 節　県消防防災ヘリコプター活用計画 304
第 23 節　応急公用負担等の実施 304
第３章　雪害復旧対策 305
第１節　住民生活安定のための緊急対策 305
第２節　激甚災害の指定 305
第３節　公共土木施設の災害復旧計画 305

第 ６ 編　事 故 災 害 編 307
第１章　航空災害対策 309
第１節　航空災害予防対策 309
第２節　航空災害応急対策 309
第２章　鉄道災害対策 312
第１節　鉄道災害予防対策 312
第２節　鉄道災害応急対策 314
第３節　鉄道災害復旧対策 316
第３章　道路災害対策 317

第１節　道路災害予防対策 317
第２節　道路災害応急対策 319
第３節　道路災害復旧対策 321
第４章　危険物等災害対策 322
第１節　危険物等災害予防対策 322
第２節　危険物等災害応急対策 325
第３節　危険物等災害復旧対策 328
第５章　原子力災害対策 329
第１節　総則..... 329
第２節　原子力災害事前対策 334
第３節　原子力災害応急対策 338
第４節　原子力災害中長期対策 341
第５節　複合災害対策..... 342

第１編　総　　則

第１節　計画の目的

第１　計画の目的

舟橋村地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき本村防災会議が作成する計画でり、舟橋村、富山県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、本村の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、本村の地域、そして住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（１）災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する災害対策基本法施行令第１条で定める原因により生ずる被害をいう。

（２）防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。

第２　計画の構成

防災計画は、舟橋村の地域に係る災害に対する対応に即した構成となっている。

第１編を総則、第２編を地震災害編、第３編を風水害編、第４編を火災編、第５編を雪害編、第６編を個別災害編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における村、防災関係機関及び住民等の役割分担等を示している。また、別編を資料編として、本計画に必要な関係資料等をまとめた。

□計画の構成□

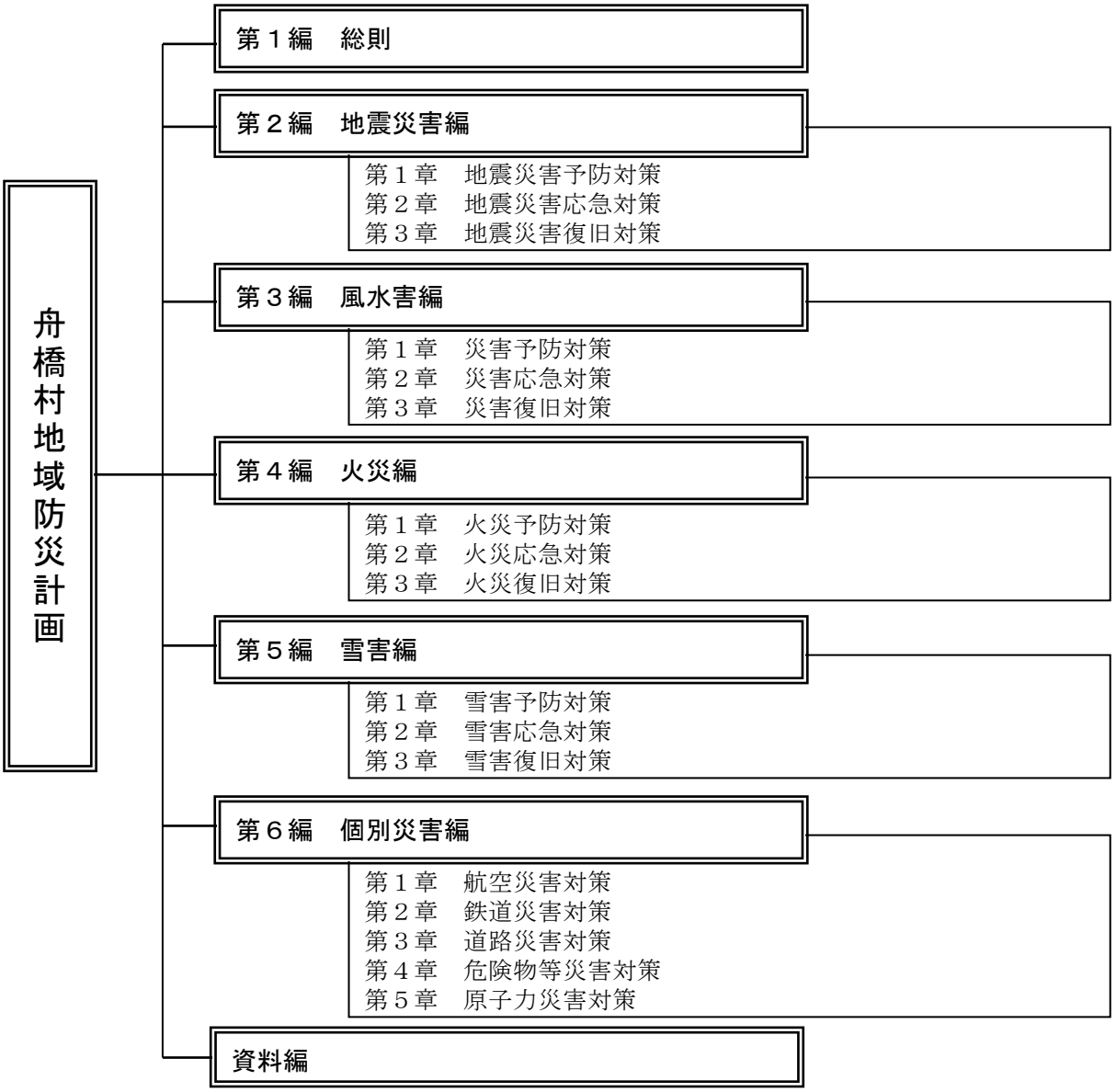

第３　計画の修正

防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針、本村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要あるときは速やかにこれを修正する。

第４　計画の周知徹底

本計画は、本村の職員、関係行政機関の職員、その他防災に関する主要施設管理者及び住民に周知徹底を図るよう措置する。

第５　他の法令に基づく計画との関係

本計画は、村における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、国の防災基本計画、指定行政機関の防災業務計画、県の地域防災計画と、整合性を図るものとする。

□国、県及び舟橋村の防災会議並びに防災計画の体系□

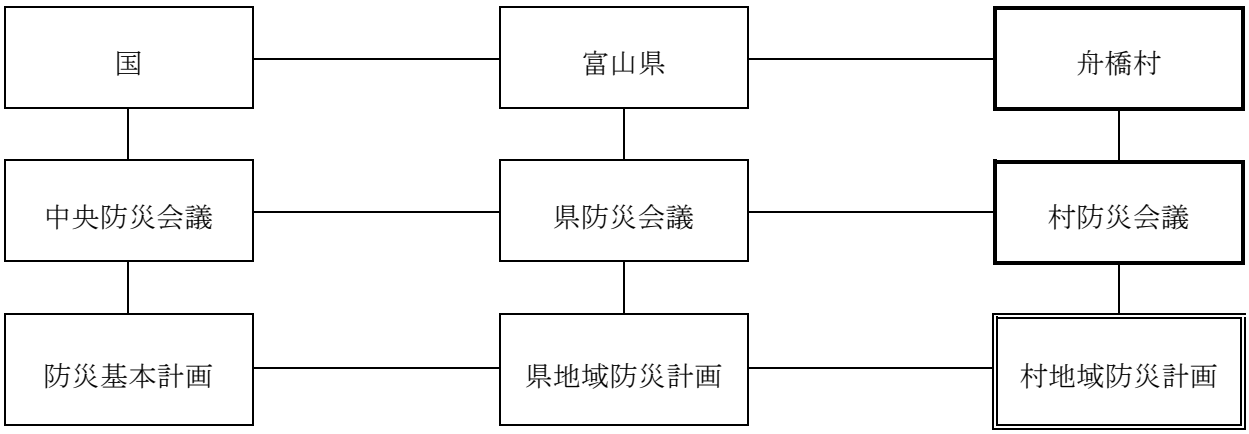

第６　計画の運用・習熟

本計画については、日ごろから訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の災害予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用をめざすものとする。

第２節　防災の基本方針

第１　防災についての考え方

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、市街化の進展に伴い、市町村として日本で最も小さい面積、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件を併せ持つ本村において郷土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のひとつである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

第２　防災の各段階における基本方策

防災には、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県・村及び事業者・住民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する住民運動の展開が必要である。なお、災害対策についての各段階における基本方策は次のとおりである。

１　計画的で周到な災害予防対策

（１）災害に強いまちづくりを実現するため、公共土木施設等の整備、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、建築物の耐震不燃化の促進等により防災まちづくりを推進するとともに、公共土木施設等の耐震性強化、ライフライン施設・廃棄物処理施設・危険物施設の安全性強化、地盤の液状化対策等の推進により、生活の基盤となる施設の安全性を確保する。

（２）防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、災害救援ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。

（３）日常から災害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第 15 号に定める高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。

（４）事故災害防止のため、航空運送事業者、鉄軌道事業者及び危険物等施設等の管理者等は、関係法令を遵守し、施設設備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努めるものとする。

また、これらに関する安全監督担当機関及び関係施設の管理者は、関係事業者に対し安全規程遵守のための検査・指導を徹底し、また施設の安全管理に万全を期し、事故災害の発生予防に努めるものとする。

２　迅速で円滑な災害応急対策

（１）気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、住民への周知徹底を図る。特に水害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがある場合は、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発する等の災害未然防止活動を実施する。

（２）発災直後又は災害が発生するおそれがある場合、の迅速、的確な初動態勢をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や災害・被害に関する情報の迅速な収集・伝達を行う。

また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用を働きかけるとともに、広域応援を要請する。

（３）人命救助を最重点とした緊急救援・救護のため、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対して、住民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、消防庁に対し緊急消防援助隊の消防応援を要請する。

（４）被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。

（５）二次災害等の危険性を見極め、被害拡大を防止するため、危険物大量貯蔵所、高圧ガス製造事業所、毒物劇物取扱施設（学校を含む）等における危険物・毒物等の防災対策や水防対策を講ずる。

（６）社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・燃料油・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。

（７）航空、鉄道、道路及び危険物等施設における大規模な事故災害時についても、自然災害の場合と同様に、防災関係機関は速やかに初動態勢をとり災害応急対策を実施する。

３　速やかな災害復旧対策

（１）民生安定のための緊急対策として、生活相談、義援金・救援物資の取扱い、資金援助、雇用確保など、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活確保、被災した中小企業者・農業者への融資による支援、税の徴収猶予や減免等の措置を講じる。

（２）被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

村、県その他の防災関係機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第３　各種計画等の作成

１　行動要領（マニュアル）の作成

村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

（１）各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底

（２）防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検

（３）他の計画（県及び村の開発計画、財政計画等）について、防災の観点からの各種施策への反映

第３節　防災関係機関等の責務

第１　防災関係機関等の責務

村、県及び防災関係機関並びに住民・事業所は、本計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進する。

１　村

（１）公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、雪に強いまちづくりのための事業等を推進し、防災上重要な役場、学校等公共建物及び公共土木施設の安全性・耐震性・耐雪性を強化する。

（２）地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民へ的確な情報を伝達するための必要な対策を講ずる。

（３）災害が想定される区域等での災害等を未然に防止するため、住民への危険性・危険箇所の周知徹底、警戒避難体制の整備を図る。

（４）消防団の活性化等消防力を強化するとともに、消防防災ヘリコプターを活用するため場外離着陸場を確保する。

（５）降積雪期における消防活動体制の確立や消防水利を確保するとともに、豪雪等による道路交通の途絶時等においてヘリコプター等を活用するため場外離着陸場を確保する。

（６）水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。

（７）住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備する等自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

２　県

（１）災害から県土を守るため、山地保全事業、河川保全事業、海岸整備事業、雪崩防止事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、防災上重要な公共施設や公共土木施設の耐震性の強化、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。

（２）市町村が実施する地域防災拠点施設及び緊急情報告知システムの整備、消防力の強化等に対し財政的支援を行う。

（３）市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。

（４）市町村その他の防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。

（５）県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織や地域ぐるみ除

排雪組織の育成の育成を支援する。

（６）事故災害防止のため、道路、空港等の施設設備の整備を推進する。また、危険物施設等の安全性の確保のための検査・指導を徹底する。

３　防災関係機関

（１）住民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化・耐震化・耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

（２）道路管理者や公共交通機関は、施設等の耐雪化、除雪体制の強化、防災資機材等の整備充実などにより交通の確保に努める。

（３）消火、救助活動等を実施する消防、警察及び自衛隊並びに公的医療関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。

（４）報道機関は、気象予警報及び火災警報等を受信したときは、速やかに放送を行い、住民に対して周知するように努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。

（５）鉄道・バス・航空等の輸送事業者等は、施設等の安全性・耐震性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等の事故災害対策の積極的推進に努める。

４　住民

（１）「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強・耐雪化や屋根雪下ろしの励行、「最低３日間、推奨１週間」分の飲料水・食料・越冬用食料等の備蓄や災害危険区域における自主避難など自ら災害に備えるための対策を講じる。

（２）「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の結成、育成に努めるとともに、積極的に除排雪活動を行う。

（３）地域の防災拠点に配備された消火、救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、村及び県が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

５　事業所・企業

（１）村及び県の防災まちづくりに積極的に参加し、建築物の耐震化・耐雪化及び不燃化等に努める。

（２）消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、村及び県等が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進し、村は県などと連携し、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等を進めるものとする。

（３）危険物施設等の管理者は、施設設備の安全性強化等に努め事故災害の防止を図るものとする。

（４）村及び県等は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰等により、事業所等の協力による地域の防災力向上を図る。

第２　防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

村、県並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び村内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ防災に寄与するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である。

このため、住民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食料の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

１　村

機関等の名称	事務又は業務の大綱
舟橋村	（１）防災会議に関すること。 （２）災害対策の組織の整備に関すること。 （３）気象予警報の情報伝達に関すること。 （４）緊急情報告知システム等情報伝達システムの整備に関すること。 （５）避難情報等の発令に関すること。 （６）被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 （７）被災者の救助、救護に関すること。 （８）災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること。 （９）消防活動及び水防対策に関すること。 (10) 簡易水道事業の災害対策に関すること。 (11) 児童、生徒に対する応急教育に関すること。 (12) 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 (13) 浸水に対する応急措置に関すること。 (14) 飲料水、食料、医療品、生活必需品の備蓄に関すること。 (15) 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。 (16) 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること。 (17) 地域住民に対する防災教育に関すること。 (18) 要配慮者の避難支援に関すること。 (19) 災害対策本部の業務に関すること。

２　消防機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
富山県東部消防組合	（１）水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 （２）水火災及びその他災害の予防・警戒及び防ぎょに関すること。 （３）人命の救助及び救急に関すること。 （４）危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制及び指導に関すること。 （５）住民の防災知識の普及及び防災行動力の向上ならびに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 （６）応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。 （７）住民の防災意識の高揚及び防災ボランティア団体の育成指導に関すること。
舟橋村消防団	（１）水火災の防ぎょに関すること。 （２）人命の救助及び救急に関すること。 （３）危険物等の措置に関すること。 （４）避難情報等の発令の伝達及び避難誘導に関すること。 （５）その他消防及び水防に関すること。

３　県

機関等の名称	事務又は業務の大綱
富山県	（１）富山県防災会議に関すること。 （２）災害対策の組織の整備に関すること。 （３）災害予警報等の情報伝達に関すること。 （４）災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 （５）被災者の救援、救護に関すること。 （６）自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 （７）災害時における交通規制及び輸送確保に関すること。 （８）公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 （９）浸水、土砂崩れ、雪崩等に対する応急措置に関すること。 (10) 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 (11) 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。 (12) 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること。 (13) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 (14) 被災産業に対する融資等に関すること。 (15) 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること。
中部厚生センター	（１）防疫、保健衛生に関すること。 （２）医事･薬事、社会福祉の援助に関すること。
富山土木センター 立山土木事務所	（１）公共土木施設の災害対策に関すること。 （２）道路の除排雪及び雪崩対策に関すること。 （３）水防活動に関すること。
富山農林振興センター	（１）農地の災害対策に関すること。 （２）用排水路、農道等農業用施設の災害対策に関すること。
上市警察署 舟橋村警察官駐在所	（１）警戒区域の設定及び避難の指示・誘導に関すること。 （２）負傷者の救出・救護に関すること。 （３）交通の規制及び緊急輸送路の確保に関すること。 （４）行方不明者の捜索、遺体検視及び身元確認に関すること。 （５）犯罪の予防、検挙及び各種広報に関すること。

４　指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北陸地方整備局 緊急災害対策派遣隊 （TEC-FORCE）・リエゾン ※県計画の記載を踏まえ、舟橋村に該当しない事務等についても記載	（１）黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関すること。 （２）黒部川流域及び常願寺川流域の砂防工事に関すること。 （３）富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること。 （４）利賀川における利賀ダムの建設工事に関すること。 （５）利賀川に係る河川の管理に関すること。 （６）一般国道８号、41 号、156 号、160 号及び 470 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること。 （７）一般国道 359 号の改築工事に関すること。 （８）港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。 （９）航路の整備、保全及び管理に関すること。 (10) 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 (11) 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関すること。 (12) 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 (13) 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。
北陸財務局 富山財務事務所	（１）地方公共団体に対する災害融資に関すること。 （２）災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 （３）主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること。 （４）災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付。 （５）避難場所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供に関すること。
北陸農政局	（１）国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 （２）農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関すること。 （３）農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関すること。 （４）災害時における応急用食料の緊急引渡しに関すること。 （５）政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関すること。 （６）応急用食料・物資の支援に関する職員派遣に関すること。
東京管区気象台 富山地方気象台	（１）気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 （２）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 （３）気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 （４）防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 （５）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

５　自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第 14 普通科連隊 陸上自衛隊第 382 施設中隊 航空自衛隊第６航空団	（１）災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること。 （２）災害時における応急復旧活動に関すること。

６　指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話(株) (株)NTT ドコモ北陸支社 KDDI(株) ソフトバンク（株）	（１）電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 （２）災害時における緊急通話の確保に関すること。
日本赤十字社 富山県支部	（１）災害時における医療救護に関すること。 （２）災害時の血液製剤の供給に関すること。 （３）義援金の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること。 （４）その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること。
日本放送協会 富山放送局	（１）住民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 （２）災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。 （３）社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること。
北陸電力(株)	（１）電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 （２）災害時における電力供給の確保に関すること。
北陸電力送配電(株)	（１）電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 （２）災害時における電力供給に関すること。
日本通運(株)富山支店	（１）災害時における緊急輸送の確保に関すること。
日本郵便(株)北陸支社 舟橋郵便局	（１）災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 （２）災害時における郵便事業（郵便、郵便貯金、簡易保険）に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 （３）被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融通に関すること。

７　指定地方公共機関等

機関等の名称	事務又は業務の大綱
富山地方鉄道(株)	（１）鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること。 （２）災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 （３）災害時における被災地との交通の確保に関すること。
日本海ガス(株) (一社)富山県 エルピーガス協会	（１）災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること。 （２）ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること。 （３）住民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること。
舟橋村土地改良区	（１）水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。
(一社)富山県トラック協会	（１）災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること。 （２）災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること。
報道機関	（１）住民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 （２）災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。
(公社)富山県医師会 (公社)富山県看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	（１）災害時における医療救護活動に関すること。

８　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等

機関等の名称	事務又は業務の大綱
アルプス農業協同組合	（１）共同利用施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 （２）被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。
立山舟橋商工会	（１）災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。 （２）救助物資、復旧資材、生活必需品、生鮮食料品等の確保についての協力、あっせんに関すること。
(一社)北陸電気管理技術者協会 (一財)北陸電気保安協会	（１）避難所及び公共施設の電気施設等への応急復旧に関すること。
中新川郡医師会	（１）災害時における負傷者の医療救護、助産救助及び収容患者等に対する医療の確保に関すること。 （２）災害時における防疫に関すること。 （３）災害時における死体検案に関すること。
中新川郡歯科医師会	（１）災害時における歯科医療活動に関すること。
(公社)富山県薬剤師会中新川支部	（１）医薬品等の確保及び供給活動に関すること。
舟橋村社会福祉協議会	（１）要配慮者の支援に関すること。 （２）災害時におけるボランティアの受入及び派遣に関すること。
舟橋村自治会連合会 各地区自主防災組織	（１）防災知識の普及及び防災訓練に関すること。 （２）災害時における応急対策に関すること。 （３）避難誘導、避難所運営の協力に関すること。
中新川広域行政事務組合	（１）下水道施設の災害予防、災害応急対策、災害復旧に関すること。
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）	（１）災害時における事業活動の継続的実施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。

第３　住民及び事業所等のとるべき措置

１　住民

（１）災害を防止するため、地域住民と相互に協力するとともに村及び県が行う防災事業に協力し、住民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。

（２）「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や屋根雪下ろしの励行、「最低３日間、推奨１週間」の非常食、飲料水等を備蓄や災害危険区域における自主避難など、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、村及び県が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや、転倒及び屋根雪の落下に注意するものとする。

（３）「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努めるものとする。

２　事業所等

（１）自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、村及び県等が実施する防災事業に協力するものとする。

（２）事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害を防止するため、最大の努力をはらうものとする。

（３）災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第４　役割分担

１　防災関係機関等の役割分担

本計画において、村、県その他の防災関係機関の防災対策において果たすべき役割を明確に定めるものとし、村及び県は、地域の実情に配慮しつつ、役割に基づく防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

第４節　舟橋村の概況

第１　自然条件

１　位置・面積

位置北緯 36 度 42 分、東経 137 度 19 分

面積 3.47km^2、最大距離東西 1.3km、南北 2.6 km

２　地形・地質

本村は、富山平地の中央部に位置し、四境は東は上市町、南は立山町、西及び北は富山市に接している。河川は西に３km へだてて常願寺川があり、東北部村境を白岩川の清流がゆるやかに流れている。これらの河川を水源として取り入れる細川・八幡川等各用水によって村内一円をかんがいしており、地味肥沃な純農村として豊かな実りの米産地である。

本村の地盤を形成している地質は、常願寺川、白岩川の沖・堆積層の砂壌土で、表層は肥沃な壌土でおおわれている。

とりわけ、常願寺川等の河川流域の水分を多く含んだ砂層が厚く堆積している地域では、強い地振動が加えられた場合、地盤の液状化現象の発生が想定される。

３　気象

本村の気候は、いわゆる日本海性の気候に属しているが、平坦地に位置していることから年平均気温 12℃前後、年降水量約 3,200mm、積雪深 50cm 程度である。（2010～2020 年の平均値）

近年では、日最大降水量が 2018 年７月に 225mm を記録し、１時間降水量では 2017 年８月、2020 年９月に 50mm を超えている。最高気温では、2015 年７月、2018 年８月、2020 年８月に 36 度以上となっている。

降雪量は 2012 年２月に 54cm、最深積雪は 2012 年２月に 95cm を記録している。

□降水量・気温・降雪等（2011～2020）□

年	降水量(mm)			気温(℃)					雪(寒候年・cm)		
	合計	日最大	最大	平均			最高	最低	降雪		最深積雪
			1時間	日平均	日最高	日最低			合計	最大	
2011	3,393.0	92.5	35.5	11.5	16.3	7.3	34.0	－12.7	349	26	77
2012	3,152.5	126.5	30.5	11.4	16.1	7.2	35.1	－14.1	404	54	95
2013	3,550.5	171.5	43.5	11.9	16.8	7.5	34.0	-12.5	305	40	43
2014	3,287.0	96.5	39.0	11.4	16.2	7.2	35.9	-11.9	161	24	25
2015	2,991.5	108.5	31.5	12.1	16.8	7.9	36.3	-8.1	306	43	5
2016	3,164.5	118.0	43.5	12.7	17.6	8.5	34.5	-9.0	132	32	51
2017	3,512.5	192.0	52.0	11.6	16.5	7.4	34.3	-10.4	172	25	39
2018	3,303.5	225.5	38.0	12.5	17.5	8.2	36.2	-11.4	430	41	84
2019	2,656.5	68.5	30.5	12.6	17.6	8.4	35.8	-9.3	83	12	19
2020	3,069.5	115.0	54.0	12.7	17.7	8.7	36.6	-12.3	34	15	15
平均	3,208.1	131.5	39.8	12.0	16.9	7.8	35.3	-11.2	237.6	31.2	45.3

資料：気象庁ホームページより（降水量・気温は上市地域気象観測所、降雪は富山観測所）

観測所名：上市地域気象観測所（北緯：36 度 40.2 分、東経：137 度 25.4 分）

所在地：中新川郡上市町東種

第２　社会的条件

１　人口

本村の人口は、戦後一貫として漸増を続けていたが、近年富山市のベッドタウンとして急激に増加しており、令和２年国勢調査では、人口が 3,132 人、世帯数は 1,051 世帯となっている。世帯数の増加に伴い１世帯あたり人数は減少が続き、核家族化の進行がみられ、令和２年は 2.98 人/世帯となっている。高齢化率は、県内最低であり、令和２年で 20.2%となっている。

□人口・世帯等の推移（国勢調査）□

単位：人	総人口	男性	女性	世帯数	１世帯あたり人数	高齢化率
昭和 10 年	1,103	530	573	212	5.20	－
昭和 22 年	1,497	713	784	275	5.44	－
昭和 40 年	1,344	653	691	258	5.21	－
昭和 60 年	1,419	666	753	334	4.25	－
平成７年	1,658	797	861	450	3.68	－
平成 12 年	2,153	1,056	1,097	627	3.43	14.8%
平成 17 年	2,673	1,308	1,365	804	3.32	15.8%
平成 22 年	2,967	1,434	1,533	889	3.34	17.1%
平成 27 年	2,982	1,421	1,561	910	3.27	20.1%
令和２年	3,132	1,521	1,611	1,051	2.98	20.2%

宅地造成等により竹内・舟橋・古海老江・東芦原地区が増加し、特に竹内地区が大きく増加している。残りの地区は微減となっている。

□地区別の人口・世帯等の推移□

単位：人	平成 27 年				令和２年			
	人口			世帯数	人口			世帯数
	総数	男	女		総数	男	女	
総数	2,982	1,421	1,561	910	3,132	1,521	1,611	1,051
国重	575	277	298	179	561	275	286	185
稲荷	262	138	124	73	233	122	111	72
竹内	327	162	165	114	460	232	228	158
舟橋	611	259	352	167	651	290	361	220
仏生寺	157	78	79	50	150	75	75	50
海老江	105	50	55	33	76	34	42	32
竹鼻	238	118	120	71	226	117	109	73
古海老江	88	48	40	30	111	59	52	39
東芦原	619	291	328	193	664	317	347	222

資料：国勢調査

令和３年４月１日現在（住民基本台帳）では、

人口：3,214 人（男性 1,608 人、女性 1,606 人、世帯数 1,138 世帯）

人口密度：926 人（１km^2当たり）となっている。

２　土地利用

富山市のベッドタウンとして、南北部地域を中心に住宅地の開発が行われ、新たな住宅団地が形成され、市街地の拡大が進んでいる。

田が減少し、宅地、雑種地、公有地等の利用が増加している。

□土地利用の変化□

単位：ha	総面積	田	畑	宅地	雑種地	公有地等
平成４年	347	224	3	36	5	79
平成９年	347	200	3	41	18	85
平成 14 年	347	188	3	46	19	91
平成 19 年	347	182	3	50	20	92
平成 24 年	347	181	3	50	20	93
令和２年	347	171	2	57	20	97

資料：富山県都市計画課　富山県勢要覧

３　交通状況

本村には、富山地方鉄道本線が東西を貫通している。

自動車交通の発達に対応して道路の整備が進んできたが、自動車の増大に追いつけず、朝夕の通勤時を中心に車の流れが悪くなる状態を引き起こしている。この大量の自動車は災害時に避難、緊急用車両の通行等の阻害となるばかりか火災拡大の危険要因になりうる可能性がある。また、各幹線道路において村境付近に橋が多いため、大規模地震時の落橋防止対策は重要である

４　産業

15 歳以上の就業者数は増加傾向にある。平成 27 年度国勢調査では、第３次産業就業者数が 64.8％と年々増加しており、一方、第１次産業就業者数は 4.2％と減少、第２次産業就業者数は 30.9％と微減傾向となっている。

昼夜間人口率は減少傾向にあり、昼間に災害が発生した場合の災害時要援護者への救助対策等が必要となっている。

□就業者人口の変化□

単位：人	15 歳以上 就業者数	第１次産業	第２次産業	第３次産業	昼夜間 人口比率
平成 17 年	1,398	113 (8.1%)	440 (31.5%)	842 (60.2%)	77.1%
平成 22 年	1,521	76 (5.0%)	468 (31.1%)	961 (63.9%)	76.0%
平成 27 年	1,586	67 (4.2%)	490 (30.9%)	1,028 (64.8%)	72.5%

資料：国勢調査

第３　災害記録

１　風水害等

西暦	和暦	災　　害	砂　　防
662		大風雨あり、常願寺川出水。	
704	慶雲元	立山火山活動し、立山の西部が爆発。	
806	大同元	常願寺川が出水し、被害が甚大。	
1410	応永９	常願寺川が出水し、沿村流亡。移住者多数。	
1534	天文４	常願寺川が出水し、沿村流亡。移住者多数。	
1580	天正８	常願寺川が出水し、富山城を浸水、人馬の溺死多数。	成政、人夫を指揮し馬瀬口に石堤を築く。
1685	貞亨２	鍬崎山崩壊し下流大被害。河辺西遷。	
1707	宝永４	常願寺川が出水し、馬瀬口堤防が決壊。	
1789	寛政元	鍬崎山崩壊による堰止、土砂決壊で大災害。	
1839	天保 10	４月 29 日立山地獄谷爆裂。	
1858	安政５	２月 26 日未明の地震のため大鳶小鳶の両山崩壊し、下流に大災害。崩壊土砂量は 4.1 億m^3と推定される。	
1891	明治 24	常願寺川が出水し、島村全村 21 日間浸水。美濃大地震発生。立山が鳴動。	来県したデ・レーケは常願寺川下流改修計画をたて、上流水源部を視察。
1892	明治 25	常願寺川が出水し、堤防 30 日間破壊。 白岩川が常願寺川より分離。	
1906	明治 39		富山県営砂防工事開始。
1914	大正３	台風による豪雨のため、湯川水源地に多大の崩壊あり。立山温泉の浴場等が破壊流失。	
1919	大正８	常願寺川が出水し、湯川本流の砂防ダムが多数破壊された。	
1922	大正 11	豪雨により多枝原ニノ谷頂上が大崩壊、翌日再び発生した大土石流が白岩砂防ダムに激突。根底より破砕。	
1926	大正 15	鬼ヶ城谷の大崩壊。	内務省新潟土木出張所立山砂防工事事務所設立。
1927	昭和２	６月６日、７月 21 日泥谷上流部に大崩壊。 ６月 16 日、湯川流域に大崩壊。	鬼ヶ城・妙寿トンネル貫通。
1929	昭和４	水源崩壊で、河床が侵食し約 60m 低下。	千寿ケ原から樺平まで軌道完成。
1935	昭和 10	豪雨により各所に崩壊あり、特に湯川多枝原谷合流点の右岸側山腹が大崩壊。	
1937	昭和 12		本宮砂防ダム完成。
1939	昭和 14		白岩砂防ダム完成
1945	昭和 20	６月 12 日の豪雨、10 月８日台風で被害。	
1952	昭和 27	グイナ台風襲来により水源一帯に崩壊あり。	横江砂防ダム完成。
1953	昭和 32	豪雨により泥谷崩壊し、立山温泉一帯の雑木林を埋没。	鬼ヶ城砂防ダム完成。
1958	昭和 33	台風 17 号のため泥谷土石流発生、立山温泉近くまで到達。	泥谷山腹工が完成。建設省北陸地方建設局立山砂防工事事務所となる。
1959	昭和 34	水谷沢をはじめ各沢に崩壊あり。殊に水谷沢では 100 万m^3に及ぶ。	新白岩トンネル完成。
1960	昭和 35		サブ谷砂防ダム完成。
1964	昭和 39	多伎原谷及び泥谷に約 300m^3に及ぶ大崩壊あり。	瀬戸蔵砂防ダム完成。

西暦	和暦	災　　害	砂　　防
1965	昭和 40		有峰第１砂防ダム完成。 水谷まで軌道全線開通。
1969	昭和 44	富山県東部一帯にかけての集中豪雨により常願寺川流域の水源一帯に大崩壊発生。 称名川、真川等いたるところで崩壊。	
1970	昭和 45		称名川で直轄工事開始。
1973	昭和 48		雑穀砂防ダム完成。
1974	昭和 49	常願寺川出水。 大型台風 17 号の影響で大洪水。被害甚大。	インクライン完成。
1978	昭和 53		天馬砂防ダム完成。
1985	昭和 60		真川第４号砂防ダム完成。
1991	平成３		七郎砂防ダム完成。
1992	平成４		新谷基幹砂防ダム完成。
1998	平成 10	８月７日、豪雨。床下浸水 12 棟（舟橋１棟、東芦原７棟、仏生寺４棟）。農業用排水路等破損２箇所（古海老江２箇所）	
1999	平成 11	９月 15 日、台風 16 号による豪雨。村内一部地域で冠水（仏生寺、東芦原、竹鼻、舟橋）	
2004	平成 16	９月７日、台風 18 号による暴風被害。倒木多数、屋根破損・瓦飛散、物置・塀の倒壊、遊具の破損、看板倒壊等。	
2008	平成 20	７月８日、豪雨。床下浸水６棟（舟橋１棟、東芦原２棟、稲荷２棟、竹内１棟）。農業用排水路破損。	
2012	平成 24	４月３日、暴風被害。ビニールハウス全壊２棟、半壊６棟。倒木、送電線切断等による停電、国旗掲揚塔の破断、その他民家等での瓦等飛散や窓ガラスの破損等	

２　富山県内の主な地震

発生年月日	地震名	被害状況	資料
貞観５年 （963 年）		推定規模：M7？ 被災地：越中、越後 震央：不明	新編日本被害地震総覧
天正 13 年 （1586 年）		推定規模：M7.8 被災地：畿内、東海、東山北陸諸道 震央：白川谷断層？ 県内の被害：木舟白崩壊、白川谷被害多し	〃 富山県地域防災計画「地震編」
寛文２年 （1662 年）		推定規模：M7.25～7.6 震央：琵琶湖付近 県内の被害：神社仏閣人家被害、死傷者多し	富山県地域防災計画「地震編」
寛文８年 （1668 年）		被災地：越中	新編日本被害地震総覧
宝永４年 10 月４日 （1707 年）	宝永地震	推定規模：M8.4～8.7 被災地：畿内、東海道および南海道諸国 震央：南海トラフ 県内の震度：(5～6) 家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	新編日本被害地震総覧

発生年月日	地震名	被害状況	資料
寛延4年 (1751年)		推定規模M7.0～7.1 被災地：越後、越中 震央：越後高田	〃
安政5年4月9日 (1858年)	飛越地震	推定規模7.0～7.1、5.7の連続地震 被災地：飛騨、越中、加賀、越前 震央：跡津川断層 県内の震度：(5～6) 県内の被害：大鳶、小鳶崩壊、洪水、流出家屋多し	〃 富山県地域防災計画「地震編」
昭和8年9月21日 (1933年)	七尾湾地震	12時15分伏木町の40km沖を震源とする地震あり、震度は伏木中震、この地震で氷見郡女良村では、100㎡の土砂崩れ、県道に土砂の崩壊3ヶ所、同中団で40m余の亀裂が生じた。	伏木気象報
昭和19年12月7日 (1944年)	東南海地震	M7.3、富山県内では震度4以上を記録とあるが、被害状況は不明。 (震央：北緯33.8°東経136.6°M7.9)	富山県地域防災計画「地震編」
昭和23年6月28日 (1948年)	福井地震	16時すぎ、福井県九頭龍川河口付近に震源を有する大地震発生に伴い、県内は強震で西部に被害が出た。震源地九頭龍川、震度は富山4、余震7回あり (震央：北緯36.1°東経136.2°M7.3、福井周辺に大被害を生じた)	
昭和27年3月7日 (1952年)	大聖寺沖地震	石川県西部沖、福井・石川両県で死者7人、家屋半壊4、山崩れ等があったが、富山県内での人畜・家屋等の被害なし。 (震央：北緯36.5°、東経136.2°M6.5)	富山県地域防災計画「地震編」
昭和36年8月19日 (1961年)	北美濃地震	14時33分頃、中部、近畿、関東、中国、四国地方で急激な地震が起こり震源は岐阜、福井県境で、このため岐阜、福井、石川、富山各県下の一部で死傷者を伴う被害を生じた。県内ではさらに同日22時22分頃、黒部川上流御前沢地内で地震による落石により人夫7名重軽傷を負う事故があった。さらに21日午後、余震のためと思われる震動で落石､2名の負傷者が出た｡富山の震度は3(震央:北緯36.01°東経136.46°M7.0)白山南西麓の鳩ケ湯-小池断層が動いたと推定される。	
昭和39年6月16日 (1964年)	新潟地震	新潟県沖(震央：北緯38.4°、東経139.2°M7.5)新潟・秋田・山形の各県中心に被害があり、富山市では震度3で被害なし。	
昭和47年8月31日 (1972年)		17時頃京都北部と福井県東部を震央とする有感地震が13分間に2回発生した。この地震の後30～50分を経てから立山町東峯、白岩川ダム建設用の原石採取山の山腹が大きく崩壊した。	立山町地域防災計画(昭和61年)

発生年月日	地震名	被害状況	資料
昭和51年2月22日～28日（1976年）		22日11時45分頃、富山県西部に震度4の地震（震央：北緯36.7°東経136.9°小矢部市と福岡町の中間）深度0で福岡町を中心に家から外は飛びだした人等で一時混乱した。28日まで時々地震が続いた。大谷石塀倒伏長さ30m、大谷石塀沈斜長さ15m、住家の内壁破損10戸、墓石倒伏1基の被害があった。	富山県地域防災計画「地震編」
昭和59年9月14日（1984年）	昭和59年長野県西部地震	震源は長野県西部（震央：北緯35.8°東経137.6°M6.8）長野県玉滝村では崖崩れ・土石流により大きな被害をもたらしたが、富山市は震度3で被害なし。	
平成5年2月27日（1993年）	能登半島沖地震	22時27分能登半島沖（震央：北緯37.7°東経137.3°深さ25km M6.6）で地震が発生し富山、伏木で震度4を観測した。富山湾沿岸には津波注意報が発表されたが津波による被害はなかった。JR西日本では一時運行を見合わせ、また、富山市、高岡市、小矢部市で天井や窓ガラス等の建物被害が発生した。	
平成7年1月17日（1995年）	兵庫県南部地震	5時46分、兵庫県南部でM7.2の地震があり、最大神戸等で震度7を記録したほか、京都等で震度5、大阪等では震度4を記録し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。この地震により、県内では富山市で震度3、高岡市で震度2を記録した。	
平成12年6月7日（2000年）	石川県西方沖	7時6分、石川県西方沖でマグニチュード6.2の地震があり、北陸で震度1～4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度1～3を記録した。県内では小矢部市で震度4を記録した。	
平成14年11月17日（2002年）	石川県加賀地方	石川県内で震度4を観測した。県内及び、新潟県から京都府にかけてと岐阜・長野県で震度1～3を観測した。	
平成16年10月23日（2004年）	新潟県中越大地震	震度7、全半壊及び一部損壊を含め、120,746棟の住家被害を受けた。	新潟県中越大震災災害対策本部調べ
平成19年3月25日（2007年）	能登半島地震	石川県・富山県を中心に負傷者が279人、富山県の氷見漁港では液状化現象が発生した。県内では、重傷1人、軽傷12人。村内では被害無し。	平成19年3月31日現在消防庁より
平成19年7月16日（2007年）	新潟県中越沖地震	震度6強、全半壊及び一部損壊を含め、41,934棟の住家被害を受けた。	新潟県中越大震災災害対策本部調べ

第５節　社会構造の変化への対応

近年、市街化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられるため、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることが肝要である。

第１　都市構造の変化

市街地の拡大に伴って、建物の密集化が進行する一方、老朽化の進む建物もあり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

第２　生活環境の変化

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

第３　コミュニティ活動の停滞

市街化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

第４　要配慮者の増加

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

第５　男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第６　感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第６節　災害の想定

舟橋村の地勢及び気象条件で発生が予想される災害を想定し、各災害に対する災害予防及び応急対策に関する計画の強化を図らなければならない。

なお、予想される災害は、次のとおりである。

第１　本村での発生が想定される一般災害（地震災害以外）

１　水　害

局地的な原因（地形、局所的な風の分布）により起こると考えられている集中豪雨は、豪雨の範囲がせまく 10 数 km 離れたところでは、雨量は、中心地域の１割にもみたないような降り方をすることもある。局地的に短時間に集中して多量の雨を降らせ、大被害を与えることもあり、台風襲来時、雷雨の時等起こり易いことから警戒の必要がある。

白岩川は、県二級指定河川として改修が実施されつつあるも、部分的には未だに川底の浅い部分があり、豪雨による護岸堤防の欠壊が起きれば人畜、家屋に対する被害及び、耕地の流失、埋没が発生するおそれもある。

２　雪　害

北陸地方での雪の降り方には「山雪」と「里雪」の二つのタイプがあり、特に里雪の気圧配置は、全体として西高東低型であるが日本海東部に小低気圧のあることか多く、ここでは等圧線の間隔が広く気圧傾向がゆるやかになって、南にわん曲し袋の形をしているのが特徴である。１日に 20～30cm の降雪量があることもあり、交通障害、農業被害、通信の途絶等、住民生活及び産業活動に大きな影響を与えることが想定される。

なお、本村は豪雪地帯に指定されている。

□豪雪地帯及び特別豪雪地帯指定□

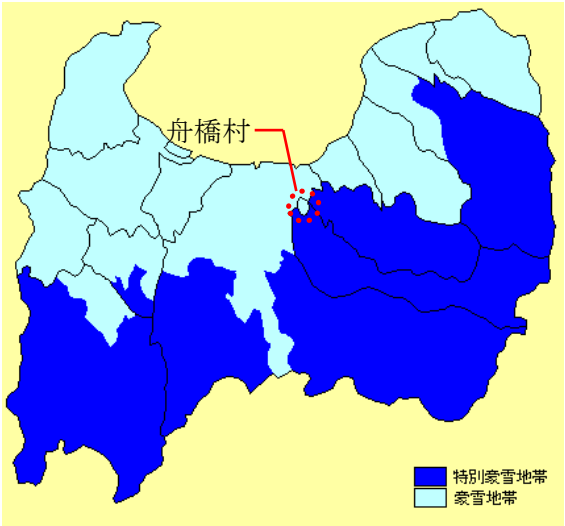

出典：全国積雪寒冷地帯振興協議会ホームページ

３　火　災

火災の発生及び拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係をもっている。

一般に日本海側においては、春季に多く特に気温の上昇と強い風をもたらすフェーン現象の起こった場合に大火となる例が多い。

村内各集落は、それぞれ分離していて複数の集落にわたる火災は考えられないが、近年宅地造成による住宅地が増加し、春期、台風時期におけるフェーン現象によっては延焼を引き起こすおそれがある。

４　風　害

本村地域での風害は、夏の終りから秋のはじめにかけて通過する台風によるものが多い。

西日本から日本海へ抜ける南風は強く、山を越えた気流によってフェーン現象を誘発するので、空気は乾燥して、火災が起こりやすくなる。また中部、関東地方を通過し北東の経路をとる台風は、暴風雨が強く家屋の損壊、樹木の倒伏及び農作物等に対する大きな被害となることが予想される。

５　農作物災害

本村における農作物は、水稲作が主であるため、風水害による場合の被害は甚大になることがある。

（１）冷　害

夏期に異常な低温が起こり農作物の作柄が極度に悪くなるような災害をいう。冷害は、オホーツク海高気圧や大陸高気圧が異常に強い年に起こる。また梅雨明けが遅れると気温が上がらずやはり冷害を起こす原因ともなる。

（２）干　害

夏には、小笠原高気圧におおわれ低気圧や前線も通らなくなって晴天が続くときに発生することが多い。

一般に夏ならば 20 日以上引き続いて雨が降らないと干害が出はじめるといわれている。

（３）長　雨

６月、７月の梅雨期はもちろん、３月から４月にかけて、さらに９月中旬から 10 月中旬にかけても、しばしば前線が停滞して長雨をもたらす。これらの時期に集中豪雨や台風が襲来すると、甚大な被害を受けることがある。長雨による農作物の被害としては、腐敗、穂発芽、開花、授精障害、赤カビ病等の病害等による障害を生じる。

第２　富山県内の活断層と地震

今後、富山県で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく地震災害対策を推進するうえで前提となるものである。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や住民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や市街化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要がある。

１　地震の適切な設定と対策の基本的な考え方

（１）最大クラスの地震の想定

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

（２）被害想定

被害想定は県の被害想定を援用し、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎資料とする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、村、県、国、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。

このため、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国及び県と連携し、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。

２　活断層等の状況

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四期（約 200 万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、1891 年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995 年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、地震の発生源となりうる断層であることから、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が実施されている。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。

現在公表されている県内の主な活断層は、次のとおりである。

（１）跡津川断層帯

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約 69km で、ほぼ東北東－西南西方向に延びる。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約２～３ｍ／千年、最新の活動は 1858 年（安政５年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約 4.5～８ｍの右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約 2,300～2,700 年と推定される。

（２）牛首断層帯

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約 54 ㎞で、ほぼ北東－南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯である。最新活動時期は 11 世紀以後、12 世紀以前、平均活動間隔は約 5,000 年～7,100 年と推定される。

（３）魚津断層帯

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯である。全体の長さは約 32 ㎞で、概ね北北東－南南西方向に延びる。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。平均的な上下方向のずれの速度は、約 0.3ｍ／千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた１回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 8,000 年程度以下の可能性がある。

（４）砺波平野断層帯西部

砺波平野断層帯西部は、長さ約 26 ㎞で、概ね北東－南西方向に延びる。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は 0.3～0.4ｍ／千年程度以上、最新の活動は約 6,900 年前以後、１世紀以前、平均活動間隔は約 6,000～12,000 年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

（５）砺波平野断層帯東部

砺波平野断層帯東部は、長さ約 21 ㎞で、北北東－南南西方向に延び、高清水断層からなる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.3～0.4ｍ／千年程度、最新の活動は約 4,300 年前以後、約 3,600 年前以前、

平均活動間隔は 3,000～7,000 年程度であったと推定される。

（６）呉羽山断層帯

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約 22 ㎞以上とされているが、平成 23 年５月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所)」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長 12.7 ㎞、総延長約 35 ㎞とされた。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4～0.6ｍ／千年程度、最新の活動は約 3,500 年前以後、７世紀以前であった可能がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた１回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 3,000～5,000 年程度であった可能性がある。

（７）庄川断層帯

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約 67 ㎞で、ほぼ北北西－南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は 11 世紀以後、16 世紀以前と推定され、平均活動間隔は約 3,600～6,900 年の可能性がある。

また、富山県に影響を及ぼすことが想定される活断層については、次のとおりである。

（１）森本・富樫断層帯

森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近（旧石川郡鶴来町）に至る、長さ約 26 ㎞の断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。過去数十万年間～数万年間においては、平均的な上下方向のずれの速度が概ね１ｍ／千年程度であった可能性がある。最新の活動は、約 2,000 年前以後、４世紀以前にあったと推定され、１回の活動によるずれの量は３ｍ程度、そのうち上下成分は２ｍ程度であった可能性がある。平均的な活動間隔について直接的なデータは得られていないが、1,700 年～2,200 年程度であった可能性がある。

（２）邑知潟断層帯

邑知潟断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町を経て、かほく市に至る断層帯である。全体の長さは約 44 ㎞で、ほぼ北東～南西方向に延びており、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4～0.8ｍ／千年程度と推定され、最新活動時期は、約 3,200 年前以後、９世紀以前と推定され、その際には、断層の南東側が相対的に２～３ｍ程度高まる段差や撓みが生じた可能性がある。平均活動間隔は 1,200～1,900 年程度であった可能性がある。なお、平成 22 年度に実施された「活断層の追加・補完調査」（「邑知潟断層帯の活動性および活動履歴調査（独立行政法人産業

技術総合研究所)」）では、最新活動時期は、８～９世紀以降、16 世紀以前の可能性があり、平均活動間隔は、800～1,500 年程度であるとされた。

□富山県の活断層分布図□

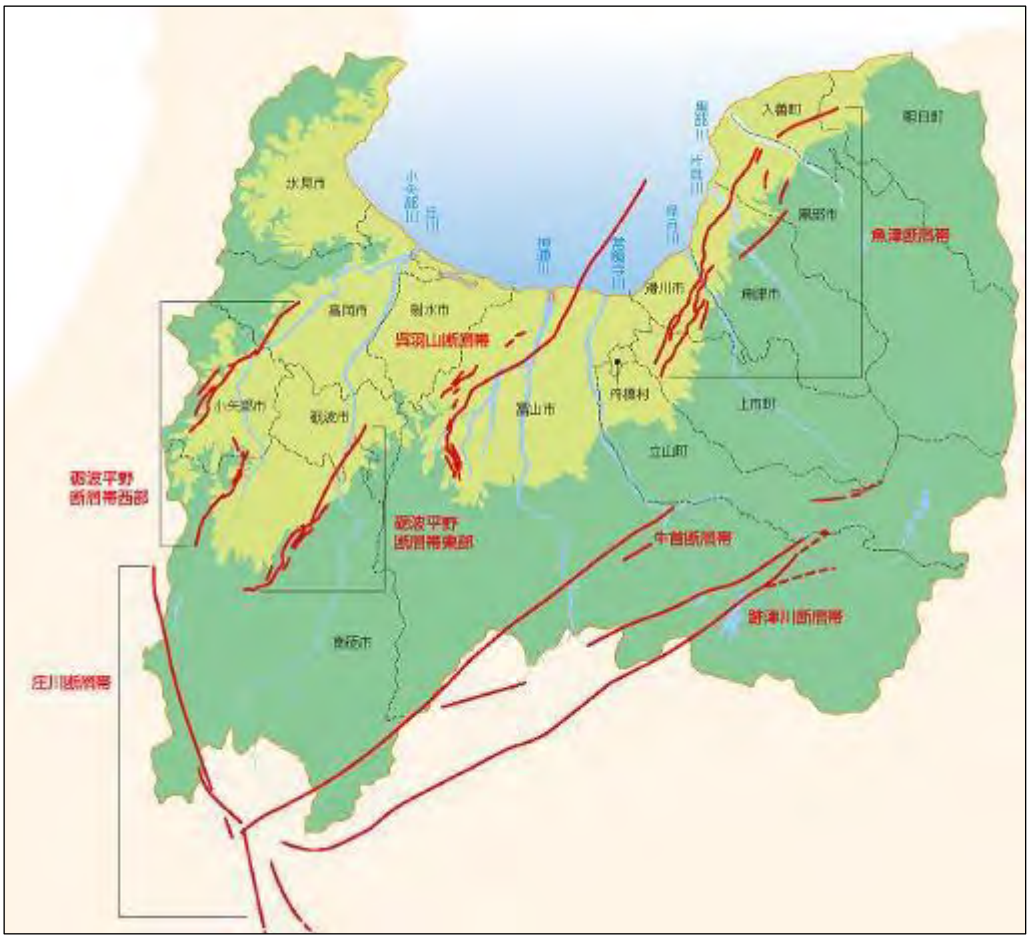

第３　過去の地震

富山県に関係する歴史地震は、下表（「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」）のとおりであり、中でも特に、1586　年の天正の大地震と 1858 年の安政の大地震は本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

また、1933　年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度１以上の地震は計 507 回（2020 年９月末現在）であり、そのうち、震度４以上を記録した地震は 10 回と全国的にも地震の少ない県である。(「震度４以上を記録した地震一覧」参照）なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

□富山県内に被害をもたらした主な歴史地震□

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863（貞観 5）		７以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586（天正 13）	（飛騨白川谷）	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	（５～６）
1662（寛文 2）	（琵琶湖付近）	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	-5
1668（寛文 8）			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707（宝永 4）	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	（５～６）
1858（安政 5）	飛越地震	7.0～7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、流出家屋多し	（５～６）
〃	（大町付近）	5.7		―

※　上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧［増補改訂版］」（宇佐美龍夫、1996年）において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

□震度４以上を記録した地震一覧□

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933（昭和 8）	石川県能登地方	6	傷者２､氷見で土砂崩れ、亀裂	４：高岡市伏木
1944（昭和 19）	三重県南東沖	7.9	不明	４：富山市
1948（昭和 23）	福井県嶺北	7.1	西部で被害	４：富山市
1952（昭和 27）	石川県西方沖	6.5	硝子破損	４：富山市石坂、富山市八尾、氷見市（女良）
1993（平成 5）	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	４：富山市、高岡市伏木
2000（平成 12）	石川県西方沖	6.2	被害なし	４：小矢部市
2007（平成 19）	能登半島沖	6.9	重傷１、軽傷 12 非住家一部損壊５	５弱：富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村 ４：高岡市、魚津市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町
2007（平成 19）	新潟県上中越沖	6.8	軽傷１	４：氷見市、舟橋村
2013（平成 25）	石川県加賀地方	4.2	被害なし	４：小矢部市
2020（令和 2）	石川県能登地方	5.5	軽傷 2	４：富山市、氷見市、舟橋村

※　「理科年表」（国立天文台、平成13年）及び「富山県気象災異史」（富山地方気象台、富山県、昭和45年）及び「気象庁震度データベース検索」等による。

第７節　地震被害想定（県被害想定より抜粋）

地震には、海洋型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から、富山県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられている。

地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、本県の自然条件及び社会条件を反映させた上で、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものである。

第１　地震の想定

本計画による地震の想定については、富山県の行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層及び砺波平野断層帯西部並びに森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行うものとする。

第２　被害の想定

１　被害想定の項目

（１）跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層、砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯を震源とする直下型地震が発生した際の、富山県全域の震度分布、液状化危険度を示す。

（２）県全域の物的、人的被害を予測する。

２　前提条件

（１）跡津川断層地震、法林寺断層地震

ア　被害想定に必要な各種データは、跡津川断層地震にあっては、平成２年国勢調査の人口・世帯データ及び平成５年の住宅統計調査報告を用い、法林寺断層地震にあっては、平成７年国勢調査の人口・世帯データや平成７年１月の家屋データを用いた。

イ　火災（出火、延焼）の予測は、春の朝６時、風速２ｍ／秒、風向きは南西とした。

ウ　被害想定は、基本的に県下を約１km^2 メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

（２）呉羽山断層帯地震

ア　被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成 23 年１月１日現在）の人口・世帯データや平成 22 年度固定資産税課税データ等を用いた。

イ　火災（出火、延焼）の予測は、風速３ｍ／秒、風向きは南西とし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。

ウ　被害想定は、基本的に県下を 250 ㎡メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

（３）砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯

ア　被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成 29 年１月１日現在）の人口・世帯データや平成 29 年度固定資産税課税データ等を用いた。

イ　火災（出火、延焼）の予測は、風速８ｍ／秒、風向きは各地域の実情によるものとし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。

ウ　被害想定は、基本的に県下を 250 ㎡メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

第３　被害想定の概要

１　予想震度分布

各想定地震による震度分布は下記のとおりである。

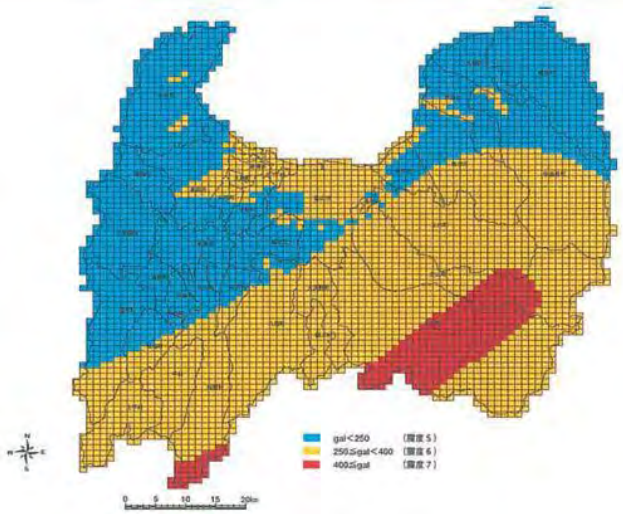

図４.１　跡津川断層地震予測震度分布

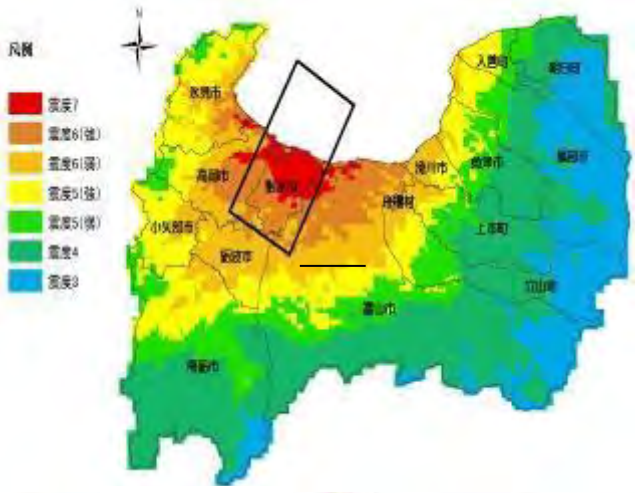

図４.２　呉羽山断層地震予測震度分布

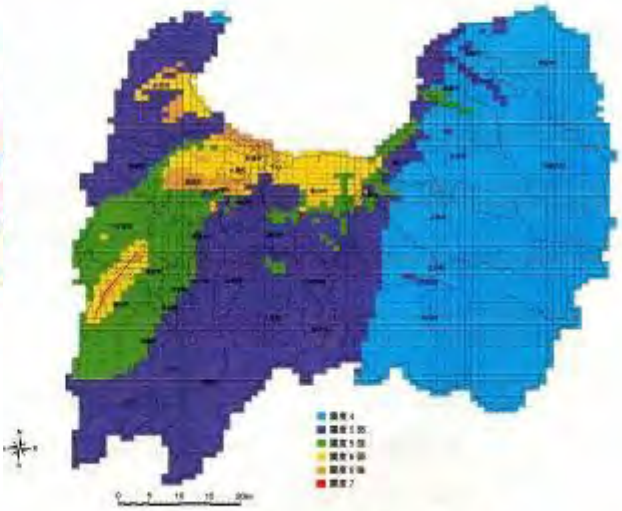

図４.３　法林寺断層地震予測震度分布

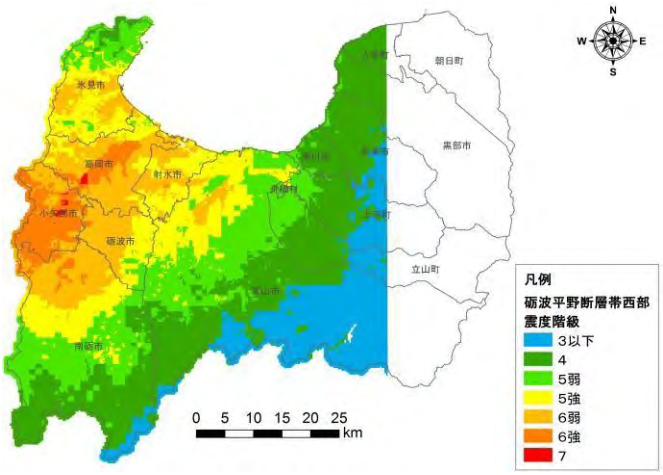

図４．４　砺波平野断層帯西部地震予測震度分布

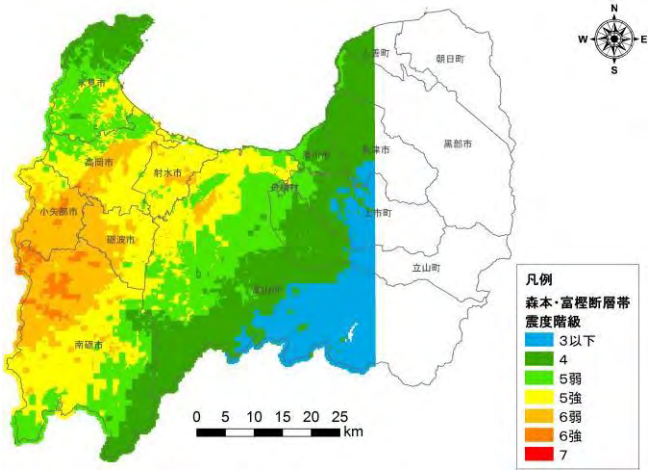

図４．５　森本・富樫断層帯地震予測震度分布

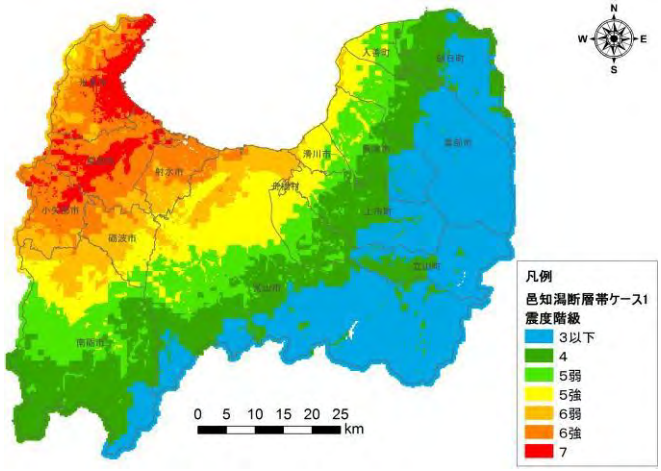

図４．６　邑知潟断層帯（ケース１）地震予測震度分布

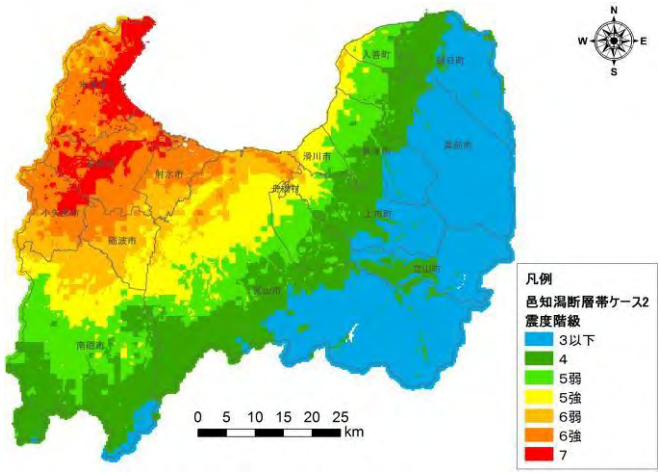

図４．７　邑知潟断層帯（ケース２）地震予測震度分布

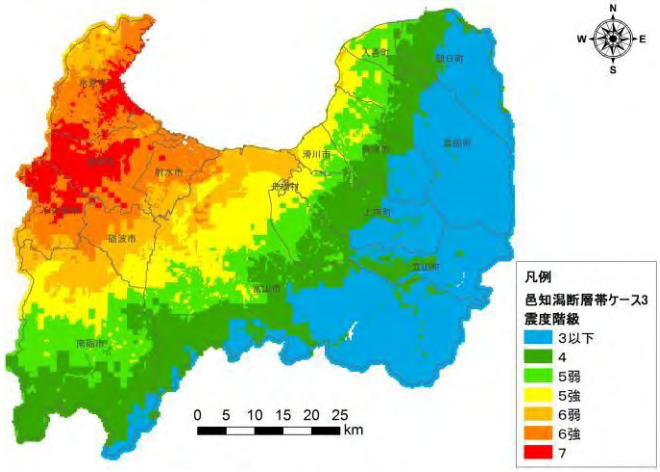

図４．８　邑知潟断層帯（ケース３）地震予測震度分布

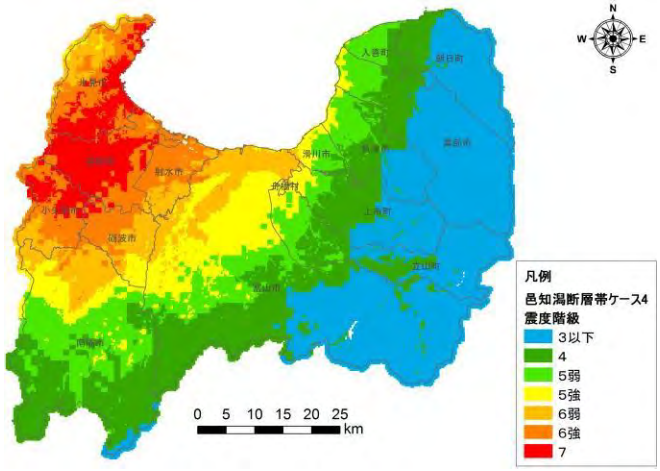

図４．９　邑知潟断層帯（ケース４）地震予測震度分布

２　地盤の液状化

各想定地震による液状化の判定は下記のとおりである。

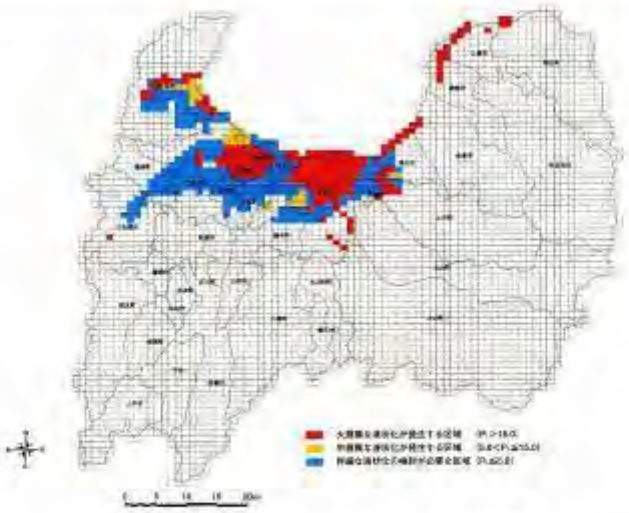

図５.１　跡津川断層地震液状化判定結果図

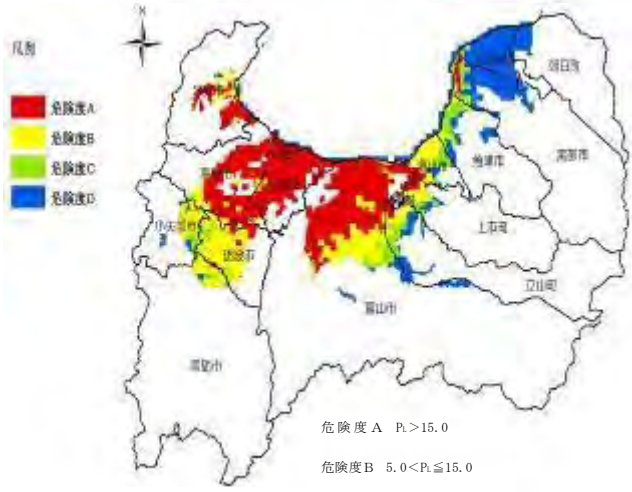

図５.２　呉羽山断層地震液状化判定結果図

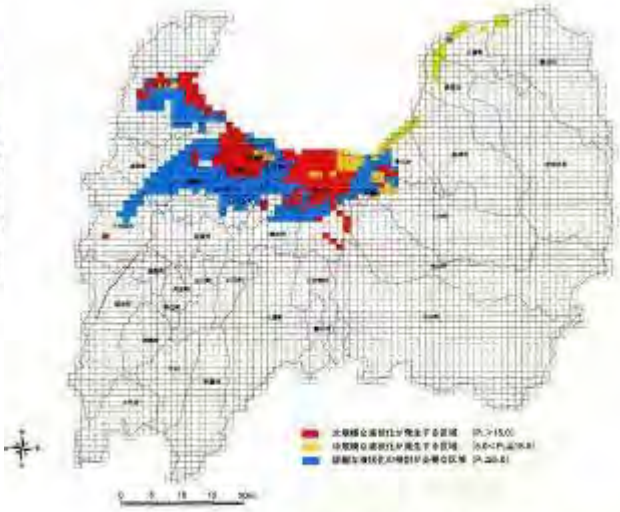

図５.３　法林寺断層地震液状化判定結果図

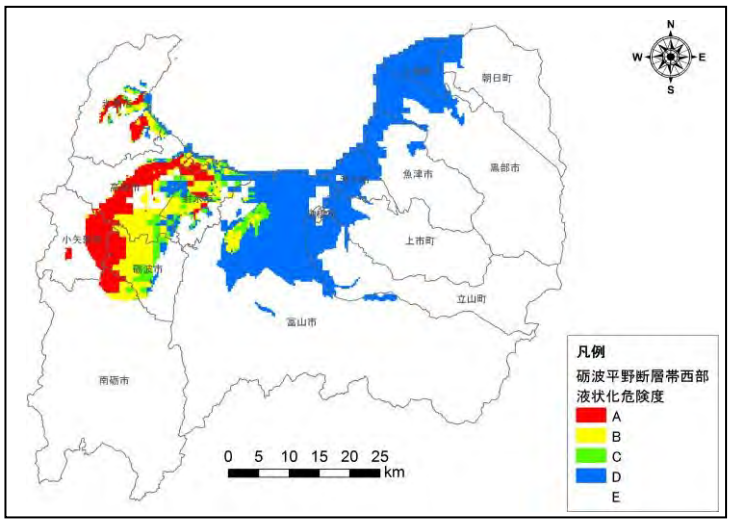

図５．４　砺波平野断層帯西部地震液状化判定結果図

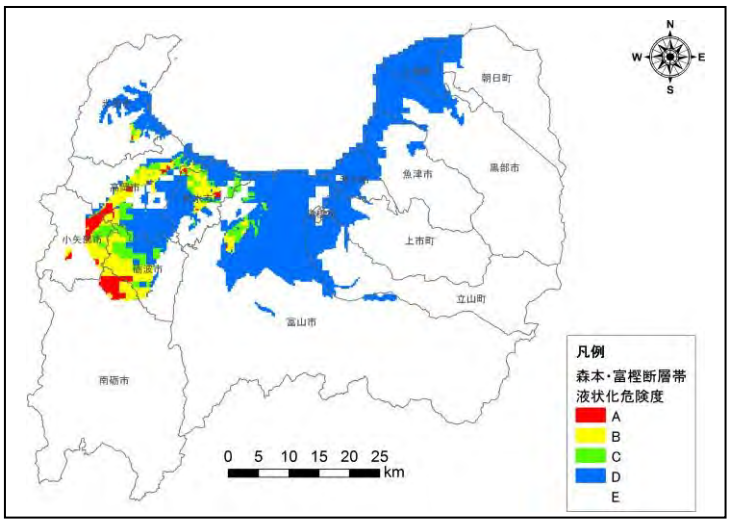

図５．５　森本・富樫断層帯地震液状化判定結果図

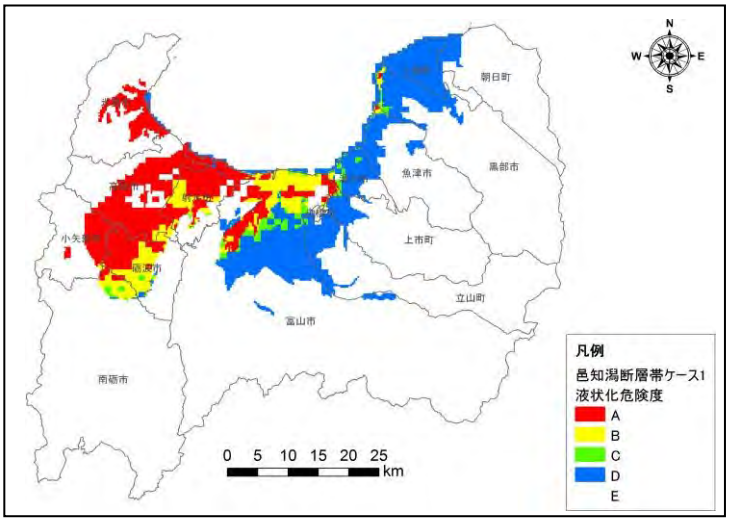

図５．６　邑知潟断層帯（ケース１）地震液状化判定結果図

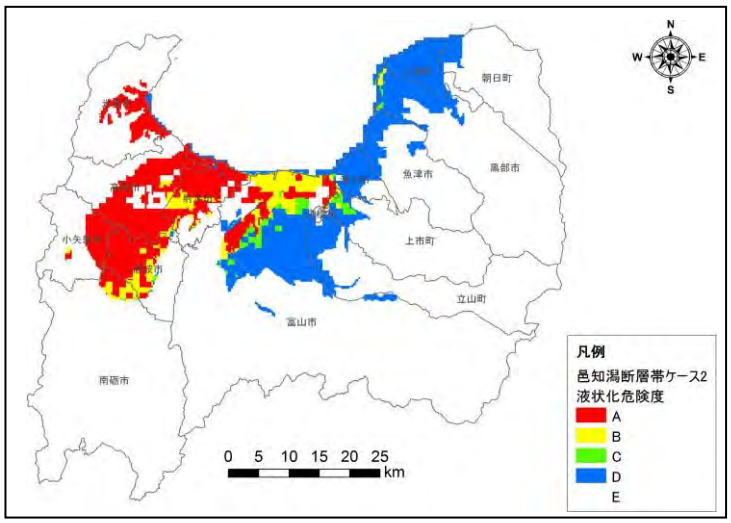

図５．７　邑知潟断層帯（ケース２）地震液状化判定結果図

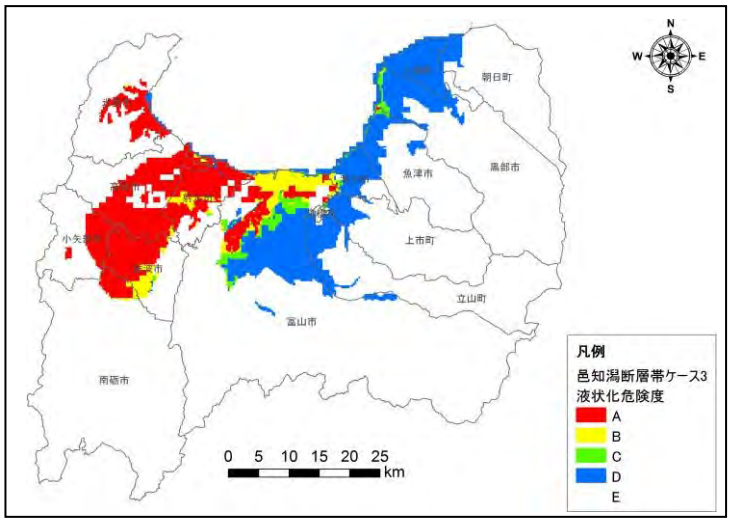

図５．８　邑知潟断層帯（ケース３）地震液状化判定結果図

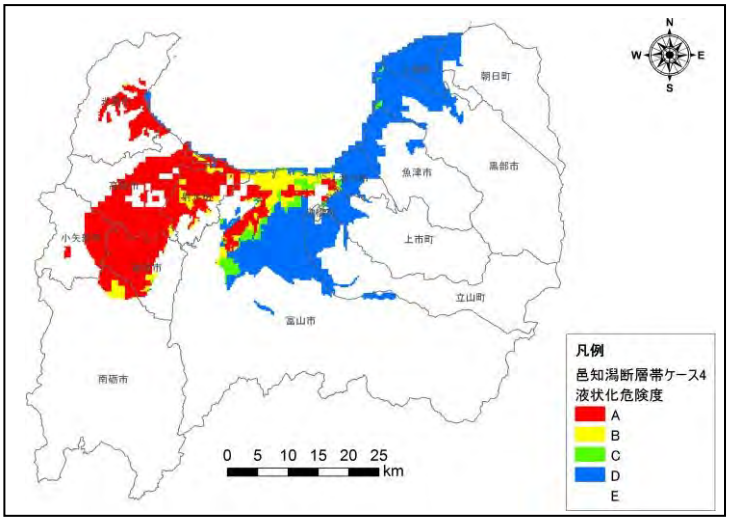

図５．９　邑知潟断層帯（ケース４）地震液状化判定結果図

3　被害の概要

被害の想定は下表のとおりであるが、これは一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異な　った予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

（1）跡津川断層地震、法林寺断層地震（県全体）

項　　目				現 況	跡津川断層地震	法林寺断層地震
物的被害	建物	木造建物		259,350 棟	40,641 棟(9.57%)	28,554 棟(7.26%)
				659,535 棟	103,451 棟(9.58%)	72,706 棟(7.27%)
		鉄骨造		49,739 棟	3,741 棟(7.02%)	3,476 棟(6.64%)
				117,703 棟	8,923 棟(7.05%)	8,269 棟(6.66%)
		鉄筋コンクリート造		8,611 棟	402 棟(4.17%)	339 棟(3.59%)
				20,492 棟	1,019 棟(4.37%)	813 棟(3.58%)
		落下物		138,195 棟	6,977 棟(5.05%)	7,038 棟(5.09%)
		ブロック・石		90,794 件	5,692 件(6.27%)	9,451 件(10.41%)
				230,847 件	14,975 件(6.49%)	24,330 件(10.54%)
	火災	延焼		259,350 棟	1,491 棟(0.57%)	2,012 棟(0.78%)
				659,535 棟	3,794 棟(0.58%)	5,118 棟(0.78%)
	ライフライン施設	上水道		7,016 km	3,483 箇所(0.5 箇所/km)	1,122 箇所(0.16 箇所/km)
		下水道	(県)	81 km	2 地点	2 地点
			(市町村)	2,790 km	910 箇所(0.33 箇所/km)	259 箇所(0.09 箇所/km)
		ガス		191 km	0 箇所(0 箇所/km)	0 箇所(0 箇所/km)
		電気（電柱）		147,449 基	1,383 基(0.94%)	1,225 基(0.83%)
	交通運輸	道路		12,175 km	774 箇所(0.06 箇所/km)	680 箇所(0.06 箇所/km)
		鉄道		290 km	352 箇所(1.21 箇所/km)	266 箇所(0.92 箇所/km)
		橋梁		168 橋	0 橋	0 橋
人的被害		死者		1,120,161 人	865 人(0.08%)	1,246 人(0.11%)
		負傷者			15,872 人(1.42%)	19,800 人(1.77%)
		罹災者			58,224 人(5.2%)	61,884 人(5.52%)

物的被害の建物、火災の上段は、住宅での被害を示す。

（２）呉羽山断層帯地震（本村のみ）

物的被害						人的被害	
建物		火災・延焼	落下物	ブロック塀等	自動販売機	死者	負傷者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
0	493	0	0	38	9	0	59

（３）砺波平野断層帯西部（本村のみ）

物的被害						人的被害	
建物		火災・延焼	落下物	ブロック塀等	自動販売機	死者	負傷者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
0	0	0	0	0	0	0	0

（４）森本・富樫断層帯（本村のみ）

物的被害						人的被害	
建物		火災・延焼	落下物	ブロック塀等	自動販売機	死者	負傷者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
0	0	0	0	0	0	0	0

（５）邑知潟断層帯（ケース１：本村のみ）

物的被害						人的被害	
建物		火災・延焼	落下物	ブロック塀等	自動販売機	死者	負傷者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
0	7	0	0	0	0	0	1

（６）邑知潟断層帯（ケース２：本村のみ）

物的被害						人的被害	
建物		火災・延焼	落下物	ブロック塀等	自動販売機	死者	負傷者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
0	7	0	0	0	0	0	1

（７）邑知潟断層帯（ケース３：本村のみ）

物的被害						人的被害	
建物		火災・延焼	落下物	ブロック塀等	自動販売機	死者	負傷者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
0	4	0	0	0	0	0	0

（５）邑知潟断層帯（ケース４：本村のみ）

物的被害						人的被害	
建物		火災・延焼	落下物	ブロック塀等	自動販売機	死者	負傷者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
0	3	0	0	0	0	0	0

第３　富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）

地震調査研究推進本部は、全国の主要な 113 の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

富山県に関わる活断層の地震評価として、平成 14 年 12 月（平成 20 年５月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成 16 年９月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成 17 年３月に牛首断層帯、平成 19 年５月に魚津断層帯、平成 13 年 12 月（平成 25 年 11 月一部改訂）に森本・富樫断層帯、平成 17 年３月に邑知潟断層帯の長期評価結果が公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「Ｓランク（高いグループ）」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知潟断層帯は「Ａランク（やや高いグループ）」に属する。（30 年以内の地震発生確率が３％以上は「Ｓランク（高いグループ）」、0.1％以上～３％未満をやや「Ａランク（やや高いグループ）」としている。）

□長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）□

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※	30 年以内の地震発生確率	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部（石動、法林寺断層）	M7.2	A	ほぼ０％～２％もしくはそれ以上	約 6,000 年～12,000 年もしくはそれ以下	約 6,900 年前～１世紀
砺波平野断層帯東部（高清水断層）	M7.0	S	0.04％～６％	3,000 年～7,000 年程度	約 4,300 年前～3,600 年前
呉羽山断層帯	M7.2	S	ほぼ０％～５％	3,000 年～5,000 年程度	約 3,500 年前～７世紀
跡津川断層帯	M7.9	Z	ほぼ０％	約 2,300 年～2,700 年	1858 年飛越地震
庄川断層帯	M7.9	Z	ほぼ０％	約 3,600 年～6,900 年	11～16 世紀
牛首断層帯	M7.7	Z	ほぼ０％	約 5,000 年～7,100 年	11～12 世紀
魚津断層帯	M7.3	A	0.4％以上	8,000 年程度以下	不明

出典：富山県地域防災計画

□参考　その他富山県に影響を及ぼす活断層□

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※	30 年以内の地震発生確率	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	S	ほぼ０％～６％	約 2,000 年	約 2,000～200 年前
邑知潟断層帯	M7.6	A	２％	約 1,200 年～1,900 年程度	約 3,200 年前～９世紀

※　活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3%以上を「Ｓランク」、0.1～3%未満を「Ａランク」、0.1%未満を「Ｚランク」と表記。

出典：富山県地域防災計画

□参考　1995 年兵庫県南部地震発生直前における確率□

活断層名	地震規模	30 年以内の地震発生確率	平均活動間隔	最新活動時期
六甲・淡路島断層帯主部淡路島西岸区間「野島断層を含む区間」	M7.3	0.02%～8%	約 1,700 年～3,500 年	

出典：富山県地域防災計画

□参考　2011 年東北地方太平洋沖地震発生直前における確率□

活断層名	地震規模	30 年以内の地震発生確率	平均活動間隔	最新活動時期
東北地方太平洋沖地震	M9.0	10%～20%	600 年程度	約 500～600 年前

出典：富山県地域防災計画

□参考　2016 年熊本地震発生直前における確率□

活断層名	地震規模	30 年以内の地震発生確率	平均活動間隔	最新活動時期
布田川断層帯（布田川区間）	M7.3	ほぼ 0%～0.9%	8,100 年～26,000 年程度	約 6,900 年前以後～約 2200 年前以前

出典：富山県地域防災計画

第４「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府政策統括官（防災担当））

中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」、「首都直下地震対策専門調査会」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」において、防災対策の検討のため、震度分布の推計等が行われた。平成 17 年 10 月にその一連の調査結果が整理されたことにより、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」がとりまとめられ、公表された。

地震による地表でのゆれの強さは、主に「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の３つによって異なる。一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。「地盤のゆれやすさ全国マップ」は、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現したものである。

舟橋村は、村全域で 0.4～0.6 となっている。

□富山県における表層地盤のゆれやすさ□

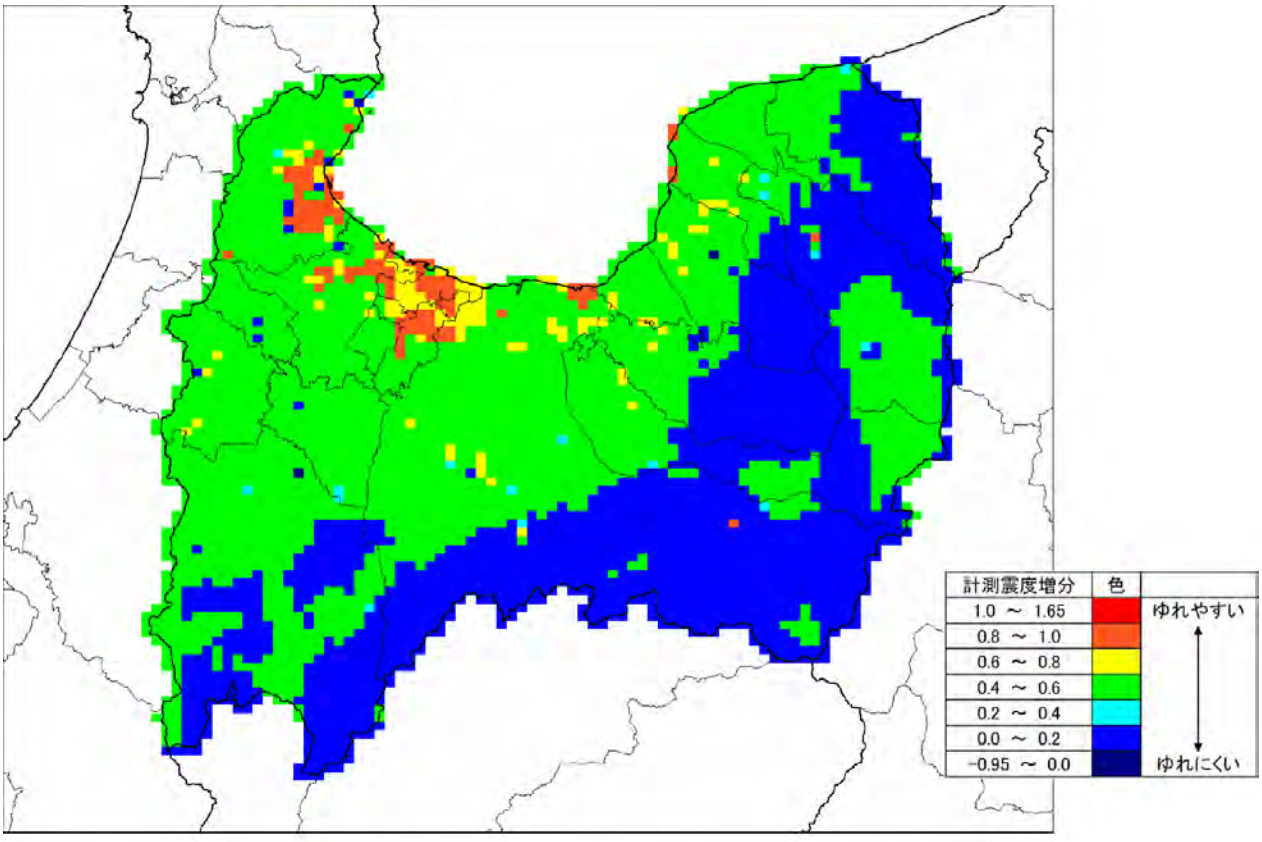

図　表層地盤のゆれやすさ（富山県）

第 2 編　地 震 災 害 編

第１章　災害予防対策

大規模な地震は、我が国では、いたるところで繰り返し起きている。地震発生の防止は不可能であり、また、活断層を震源とする内陸型の地震については、現在、予知することも困難とされている。

しかしながら、普段より防災意識をもちながら、絶えず効果的な予防対策を推進することで、少しでも被害の軽減を図ることが可能である。

本村の地震災害予防対策として、計画的に防災基盤の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進めること、また防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護・消火体制の整備を促進し、地震防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、地震災害への日常の備えについての防災計画を策定し、震災予防対策の効果的な推進に努める。

第１節　地震災害に強いまちづくり

災害に強いまちにするためには、市街地の構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

村は防災まちづくりを推進するため、「舟橋村都市計画マスタープラン」など、まちづくりの方針と連携を図りながら、各種施策を展開する。

第１　防災ブロックの形成

村内各集落は、それぞれ分離していて複数の集落にわたる火災が考えられないが、近年宅地造成による住宅地が増加し、将来的に住宅地が連担することも考えられる。一方、住宅の延焼防止には延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備して、防災ブロックを形成することが重要であることから、今後の宅地化に際しては、これらの点に留意する。

第２　防災空間の整備拡大

震災時において、避難者の安全確保のための避難路や火災等の避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的課題である。

また、公園・緑地や道路等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時集合場所や地域の防災の拠点などの防災空間として活用することができる。

このため、村は、防災空間として、公園・緑地、道路等の都市施設の整備を促進し、市街地全体の安全性の向上に努めるとともに、道路については、災害時の代替性を確保した交通体系の整備を行うこととする。

１　公園・緑地の整備

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。

このことから、公園・緑地の整備促進に努めるとともに、園内において災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

２　道路の整備

道路は、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このため、防災上の観点から、広幅員となる幹線道路の整備を促進する。

また、災害時の交通の遮断を避けるため、代替性を確保した道路交通体系の整備を行う。

さらに、電線類の地中化により、ライフラインの被災防止に努める。

第３　建築物の耐震不燃化の促進

村は、従来から建築物の不燃化の促進及び建築物の耐震性向上に努めてきたが、今後も防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の不燃化を促進する。

１　建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物については、防災避難上の各種の措置の徹底を図るよう努める。

２　建築物の耐震化

村は、震災時において、被災者の収容施設となる小中学校、体育館、公民館、社会福祉施設や、防災拠点となる村役場庁舎等の公共建築物及び住宅の安全性を確保するため、「舟橋村耐震改修促進計画」（平成 23 年）を促進する。

（１）特定建築物の耐震性確保

ア　多数の者が利用する特定建築物

本村の特定建築物の耐震化率は 100％となっている。富山県東部消防組合と連携を図り、建築物の安全性の確保を確認するとともに、消防法による避難設備の維持確認や新規建設物への指導も含め、総合的な観点から耐震化を推進していく。

イ　災害時に道路閉塞が懸念される建築物

村内には、緊急通行確保路線及び主要道路・避難施設までの道路沿線等について、災害時に道路閉塞が懸念される建築物が 19 件ある。該当する建築物の所有者に、村の重要な道路沿道に居住されていることを周知し、耐震化の重要性を広報していく。

ウ　災害時に重要な役割を担う建築物

村内には、災害時の拠点施設（庁舎等）に該当する建築物が１施設あるが、新耐震基準を満たしている。震災後においても機能が確保できるよう、情報・通信設備、電気設備、給排水設備、空調設備、消防用設備等の耐震性能の向上に努める。

（２）住宅の耐震性の確保

村内の住宅の耐震化率は 81％（平成 21 年 12 月末現在）となっている。地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、人命や財産を守るため、住宅の耐震診断の実施及び耐震化に関する施策を実施するとともに、耐震化の普及啓発を図り、平成 27 年度末までに耐震化率 85％以上を目標とする。

（３）建築物における非構造部材の脱落防止対策及びブロック塀等の転倒防止

建築物における天井等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努める。

３　耐震性向上の支援措置

村は、「舟橋村耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物所有者の耐震化への費用負担を軽減するために国や県が実施する助成制度を活用し、耐震化促進を図る。

（１）住宅の耐震改修のための支援措置

地震発生時における木造住宅等の倒壊による災害を防止するため、村と県が連携して住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行うとともに、県単独の住みよい家づくり資金による融資を行い、住宅の耐震改修を促進する。

ア　木造住宅耐震診断支援事業

イ　木造住宅耐震改修支援事業

ウ　富山県住みよい家づくり資金融資

（２）住宅・建築物安全ストック形成事業（うち住宅・建築物耐震改修事業）

村及び県の作成する耐震改修促進計画等に基づき、一定以上の規模及び用途の建築物について行う耐震診断、耐震改修及び建替えに関する事業に対し、村、県及び国が連携して補助を行うことにより、住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図り耐震改修を促進する。

（３）中小企業施設の耐震化

中小企業の防災対策として、県制度融資（防災・減災対策促進資金)、中小企業高度化資金により耐震・耐火構造の事務所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進める。

ア　防災・減災対策促進資金

イ　中小企業高度化資金

（ア）共同防災施設事業

中小企業者が中小企業高度化事業を行うにあたり災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害拡大を防止するために必要な施設を設置するもの。

（イ）設備リース事業

中小企業者の事業活動に係る安全衛生の確保のための設備を組合が一括取得し、組合員に賃貸（リース）するもの。

４　耐震化に関する啓発及び知識の普及

（１）相談体制の強化

耐震化へ向けて村の相談窓口の充実を図る。また、県や関係団体とも連携を強化し、住民のあらゆる相談に対応できる環境整備を目指すものとする。

ア　村の窓口強化

住宅等の所有者の耐震化に関する、耐震診断、耐震改修、助成制度、地震対策等の疑問に対応できるよう、相談体制を強化する。

イ　県との連携

富山県建築住宅課、立山土木事務所と連携し、村と県が情報を共有し、相談が行える体制づくりを整備する。

ウ　建築関係団体との連携

耐震診断、耐震改修の詳細な相談に対応できるように、とやま住まい情報ネットワークが設置している「とやま住宅相談所」との連携を図り情報提供の場として活用していく。

（２）啓発普及活動の充実

村は、住民へ向けて耐震化に関する知識の啓発普及活動を実施し、耐震改修への意識向上を図る。

ア　啓発普及の方法

より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、さまざまなツールを利用して啓発普及を行っていく。また、耐震改修を行う建築関連事業者に向けても情報の提供を行う。

（ア）啓発普及用のパンフレット等の整備

富山県が作成しているパンフレットや技術提案書、（財）日本建築防災協会の発行するパンフレットの活用や、新たな耐震改修促進 PR パンフレットを作成するなど、啓発普及に必要なパンフレット等を整備する。

（イ）ホームページ、広報の活用

村のホームページや広報を活用し、耐震化に関する情報を掲載する。

（ウ）地域防災訓練

地域防災訓練を活用し、地震被害に関する事例、住宅・建築物の耐震化の重要性、地震の総合的な安全対策、震災時の防災対応などについて啓発普及を行い地震に強いまちづくりの意識向上を図っていく。

（エ）セミナーの開催

地域住民を対象とした出前講座や建築事業者を対象にしたセミナーを開催し、耐震化に

関連する正しい情報の提供を行っていく。

イ　啓発普及の内容

耐震化に関する意識の向上を目的に、住宅・建築物の所有者へ向けて、地震被害の恐ろしさ、耐震化の必要性、耐震化に関する技術的な知識、耐震リフォームの利便性、総合的な安全対策などについての情報を提供していく。

（ア）地震被害の恐ろしさ、耐震化の必要性

（イ）木造住宅の耐震化に関する技術的な知識

（ウ）耐震リフォームの利便性

（エ）その他、地震時の総合的な安全対策の紹介

（オ）防災意識の向上

ウ　地震防災マップ（ゆれやすさマップ）の活用

村は、災害リスクや被害想定、災害時の避難場所、緊急通行確保路線等について記載した「舟橋村ゆれやすさマップ」を活用し、自分の住んでいる地域のゆれやすさ、避難行動について住民の意識向上を図る。

第４　都市計画的手法によるまちづくり

住宅密集市街地の防災対策が必要な地域について都市計画的手法を用い、耐震・耐火建築物の建設と道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを促進する。

１　住宅市街地総合整備促進事業

低層の木造住宅が密集し、公共施設が著しく不足している地区において、住宅市街地総合整備事業により、良質な住宅の供給、居住環境の整備、老朽住宅の建替の促進等を行うことにより、防災性能の向上を図る必要があるため、村は県と連携して事業を促進する。

２　土地区画整理事業

震災発生時における二次災害は、道路の狭隘、オープンスペースの不足、無秩序な市街地の形成といった都市構造上の脆弱性にもその原因があるため、地域危険度が高く公共用地率が極めて低い木造密集市街地等において、都市基盤施設の整備を図ることによって地域環境を改善し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

また、市街地化が進みつつある周辺部においては、スプロール化を未然に防止するため、道路、公園等の社会基盤施設の整備を先行的に行うことにより、良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指す必要があるため、県は、村及び組合等が施行する土地区画整理事業に対し指導、助成を行い事業を促進する。

第２節　社会基盤施設等の安全性の強化

地震災害の軽減を図るためには、社会基盤を支える道路、鉄道、河川等の各種施設や上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設の耐震化、安全性強化を進めることが必要である。また、地震においては、落下物の被害、擁壁等の崩壊、地盤の液状化被害等が発生しており、その安全性が求められている。

こうした、地震による被害の防止・軽減のために、村、県及び防災関係機関は、社会基盤施設の安全性強化に努める。

第１　公共土木施設等の安全性強化

公共土木施設等は、社会基盤の根幹をなすものであり、震災時においては、緊急輸送等、復旧の基本となるため、村は、国、県及び防災関係機関と連絡調整を密にし、バランスの取れた整備促進に努めるとともに耐震強化を推進する。

構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急通行確保路線における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

１　交通施設の整備

（１）道路施設

道路は、震災時における住民の避難、消防・医療機関、緊急物資の輸送、火災の延焼防止等多様な機能を有していることから、地震時においてもその機能を発揮できるようにするため、耐震性の強化により交通機能の確保に努める。

（２）鉄道施設

鉄道は、大量輸送機関であることから、地震による被害が生じた場合には、多数の死傷者が発生する事故に結びつくおそれがある。このため、富山地方鉄道(株)は、定期的な安全点検を実施するとともに、耐震基準に応じた施設の改良整備を進め、人命の安全の確保に努める。

２　河川等の整備

本村は、河川によって形成された扇状地の上に社会基盤や集落を形成している。

このため、いったん破堤すれば、洪水が扇状に拡散し、浸水被害が予想されるため、河川の災害防止は古くから主要課題となっている。

このようなことから、地震による水害等から人命・財産等を守るため、関係機関は堤防・護岸等の耐震強化に努める。

（１）河川の整備

ア　堤防・護岸の亀裂、沈下等を早期に発見するため、堤防の伐木、除草を実施し、河川巡視などにより日常の管理を十分行う。

イ　地震に起因する堤防の沈下により生じる浸水被害を防止するため、耐震性の不足している河川構造物について、緊急度の高いものから順次対策工事を実施する。

（２）農業用排水施設の整備

排水機場､排水樋門、頭首工及び用排水路等の農業用用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。

第２　ライフライン施設の安全性強化

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものである。このため、震災時においてもその機能を発揮できるよう各機関において防災計画を作成し、耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

１　簡易水道施設における災害予防対策

震災による水道施設の被害を最小限にとどめ、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の耐震性の強化を図るため逐次送配水管を更新する。また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために消雪用井戸と消火栓機能を兼備したものに逐次改良する等防災用資機材の整備拡充を図る。

２　下水道施設における災害予防対策

村内の公共下水道事業は中新川広域行政事務組合に委託している。このため、中新川広域行政事務組合と連携し、既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造等を調査し、耐震診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。

また、新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。

３　電力施設における災害予防対策（北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)）

村は､災害時における応急対策活動に関する協力協定書を（社）北陸電気管理技術者協会､(財)北陸電気保安協会と協定を締結しており、早期の復旧に努める。

また、災害時における電力供給を確保するため、北陸電力(株)及び北陸電力送配電(株)と連携を強化する。

４　ガス施設における災害予防対策（日本海ガス(株)、(一社)富山県エルピーガス協会）

村は、(社)富山県エルピーガス協会中新川支部と、公共施設の応急復旧や避難所開設等におけ

る緊急用燃料としてLPガス等の供給を図るために「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」を平成20年６月に締結している。

一般家庭におけるLPガス設備の安全性を強化するため、LPガス販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、安全機器の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、災害時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

５　通信施設の災害予防対策（西日本電信電話(株)等、(株)NTTドコモ北陸、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要である。このため、通信事業各社は公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保及び通信の確保に努める。

第３　廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限にするとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、公共下水道事業を委託している中新川広域行政事務組合、廃棄物処理事業を委託している富山地区広域圏事務組合と連携し、廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努める。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努める。

１　処理施設の災害予防対策

（１）一般廃棄物処理施設

既設の処理施設について、必要に応じて耐震化、不燃・堅牢化に努める。

また、今後、建設する施設については、し尿及びごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、耐震化、不燃・堅牢化に努める。

（２）産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の耐震化、不燃・堅牢化に努める。

２　し尿、ごみ等の処理体制の整備

（１）処理施設の応急復旧資機材等の整備

村は富山地区広域圏事務組合と連携し、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

（２）ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保等

災害時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、村は富山地区広域圏事務組合と連携し、あらかじめ運搬経

路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

（３）避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

村は中新川広域行政事務組合及び富山地区広域圏事務組合と連携し、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。

３　広域的な協力体制の整備

し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、県、県内市町村、国等及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

第４　危険物施設等の安全性強化

「第４編　事故災害対策編　第４章　第１節　第１危険物施設等の安全性の確保」に定める内容に準ずる。

また、施設及び屋外設備の耐震性の強化に努める。

第５　地盤の液状化対策の推進

近年、地震動による液状化による被害発生の危険性も増えているため、村は県と連携して、地盤の液状化による影響調査を進めるとともに、耐震基準の適用や各種対策工法の普及に努める。

１　浅部の地盤データの収集とデータベース化

村、県及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努める。

２　液状化に関する知識の普及啓発

村及び県は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、住民に対し、地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく引き液状化の危険性の高い地域など、液状化に関する知識の普及啓発に努める。

３　地盤改良、液状化対策工法の推進

村、県及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。

第３節　防災活動体制の整備

同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生など、発災時直後から次々に起きる災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限に止めるため、村、県及び防災関係機関において速やか初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

このため、災害対策活動の拠点となる施設の整備を進めるとともに、避難誘導、救助・救急活動が広域的に、しかもできるかぎり早急に行う体制を確立することが必要である。

防災体制づくりとして、防災拠点施設や防災活動の拠点となる施設の整備や防災資機材の備蓄を進めるとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部の機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の充実等による陸・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努める。

第１　災害対策本部体制の充実

１　初動マニュアルの整備

災害発生時、特に初動期における活動を迅速・的確に行うため、初動マニュアルの整備に努める。

２　初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、意思決定者、配備基準、連絡系統について職員に対して地域防災計画の習熟を図る。

３　災害対策本部設備等の整備

村は災害対策本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することがないよう、次の災害対策本部設備等の整備を進める。

（１）備品の固定及び落下物の防止措置
（２）停電時に備えた非常電源の整備
（３）無線機器の点検・整備
（４）地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
（５）災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣服等の確保

第２　防災拠点施設の整備

大規模な災害時に防災拠点施設等は、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。

１　地域防災拠点施設の役割

（１）災害時における役割・機能

ア　村の現地活動拠点

イ　自主防災活動の拠点

ウ　応援部隊の活動拠点

エ　避難施設

（２）平常時

ア　自主防災組織等の研修、訓練場

イ　住民の憩いの場

２　地域防災拠点施設の施設設備（例示）

情報連絡室、医療救護室、備蓄倉庫、研修室、耐震性貯水槽、広場

第３　救出救助用資機材の整備

村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。

第４　通信連絡体制の整備

災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとする IT の積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

１　通信連絡系統

災害についての通信連絡系統は、次のとおり。

□通信連絡系統図□

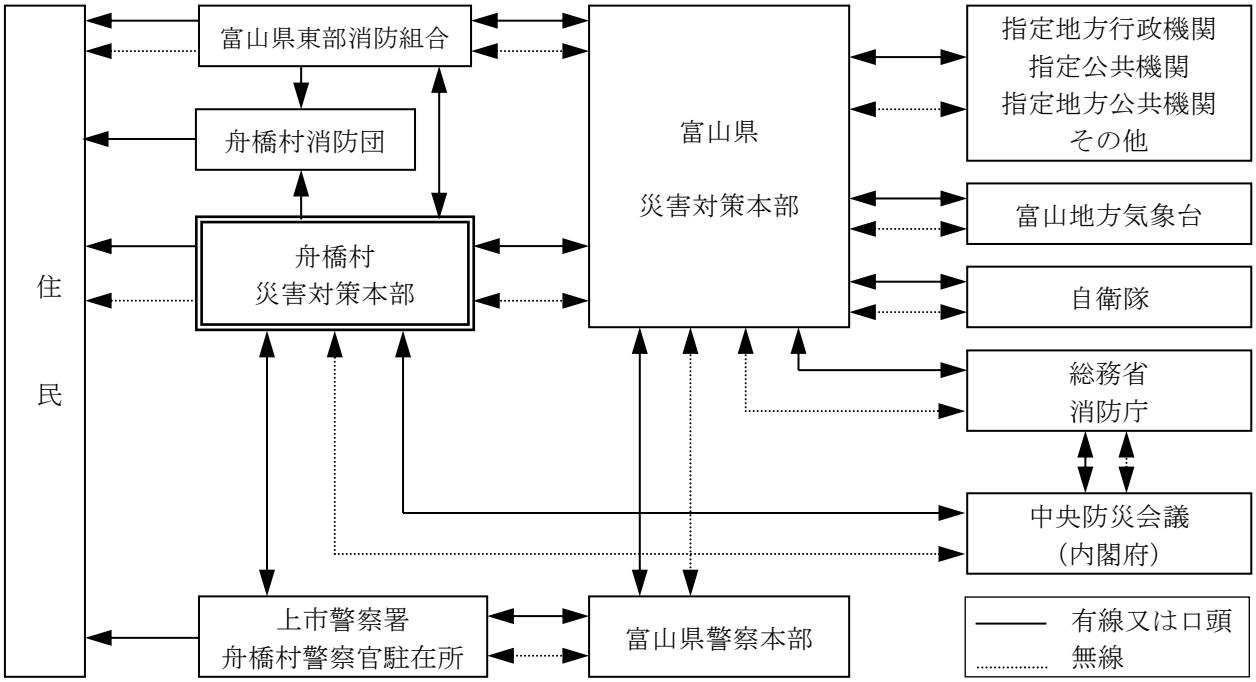

２　通信連絡手段

通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。

（１）有線電話

ア　加入電話

イ　専用線電話

ウ　県防災行政無線（対象：県、市町村、消防本部等）

（２）無線電話

ア　県防災行政無線（対象：県、市町村、消防本部等）

イ　防災相互無線（対象：市町村）

ウ　携帯電話

□無線通信ネットワーク図□

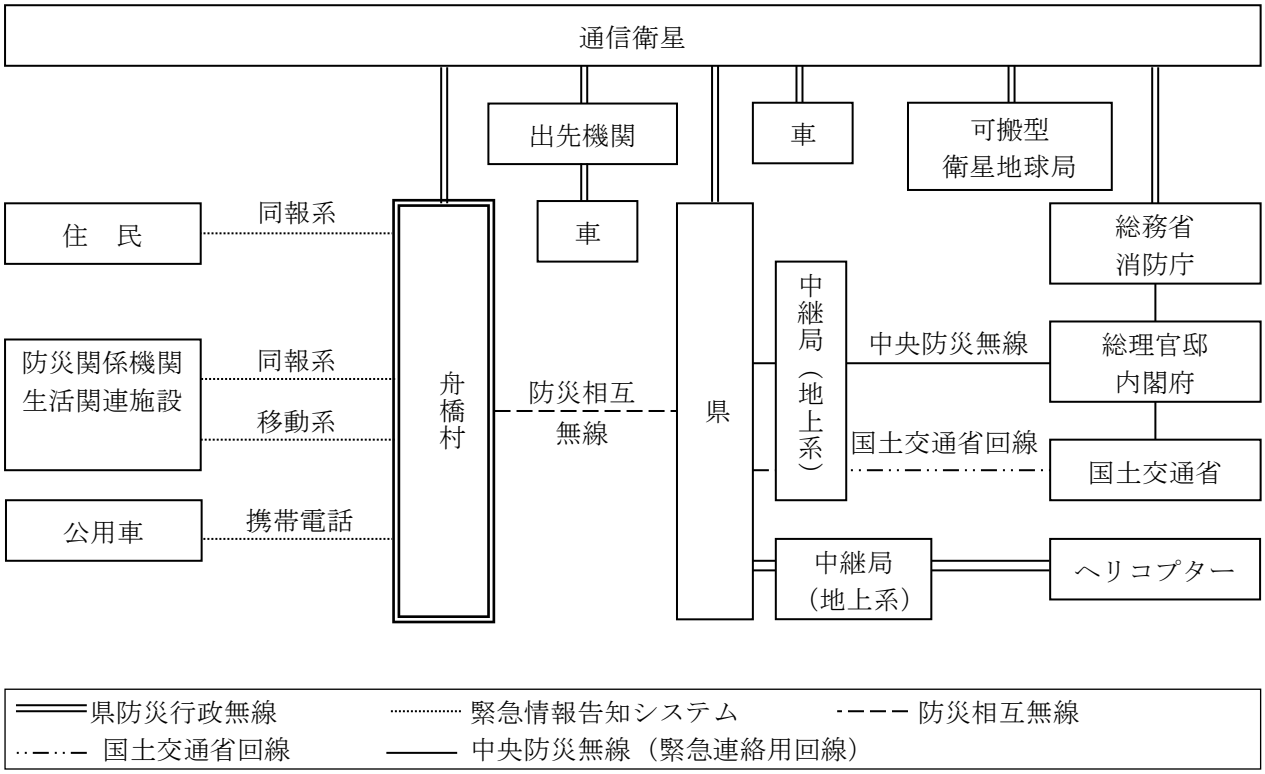

３　通信連絡体制の整備充実

（１）県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時における基幹的な重要通信施設であり、その機能を十分発揮できるよう通信施設の耐震性をさらに強化するとともに、非常用電源設備を配置し、電気の安定供給を図るなど、停電対策を講ずる。

（２）県総合防災情報システム等

県総合防災情報システム、インターネット及び携帯電話（富山防災 WEB ページ、緊急速報メール）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）、必要に応じて臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）、Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用して、住民に対して視覚的にわかりやすい災害や防災情報の提供に努める。

（３）震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害情報を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内各市町村に計測震度計を設置し、震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する震度情報ネットワークを運用しており、村は当システムによる県内全体の震度情報等の提供を受けている。

（４）緊急情報告知システム及び村内通信ネットワークの整備促進

ア　緊急情報告知システムの整備促進

村域を網羅する緊急情報告知システムの維持管理に努める。

なお、村は、難聴地域・高齢者世帯等に配慮し戸別受信機の整備に努める。

イ　村内通信ネットワークの整備促進

災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努める。

また、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため、携帯端末の緊急速報メール機能、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

（５）非常通信体制の強化

村は、緊急情報告知システムのほか、防災相互無線、携帯電話等の整備充実に努める。

また、地震災害時などに加入電話等又は自己の所有する無線通信施設等が使用できないとき、又は利用することが困難となったときに対処するため、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化する。

（６）全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

村は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地震等の緊急情報を受信したときは、直ちに防災関係機関及び住民にその内容を伝達する。

（８）緊急地震速報受信システムの整備

緊急地震速報は、地震発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報であり、強い揺れの前に身の安全を取ることができる。

このため、村は、学校等への緊急地震速報受信システムの整備に努め、児童生徒や施設利用者の安全の確保を図る。

４　通信訓練、研修の実施等

震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修を実施する。

第５　業務継続体制の確保

村は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。

特に、村は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、村は躊躇なく避難情報等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

村、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第６　緊急輸送ネットワークの整備

村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、村は県と連携してこれらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

１　輸送拠点施設の確保

村は、村外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、震災時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

なお、被害の状況により、あらかじめ指定していた輸送拠点施設が確保できない場合又は被災地へのアクセス、道路等の被害状況、予想される物資の量や規模を勘案して、他に適切な施設がある場合は、その施設を輸送拠点施設として選定し関係機関へ連絡するものとする。

また、災害時には、輸送拠点施設において、救援物資の受入れ・管理・仕分け・搬出の業務や、災害対策本部、輸送機関との連絡が円滑に行われるよう、体制の整備に努める。

２　緊急道路ネットワークの確保

（１）緊急輸送道路の整備

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っている。このため、広域的なネ

ットワークや陸上・ヘリポートの輸送拠点施設に配慮し、幹線道路ネットワークの形成等、主要な幹線道路の整備を促進するとともに、災害時の緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり定める。

なお、県が定める緊急通行確保路線とネットワークが図られるよう調整を行う。

□緊急通行確保路線□

第１次緊急確保路線	県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路
第２次緊急確保路線	第１次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。
第３次確保緊急路線	上位路線を相互に補完する幹線道路

（２）連携体制の強化

緊急通行確保路線の各管理者は、日ごろから情報交換を行い、相互の連携体制を整えておく。

なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

２　緊急航空路等の確保

災害時に、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行うため、村内に場外離着陸場を確保する。

３　緊急輸送用車両等の確保

村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者団体等と協定を締結するなど、災害時において車両等が円滑に確保できる体制の整備に努める。

４　緊急通行車両の事前届出

災害が発生し交通規制がなされた場合、村保有の車両を緊急通行車両として迅速に活動させるため、村有車両を災害応急対策活動に使用する車両として位置づけ、事前届出を県公安委員会に対して行う。なお、廃車等により該当しなくなったときは、速やかに届出済証を返還する。

第７　航空防災体制の強化

災害に的確に対応していくため、上空からの消火や救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動のための環境整備に努める。

１　離着陸場の整備

ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するために、臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、活動に適した場所を整備する。

□ヘリポート□

所　　在　　地	電　話　番　号
舟橋中学校グラウンド	076-464-1121

２　場外離着陸場の危険予防措置

（１）場外離着陸地点及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

（２）表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

あわせて、着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

□ヘリポート標示の基準□

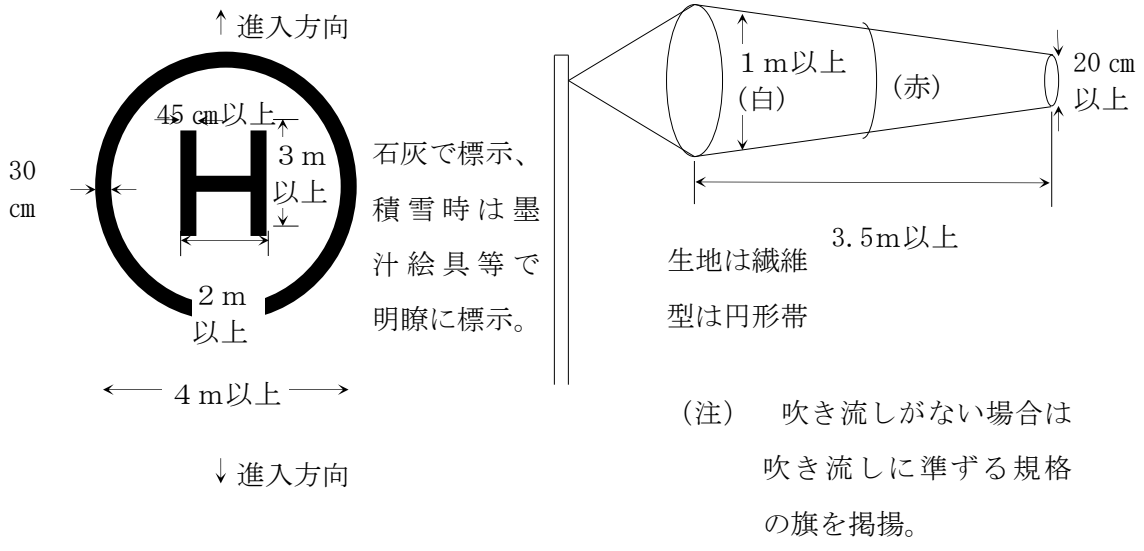

（注）　吹き流しがない場合は吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

３　建物識別番号表示

災害時において、応急対策の活動拠点となる庁舎、避難所となる学校などの建物の屋上に特定の番号を表示し、ヘリコプター等の航空機による上空からの建物の識別を容易にすることにより、迅速かつ的確な活動を展開する。

第８　相互応援体制の充実

村の対応能力を超える災害の場合に備えて、近隣地方公共団体や公共的団体等との間において、災害時における相互応援協定を締結しており、さらに防災活動体制の充実に努める。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努めるとともに、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

さらに、災害時に必要な応援が迅速に受けられるよう、現在締結の協定等に加えて新たな機関との協定締結の促進を図る。

１　他の地方公共団体等との相互応援

災害対策基本法第 67 条第１項の規定に基づき、他の行政機関との相互応援協定の締結しており、今後も各協定の点検・充実化を推進する。また、消防や防災関係機関との応援協定についても充実を図り、協定の実効性の向上に努める。

また、村は県と連携して、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

２　公共的団体等の協力

村内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努める。

（１）異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、村その他防災関係機関に連絡すること。
（２）災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
（３）災害時における広報広聴活動に協力すること。
（４）災害時における出火の防止及び初期消火に協力すること。
（５）避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
（６）被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
（７）被害状況の調査に協力すること。
（８）被災区域内の秩序維持に協力すること。
（９）り災証明書交付事務に協力すること。
(10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、アルプス農業協同組合、富山県農業共済組合、舟橋村土地改良区、中新川広域行政事務組合、富山地区広域圏事務組合、中新川郡医師会及び中新川郡歯科医師会、県薬剤師会中新川支部、日本赤十字社富山県支部舟橋村分区、立山舟橋商工会、舟橋村育成会、ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及

び事業所の防災組織をいう。

３　民間の協力

村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前に契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて協定の見直し、拡充を推進する。

また、村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第９　積雪時の地震対策

冬期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、冬期における地震被害の軽減に努める。

第 10　災害復旧・復興への備え

１　災害廃棄物の発生への対応

（１）村、県及び国等は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

（２）災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

（３）村、県及び国等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

（４）県及び国等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

２　各種データの整備保全

村、県及び国等は、復興の円滑化のため、次の事項について整備しておくよう努める。

（１）各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地積、建築物、権利関係、施設、地下

埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

（２）不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

３　復興対策の研究

村、県及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

４　男女共同参画の視点

村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする

第４節　救援・救護体制の整備

発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、災害救援ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、災害による被害の可能な限りの軽減に努める。

第１　消防力の強化

村は富山県東部消防組合と連携し、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努める。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害、水道管断裂による消火栓使用不能のおそれもあって、消防活動が困難になることも予想されるので、自主防災組織に対する可搬式消防ポンプの配備等により初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努める。

１　出火の防止

村は、火災の発生を未然に防ぐため富山県東部消防組合と連携し、住民に次の指導を行い、出火の防止に努める。

（１）一般家庭に対する指導

出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

ア　耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス漏れ警報機等の安全な機器の普及

イ　灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底

ウ　火を使う場所の不燃化及び整理整頓

エ　カーテン等防炎製品の普及

オ　消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底

カ　発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

キ　住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理

（２）事業所に対する指導

多数の者が利用する学校、医療施設等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、防災対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。

また、富山県東部消防組合は予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。

２　消火体制等の整備

（１）初期消防力の強化

火災による被害を最小限に止めるために、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。

ア　事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。

イ　自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。

ウ　消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の錬磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする住民に対する防災指導を通じて、地域の防災力の向上に努める。

エ　村は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的に実施する。

（２）消防設備等の強化

ア　消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層の消防団への積極的参加等、消防団の活性化を推進する。

イ　消防力の強化を図るため、可搬式動力ポンプ、水槽付き消防ポンプ自動車等の消防設備の整備を促進する。

（３）消防水利の整備

村は、大規模な火災に備え消防水利の多様化を図るため、次の施設の整備を促進し、消防水利の整備に努める。

ア　消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

イ　河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進め、プール及び消融雪施設からも取水可能にするよう施設整備に努める。

（３）消防団の充実・強化

村は、消防団が災害時の活動を十分に実施できるよう、体制の確保及び施設・設備等の充実を図り、訓練等を推進して、その強化に努める。

３　救助・救急体制の整備

災害発生時の被災者に対し、迅速な救助、救護活動を行うための体制整備を行う。また、住民の救急、救助に関する知識、技能の修得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

（１）救助体制の整備

ア　自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努める。

イ　村は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

ウ　災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

（２）救急体制の整備

村は富山県東部消防組合と連携し、住民に対して、研修会や集会を通じて、AED の使用を含む心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

（３）緊急搬送体制の整備

村は富山県東部消防組合と連携し、医療機関と協力して救急搬送体制の整備に努める。

第２　医療救護体制の整備

被災時に発生する多数の負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動が行える体制を平常時から整備する。

１　災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

村は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請方法について、整理しておく。

２　医療救護班の編成

被災者に対する医療救護活動は、中新川郡医師会・県薬剤師会中新川支部などの協力を得て、医療救護班を編成して行う。

医療救護班の編成を円滑に行うため、平常時からその方法などについて検討しておく。

３　医療救護所の整備

（１）医療救護所の指定

ア　村は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。

イ　村は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、定期的に施設の点検を行う。

（２）医療救護所の施設設備

ア　医療救護所は、既存の診療所を活用するほか、安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

イ　医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

（ア）テント

（イ）救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）

（ウ）その他（折りたたみベッド、担架、発電機等）

ウ　医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

４　後方医療体制等の整備

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な医療施設に搬送して治療を行うため、後方医療体制の整備の確立を図る。

また、後方医療施設となる医療機関との連携体制の確立と重傷者などの搬送体制の整備、強化に努める。

５　医薬品、血液の供給体制

（１）医薬品等の確保

ア　医薬品の確保

医療機関においては、適宜緊急医薬品等の備蓄に努める。また、村は、あらかじめ薬業関係団体（県薬剤師会中新川支部、県薬業連合会等）との協力体制を確立し、災害時に備える。

イ　家庭常備薬の避難所等への配置

被災者らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所等に配置するとともに、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

ウ　医薬品の搬送手段と人員の確保

（ア）自動車、バイク、自転車等災害時における搬送手段の確保に努める。

（イ）集積所、避難所等における医薬品の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ組織化等を図る。

（２）血液の確保

血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

（３）災害時医薬品情報体制の整備

村、県、薬業関係団体、医療機関、医薬品等集積所など関係者間において、携帯電話等の利用による連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

第３　緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

災害発生時における住民避難のため、あらかじめ緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

１　緊急避難場所・避難所・避難道路の確保

（１）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

ア　指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

（ア）村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

　また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

（イ）指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

　指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

（ウ）発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、隣接市町の協力を得て、指定緊急避難場所を隣接市町に設けるものとする。

（エ）指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。

（オ）新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

（カ）避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難も検討するよう周知に努めるものとする。

イ　指定避難所における施設、設備の整備

　指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ必要な機能し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。

（ア）指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LP ガス設備等の等の整備に努め

る。

また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努める。

（イ）井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

ウ　指定避難所における運営体制の整備

（ア）指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

（イ）指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

（ウ）村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

（２）地震発生後に緊急的に避難する場所の確保

村は、「地震発生直後に緊急的に避難する場所」の指定を行うものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。住民等に対しては、「地震発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と、「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」の違い等に合わせて、内容について、周知徹底することとする。

（３）避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保をあらかじめ確保しておく。

ア　避難道路の選定

村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定する。

（ア）避難道路はおおむね８～10ｍの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと

（イ）指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること

（ウ）地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと

（エ）浸水等の危険のある地域を避けること

（オ）落下物の危険性が少ないこと

（カ）自動車の交通量がなるべく少ないこと

イ　避難標識の設置

避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。

（４）積雪期における指定緊急避難場所及び指定避難所等の確保

村は県と連携して、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等により除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うほか、施設の耐雪構造化に努め、指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難道路の確保を図る。

（５）被災者用の住居の確保

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

（６）新型コロナウイルス感染症等対策

ア．宿泊施設等の活用

新型コロナウイルス感染症等の流行など被災者の状況によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設が必要となるため、宿泊施設等の活用等を事前に検討しておくものとする。

イ．避難所開設･運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等についてするに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮のうえ、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を参考としつつ、積極的に実施する。

２　村の避難計画

村及び防災上重要な施設の管理者等は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等の体制の確保に努める。

（１）避難に関する広報

村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップ、広報ふなはし等を活用して避難に関する広報活動を実施する。

ア　指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

（ア）指定緊急避難場所及び指定避難所の名称

（イ）指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置

（ウ）指定緊急避難場所及び指定避難所への経路

（エ）その他必要な事項

イ　避難のための知識の普及

住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

（ア）平常時における避難のための知識

（イ）避難時における知識

（ウ）避難収容後の心得

（２）避難計画

避難計画は次の事項に留意して作成する。

ア　避難情報等の発令を行う客観的数値に基づく具体的な基準（降雨量、河川の水位等）及び伝達方法

イ　避難情報等の発令の実施責任者及び不在の場合の代理者

ウ　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者を含む）

エ　指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

オ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給水

（イ）給食

（ウ）毛布､寝具の支給

（エ）衣料品､日用品等必需品の支給

（オ）負傷者に対する応急救護

（カ）避難者に同行した家庭動物の収容

カ　指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難収容中の秩序保持

（イ）避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難者に対する各種相談業務

キ　災害時における広報

（ア）広報車による周知

（イ）避難誘導員による現地広報

（ウ）住民組織を通じた広報

（エ）インターネット、ｅネットふなはし、緊急速報メール、緊急情報告知システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）等による広報

（３）防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、医療施設その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難に万全を期する。

ア　避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。

イ　児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育委員会においては緊急避難場所の選定、保護者等に対する周知方法、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

ウ　医療施設において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生等について定める。

（４）不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

駅、商業施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とする。

（５）福祉避難所としての使用協定

村は、災害時要援護者の避難を受入れるための「福祉避難所」として、社会福祉法人中新川福祉会が所有・管理する施設を使用するための協定を結んでおり、連携を強化していく。

３　飲料水、食料及び生活必需品等の確保

大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想されることから、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

そして、村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、日頃から個人備蓄の啓発・奨励を行う。

（１）飲料水の確保

村は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人１日３リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低３日間分（推奨１週間分）の世帯人数分を確保するよう努める。

ア　住民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。

一人１日３リットル×世帯人数×最低３日間分（推奨１週間分）

イ　非常時に利用予定の井戸、河川、貯水の水質検査を実施して、利用方法をあらかじめ検討しておく。

ウ　住民及び自主防災組織に対し貯水や応急給水について指導を行う。

エ　応急給水を円滑に実施するため、給水班の編成等給水計画を作成する。

オ　ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備を行う。

（２）食料の確保

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給する。

このため、村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。

ア　非常食の備蓄、調達体制

（ア）非常食の備蓄を推進するとともに、隣接市町と連携を図る。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。

（イ）住民の家族構成に応じた非常食最低３日分（推奨１週間分）の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

（ウ）避難所に近い事業所等に対し、非常食の備蓄を協力依頼する。

（エ）医療機関や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励する。

（オ）非常食の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結し、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

イ　炊出し計画

（ア）村は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、村の責任者、現場の責任者（避難所）、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておく。

（イ）炊出しは、米飯、弁当、パン、即席麺等とする。

ウ　救援要請

（ア）村のみでは食料の確保が十分にできないと判断される場合は、県を通じて隣接市町や他の市町に救援を要請する。

（イ）さらに不足する場合には、県が救援するとともに、国の防災基本計画に定める物資関係

省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

エ　輸送

（ア）被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておく。

また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町や他の市町、日本赤十字社富山県支部、（一社）富山県トラック協会、富山県倉庫協会、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に連絡しておく。

（イ）物資の輸送手段を確保するため、また、物資の保管をするため、運送・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ関係業界に協力依頼しておく。

オ　一般家庭における越冬用食料の備蓄

村及び県は、一般家庭に対し広報誌その他の広報媒体を通じ、比較的価格の安定している降雪期前に長期貯蔵可能な野菜類の備蓄普及についての啓発に努める。

（３）生活必需品の確保

村は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努める。

ア　生活必需品の備蓄、調達

（ア）生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町と連携を図る。

特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。

（イ）住民の家族構成に応じた最低３日間分（推奨１週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

（ウ）新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

（エ）医療施設や社会福祉施設に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励する。

（オ）生活必需品の公共現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結し、流通備蓄を確保するため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

イ　炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

（ア）炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、村は炊事道具の調達先を確

保しておく。

（イ）炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておく。

（ウ）村は、(社)富山県エルピーガス協会中新川支部と公共施設の応急復旧や避難所開設等における緊急用燃料としてLPガス等の供給を図るために、「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」を締結しており、さらに災害時の協力体制の充実に努める。

ウ　救援及び輸送

「（２）食料の確保」と同様の体制をとる。

（４）備蓄庫・防災倉庫の整備

災害発生時に食料、飲料水、生活必需品等を迅速かつ円滑に被災者等に配布するとともに、迅速に応急対策活動を実施するため、避難場所や応急救護所となる敷地に計画的に備蓄庫や防災倉庫を設置する。

□備蓄庫・防災倉庫の整備計画□

設置場所	備蓄物品・資機材の種類
舟橋村役場	衣類（毛布等）、食料（アルファー米、乾パン、粉乳）、飲料水、缶詰他

（５）電源の確保

医療施設、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

４　帰宅困難者対策

村及び県は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

５　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）被災者等への情報伝達手段として、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。要配慮者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

（２）村、県、国及び放送事業者等は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

（３）村、県及び国は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

（４）放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、村、県及び国等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、村、県及び国は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第４　災害救援ボランティア活動の支援

災害時において、村、県及びその他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、住民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や住民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつ、きめ細かな対応が必要とされる。

一方、効果的な災害対策活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア相互の連携が不可欠であり、富山県民ボランティア総合支援センター、社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア防災関係機関・団体等と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう活動環境の整備を行う。

１　ボランティアの活動内容

災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は防災関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。

（１）専門的なボランティア活動

ア　消防、救助

イ　医療救護

ウ　通信の確保

エ　行方不明者の捜索

オ　特殊車両等の運転

（２）一般的なボランティア活動

ア　高齢者、障がい者等の介助、誘導

イ　手話、外国語の通訳

ウ　救援物資の仕分け、搬送、配布

エ　炊出し、水汲み

オ　家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理

２　ボランティアの普及、養成

（１）ボランティア活動の普及・啓発

社会福祉協議会やボランティア防災関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

（２）ボランティアの養成

村及び社会福祉協議会等は、ボランティア防災関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

３　ボランティアの受入体制の整備

（１）災害ボランティアコーディネーターの養成

ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害ボランティアコーディネーターの養成を促進するとともに、名簿登録に努める。

（２）ボランティア受入れマニュアルの作成

災害時における救援ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。村及び社会福祉協議会は、この指針と一体的な運用が図られるよう地域の実情に応じた災害救援ボランティア活動マニュアルを作成しており、効果的な運用を図れるようにする。

（３）防災訓練への参加

総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第５　応急危険度判定体制の確立

１　被災建築物の応急危険度判定体制

地震による災害発生時においては、被災建築物等による二次災害を防止するため、被害状況及び被害建築物等の余震に対する耐力の把握を行うなど、被災建築物に対し速やかに対処する必要がある。このため、県及び建築関係団体との協力体制のもと応急危険度判定体制やその後の復旧対策の体制等を確立する必要がある。

そのため、地震発生時に備えて、次の事項を推進する。

（１）被災建築物等の応急危険度判定（居住継続の可否等の判断）を行う判定実施本部の組織の確立

（２）県及び建築関係団体との協力体制の確立

（３）応急危険度判定に必要な資機材の備蓄

２　被災宅地の危険度判定体制

地震による宅地被害が広範囲に発生した場合には、村職員だけでは、被害状況調査の実施が困難であることから、村の枠組みを超えた調査体制の整備が必要である。このため、県及び関係団体との協力体制のもと被災宅地の危険度判定体制やその後の復旧対策の体制等を確立する必要がある。

そのため、地震発生時に備えて、次の事項を推進する。

（１）被災宅地等の危険度判定を行う判定実施本部の組織の確立

（２）県及び関係団体との協力体制の確立

（３）危険度判定に必要な資機材の備蓄

第６　防疫・衛生体制の整備

１　防疫体制等の整備

消毒、検病調査、衛生指導を円滑に行えるよう体制を整備する。

２　防疫用薬剤及び器具の備蓄

防疫用薬剤、防疫用薬剤散布用機材、運搬器具等の緊急調達が困難と予想されるものについては、自らの備蓄及び外部からの調達体制の確立に努める。

３　保健指導体制の整備

保健指導、メンタルケアを災害時に円滑に行える体制づくりについて、検討しておく。

４　食品衛生体制の整備

中部厚生センターと連携し、食中毒の未然防止のため、食品取扱施設等に安全で衛生的な食品を提供できるよう指導し、体制づくりに努める。

５　し尿、ごみ等の処理体制の整備

災害時に、廃棄物処理を円滑に実施するため、公共下水道事業を委託している中新川広域行政事務組合、廃棄物処理事業を委託している富山地区広域圏事務組合と連携し、処理能力を超えるごみ等が発生した場合の仮置場、隣接市町への応援要請、土木事業者、清掃業者並びに衛生業者への応援要請について協議し、迅速・的確な処理体制の確立に努める。

また、家屋の倒壊、断水等によりトイレが使用できなくなることから、レンタル業者と協定を締結するなど、避難所等における仮設（簡易）トイレの確保に努める。

第７　住宅確保体制の整備

応急仮設住宅の建設を迅速に行うため、住宅建設用資機材の調達体制、作業員の確保方法等について県と協議する。

第５節　防災行動力の向上

大規模な災害による被害は、広い地域にわたり、火事の同時多発、交通の混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政の対応にあわせて住民や事業所等の迅速な活動が不可欠である。

しかも、大規模な災害時には行政自体も被災することから防災対応に限界がある。

住民は、「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」ことを認識するとともに、村をはじめ防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、住民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び災害時要援護者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努める。

第１　防災意識の高揚

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民をはじめ防災関係機関等が災害に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、村をはじめ防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災者の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。

また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

１　住民に対する防災知識の普及

住民に対し、防災マップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低３日間（推奨１週間）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動、被害想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を図る。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

なお、村及び県は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい災害リスクの提供に努める。

（１）普及の方法

ア　社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

育成会、自治会、事業所、各種団体等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、DVD の貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

イ　広報媒体による普及

村は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

（ア）村のホームページによる普及

（イ）富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動

（ウ）広報等の印刷物による普及

（エ）疑似体験装置等による普及

ウ　富山県広域消防防災センター（四季防災館）による普及

災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や富山ならではの特色ある研修、消防団員の訓練の見学などを通じて、住民の防災意識を高める。

エ　防災訓練を通じての防災意識の啓発

村は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際的な体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

（２）普及の内容

ア　各機関の防災体制

イ　災害に対する一般的知識（被害想定の数値等の正確な意味を含む）

（ア）地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震の違い）

（イ）富山県の主要活断層の位置

（ウ）地震規模（マグニチュード）

（エ）震度分布

（オ）地震の発生確率　　等

ウ　過去の主な被害事例

エ　普段からの心がけ

（ア）住宅の点検

（イ）屋内の整理点検

（ウ）火災の防止

（エ）応急救護

（オ）最低３日分（推奨１週間分）の非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレット

ペーパー等の準備

（カ）緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認

（キ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

（ク）自動車へのこまめな満タン給油

（ケ）家具・ブロック塀等の転倒防止対策

（コ）基本的な防災用資機材の操作防止対策

（サ）地震保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え

オ　災害発生時の心得

（ア）場所別、状況別の心得

（イ）出火防止及び初期消火

（ウ）避難の心得

（エ）家族間の連絡方法（NTT の伝言ダイヤル「171」、NTT ドコモの災害用伝言板等）

２　児童生徒等に対する防災教育

村教育委員会は、学校等における災害を未然に防止するため、平素から児童、生徒の発育段階及び地域の実態等に応じた必要な防災教育を行う。

（１）学校教育における防災教育

ア　各学校長は、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため風水害、火災、地震災害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるよう、防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。

イ　防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、富山県東部消防組合と連絡を密にし、災害の種別に応じて適切に設定する。

ウ　学校には防災管理者を置き、関係法現に定める防災知識普及業務を行う。

エ　防災に関する安全教育は、各教科、道徳の時間に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、育成会や住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。

オ　住んでいる地域の特徴や過去の風水害の教訓等について継続的な防災教育に努める。

カ　防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、県が作成した「児童・生徒用防災ハンドブック」など、わかりやすい教材を活用する。

キ　災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

（２）登下校時の安全指導

各学校長は、台風、フェーン現象、降雪時などの天候状況を踏まえ、気象情報や防災機関が発

する警報に注意し、道路、河川、橋梁等の状況を的確に把握し、登下校の方法や時間について、事前に十分指導する。また、防災関係機関及び村教育委員会等との連絡を密にしておくものとする。

（３）教職員・保護者に対する防災教育

ア　講習会・講演会

学識経験者並びに防災関係機関の専門職員を講師として招き、地震・風水害・雪害の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

イ　研修会

校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

３　村職員に対する防災教育・研修

村及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

（１）教育の方法

ア　ロールプレイング方式による図上訓練の実施

イ　講習会、研修会の実施

ウ　見学、現地調査の実施

エ　防災活動マニュアル等印刷物の配布

（２）教育内容

ア　各機関の防災体制と各自の任務分担

イ　非常参集の方法

ウ　業務継続計画（BCP）の理解と運用

エ　災害の特性

オ　防災知識と技術

カ　防災関係法令の運用

キ　その他必要な事項

４　相談窓口

村は、所管する事項について、住民の災害対策の相談に応ずる。

５　災害教訓の伝承

村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関す

る調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第２　自主防災組織の強化

災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、住民の一人一人が「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動するのでは、その効果は期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の配備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。

また、事業所は、地域社会の一構成員としてその社会的責任を自覚し、事業所単位での防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

１　地域における自主防災組織の充実

（１）自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、平常時と災害時に分け、概ね次の活動を行う。

ア　平常時の活動

（ア）防災知識の普及活動

（イ）各種訓練の実施

ａ　情報収集伝達訓練

ｂ　初期消火訓練

ｃ　避難訓練

ｄ　救出救護訓練

ｅ　給食給水訓練

ｆ　緊急地震速報対応訓練

（ウ）防災点検の実施（地域内の危険箇所等の点検）

（エ）防災用資機材等の整備点検

イ　災害時の活動

（ア）情報の収集伝達

（イ）出火防止及び初期消火

（ウ）救出、救護活動

（エ）避難及び避難誘導の実施

（オ）給食、救護物資の配布及びその協力

（２）自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、村は、自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努める。

（３）自主防災組織の活動環境の整備

村は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

また、自主防災組織が使用する資機材を整備するための支援を行う。

（４）自主防災組織の訓練の充実

自主防災組織にあっては、平常時から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行う。

（５）小学校区単位、村単位の連絡協議会の設置

自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、村は小学校区単位、村単位の連絡協議会の設置を推進する。

（６）自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、さらなる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進める。

２　企業防災の促進

（１）企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐雪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、村、県及び国は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に

応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

（２）企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

（３）本計画に名称及び所在地を定める主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について村長に報告するものとする。

（４）企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

（５）村及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

（６）要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

（７）村及び県は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。

３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の村と連携して防災活動を行う。

（２）村は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第３　防災訓練の充実

災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊等国の機関及び広域応援協定を締結している他県市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに要配慮者を含めた地域住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。

１　総合防災訓練

村は、様々な条件を想定し、住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより、各機関相互の緊密な協力体制

を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

（１）訓練

村は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を実施する。

（２）訓練への参加

総合防災訓練には、住民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるため、住民や防災関係機関は積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努める。

２　個別防災訓練

（１）職員参集訓練

震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

（２）災害対策本部設置・運営訓練

発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

（３）水防訓練

河川のはん濫、用排水の漏水の防止、流失、埋没土砂の除去、埋立等の応急防護対策として、消防団、地域住民が協力して年１回行う。

（４）消防訓練

ア　村は、消防の任務を十分に果たすため、消防団員を中心とした訓練、研修等を実施し、団員を参加、協力するよう努める。

消防団員訓練の計画は、おおむね次のとおりとする。

訓練種目	実施機関	実施時期	訓　練　内　容
出初式	村	１月	消防実戦訓練
火災防ぎょ訓練	村	10 月	消防部隊の運用、実戦訓練並びに消防操法習得訓練
災害情報訓練	村	12 月	歳末情報、警戒訓練
業務訓練	消防団	毎月２回	部隊、機器運用
教育訓練	消防団	年２回	消火器具等による初期防災訓練

イ　特殊建物、事業所等で多数の人員を収容している施設の管理者又は危険物取扱所等においては、期日を定めて自主的に防火避難等の訓練を実施するものとし、この場合においては、富山県東部消防組合、消防団員の指導協力を得る。

ウ　各地域住民は、消火器具等による初期防火訓練を自主的に実施する。

この場合においては、消防団員の指導協力を得る。

（３）避難、救助訓練

学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設等要配慮者利用施設では、避難訓練計画を策定し、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習熟させる。

村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

（４）災害通信・連絡訓練

防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害時における通信の確保を期するため、水防、消防及び総合訓練等を併せ、又は単独で実施する。

（５）非常招集訓練

消防団及びその他の防災関係機関は、相互協力して、あるいは単独で非常災害時に備えて非常招集訓練を行う。

（６）その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた防災応急対策に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施するものとする。

３　防災訓練における通行禁止等の措置

村は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要な場合は、県公安委員会に対し、訓練の実施に必要な限度で、道路における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限の申請を行う。

４　地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった防災訓練が実施されるよう働きかける。その際、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

５　防災訓練における要配慮者への配慮

村及び地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第４　要配慮者の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者を災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。

１　要配慮者対策

（１）避難行動要支援者

ア　避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、本計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。

イ　避難行動要支援者名簿の作成

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、避難支援等に携わる関係者として本計画に定める消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、本村条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

ウ　自主防災組織の強化

（ア）自主防災組織は、村から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

（イ）災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

（ウ）自主防災組織は、村と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

（２）要配慮者の支援

ア　社会福祉施設への緊急入所

村は、地震災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

イ　在宅の要配慮者対策

村は、在宅の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。

８　社会福祉施設等における要配慮者対策

（１）地震防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護保険施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、地震による災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努める。

ア　現行の消防計画中に地震対策上必要な事項を盛り込むなど、地震防災応急計画の策定に努める。

イ　この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。

（ア）入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること

（イ）施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること。

（ウ）入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること　（緊急避難場所、避難所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等）

（エ）施設の被災状況等に関する村、関係機関への情報伝達に関すること

（オ）施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること

（カ）防災教育・訓練の実施に関すること

（２）施設間の応援協力体制の確立

村は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制 について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

９　外国人の安全確保対策

（１）防災知識の普及・啓発

日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

（２）災害時の支援体制の整備

災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

（３）案内表示板等の整備

避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

第６節　調査研究

地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど、多種多様である。このため、村、県及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、村においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。

１　地域危険度調査研究の促進

村は、「防災アセスメントマニュアル」（消防庁防災課監修）等に基づく防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（自治会単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ、地震防災マップの作成を積極的に推進する。

防災カルテ等に記載すべき事項を例示すれば、浸水予想範囲、避難所、避難路、防災関係施設、土地利用の変遷及び災害履歴等が考えられる。

第２章　災害応急対策

地震による災害が発生した場合、村、県及び防災関係機関は、法令及び本計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、総力をあげて、災害応急対策にあたる。

災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、人命の救助・救急、医療救護及び消火等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品の供給等）を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会諸機能の応急復旧活動を実施する。

第１節　地震及び津波に関する情報の伝達

地震及び津波に関する情報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図る。

第１　地震及び津波に関する情報の種類及び発表基準

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく地震に関する情報等は気象庁がそれぞれ発表する。

地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。

また、地震発生後、約１分半で震度３以上を観測した地域名と発生時刻を震源情報として発表する。その後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地域の震度、地震活動の状況などを含む地震情報を発表する。震度３以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名も併せて発表するまた、震度については、より詳細な情報を随時発表する。

１　地震に関する情報

（１）地震動警報・予報（緊急地震速報）

区分	内容	名称
地震動特別警報 地震動警報	最大震度５弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表 警報の中でも、震度６弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」
地震動予報	最大震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報（予報）」

※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない。

※緊急地震速報（警報）の発表条件は、２箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

（２）地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注）	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

地震情報の種類	発表基準	内 容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

（注）気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

２　津波に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。

（１）大津波警報・津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約３分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を津波予報区単位で発表する。

□津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等□

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ（３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ（１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１m （0.2m≦予想高さ≦１m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで安全な場所から離れない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

（２）津波情報

津波警報等を発表した場合は、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表する。

□津波情報の種類と発表内容□

種類	内　　容
津波到達予想時刻・ 予想される津波の高さに関する情報（注１）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注２）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（注３）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

（注１）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注２）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注３）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（３）津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

□津波予報の発表基準と発表内容□

発表される場合	内　　容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表する

(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。

（４）津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	区域	通知担当気象官署
富山県	富山県	気象庁本庁

□地震及び津波に関する情報の発表の流れ□

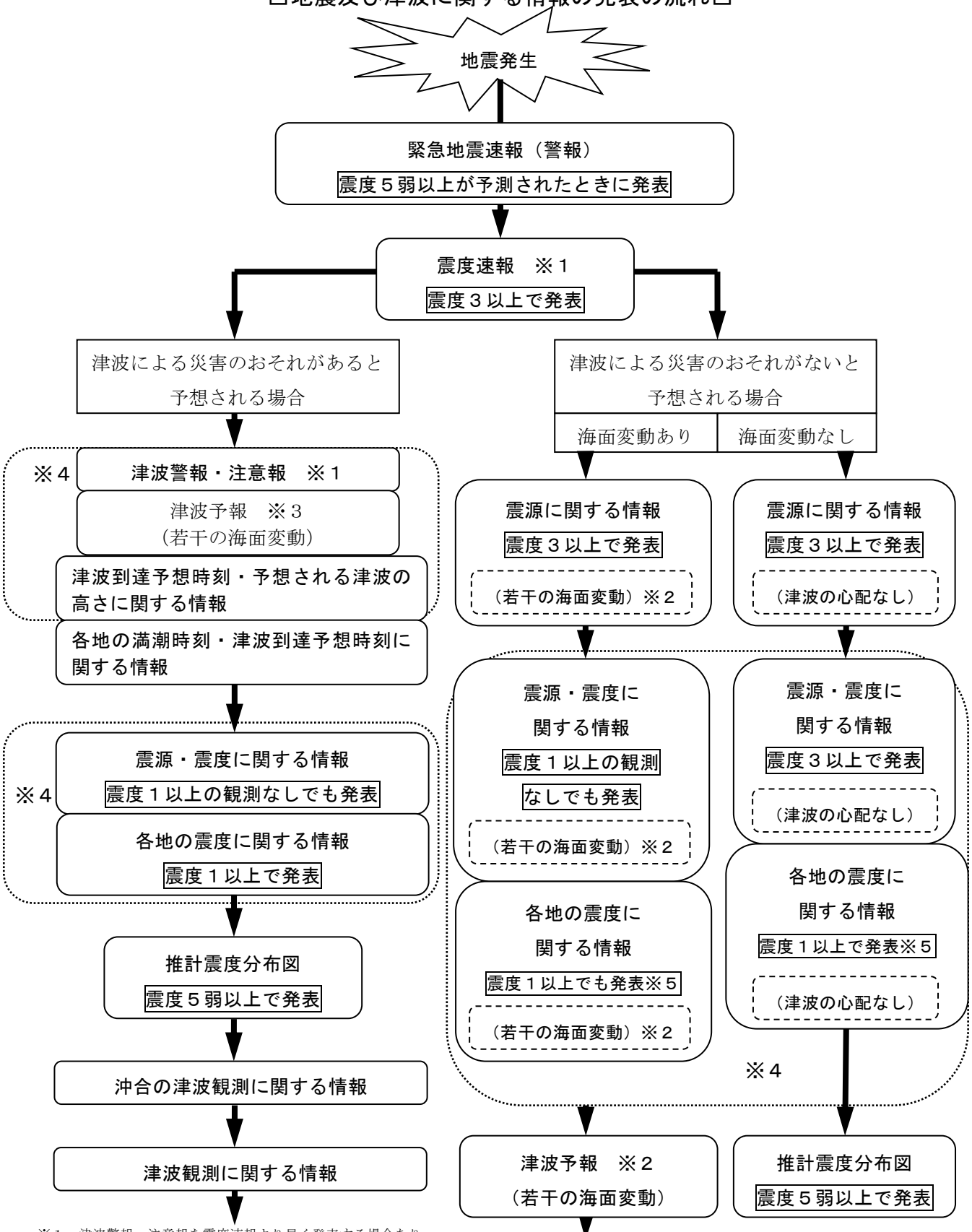

※１　津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
※２　地震速報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
※３　津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で水面変動が予想される津波予報区に発表する。
※４　気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット伝聞では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
※５　気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

第２　伝達体制

１　地震及び津波に関する情報等の伝達

地震及び津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、防災関係機関は、「地震及び津波に関する情報等伝達系統図」により、迅速かつ的確に伝達する。

また、地震及び津波に関する情報の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、観光客等にも確実に伝達できるよう、緊急情報告知システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、インターネット、ｅネットふなはし、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、防災関係機関は、伝達手段の多重化、多様化を図る。

（１）富山地方気象台及び関係機関は、「地震及び津波に関する情報等伝達系統図」により伝達する。

（２）県は、「富山県総合防災情報システム」により、村及び富山県東部消防組合に伝達する。

また、県の震度情報ネットワークシステムにより得られた震度情報は、適宜、防災関係機関に提供する。

（３）NHK 富山放送局は、NHK 放送センター又は富山地方気象台から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。

その他の放送機関は、富山地方気象台から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。

（３）村は、受信した情報を必要に応じ、直ちに住民等に周知するものとする。緊急地震速報等の伝達に当たっては、緊急情報告知システムや広報車、ｅネットふなはし、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

□地震及び津波に関する情報等伝達系統図□

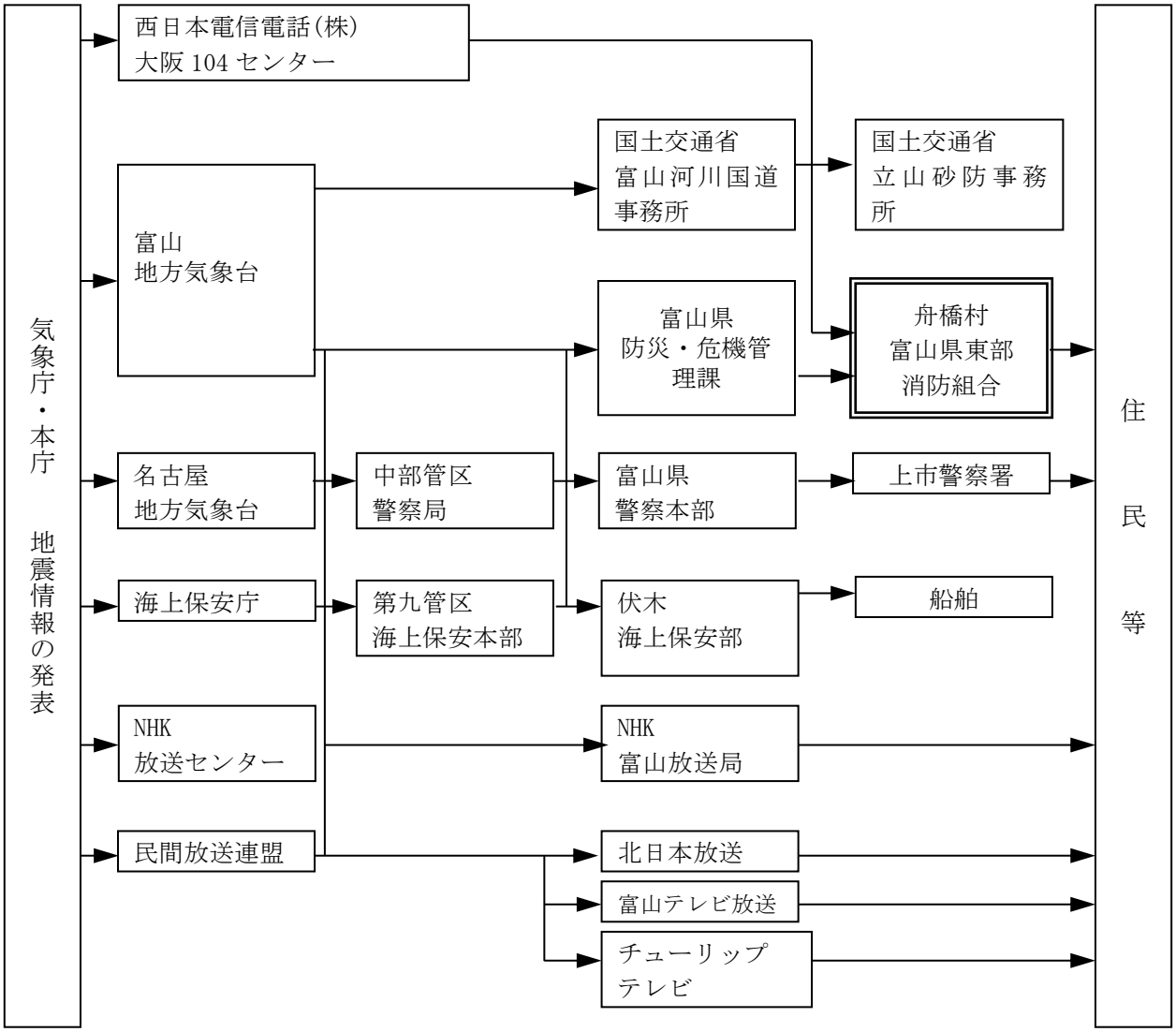

２　緊急地震速報を見聞きしたときの行動

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身を守るための行動をとる必要がある。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。

（１）家庭

ア　頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。

イ　あわてて外に飛び出さない。

ウ　無理に火を消そうとしない。

（２）人が大勢いる施設

ア　施設の係員の指示に従う。

イ　落ち着いて行動し、あわてて出口に走り出さない

（３）自動車運転中

ア　あわててスピードを落とさない。

イ　ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。

ウ　急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とす。

エ　大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。

（４）鉄道などに乗車中

つり皮や手すりにしっかりつかまる。

（５）エレベーター内

最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

（６）屋外にいるとき

ア　街中

（ア）ブロック塀の倒壊等に注意する。

（イ）看板や割れたガラスの落下に注意する。

（ウ）丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

イ　山やがけ付近

落石やがけ崩れに注意する。

第２節　応急活動体制

地震により大規模な災害が発生した場合、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県及び防災関係機関及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急活動を実施する。

第１　配備基準

防災活動及び応急対策実施を推進するために、舟橋村がとるべき体制は次の基準による。

□職員の非常配備基準（地震災害）□

種別	配備基準	配備の内容
第一非常配備	1　村の地域で震度４の地震が発生したとき。 2　津波警報が発表されたとき。 3　村長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により第二非常配備に円滑に移行し得るよう総務部員若干名を充てる。 執務時間外、又は休日等においては宿、日直者がこれを代行する。
第二非常配備	1　村の地域で震度５弱・５強の地震が発生したとき。 2　大津波警報が発表されたとき。 3　「地震」、「津波」特別警報が発表されたとき。 4　村長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	事態によっては、速やかに第三非常配備体制をとるため、各部長は、相互連絡を密にするとともに防災対策事務者、関係職員を確保するよう努める。村長は、状況により日、宿直者を増員する。
第三非常配備 【災害対策本部の設置】	1　村の地域で震度６弱以上の地震が発生したとき。 2　村長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	災害対策の万全を期するため、各部は、全職員をもって応急対策を実施する。

※村長は、被害の種類、規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制を発令することができる。

※津波に関する配備基準は、津波警報、大津波警報が津波予報区「富山県」に発表されたときとする。

第２　動員体制の確立

災害応急対策活動に必要な災害応急対策要員を把握し、その活動を確実にするために、各課長は、実情に即してあらかじめ所要人員の配置計画等を定めておく。

１　勤務時間内における配備体制

（１）各課長は、指令された配備体制により、あらかじめ定めた職員を各部ごとに配備につけ、応急活動を命令する。

（２）配備についた職員は、上司の命に従って直ちに応急活動を実施する。

２　勤務時間外における配備体制

（１）本部長は、勤務時間外に配備指令を発令したときは、指令した配備体制に基づき、職員を動員する。

ただし、次に掲げる職員は動員対象から除外する。

ア　平常時における病弱者、身体不自由者等で、応急活動を実施することが困難であると本部長が認めた者、又は、災害発生時において急病、負傷等で参集が不能となった者

イ　本部長が指名する応急活動上必要な女子職員以外の一般女子職員

ウ　その他本部長が認める職員

（２）各課長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策部を編成する。

この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができる。

なお、職員の参集状況と災害の状況を勘案し、順次指令された配備体制に移行する。

□舟橋村災害時職員動員計画□

課　名		動　員　数			備　考
		第一非常配備	第二非常配備	第三非常配備	
総務課	総務係	１名	２名	全職員	
	企画係	－			
生活環境課	環境係	－	１名		
	福祉係	－	１名		
	住民係	－	１名		
教育委員会		－	１名		
出納室		－	－		
消防団		－	５名	全団員	

第３　参集場所等

（１）職員の参集場所は、原則として、所属する部署とする。ただし、別に指示があるときは、村長の指定した場所に参集する。また、村災害対策本部が設置されたときにおける災害対策本部要員は村役場庁舎に参集する。

（２）自家用車、公共交通機関等が利用できない場合は、バイク、自転車、徒歩により参集する。

第４　参集時の留意事項

（１）自ら又は家族が被災した職員は、その旨を各課長へ連絡するとともに、家族の避難、医療施設への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

（２）交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨各課長に連絡し、その後の指示を受ける。

（３）職員は、参集途上において可能な限り、村域の被害状況を把握し、各課長へ報告する。

（４）登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在のときには、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。このとき、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について、権限を有する者に報告する。

第５　動員配備の連絡

１　勤務時間内における配備の連絡

（１）村長は、非常配備体制をとったときは、関係課長に対して配備決定の指示を行うとともに、状況により庁内放送等で全職員に対してその旨を連絡する。

（２）村は、富山県東部消防組合、舟橋村警察官駐在所、消防団、その他所管する出先機関及び各防災関係機関等へその旨を連絡する。

□配備の伝達系統図□

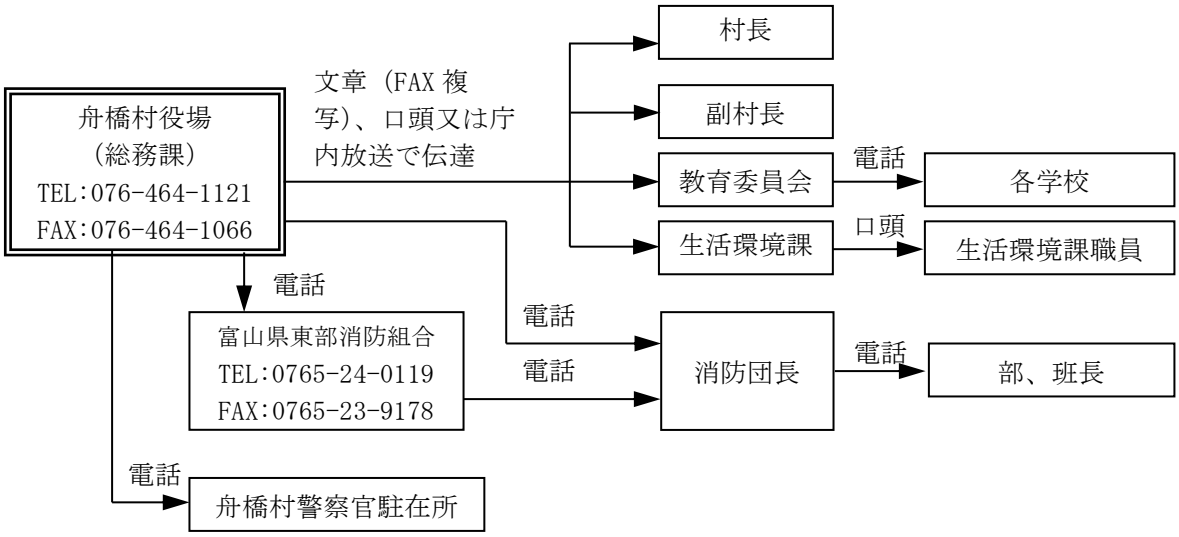

２　勤務時間外及び休日における配備の連絡

勤務時間外及び休日等における宿日直者は、災害緊急情報を受けたときは、直ちに総務課長に連絡するとともに、その指示に従って職員が登庁するまでの間、災害対策事務を行う。

総務課長に連絡が取れない場合は、あらかじめ定められた連絡体制により連絡する。連絡を受けた総務課長等は、直ちに村長及びあらかじめ定められた連絡体制により職員等に連絡する。

ただし、勤務時間外に各配備体制における配備基準に定められた震度の地震が村域内で発生した場合は、事前に指定されている職員は速やかに村役場庁舎に登庁する。

□配備の伝達系統図□

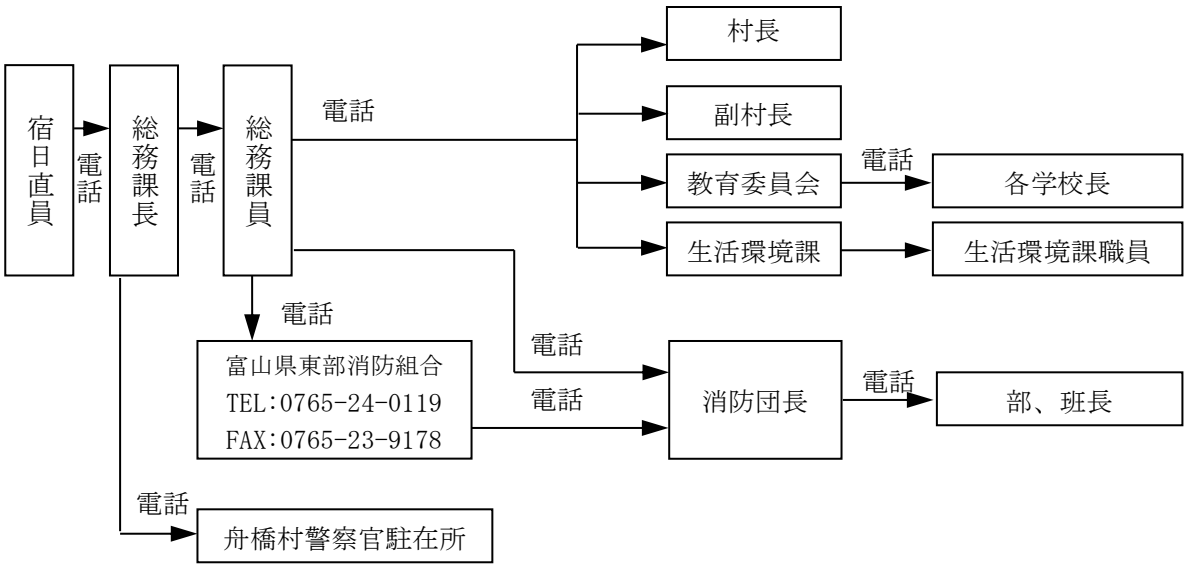

３　通信途絶時等

通信途絶時は、「職員初動マニュアル」に沿って、職員は自主的に行動する。

４　配備中における連絡

村長から、第一から第二又は第二から第三非常配備への移行の連絡があったときは、総務課長は災害対策関係課長に連絡するとともに、関係職員に登庁の連絡をする。

また、消防団にあっては、所定の場所に参集するように連絡する。

５　体制の解除

気象予警報が解除されるなど、災害発生のおそれがなくなったときは、村長は、各課長と協議のうえ、非常配備体制を解除するとともに、富山県東部消防組合、舟橋村駐在所、消防団、その他所管する出先機関及び各防災関係機関等へその旨を連絡する。

第６　組織計画

村域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため舟橋村防災会議があり、また、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合、舟橋村災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する。

その系統は、次のとおりである。

□組織の系統図□

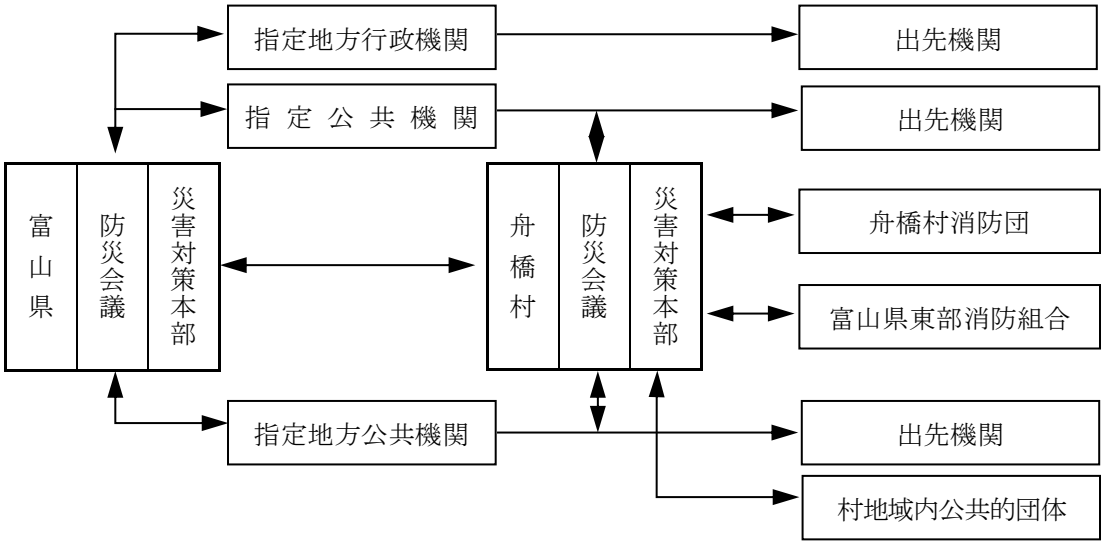

１　防災会議

災害対策基本法に基づき、舟橋村の地域に係る防災行政を総合的に運営するために、村長を会長とし、舟橋村防災会議条例（昭和 39 年条例第 178 号）第３条第５項に定める者等を委員として組織され、その所掌事務は、次のとおりである。

（１）舟橋村地域防災計画を作成及びその実施の推進

（２）村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集

（３）前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

２　災害対策本部

（１）災害対策本部の設置基準及び手続き

ア　設置の決定

災害状況の推移により、本部の開設が必要とされる客観情勢に至り、村長が災害応急対策に必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。

イ　設置基準

「本節　第１　配備基準」の第三非常配備に定める配備基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

ウ　開設場所

本部長（村長）は、次の場所に災害対策本部を設置する。

（ア）村役場庁舎視聴覚室

（イ）村役場庁舎視聴覚室が被災し、本部を設置できない場合には、舟橋会館を使用する。

エ　災害対策本部の廃止

本部長（村長）は、次の状況となったと判断したとき本部員会議を開き、災害対策本部の廃止を決定する。

（ア）応急対策等の措置がおおむね完了したとき。

（イ）災害の発生するおそれがなくなったとき。

（ウ）その他、本部長が必要なしと認めたとき。

（２）設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標示を村役場庁舎正面玄関に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

□災害対策本部設置・廃止の通知先□

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各　部	庁内放送	総務課長
各出先機関	無線、有線電話	主管課長
一般住民	緊急情報告知システム、ｅネットふなはし、緊急速報メール、報道機関、、Ｌアラート（災害情報共有システム）	総務課長
県本部	県防災行政無線	総務課長
隣接市町	県防災行政無線	総務課長
報道機関	口頭又は文書、Ｌアラート（災害情報共有システム）	総務課長

（３）災害対策本部の組織

ア　災害対策本部は、下図に掲げる部をもって組織する。

□舟橋村災害対策本部組織図□

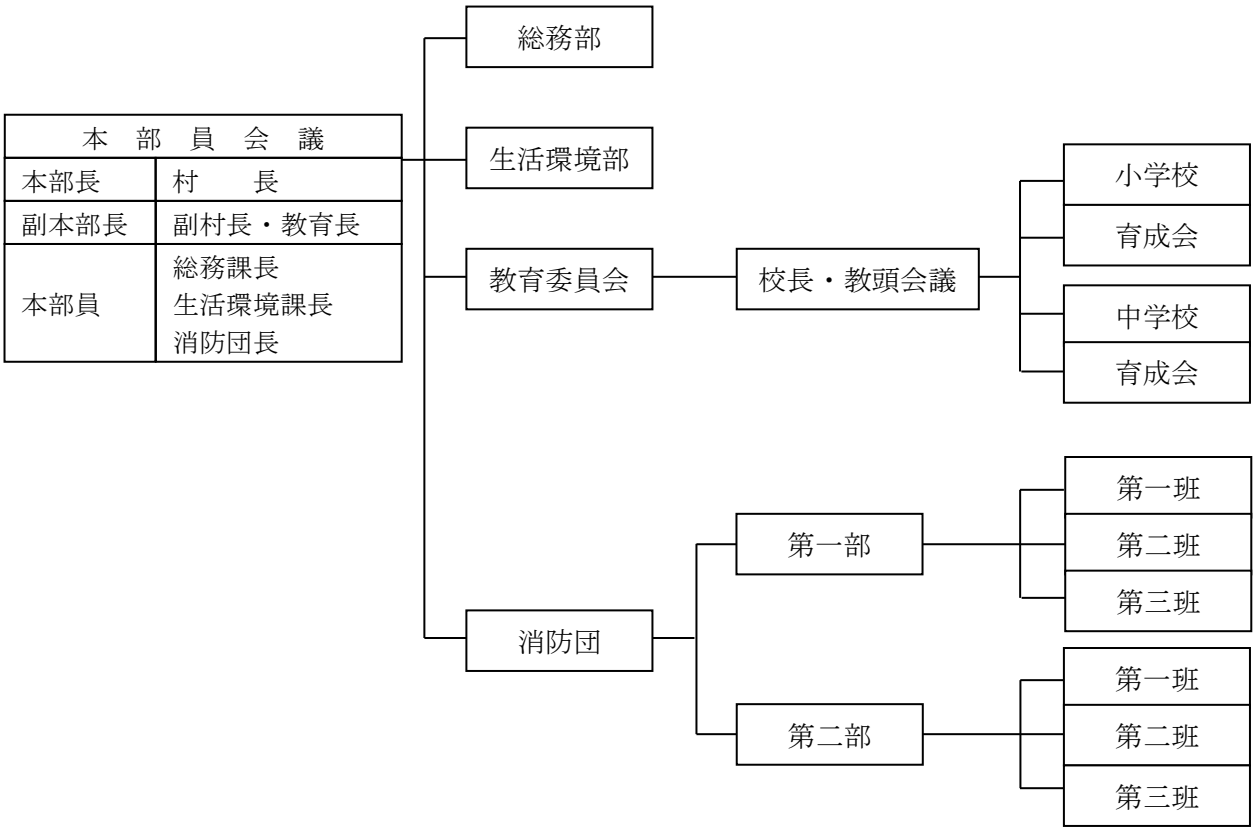

イ　災害対策本部に本部長、副本部長、本部員を置く。

ウ　本部長には村長を、本部員は副村長、教育長を、部長には各課長を、部員には部長が所属する職員をもって充てる。

なお、本部長である村長に事故があった場合には、副本部長である副村長、教育長の順でその指揮を執る。

□本部長の代替職員□

本　部　長	代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）
村　長	副村長	教育長

オ　本部は、舟橋村役場内に置き、舟橋村役場職員をもって編成する。

カ　本部員会議

（ア）本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び全部員をもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。

ａ　災害応急対策の基本方針に関すること

ｂ　動員配備体制に関すること

ｃ　各部班間の調整事項の指示に関すること

ｄ　自衛隊の災害派遣要請に関すること

ｅ　県、国、隣接市町、その他防災関係機関との連絡調整に関すること

ｄ　災害救助法の適用申請に関すること

ｅ　県、国、隣接市町、その他防災関係機関への応援要請に関すること

ｆ　その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

（イ）本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。

（ウ）本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。

（エ）本部員は、その所管事項に関し、本部員会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部員会議に付議しなければならない。

キ　各部長は、災害の種類、規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、本部長の了承を得て、独自の配備体制を発令することができる。

ク　各部の分掌事務

□各部の分掌事務□

部 （部　長）	分　掌　事　務
各部に共通する事務	・職員・来庁者の救助・搬送に関すること ・各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること ・所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関すること ・所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること ・使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること ・指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること ・所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること ・住家被害状況の調査、り災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関すること ・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること ・各課（他部）との総合調整（応援・協力）に関すること ・その他本部長の命ずる事項に関すること

部 （部　長）	分　掌　事　務
総務部 （総務課長）	・本部の運営、連絡調整、情報の収集、広報に関すること ・災害対策委員の動員、配置に関すること ・教育関係の災害対策に関すること ・消防機関その他防災機関との連絡調整に関すること ・気象情報、地震津波情報の接受及び通報に関すること ・避難情報等の発令に関すること ・国、県、他市町及び関係機関との連絡調整、応援要請に関すること ・自衛隊の出動要請、連絡調整に関すること ・受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関すること ・各種被害状況の情報収集、整理及び伝達に関すること ・災害救助法の適用申請に関すること ・高度情報通信ネットワーク、その他通信に関すること ・報道機関に対する災害情報の発表に関すること ・災害記録（写真、録画、録音等）に関すること ・災害経理、財政に関すること ・商工業関係の災害対策に関すること ・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること ・税の減免に関すること ・り災証明書の発行及び被災者台帳作成に関すること ・公共施設等の災害対策に関すること ・その他、他の部に属しない事務及び総括的なこと
生活環境部 （生活環境課長）	・農業関係の災害対策に関すること ・災害救助に関すること ・医療及び防疫対策に関すること ・災害ボランティアに関すること ・指定避難所及び指定緊急避難場所の開設及びその指導に関すること ・福祉避難所に関すること ・食料、飲料水、生活必需品等の確保、供給に関すること ・遺体の収容及び処理に関すること ・ごみ、し尿、廃棄物等環境衛生の保持に関すること ・緊急通行路及び緊急通行車両の確保に関すること ・道路除雪に関すること ・被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関すること ・応急仮設住宅の用地確保及び建設に関すること ・がれき処理、障害物除去に関すること ・要配慮者の援護に関すること ・要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること ・災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること

部 （部　長）	分　　掌　　事　　務
教育委員会 （教育長）	・部内教職員の動員に関すること ・教育関係施設の災害対策に関すること ・児童、生徒の安全と通学に関すること ・育成会との連絡に関すること ・被災児童、生徒への教科書等の支給に関すること ・被災児童、生徒の授業に関すること ・被災児童、生徒への保健、給食に関すること ・被災教職員の措置及び確保に関すること ・教育関係施設の被害調査並びに応急復旧に関すること ・その他学校教育上必要なこと
消防団 （消防団長）	・団員の動員に関すること ・消防関係施設、機械、器具の整備並びに災害対策に関すること ・防災、水防、除雪その他災害活動を実施すること ・被災消防団員の措置及び確保に関すること ・災害情報の収集に関すること ・気象情報の接受及び通報に関すること ・住民への災害予報・災害救助状況等の広報周知に関すること ・要配慮者の避難誘導に関すること ・他市町との消防応援に関すること ・消防作業従事者との連絡並びにその被災措置に関すること ・その他消防活動上必要なこと

３　要員配備の調整

（１）各部の要員配備の調整

各部長は、部内の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、他の部に応援を要請する。なおかつ要員が不足するときは、総務部（総務課）に要員配備の調整を求める。総務部（総務課）は、要員配備の調整を求められた場合、各部と調整を行う。

（２）応援要請等

村職員をもって動員が不足するときは、他市町等へ応援を要請する。

４　新型コロナウイルス感染症等対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

・本部設置場所の工夫

・本部設置場所の座席配置の工夫

・本部設置場所の換気の徹底

・手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底

・共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底

・電話やTV会議システム等の活用

（１）本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。

（２）大規模な災害の発生時においては、道や他自治体の応援職員の派遣に備え、本部と近接した執務スペースを確保する。

（３）新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

５　公共的団体

村内に所在する公共的団体等は、災害対策基本法第５条の規定に基づき、防災に関する組織の充実と、計画の樹立を図るとともに、災害の発生を未然に防ぎょし、又は災害の拡大を防止するため、関係機関と密接な連絡をとり、災害対策業務に協力する。

村内における公共的団体の主なものは、次のとおりである。

（１）アルプス農業協同組合

（２）富山県農業共済組合

（３）舟橋村土地改良区

（４）中新川広域行政事務組合

（５）富山地区広域圏事務組合

（６）中新川郡医師会

（７）中新川郡歯科医師会

（８）県薬剤師会中新川支部

（９）日本赤十字社富山県支部舟橋村分区

（10）立山舟橋商工会

（11）舟橋村育成会

第７　災害救援ボランティアとの連携

大規模な災害が発生したとき、村内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。このため、村は舟橋村社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティア本部と連携し、災害救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行なわれるよう努める。

１　村災害救援ボランティア本部

災害対策本部が設置された場合は、村社会福祉協議会と村は連携して、速やかに村災害救援ボランティア本部（以下「村ボランティア本部」という。）を設置する。

村ボランティア本部を設置後、速やかに報道機関を通じてボランティアの受入れ窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は富山県災害救援ボランティア本部（以下「県ボランティア本部」という。）に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。

（１）設置場所

村ボランティア本部は、災害対策本部と連携が図れる場所（施設）に設置する。

社会福祉協議会、村は、あらかじめ協議して設置場所を定めておく。

（２）機能・業務

ア　村災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整

イ　現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整

ウ　地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請

エ　相談窓口（電話）の設置

オ　ボランティア活動参加申出者への対応

カ　ボランティアの受入れ

キ　活動用資機材の調達（災害対策本部と連携）

ク　救援物資の仕分け、搬送

ケ　地域内への広報

２　災害救援ボランティア現地事務所

村ボランティア本部は、被災地の被害状況に応じてボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報する。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は村ボランティア本部が担う。

（１）設置場所

現地事務所を設置する場合、村は、ボランティア活動が円滑に行える場所（公民館、避難所等の施設）の確保に協力する。

（２）機能・業務

ア　村災害救援ボランティア本部との連絡調整

イ　ボランティアニーズ及び被災状況の把握

ウ　ボランティアの受入れ

エ　コーディネート

オ　救援物資の整理配布

カ　活動用資機材の配布

キ　現地での活動

ク　ボランティアの健康管理

３　ボランティアとの連携体制

村災害対策本部とボランティア（応急危険度判定士・医療ボランティア等の専門ボランティアを除く。以下同じ。）との有機的な連携を図るため、次のような体制を取る。

□ボランティアとの連携体制□

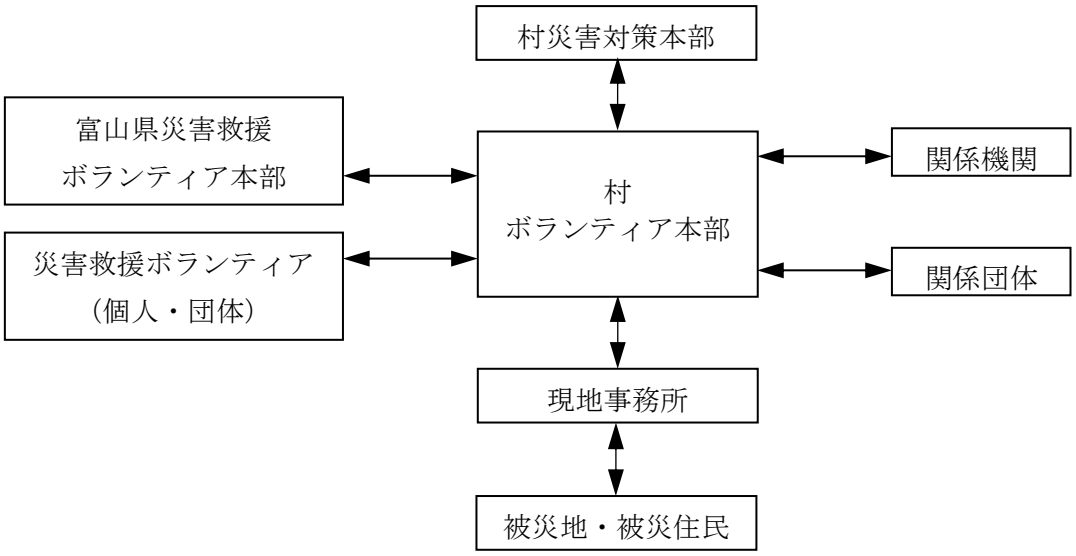

４　他ボランティア団体等への協力要請等

村ボランティア本部だけでは対応が困難であると認めるときは、被災地域外からの災害救援ボランティアの受入れ、活動調整等について、県ボランティア本部、日本赤十字社富山県支部、県社会福祉協議会、県民ボランティア総合支援センターへ協力を要請する。

また、必要に応じ、不足しているボランティアの職種等の情報を報道機関に提供する。

５　新型コロナウイルス感染症等対策

（１）「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO 等の災害対応ガイドライン」(令和２年６月１日､NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD))、「新型コロナウイルス感染が懸念されるにおける災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協 VC の考え方～」（令和２年６月１日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。

（２）ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要となる費用等、村が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する。

第８　帰宅困難者対策

昼間の村域内には、通勤者等の多くの人が流入、滞在しているため、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、村は、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進するとともに、県が締結する災害時における帰宅困難者支援に関する協定を活用し、徒歩帰宅支援ステーションの住民への広報を行う。

第３節　情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、地震情報、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

第１　被害状況等の収集・伝達活動

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

村及び防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

１　異常現象等発見者の通報義務

（１）災害発生のおそれがある異状な現象を発見した者は、直ちにその旨を村長（総務課）、富山県東部消防組合、消防団員又は警察官に通報する。警察官等からその旨通報を受けた場合は、速やかに村長（総務課）に通報しなければならない。

（２）総務課は、情報連絡員、各課（部）、消防団その他からの情報連絡を確実に受領整理し、村長（本部長）に連絡するとともに関係各課長に通報する。

（３）各課（部）は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに随時、総務課に連絡する。

（４）総務課は、富山県東部消防組合、消防団、関係機関等と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

□異常現象等発見時の通報□

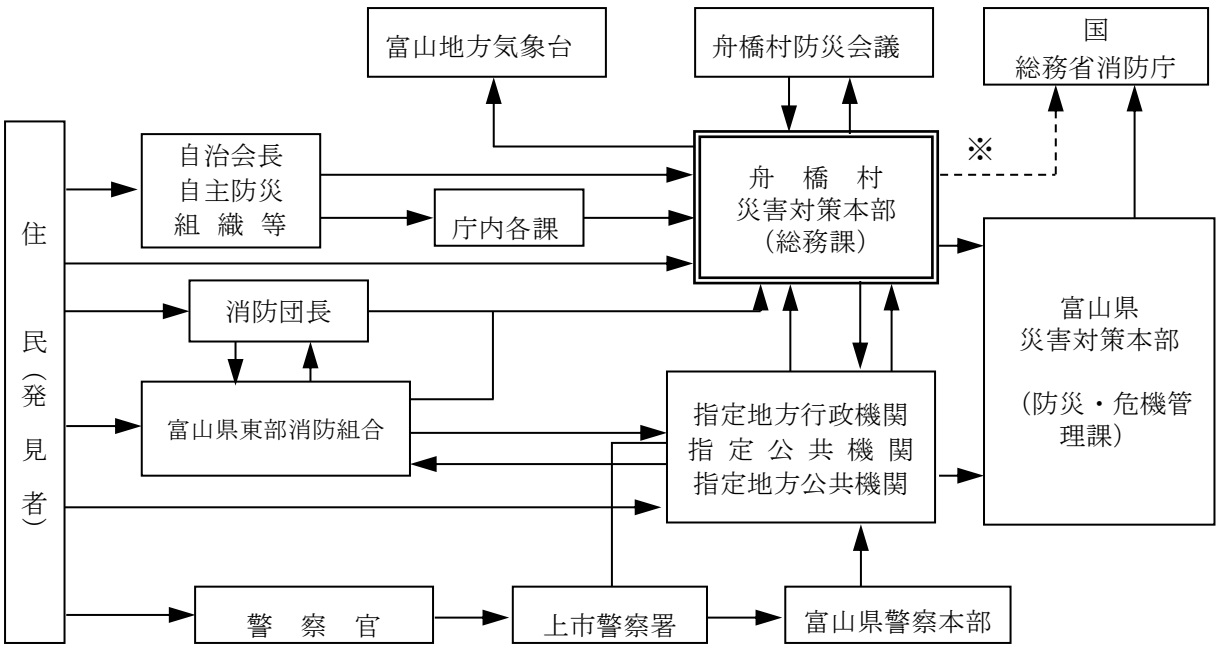

※村は、県に報告できないときは総務省消防庁に直接通報する。

２　被害情報の収集活動

総括的な情報も含め、多くの被害情報を収集し、災害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。

このため、村は、次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

（１）異常現象の発見者による通報から情報を収集する。

（２）富山県総合防災情報システムや富山県東部消防組合から情報収集する。

（３）参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

（４）県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター等のヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。

（５）被災地、避難所及び二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、防災行政無線、携帯電話等により情報を収集する。

（６）ライフライン、公共交通防災関係機関等が把握する情報を、電話、無線等により収集する。

（７）テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

（８）地域のアマチュア無線クラブ等の協力を得て情報を収集する。

（９）タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(10）インターネットにより情報を収集する。

□富山県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム□

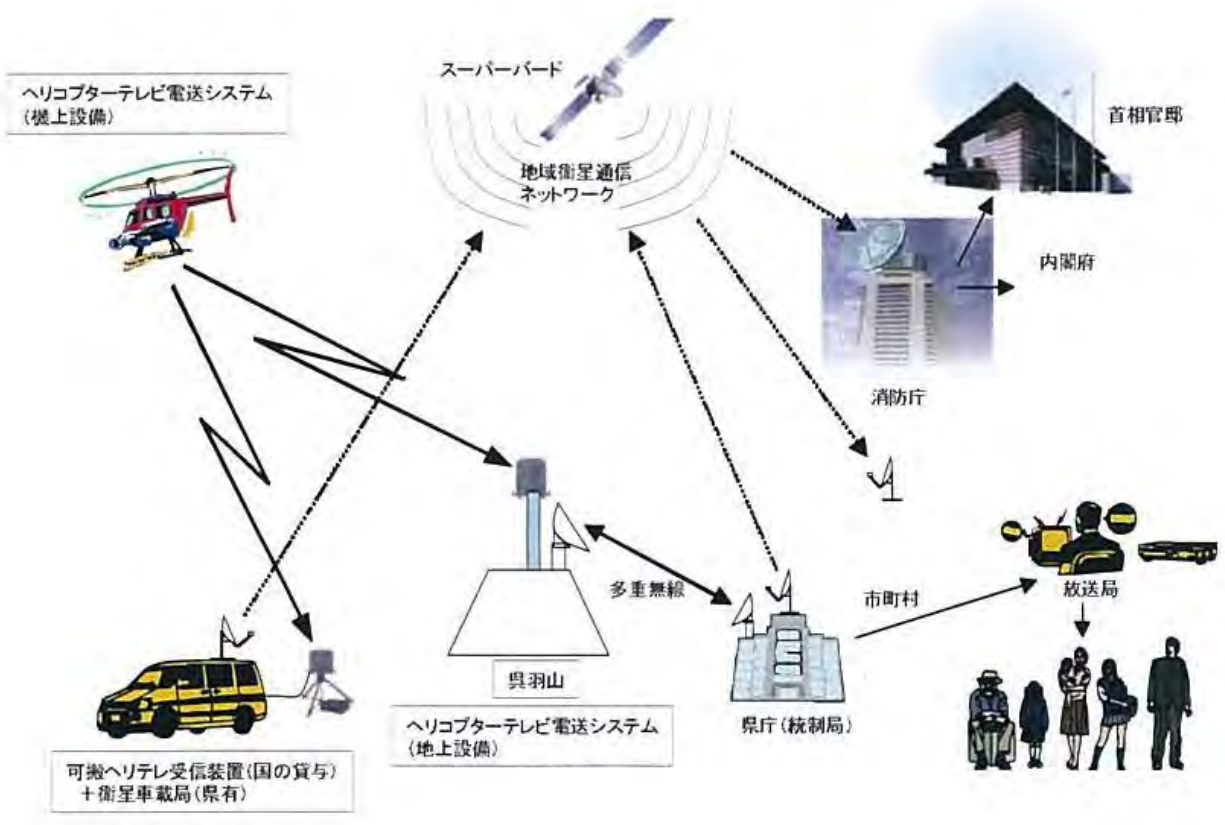

３　被害情報等の伝達手段

村及び防災関係機関は、次の手段により被害情報等を伝達する。

（１）有線が途絶したときは、高度情報通信ネットワーク、携帯電話、電子メール、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

（２）すべての通信施設が不通のときは、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討する。

（３）被害情報の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、携帯電話、インターネット、アマチュア無線による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像電送についても有効に活用する。

４　県への報告

（１）被害情報等の報告内容

被害状況に関する内容は次のとおりである。

ア　災害の原因

イ　被害が発生した日時

ウ　被害が発生した場所又は地域

エ　被害状況

オ　応急措置状況

カ　その他必要な事項

（２）被害情報の報告

ア　災害即報

（ア）村域内に被害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害の状況及び火災・水害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、村災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

（イ）被災により県に報告できない場合は、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基

づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

（ウ）地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）へ同時に報告する。

イ　災害確定報告

災害確定報告は、応急措置が完了した後、10 日以内に、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

第２　通信連絡体制

村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。

１　通常回線の利用

災害時における通信連絡は、有線電話、携帯電話等を利用し、迅速かつ的確に行う。

（１）有線電話正常時の連絡

ア　通信窓口

災害時の通信の混乱を避けるため、災害用電話（有線電話）を指定し、窓口の統一を図る。

総務部（防災主管）TEL：076-464-1121，FAX：076-464-1066

イ　収集・伝達する情報の優先順位

順位	情　報　の　種　類	収集・伝達手段
第１種	・避難に関する情報 ・人命の安全に関する情報 ・気象警報 ・水防警報 ・救援のため緊急を要する情報 ・応急対策に必要な指示・命令	・県防災行政無線 ・消防無線 ・広報車 ・口頭伝達 ・サイレン等 ・緊急情報告知システム
第２種	・災害危険箇所等に関する情報 ・被害状況の収集・報告 ・通信の確保に関する情報 ・交通の確保に関する情報 ・生活基盤を維持するための情報 ・安否情報 ・秩序の維持のため必要な情報	・県防災行政無線 ・広報車 ・加入電話
第３種	・上記以外の災害予防又は復旧に関る情報 ・その他災害に関する情報	・加入電話

（２）有線電話途絶時の連絡

ア　有線電話が途絶したときは、携帯電話、電子メール等に切り替えるとともに、各課長は口頭の連絡に備える措置をとる。

イ　無線通信は、消防無線等を使用する。

２　非常通信回線の利用

災害時において、情報の通信が途絶したときは、非常通信回線を利用する。

（１）災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTT が行う発信規制や輻輳している所への通話規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめ NTT 西日本富山支店の指定を受けるとともに、着信防止対策をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。

（２）専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、気象電話、鉄道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

３　無線電話

災害の状況により、通信施設が使用不能となった場合は、村及び防災関係機関の保有する無線設備（アマチュア無線を含む）を使用して、回線を確保する。

（１）県防災行政無線

災害時には、県防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）が有する電話、FAX の一斉通報機能、データ・映像伝送機能を活用する。また、必要に応じ県との間に直通回線（ホットライン）を設定する。

ア　県災害対策本部 81～83-111-3360、3361、3363～3366、3369

イ　消防庁危機管理センター 81～83-048-500-7510

（２）防災相互無線による通信

大規模災害時に、災害現場において県、隣接市町、富山県東部消防組合、警察、電力会社等の防災関係機関の間で、被災情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めるため、防災相互無線を整備し、活用する。

（３）携帯電話

村は携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

（４）衛星通信

村は、県の整備する衛星通信を積極的に活用する。

（５）移動体通信事業者が提供するサービス

村は、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

（６）公衆無線 LAN サービス

村は、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等に対し、無料開放を行うよう働きかける。

（７）緊急情報告知システム、ｅネットふなはし、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用

緊急情報告知システム、ｅネットふなはし、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を積極的に活用する。

４　公共放送（テレビ・ラジオ）

本部長（村長）は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、県知事を通じて放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。

（１）依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア　放送を求める理由

イ　放送の内容

ウ　発信者名及び受信の対象者

エ　放送の種類

（２）放送の依頼先

ア　日本放送協会富山放送局

イ　北日本放送(株)

ウ　富山テレビ放送(株)

エ　(株)チューリップテレビ

オ　富山エフエム放送(株)

カ　富山県ケーブルテレビ協議会

５　その他の無線通信の活用

災害に関する情報連絡を迅速に行うため、他機関の無線通信施設を利用することができるものとする。

（１）利用できる主な施設

ア　警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第 28 条で定める業務を行う機関の保有す

る無線

通信施設名	通信系統
市町村防災行政無線	市町村とその集落及び防災関係機関等を結ぶ回線
消防防災無線	消防庁と都道府県を結ぶ回線
中央防災無線	官邸及び内閣府等（防災関係省庁を含む。）と都道府県を結ぶ回線
国土交通省回線	国土交通省と同省の出先機関並びに都道府県を結ぶ回線
警察庁回線	警察庁と都道府県警察を結ぶ回線
気象庁回線	気象庁と気象庁の出先機関を結ぶ回線
海上保安庁回線	海上保安庁と海上保安庁の出先機関を結ぶ回線
消防無線	消防機関等相互を結ぶ回線
県警察無線	県内の警察機関相互を結ぶ回線
鉄軌道無線	西日本旅客鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、万葉線(株)の各防災関係機関を結ぶ回線
電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各防災関係機関を結ぶ回線

イ　非常通信協議会の構成員の保有する無線

ウ　前号以外で無線局を有する機関の無線

（２）相互協力

発受信者と無線局の設置者は、非常通信協議会等を通じて、事前に十分に協議を行い、災害時の通信の確保に協力するものとする。

□無線通信の優先順位□

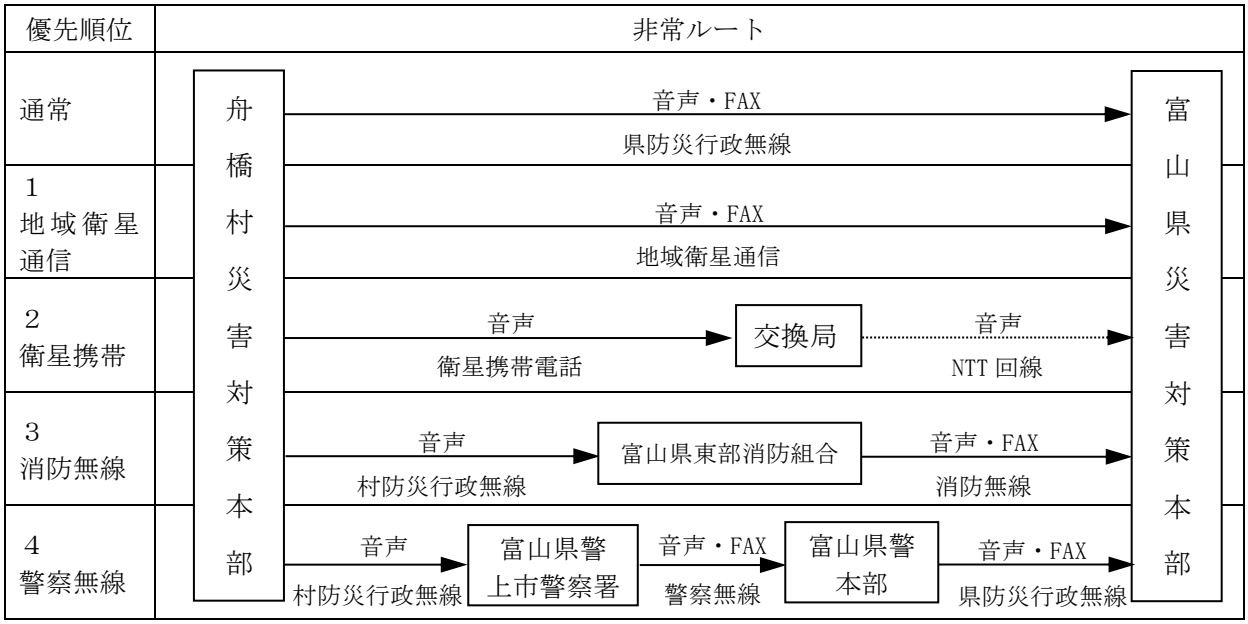

第３　広報及び広聴活動

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を住民に迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

なお、住民への情報提供にあたっては、広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努める。

また、速やかな復旧を図るため、防災関係機関と連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

１　広報活動

（１）活動体制

村は、防災関係機関と連携をとりながら、適切かつ迅速な広報活動に努める。

□広報活動フロー□

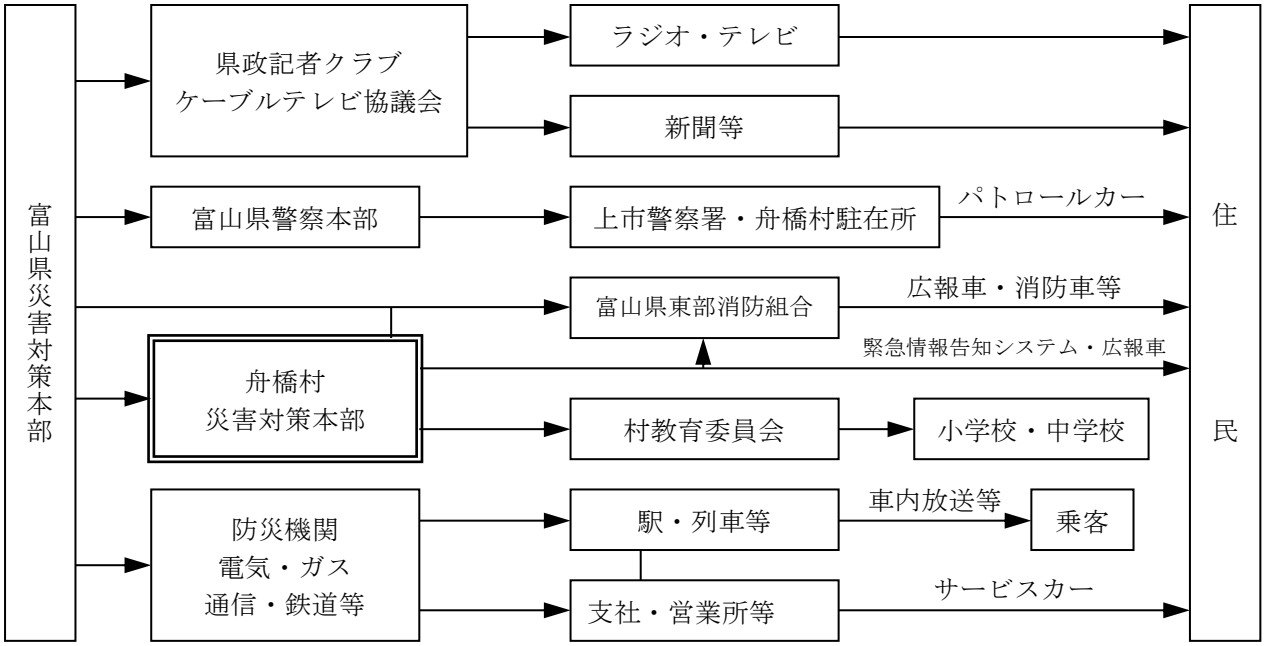

（２）広報活動の内容

村は、県、防災関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、緊急情報告知システム、広報ふなはし、広報車、ハンドマイク、ホームページ、ｅネットふなはし、掲示板、テレビ、ラジオ等を活用して、広報活動を実施する。

また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためＬアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

ア　地震発生直後

地震に関する情報

イ　災害発生直後

（ア）災害発生状況（家屋の倒壊、火災等災害発生状況）

（イ）災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）

（ウ）交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道の被害、運行状況等）

（エ）地域住民のとるべき措置（火災防止、流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等）

（オ）避難の指示、勧告（避難地域の状況、避難所の開設状況等）

（カ）医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

ウ　応急復旧活動段階の広報

（ア）地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）

（イ）給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

エ　支援受け入れに関する広報

（ア）各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

（イ）義援金・救援物資の受入れに関する情報

オ　被災者に対する広報

被災者への相談サービスの開設状況

カ　その他必要事項

（３）庁内及び防災関係機関への連絡

災害情報、被害状況の推移等について、各部連絡員を通じて職員に周知させるとともに、各部に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

また、必要に応じて、防災関係機関等に災害情報を提供する。

（４）報道機関への対応

報道機関に、災害の規模等に応じて定期的又は随時被害状況、応急活動状況等必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供する。

ア　災害に関する情報の報道機関への発表は、災害情報、被害状況及び応急活動状況の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について速やかに実施する。

イ　発表は、原則として総務課長が実施する。

ウ　防災関係機関は、報道機関に対して災害に関する情報を発表した場合は、発表後速やかにその内容を総務課長へ報告する。

□放送局一覧□

事　業　者	住　所	電話番号	ＦＡＸ番号
ＮＨＫ富山放送局	富山市新総曲輪 3-1	076-444-6630	076-444-6689
北日本放送（株）	富山市牛島町 10-18	076-432-5555	076-433-8640
富山テレビ放送（株）	富山市根塚町 282	076-425-1111	076-492-7131

事　業　者	住　所	電話番号	ＦＡＸ番号
（株）チューリップテレビ	富山市奥田本町 8-24	076-442-7000	076-442-7032
富山エフエム放送（株）	富山市奥田町 2-11	076-442-5533	076-432-2344

（５）災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められるとき、もしくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真等についても、住民の了承を得て活用する。

（６）障がい者、外国人に対する広報

ア　障がい者に対する広報

聴覚障がい者に対する広報は、村社会福祉協議会の協力を得て、FAX、チラシの直接配布等により実施する。

イ　外国人に対する広報

外国人に対する広報は、語学ボランティアの協力を防災関係機関に要請し、広報文を翻訳し、チラシの作成・配布、ホームページへの掲載、拡声器での街頭広報等により実施する。

２　広聴活動

被災者又はその関係者から家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応じるため、広聴活動を実施する。

（１）総合窓口の設置

被災者からの相談、要望、苦情を受付ける総合窓口を設置し、専任職員を配置する。

（２）広聴活動の内容

被災者のための相談所を設け、被災者から苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるとともに、住民の安否情報の収集に努める等、積極的な広聴活動を実施する。

（３）住民等からの問い合わせに対する対応

村及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、村及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、富山県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第４節　災害救助法の適用

大規模な災害により村域内の被害が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に要請し、その救助の実施の決定を求めることで、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法の規定に基づく救助は、県知事が実施し、本部長（村長）が補助するものとする。ただし、県知事から委任された救助事務については、本部長（村長）が実施する。

第１　災害救助法の適用

１　災害救助法の適用基準

本村における災害救助法の具体的適用基準は次のとおりである。

（１）本村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が 30 世帯以上であること。

（２）被害世帯数が（１）の基準に達しないが、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上で、村の被害世帯数が 15 世帯以上であること。

（３）被害世帯数が（１）又は（２）の基準に達しないが、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上に達したこと、又は、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

（４）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。

２　被害状況認定基準

（１）滅失世帯の認定

住家の滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を滅失した１世帯とするが、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した１世帯とみなす。

（２）災害に係る住家の被害認定

災害時に係る住家の被害認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和３年３月）」（内閣府（防災担当））に基づいて行う。

判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の６区分とする。

認定基準は、次表のとおりである。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元とおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
一部損壊	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%未満のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さなものを除く。

３　災害救助法の適用手続き

（１）災害救助法適用の県への要請等

大規模な災害が発生し、村における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、村長は、直ちに県知事に対し被害状況を報告する。県知事は、県内各市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に連絡するとともに、内閣府に情報提供する。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の概要

ウ　被害状況調べ

エ　既にとった救助措置及び今後とろうとする措置

オ　その他の必要事項

（２）救助の種類・期間

ア　災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、村はその補助機関として活動する。

なお、災害救助法第 13 条第１項の規定により、救助の実施に関する権限に属する事務の一

部を村長が行うこととされた場合（以下、「救助の委任」）は、当該救助の実施に関する事務を処理する。

イ　救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、県知事の指示を待ついとまがない場合には、村長が救助を開始し、事後、県知事に報告する。

（３）救助の実施状況等の把握及び報告

災害救助法に基づく救助を実施した場合は、その実施状況等を次のとおり把握し報告する。

ア　救助実施記録日計票の作成

救助の実施を行う各部に「災害救助の実施」（災害救助実務研究会監修）に記載された救助実施様式を救助の種類ごとに配布し、救助実施記録の日計票を作成する。

救助実施様式の配布を受けた各部は、所定の事項を記入の上、毎日、災害対策本部に報告する。

イ　救助日報の作成

村は、救助実施様式をとりまとめて救助日報（「災害救助の実務」による。）を作成し、適時県に報告する。

□救助の種類・期間□

救　助　の　種　類	実　施　期　間	実施者
避難所の設置	被害発生の日から 7 日以内	村長
応急仮設住宅の供与	被害発生の日から 20 日以内に着工、 完成の日から 2 年以内	知事
炊出しその他による食品の給与	被害発生の日から 7 日以内	村長
飲料水の供給	被害発生の日から 7 日以内	村長
被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与	被害発生の日から 10 日以内	知事
医療	被害発生の日から 14 日以内	知事
助産	分娩した日から 7 日以内	村長
被災者の救出	被害発生の日から 3 日以内	村長
被災した住宅の応急修理	被害発生の日から 3 月以内	知事
生業に必要な資金の貸与	被害発生の日から 1 月以内	村長
学用品の給与（教科書）	被害発生の日から 1 月以内	村長
学用品の給与（文房具）	被害発生の日から 15 日以内	村長
埋葬	被害発生の日から 10 日以内	村長
死体の捜索	被害発生の日から 10 日以内	村長
死体の処理	被害発生の日から 10 日以内	村長
障害物の除去	被害発生の日から 10 日以内	村長
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内	村長

※　救助の適切な実務が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第３条第２項）

また、医療、助産、死体の処理（死体の縫合・洗浄）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

４　災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない場合においては、災害の状況により必要に応じて本部長（村長）の責任において救助を実施する。

第２　り災証明書発行の対応

災害が発生し、被害を受けた者があるときは、り災者台帳を整備し、必要があるときは、り災証明書を発行する。

１　り災者台帳

り災者台帳は、被災世帯調査の結果等を基に作成する。

２　り災証明の発行

り災証明書の発行事務は、り災者台帳を基に行う。台帳により確認できないときは、申請者の立証資料を基に客観的な判断で行う。

３　証明の範囲

災害対策基本第２条第１号に規定する災害で、次の種類の被害に関するもの。

人的被害	住家、住家以外の建物の被害	
・死亡 ・行方不明 ・負傷	・全壊（全焼） ・流出 ・大規模半壊 ・半壊（半焼）	・床上浸水 ・床下浸水 ・一部損壊 ・その他の物的被害

［資料編：第 12 節　12－７－１　り災者台帳］

［資料編：第 12 節　12－７－２　り災証明書］

［資料編：第 12 節　12－７－３　り災証明申請書］

第５節　広域応援要請

災害発生後、概括的な被害状況等を迅速に把握し、村だけでは十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断したときは、法令及び応援協定等に基づき、速やかに応援要請を実施する。なお、応援要請に当たっては、受入体制に不備が生じないよう十分配慮する。また、他の市町が被災したときには、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

第１　相互協力

１　応援要請

総務部長（動員担当）は、直ちに本部員会議で協議の上、応援要請を行う。

ただし、本部員会議を招集するいとまがないときは、直接本部長（村長）が決定する。

なお、応援隊の活動についての折衝は、直接関係ある部が当たるが、応援隊の数、食料、燃料、宿舎等必要に応じて総務部（動員担当）に報告するものとし、終始連絡を密にして応援の状況を把握しておく。

（１）他市町への要請

本部長（村長）は、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき他の市町に応援要請を行う。

（２）県への要請

ア　県への応援要請

本部長（村長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、県知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、県の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送付する。

なお、各部長は、応急措置を実施するために、他の市町、県等に応援を要請する必要が生じたときは、総務部長（動員担当）に連絡する。

（ア）災害の状況及び応援を求める理由

（イ）応援を必要とする人員、物資等

（ウ）応援を必要とする場所、期間

（エ）応援を必要とする活動内容

（オ）その他応援に関し必要な事項

イ　県知事に対する職員派遣のあっ旋要請

本部長（村長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、県知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣についてあっ旋を要請する。

（ア）派遣のあっ旋を求める理由

（イ）派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（オ）その他職員の派遣のあっ旋について必要な事項

（３）国等の機関に対する職員派遣の要請

本部長（村長）は、村域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他職員の派遣について必要な事項

□災害時の応援協力体制（災害対策基本法）□

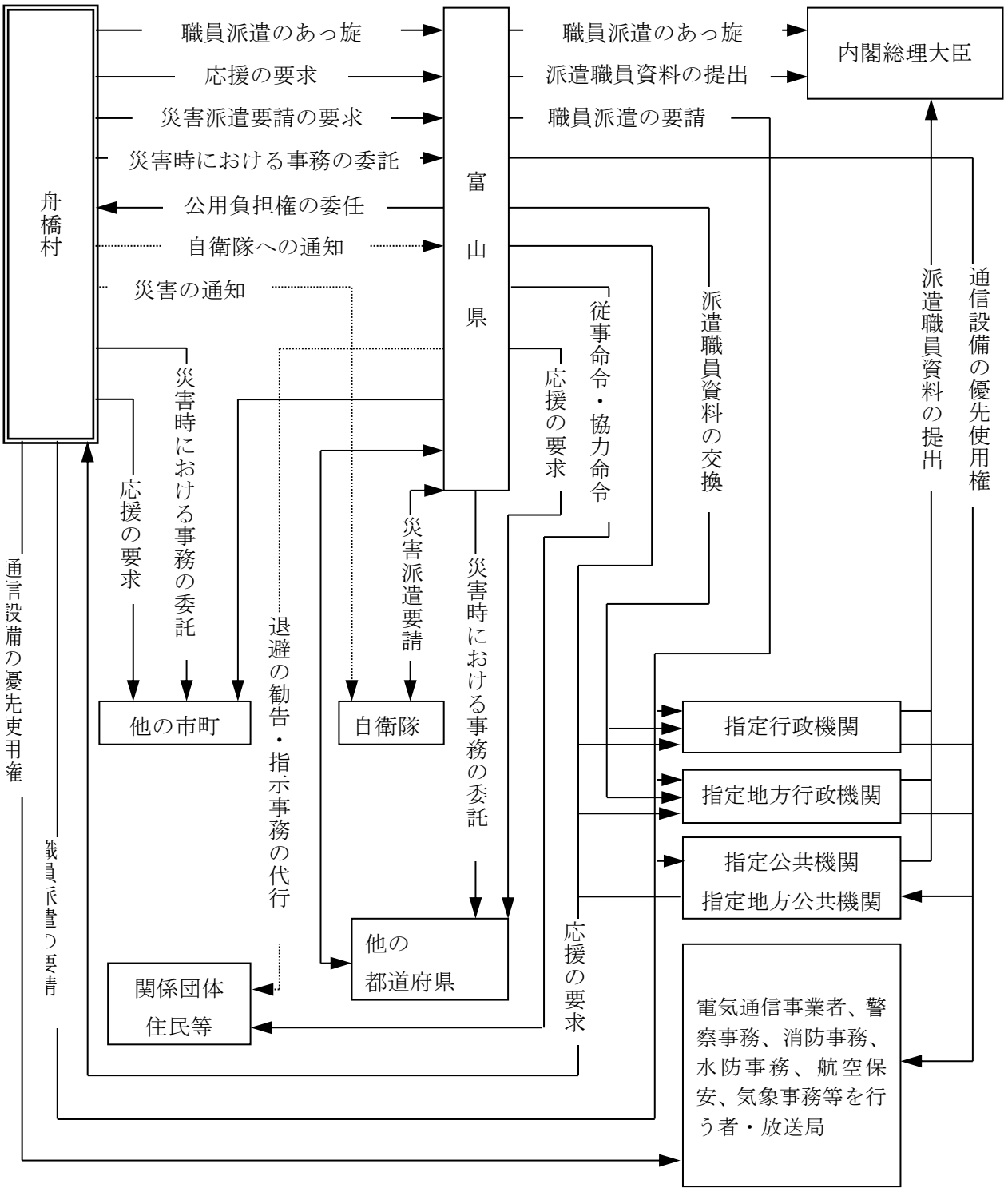

（４）公共的団体、民間団体等に対する要請

本部長（村長）は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するため必要と認めるときは、村の

区域における民間団体の協力を得る。

そのため、事前にこれらの団体と協力内容、方法に関する協定等を締結しておく。

ア　民間団体の協力業務

災害時に民間団体からの協力が得られる活動はおおむね次の事項である。

（ア）異常気象、危険箇所等を発見したときの通報

（イ）避難誘導等住民に対する救助活動

（ウ）炊出し、救助物資の配分等

（エ）被害状況の調査

（オ）公共施設の応急復旧作業

（カ）応急仮設住宅の建設

（キ）建設資機材の調達

（ク）生活必需品の調達

（ケ）その他災害応急対策活動への協力

イ　民間団体への協力要請の手続

災害時に民間団体からの協力を必要とするときは、次の事項を明らかにしてその責任者に対し要請する。

（ア）協力を希望する地域及び期間

（イ）活動の内容

（ウ）協力を希望する人数、車両等

（エ）調達を要する資機材等

（オ）その他必要な事項

ウ　民間団体の活動の調整方法

民間団体の協力を得て応急対策等を進める場合、協力要請は総務課が当たり、活動の調整を行う。

２　応援受入体制の確立

（１）連絡体制の確保

応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、県に通報するほか、必要な情報連絡を行う。

（２）受入体制の確保

県等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。

（３）経費の負担

応援を受けた場合、応援に要した費用は原則として村の負担とする。

第２　広域応援要請

１　自衛隊の災害派遣

（１）自衛隊の災害派遣要請の依頼手続き

本部長（村長）は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ア　派遣要請の依頼者

本部長（村長）

イ　依頼手続

本部長（村長）が、県知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により県（防災・危機管理課）に依頼し、事後、速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、本部長（村長）が県知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び村域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

□自衛隊連絡先□

自衛隊区分	所　在　地	電話番号
陸上自衛隊第 14 普通科連隊長	〒921-8520　石川県金沢市野田町 1-8	076-241-2171
航空自衛隊第６航空団司令	〒923-8586　石川県小松市向本折町村戌 267	0761-22-2101

（２）自衛隊の自主派遣

ア　自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、県知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

（ア）災害に際し、防災関係機関に対して、当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。

（イ）災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある場合。

（ウ）災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。

（エ）その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがない場合。

イ　指定部隊等の長は、県知事の要請を待たずに、部隊の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

ウ　県知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、県知事が派遣要請をした場合は、その時点から県知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

（３）自衛隊との連絡

ア　情報の交換

村及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ　連絡員の派遣依頼

村は、災害派遣が決定した場合、陸上自衛隊第 14 普通科連隊及び航空自衛隊第６航空団に対し、災害対策本部への連絡員の派遣を依頼し相互の連携をとるとともに、村役場内に連絡所のためのスペースを供与する。

（４）災害派遣部隊の受入体制

ア　災害救助復旧機関との調整

本部長（村長）は県知事と連携し、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

イ　作業計画及び資材等の準備

本部長（村長）は県知事と連携し、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画を立てる。

また、作業実施に必要な資材を整えるとともに、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

（ア）作業箇所及び作業内容

（イ）作業の優先順位

（ウ）作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

（エ）部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

ウ　自衛隊の活動拠点用地等の確保

本部長（村長）は、自衛隊の災害派遣部隊を受入れるために、自衛隊の連絡員と調整の上、自衛隊の活動拠点として活用できる次の広さの用地等を確保する。

（ア）活動拠点

a　連隊（1,000 人）規模の支援を受ける場合

約 15,000 ㎡（サッカーグラウンド 2 面分）

＊最終単位：中隊規模約 1,200 ㎡（テニスコート 2 面分）

b　師団（10,000 人）規模の支援を受ける場合

約 140,000 ㎡（五福公園程度）

（イ）ヘリポート

ヘリコプターの支援を受ける場合には、機種や機数によって、ヘリポートとして次の地積の用地を確保する。

□ヘリポートの必要地積□

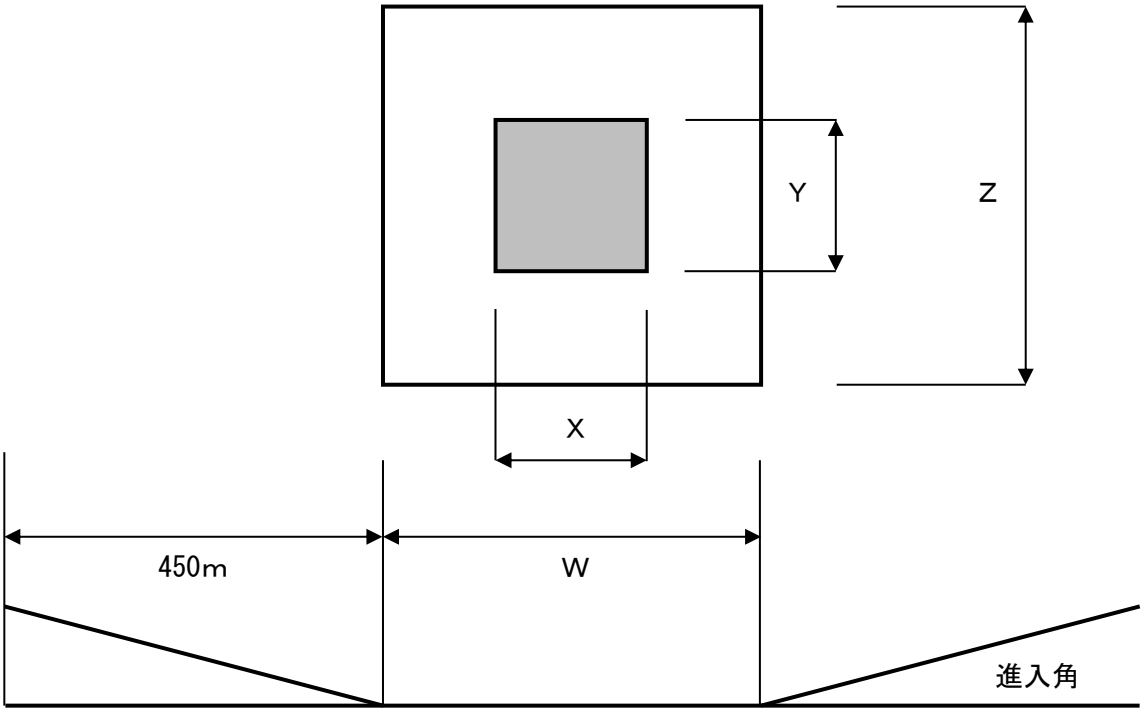

機数／機種	着陸点		離着陸地帯		進入角
	X	Y	W	Z	
OH-6	5ｍ	5ｍ	30m	30m	10°
UH-1 UH-60J	6ｍ	6ｍ	50m	50m	8°
CH-47	20m	20m	100m	100m	6°

〈参考〉
・OH-6　　:情報収集に使用する小型ヘリコプター
・UH-1、UH-60J:防災ヘリとほぼ同じ大きさの多用途ヘリコプター
・CH-47　　:一度に約 50 名を輸送可能な大型ヘリコプター

エ　派遣部隊到着後の措置

村は、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

（ア）派遣部隊の長の官職氏名

（イ）派遣部隊名及び人員・車両等派遣部隊の規模（編成、装備）

（ウ）到着日時

（エ）従事している作業内容及び進捗状況

（５）災害派遣部隊の撤収要請

本部長（村長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、災害派遣要請の依頼手続に準じて撤収要請を行う。

（６）災害派遣の活動内容

救援活動区分	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

（７）その他

ア　経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な経費は、原則として村が負担し、その内容については事前に自衛隊の連絡員と調整するが、おおむね次のとおりである。

（ア）派遣部隊が活動するために必要な資機材（自衛隊装備品に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

（イ）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

（ウ）派遣部隊の宿営及び光熱水費、電話料等

（エ）派遣部隊の活動の際生じた損害の補償

なお、経費の負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議する。

イ　自衛隊の派遣部隊の活動拠点

自衛隊派遣ヘリポート及びベースキャンプ地は次のとおりである。

ヘリポート	活動拠点
舟橋中学校グランド	必要に応じ選定する。

（ア）活動拠点の構成施設

自衛隊の派遣部隊が、活動する場合の拠点に設置する主な構成施設（テント設置等）は次のとおりである

ａ　業務用施設：指揮所、作戦室、作業室、広報室

ｂ　生活用施設：宿舎（テント設営敷地を含む）、給食施設、炊事施設、トイレ

ｃ　資機材置場

ｄ　駐車場

ｅ　ヘリコプター運用施設

ヘリコプター離着陸場、ヘリの運航管理施設、輸送物資の保管・仕分け倉庫

（イ）ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準等

ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準等は次のとおりである。

ａ　離着陸要領

ヘリコプターは、風に向かって約 10 度～12 度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高いところから垂直に着陸したりしない。

ｂ　発着場選定基準

（ａ）地面は堅固で傾斜６度以内

（ｂ）四周にあまり障害物（立木、送電線、鉄塔等）がないこと。少なくとも進入進出の２方向に障害物がないこと。

（ｃ）大型車両が進入進出できること。

「本節　ヘリポートの必要地積」に定める内容に準ずる。

ｃ　準備事項

（ａ）離着陸場と村役場及びその他の所要個所との通信連絡を確保しておくこと。

（ｂ）使用離着陸場名、着陸地点の風向及び風速を予め県に連絡すること。

（ｃ）離着陸場には、航空機に安全進入方向を予知させるため、吹き流しの掲揚又は発煙筒を焚いて風向を示すか、着陸前に風向をＴ字形で表示しておくこと。

（ｄ）離着陸場には、予め、中央に石灰等で直径４ｍの〇Ｈ印を描いて着陸中心を示しておくこと。

（ｅ）夜間には、着陸地点の 15m 平方の四隅にカンテラ等により上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

（ｆ）物資を大量に輸送する場合には、搭載量を超過しないよう計量器を準備すること。

（ｇ）離着陸場付近への立ち入り禁止の措置を講じること。

２　広域消防応援

（１）消防相互応援協定に基づく応援要請

本部長（村長）は、大規模な災害が発生し、他の消防機関に応援を要請する必要が生じたときは、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づき、県内の他の消防に対し、次の事項を示して応援要請を速やかに行う。

ア　災害の種別

イ　災害の状況

ウ　応援隊の種別、隊員数及び人員

エ　防御に必要な資機材の種別及び数量

オ　応援の場所及び誘導員の配置場所

カ　その他必要な事項

（２）緊急消防援助隊の出動要請

ア　緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県（防災・危機管理課）に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出する。

（ア）災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況

（イ）応援要請日時、必要応援部隊

（ウ）その他の情報（必要資機材、装備等）

イ　緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

村は富山県東部消防組合と連携して、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

（ア）地理の情報（広域地図、住宅地図等）

（イ）水利の情報

ａ　水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）

b　水利の所在地

c　水利地図（広域地図、住宅地図等）

（ウ）ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報

（エ）住民の避難場所の情報

（オ）野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

（３）消防長官への応援要請

本部長（村長）は、自らの消防力及び県内の消防力をもってしても、災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第 44 条の規定による緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援を消防庁長官に要請するよう県知事に要請する。

□広域消防応援の要請フロー□

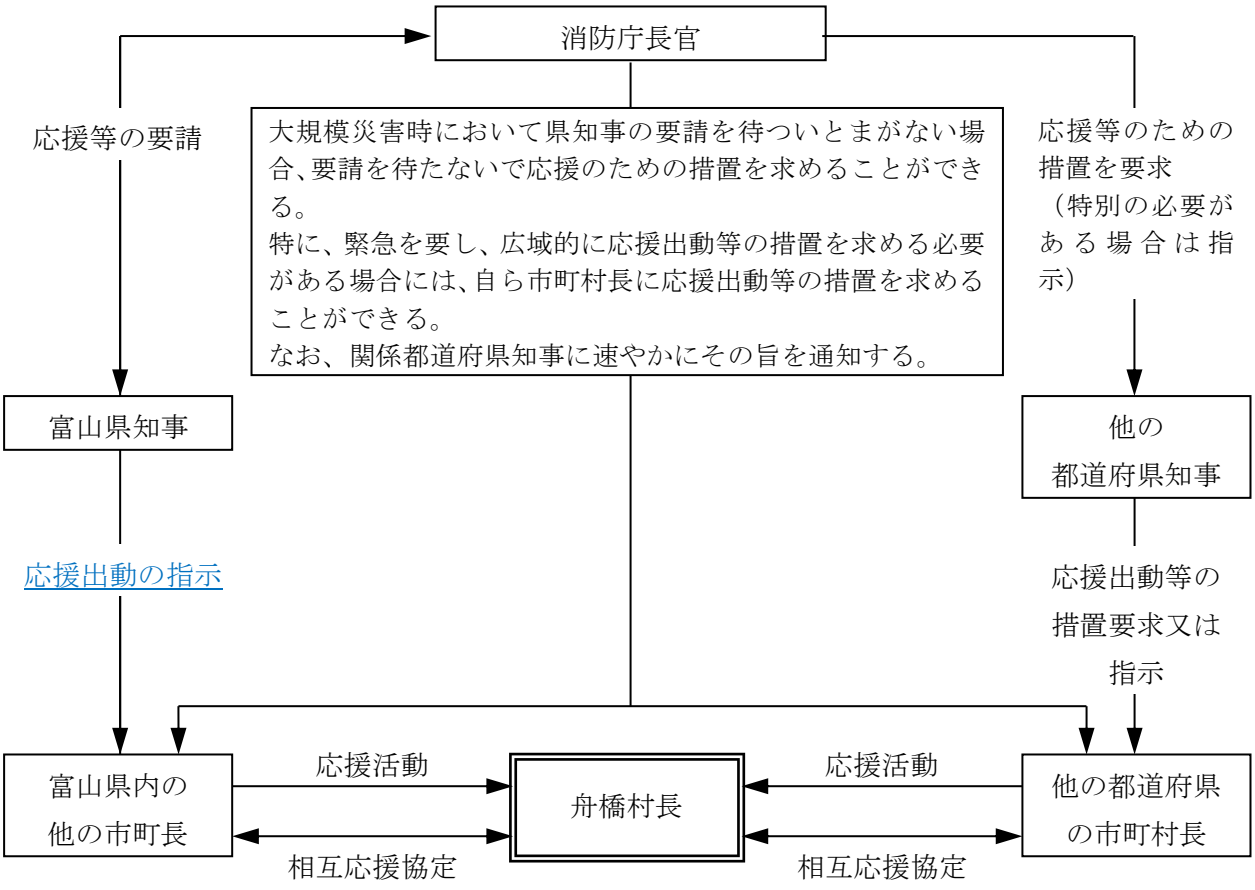

３　警察官の出動要請

本部長（村長）は、警察官の出動が必要と認める場合には、上市警察署長に対し、出動を要請する。

なお、大規模災害に即応でき、かつ高度の救出救助能力と自活能力を持つ災害対策専門の「広域緊急援助隊」が都道府県警等に設置されており、必要に応じこの部隊の派遣を要請する。

４　災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

本部長（村長）は、大規模災害時において、村の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT)、ドクターヘリ、医療救護班、及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

５　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣要請

本部長（村長）は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、必要に応じて、国土交通省（北陸地方整備局）に対し緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE)、リエゾンの派遣を要請する。

第３　相互応援協力

村長は、県知事、他市町長、協定締結市町等から応援、又は協力を求められたときは、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、応援体制を速やかにとり、協力支援を実施する。

第６節　救助・救急活動

災害の発生により、早急に救助・救急を必要とする事象が多数発生することが予想される。

このため、消防、警察、自衛隊、施設等の管理者、防災関係機関及び自主防災組織等は緊密な連携をとりながら、救助・救急活動を迅速に行う。

第１　救助活動

村、富山県東部消防組合及び防災関係機関は、救助用資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

１　情報の収集・伝達

村は富山県東部消防組合と連携し､住民及び消防団等の協力､119 番､住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被災情報を防災関係機関と共有する。

２　救助活動

（１）多発すると思われる救助要請に対しては救助計画をたて、組織的な対策をとる。

（２）自主防災組織、住民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動を実施するよう促す。

（３）災害発生初期においては、住民、防災関係機関等の通報等により活動し、その後は、計画的な捜索活動を行う。

（４）要救助者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。

ア　救命活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできるかぎり自主的な処置を行わせ、他の防災関係機関と連携した活動を行う。

イ　同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。

（５）災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材等で対応できないと予想される場合は、県、他市町及び自衛隊に応援要請を行い、また、ボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

３　救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

４　自主防災組織の活動

（１）自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、富山県東部消防組合に連絡する。

（２）被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う富山県東部消防組合に協力する。

５　警戒区域の監視

必要に応じて警戒区域を設定し、富山県東部消防組合、消防団、警察等の協力により区域内の監視に努め、救助活動が迅速に実施できるよう配慮する。

６　実動組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第２　救急活動

村及び富山県東部消防組合は、災害時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターの派遣要請を行うなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

１　住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急防災関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AED を含む。）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

（１）自主防災組織及び自衛消防隊は、自分たちの住んでいる地域又は事業所・企業内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、富山県東部消防組合に連絡する。

（２）被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う富山県東部消防組合及び消防団に協力する。

２　救急要請への対応

（１）負傷者の搬送は、原則として富山県東部消防組合が行う。ただし、富山県東部消防組合の救急車が対応できない場合は、村、県が確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町に応援を要請する。

（２）救急隊員は、トリアージにより負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

３　医療機関等との連携

（１）村は必要に応じ医療救護所の開設し、村生活環境部を通じて中新川郡医師会に医療救護班の派遣を要請するとともに、災害現場に救急現地本部を設置して負傷者の応急手当等を行う。

（２）富山県東部消防組合は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

４　ヘリコプターの活用

道路・橋梁の陥没・流失、交通渋滞等による交通の途絶等により、又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合等、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリを活用する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は他県市、自衛隊等に応援を要請する。

なお、県消防防災ヘリコプターの活用は、「本章　第 21 節　県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容とする。

第３　消防応援要請

村は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

１　県内他市町への応援要請

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第 43 条により、県知事を通して行う。

２　緊急消防援助隊の出動要請

（１）緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

ア　災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況

イ　応援要請日時、必要応援部隊

ウ　その他の情報（必要資機材、装備等）

（２）県は、村から緊急消防援助隊の出動要請を受けた場合又は村の要請を待ついとまがない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その旨を村及び富山県東部消防組合に対して連絡する。

３　消防庁の対応

消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応援のための措置を求めることができることとなっている。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら村長に応援出動等の措置を求めることができる。

４　応援要請市町村の対応

村及び富山県東部消防組合は、応援を要請したときは、次により受入体制を整備する。

（１）応援消防隊が効率的に活動できるよう指揮命令、連絡体制の明確化

（２）応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握

（３）応援消防隊に対する給食、宿泊手配等

（４）資機材の手配、現場への道案内等

５　緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

富山県東部消防組合は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

（１）地理の情報（広域地図、住宅地図等）

（２）水利の情報

ア　水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）

イ　水利の所在地

ウ　水利地図（広域地図、住宅地図等）

（３）ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所一図、救急搬送医療機関位置図等）

（４）住民の避難場所の情報

（５）宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

第４　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努める。

なお、富山県東部消防組合については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第７節　医療救護活動

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱やライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は住民の生命と安全に直接かかわることであり、迅速な活動が要求されるため、村及び県は、各医療防災関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

第１　医療救護班等の派遣

１　医療救護班の派遣

村は、把握した情報をもとに必要と認める場合は、村生活環境部を通じて中新川郡医師会等に医療救護班の派遣を要請するとともに、災害現場に救急現地本部を設置して傷病者の医療救護に当たる。

災害救助法が適用されたときは、県の補助機関として県災害対策本部の指示に従い活動する。

２　災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

本部長（村長）は、大規模災害時において多数の傷病者に対応できないと判断した場合は、県（防災・危機管理課）に対し富山県 DMAT の派遣要請を依頼する。

３　富山県ドクターヘリの派遣要請

本部長（村長）は、富山県ドクターヘリの派遣が必要と判断した場合は、県（防災・危機管理課）に対し富山県ドクターヘリの派遣を要請する。

第２　医療救護所の設置・運営

１　医療救護所の設置

医療救護所は、学校、保育所等の公共的建物内に開設することを原則とし、災害の状況により、民間施設内に開設する。

２　医療救護所の運営

（１）医療救護所は村が設置し、医療救護班は医療救護所を中心として医療救護活動を実施する。

ア　活動内容

（ア）初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活動）

（イ）地域災害医療センター及び基幹災害医療センターへの移送手配

（ウ）医療救護活動の記録

（エ）死亡の確認

（オ）医療救護所の患者収容状況等の活動状況報告

イ　患者等の搬送

村は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材の搬送体制を確保する。また、富山県東部消防組合との連携を図り、広域的な搬送体制を確保する。

ウ　医療救護班の編成

医療救護班は、医師１名、看護師２名、薬剤師１名、その他２名を基準として編成する。

エ　医療資器材等の供給

村は、救護活動に必要な医療資器材等の調達を行う。

（２）医療救護所の管理者は、村災害対策本部の指示により活動する。

（３）避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（避難所救護センター）の設置運営を行う。

（４）避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、災害時歯科医療救護マニュアルに基づき、県歯科医師会の協力を得て、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第３　後方医療機関への搬送

（１）医療の処置を行った者のうち、施設等への収容を必要と認める場合は、後方医療機関へ搬送する。搬送は、富山県東部消防組合が実施する。

（２）医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、上市警察署に誘導を要請するなど、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

（３）必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

（４）車両による搬送が困難と認められるときは、県消防防災ヘリコプター等による搬送を検討し、県に要請する。

なお、県消防防災ヘリコプターの活用は、「本章　第 21 節　県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容とする。

第４　医薬品、医療資器材等の確保

１　医薬品等の確保

（１）村は、住民の在庫備蓄及び取扱業者等の流通備蓄により医薬品、医療資器材等を調達する。

（２）必要に応じて、県又は防災関係機関に対し、供給の要請を行う。

２　血液製剤等の確保

村は、血液製剤等については、県に要請し、富山県赤十字血液センターより提供を受けるもの

とする。

第５　医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応

村は、医療を必要とする在宅個別疾患患者（在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者、人工透析実施患者、慢性疾患患者等）に対する災害時の医療を確保するため、関係機関の協力を得て、患者の療養状況及び必要な場合は受入れ可能な医療機関の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

第６　保健医療の確保

１　保健医療活動従事者の確保

（１）医療救護班の編成に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等保健医療活動従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。

（２）本部長（村長）は、不足する保健医療活動従事者の確保のため、県又は防災関係機関に対し、派遣を要請する。

２　保健師等による健康管理

（１）村及び県は、「災害時の保健活動マニュアル」に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。

（２）避難が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

３　保健福祉サービスの提供

村は、避難が長期化した場合は、被災者の健康の確保のため、保健福祉サービスを提供する。

（１）ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣

（２）入浴サービス等の実施

第７　精神保健医療体制

災害時には、精神保健医療機関における一時的混乱やライフラインの機能の停止、又は精神科病院の倒壊等により、精神保健医療機能の低下が予想される。被災者の精神的治療や患者の転院が可能な病院（場所）を確保するなどの事態に対応するため、震災時の精神保健医療体制を確立する。

１　こころのケアの実施

村は、中新川郡医師会等と連携をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行う。また、被災者が気軽に相談できるように、避難所において、こころのケアのための相談室を開設する。

さらに、災害救援ボランティアや職員等救護活動に従事している者のこころのケアにも十分留意する。

２　災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請

本部長（村長）は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣が必要と判断した場合は、県（防災・危機管理課）に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

第８節　消火活動

大規模な地震が発生した場合、同時多発火災や、その延焼拡大により多くの人命の危険が予想される。このため、住民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

また、富山県東部消防組合・消防団は全機能をあげて延焼の拡大防止、避難の安全確保に努める。

第１　住民の活動

地震が発生した場合は、住民は、まず身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

（１）使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消す。

（２）LP ガスはガスボンベバルブ、石油類のタンクは元バルブをそれぞれ閉止する。

（３）電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等の火気の使用に注意を払う。

（４）火災が発生した場合は、消火器等で初期消火を行うとともに、速やかに富山県東部消防組合に通報し、隣人に大声で助けを求める。また、火災を発見したときは、速やかに富山県東部消防組合に通報するとともに、可能な限り初期消火に協力する。

第２　自主防災組織、事業所の活動

「第４編　火災編　第２章　第４節　第２自主防災組織、事業所の活動」に定める内容に準ずる。

第３　消防機関の活動

「第４編　火災編　第２章　第４節　第３消防機関の活動」に定める内容に準ずる。

第４　広域消防応援

「本章　第５節　第２　２広域消防応援」に定める。

第５　惨事ストレス対策

消火活動を実施する各機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努める。

なお、富山県東部消防組合については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣

を要請するものとする。

第９節　避難活動

大規模な地震が発生した場合には、家屋倒壊、延焼火災の拡大、噴泥（水）等の発生が想定され、住民の避難を要する地域が生じることが予想されるため、村は災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、住民の生命、身体の安全確保に努める。

第１　避難情報等の発令の実施及び誘導

１　避難情報等の発令の実施と行動

避難情報等の発令の標準的な判断基準については、下記のとおりであるが、対象とする自然災害ごとに状況が異なり、住民に求められる行動も異なる。

そのため、防災関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等をもとに、避難情報等の発令実施の客観的な判断基準を整理し、避難すべき区域や判断基準を明確にした避難情報等の発令等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。

□避難情報等の種類□

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル４】 避難指示 （村長が発令）	**「災害のおそれ高い」** 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。	**「危険な場所から全員避難」** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （村長が発令）	**「災害発生又は切迫」（必ず発令される情報ではない）** 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況	**「命の危険直ちに安全確保！」** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

２　避難情報等の発令の実施基準

避難情報等の発令は、次のような状況が認められる場合に実施する。

（１）地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。

（２）その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

３　避難情報等の発令の実施責任者

避難情報等の発令の実施責任者は次のとおりである。

実際に避難情報等の発令が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

村は、時機を失することなく避難情報等を発令できるよう、県に積極的に助言を求めるものとする。

本部長（村長）は、避難情報等の発令を行った場合、速やかに県知事に報告を行う。

□避難情報等の発令の実施責任者□

発令区分	実施責任者 （関係法令）	措置	勧告、指示等の内容
避難の指示等	県知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第 29 条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	村長 [又は県知事] （災害対策基本法第 60 条）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。 [県知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。]
	警察官 （災害対策基本法法第 61 条） （警察官職務執行法第４条）	立退き及び立退き先の指示 警告 避難の指示	村長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。 村長から要請があったとき。 重大な被害が切迫していると認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法第 94 条）		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

４　避難情報等の発令

避難情報等の発令の対象者は、居住者、滞在者、通過者を含めて、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

５　避難情報等の発令の内容

本部長（村長）は、次の内容を明示して避難情報等の発令を実施する。

（１）要避難対象地域（行政区名、避難施設名）

（２）避難先（安全な方向及び避難場所の名称）

（３）避難情報等の発令の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）

（４）避難情報等の発令の実施責任者

（５）避難経路

（６）その他避難時の注意事項等（避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難等）

６　避難情報等の発令の伝達・周知

要避難対象地域の住民に対する避難情報等の発令の方法は、次のとおりとする。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

（１）サイレンによる伝達

（２）消防車・広報車による村内巡回放送

（３）消防団員による各戸伝達

（４）自治会・村内会、自主防災組織等による各戸伝達

（５）ケーブルテレビ、ホームページ等による周知

（６）緊急情報告知システム、ｅネットふなはし、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）による周知

７　県への報告

避難情報等の発令を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、防災関係機関は相互に連絡を行うものとし、村長が避難情報等の発令を行ったときは、避難措置及びその解除について次の次項を記録するとともに、県知事に対し速やかに報告する。

（１）実施者

（２）実施の利用及び日時

（３）避難の対象地域

（４）避難先

（５）その他必要な事項（解除の場合は、その理由及び解除の日時）

第２　警戒区域の設定等

１　警戒区域の設定・立入制限等の措置

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、本部長（村長）は警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令の措置をとる。

なお、本部長（村長）の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったとき

は、警察官は同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前二者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。

２　実施方法

（１）警戒区域の表示

警戒区域を設定した場合、非常線を張り、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命じる。

（２）警戒区域の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難情報等の発令と同様、防災関係機関及び住民にその内容を周知する。

（３）通知

自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を本部長（村長）に通知する。

□警戒区域の設定・立入制限等の措置□

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措　置　内　容
立入制限退去命令	村長	災害対策基本法第 63 条第１項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官	災害対策基本法第 63 条第２項	災害全般	上記の場合において ①　村長、又は委任を受けた職員が現場にいないとき ②　村長が要求したとき	同　　上 （村長に通知）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第 63 条第３項	災害全般	村長その他災対法第 63 条第１項に規定する村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同　　上 （村長に通知）
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第 21 条第１項	洪水	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第 21 条第２項	洪水	上記の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同　　上
出入制限退去命令	消防吏員 消防団員	消防法第 28 条第１項	火災	火災について、消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限、又は区域からの退去命令
	警察官	消防法第 28 条第２項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同　　上

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措　置　内　容
出入制限 退去命令 火気使用禁止	消防長	消防法 第23条 の２ 第１項	ガス、火薬 危険物の 漏えい、飛 散流出に ついて	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法 第23条 の２ 第２項	ガス、火薬 危険物の 漏えい、飛 散流出に ついて	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同　　上

第３　避難行動

１　目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

住民は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

（１）災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか

（２）それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

（３）どのタイミングで避難行動をとれば良いか

２　避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

（１）立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

（２）屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断

でとる行動である。

（３）緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

□避難行動の一覧表□

避難行動	避難先	（詳細）	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物　が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動　等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認　等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル５ 緊急安全確保
～～～～～～～～警戒レベル４までに必ず避難～～～～～～～～～					
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）　等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認　等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動	警戒レベル３ 高齢者等避難 警戒レベル４ 避難指示
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※２を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備　等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル３ 高齢者等避難 警戒レベル４ 避難指示

※１　リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※２　支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

第４　避難誘導

本部長（村長）が避難情報等の発令を行った場合又は危険が切迫し、住民が緊急に避難する必要がある場合は、混乱を起こすことなく、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。

（１）避難の誘導

ア　村

避難情報等の発令が出された場合、富山県東部消防組合及び上市警察署の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

避難情報等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難情報等の発令は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

イ　富山県東部消防組合

（ア）避難情報等の発令が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を村、上市警察署に通報する。

（イ）避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員により、避難誘導にあたる。

ウ　上市警察署

村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。

（ア）避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。

（イ）指定緊急避難場所及び指定避難所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、避難場所の秩序維持に努める。

（ウ）指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火

災の延焼方向、速度の状況を把握して避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。

エ　自主防災組織

自主防災組織は、村、富山県東部消防組合、消防団、上市警察署等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。

オ　住民

避難準備情報、避難情報等の発令が出された場合、富山県東部消防組合、消防団、上市警察署、自主防災組織等の協力を得て、直ちに広域避難場所やあらかじめ決められた最寄りの避難所等安全な場所に避難する。また、避難の際は、高齢者、障がい者、子ども等の災害時要援護者を可能な限り援助するとともに、社会福祉施設等の避難の援助を求められた場合は、可能な限り協力する。

カ　その他の誘導責任者

（ア）消防団の班長以上、又はその命を受けた消防団員

（イ）小、中学校の教職員

（ウ）保育所の保育士等従事員

（エ）その他事業所の所長、又はその命を受けた者

（２）避難の方法

ア　避難地区の順序

（ア）災害発生地区内のり災者

（イ）災害発生地区内の住民

（ウ）災害発生地区に隣接し、拡大のおそれある地区の住民

イ　避難民の避難等の順序

（ア）病弱者

（イ）高齢者、子供

（ウ）障がい者

（エ）成年女、男

ウ　携帯品等の制限

（ア）応急生活必需品、金品以外は携行しないこと。

（イ）避難に支障をきたし、危害を及ぼすようなものを携行しないこと。

（ウ）自動車、軽車両を使用しないで、各人が携行できるものに限ること。

（３）避難者の確認

ア　避難情報等の発令を実施した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職員、消防団員等による巡回を行ない、立ち退きが遅れた者等の有無の確認を行う。

イ　警察官は、避難準備情報、勧告又は情報等の発令に従わない者について説得に努める。

第５　指定緊急避難場所及び指定避難場所、避難道路の運用

１　指定緊急避難場所及び指定避難場所の運用

指定緊急避難場所及び指定避難場所の運用は、原則として村が行う。

なお、隣接市町にわたって所在する指定緊急避難場所及び指定避難所を開設した場合の運用については、相手先市町との協議により対処する。

（１）村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。

ア　指定緊急避難場所及び指定避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること

イ　情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと

ウ　疾病者に対し、救急医療を施すため、医療救護所及び医師を確保すること

エ　指定緊急避難場所及び指定避難場所の衛生保全に努めること

オ　避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること

カ　避難解除となった場合の避難者の帰宅又は指定避難場所への移動を安全かつ円滑に誘導すること

（２）村は、必要応じ、県に対し指定緊急避難場所及び指定避難場所の運用に必要な措置についての応援要請を行う。

２　避難道路の運用

（１）避難時における使用道路

ア　避難道路については、災害の状況に応じて、誘導責任者において臨機に選定する。

イ　避難道路は、道路法に基づく道路のほか、私道、空地その他私有地についても利用できるよう土地所有者等は協力する。

（２）指定緊急避難場所及び指定避難場所並びに周辺道路の交通規制

上市警察署は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定緊急避難場所及び指定避難場所並びにその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

ア　指定緊急避難場所及び指定避難場所並びに同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。

イ　指定緊急避難場所及び指定避難場所周辺の幅員 3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。

ウ　上記以外の道路についても、車両の通行抑制をするため、一方通行や通行禁止の交通規制をする。

エ　避難路にあたる道路で信号機の滅灯、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため

警察官を配置する。

（３）幹線避難路の確保

村は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第６　避難所の開設・運営

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者について、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

１　避難所の開設

（１）村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

（２）避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び上市警察署、富山県東部消防組合等関係機関に連絡する。また、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報する。

（３）避難所を設置した場合は、避難所管理要員を置く。

（４）避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認（内閣総理大臣の事前承認を含む。）を受ける。

（５）避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営に当たる。

（６）高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、多様な避難場所の確保に努める。

（７）村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

２　避難予定場所

（１）避難場所

避難予定場所は、次のとおりとし、避難の実施に当たっては、村長は、これらのうちから、避難場所を指定する。

［資料編：第４節　４－１　指定避難所・指定緊急避難場所］

（２）一次避難場所

前１項の避難場所等をもってしても、なお収容不可能な場合において、村長は、幕舎等を設営してこれに充てる。

［資料編：第４節　４－２　都市公園事業］

３　避難所の管理運営

（１）村は、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護に当たる。

また、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（２）避難所管理要員は、避難所に収容されている避難者数をはじめ、様々な情報（避難者の氏名、安否情報、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報）を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により村災害対策本部へ連絡する。

そして、災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

ア　避難者名簿

イ　物資管理簿

ウ　避難所状況報告

エ　避難所設置に要した支払証拠書類

オ　避難所設置に要した物品支払証拠書類

（３）指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、災害時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。

（４）避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や災害時要援護者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（５）避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

（６）村が把握している被災者の安否情報について、住民に提供できる窓口を設置する。被災者の

情報については、り災者台帳を基に行うものとするが、個人情報の取扱いには特に留意する。

（７）応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

（８）指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

４　被災者の他地区への移送

（１）他地区へ移送する場合

ア　被災地区の市町の避難場所に被災者を収容できないとき、本部長（村長）は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。

イ　被災者の他地区への移送を要請した本部長（村長）は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ　移送された被災者の避難所の運営は移送元の村が行い、被災者を受入れた市町は運営に協力する。

エ　大規模災害により広域一時滞在、県外広域一時滞在が必要とされる場合において、県が大きな被害を受け、調整できない場合は、内閣総理大臣に代行を要請する。

（２）他地区から受入れる場合

ア　被災市町から被災者の移送の要請があった場合、県はあらかじめ村と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。

イ　県から被災者の受入れを指示された村長は、直ちに避難所を開設し受入態勢を整備する。

５　新型コロナウイルス等の感染症対策

（１）避難所における過密状態の防止等

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設等の活用等も検討する。

ア　宿泊施設等の活用

（ア）速やかな避難所の開設

ａ．宿泊施設等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、村は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認のうえ、宿泊施設等を避難所として速やかに開設する。

ｂ．運営管理については、宿泊施設等の管理責任者が行い、避難者の体調管理等は村が行う。

（イ）優先的に避難する者に対する避難先の案内

ａ．大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した

避難所よりも多くの避難所が必要となり、避難所として宿泊施設等を活用することが予想される場合、村は、事前に宿泊施設等の施設管理者等に空室状況等の確認及び受入のための調整を行う。

ｂ．上記の確認結果を踏まえ、当該宿泊施設等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入が可能であり、避難所として当該宿泊施設等を開設することについて調整が整い、当該リストに掲載されている者が避難を希望する場合は、直接当該宿泊施設等に案内する。

（ウ）避難者の受入

ａ．優先的に避難する者に対する避難先の案内を行う場合は、リストに掲載されている者の情報を開設した宿泊施設等の管理責任者に提供し、リストに掲載されている者の避難が完了した後、宿泊施設等の管理責任者は村へ報告を行う。

ｂ．濃厚接触者等に該当する者は、村が開設する避難所に受入、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な配慮に努める。

ｃ．避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ宿泊施設等への到着時に行う。

（エ）避難所の運営管理

ａ．避難者名簿の整備、炊き出しその他による食料の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、宿泊施設等と避難所又は自宅の移動手段の確保等生活環境の確保に努める。

ｂ．避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供する。

ｃ．宿泊施設等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、避難者が感染症に感染した場合の対応について、県と十分に連携のうえで、事前に検討し、これに沿って対応を行う。

ｄ．避難所運営にかかわる職員の健康状況の把握等を行う。

（オ）県への支援要請

村のみでは、災害時に避難所として開設可能な宿泊施設等の確保が不足する場合は、県に支援を要請する。

イ　親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な被災者に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

（２）避難所内の対策

ア　避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感

染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行うものとする。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。

イ　基本的な感染対策の徹底

物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

ウ　十分な換気の実施、スペースの確保等

（ア）避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保するよう留意する。

（イ）避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」（令和２年６月 15 日、府政防第 1274 号等）に示すレイアウト（例）を参考とする。

エ　発熱･咳等の症状がある人のための専用スペースの確保

（ア）発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、できるだけ専用のトイレを確保する。

（イ）同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、できるだけ避ける。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの対策をとる。

（ウ）発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

（エ）避難所のスペースの利用方法等について、事前に施設管理者等と調整を図る。

（オ）発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

オ　濃厚接触者のための専用スペースの確保

（ア）濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。

（イ）一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。

（ウ）避難所における濃厚接触者への対応については、村及び県、保健所が十分に連携したうえで、適切な対応を事前に検討する。

（エ）濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

カ　避難者が新型コロナウイルス等の感染症を発症した場合の対応

（ア）新型コロナウイルス等の感染症を発症した場合の対応については、県及び保健所と連携のうえ、適切な対応を事前に検討する。

（イ）避難所から病院への移送を含め、村及び県、保健所、医療機関が十分に連携のうえで、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

（３）必要な物資の備蓄

ア　新型コロナウイルス等の感染症対策に必要な物資や資材の備蓄を進める。

イ　災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）への情報入力・活用を行う。

（４）適切な避難行動の周知

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知する。

第７　要配慮者の支援

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害発生時において、自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者が置かれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

１　安否確認及び被災状況の報告

災害が発生したときは、要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を行う。

（１）調査を行ったときは、その状況を県に速やかに報告する。

（２）連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。

ア　避難所等に避難している者

避難所ごとに氏名、性別、年齢、障がいの内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項

イ　その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）

氏名、性別、年齢、障がいの内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法

ウ　被災地域の在宅者

自治会ごとに氏名、年齢、障がいの内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項

エ　被災地域の施設入所者及び施設等

（ア）施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢、及び被災の程度の報告

（イ）施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

（３）すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

２　要配慮者対策

（１）避難行動要支援者の支援

ア　村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿等を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。

イ　村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順に より社会福祉施設への緊急入所を行う。

ウ　村は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫する等、情報伝達手段について配慮する。

エ　自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

（２）要配慮者の生活支援

ア　福祉避難所の設置

村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるようにするための「福祉避難所」を、社会福祉法人の協力を得て設置する。福祉避難所に受入れる対象者は、災害時要援護者及びその介護者等（家族を含む）とする。また、福祉避難所において要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努める

イ　社会福祉施設への緊急入所

村は、施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設への緊急入所を行う。村内の施設で対応できない場合、県に対して、隣接市町の社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。

ウ　避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子の使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障がい者のための情報提供手段を整備に努める。（見えるラジオ、目で聴くテレビ、デジタル放送対応テレビ等）

エ　要配慮者の実態調査とサービス提供

村は、県の協力を得て、居宅や避難所において、被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の防災関係機関や民間の医療施設、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

３　社会福祉施設等における入所者の安全確保

（１）入所者の安全確保

被災した社会福祉施設及び介護保険施設（以下「社会福祉施設等」）は、あらかじめ策定した災害応急計画等に従い、災害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必

要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

（２）被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ村及び県と定めた手順に従い、村又は県へ被害状況の報告を速やかに行う。

（３）入所者の移送

施設の損壊等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。

（４）支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、村等に支援を要請する。

４　外国人の援護対策

（１）外国人の救護

村は、地域の自治会、自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

（２）外国人への生活支援

ア　外国人への情報提供

村は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ　避難所における相談体制の整備

村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第８　飼養動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

村は県と連携して、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。

１　飼養されていた家庭動物の保護等

（１）被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は県と連携して、富山県獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

（２）　避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

ア　飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

イ　村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ウ　村は県と連携して、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

２　危険動物の逸走対策

危険動物が飼養施設から逸走した場合は、村は県と連携して、飼養者、上市警察署その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

第 10 節　交通規制・輸送対策

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要であるため、村は県及び関係機関と協議し、迅速に陸上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を活用するなど、輸送力に万全を期する。

第１　道路交通対策

災害時における交通の混乱を防ぐため、村及び防災関係機関は迅速な道路等の被害状況の把握及び危険回避を目的とした交通規制を実施する。

１　被害状況の収集伝達

道路、橋梁等の交通施設の被害の情報収集及び伝達は次のとおり行う。

（１）道路パトロール

災害により道路、橋梁等道路施設の危険な状況、又は発生のおそれがある場合は、村は、直ちにパトロールを実施する。

なお、大規模災害時においては、緊急輸送に備えるため、緊急通行確保路線から順次行う。

（２）発見者からの通報

災害により道路、橋梁等道路施設の危険な状況、又は交通の混乱を発見した者は、速やかに本部長（村長）又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、速やかにその旨を本部長（村長）に通報する。

（３）防災関係機関への通報

本部長（村長）は、住民等発見者又は警察官より通報を受けた場合は、当該道路の管理者及び上市警察署に通報する。

２　道路規制の実施

県公安委員会及び道路管理者は、災害の発生又は災害の発生のおそれがある場合は、災害による道路交通の混乱及び危険を防止するため、必要な交通規制を実施する。

また、県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

（１）交通規制の内容

ア　道路管理者は、道路、橋梁等が破損、決壊、降雪の状況その他の理由により通行が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

イ　上市警察署は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時、直ちに走行中の車両を道路左側に寄せ停車させる。停車にあたってはできる限り橋梁等を避け、道路の中央部は緊急通行車両の通路として確保する。

ウ　県公安委員会は、危険区域での一般車両通行禁止及び危険区域内への流入禁止又は迂回措置をとる。

（２）相互連絡

道路管理者と上市警察署は相互に連絡を取り、交通規制を行うときは、あらかじめその規制の対象区間と期間及び理由をそれぞれ通知する。ただし、急を要する場合で通知することが困難な場合は、事後速やかに通知する。

（３）交通規制の広報

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

第２　緊急交通路の確保

大規模災害時には、一般車両の流入により交通渋滞を招き、災害対策活動が阻害されるおそれがあるため、必要に応じて一般車両の通行を規制し、緊急交通路を確保する。

１　緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要であるため、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた緊急通行確保路線を中心に、道路管理者と協議の上、緊急交通路に充てる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、災害により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。また、降雪時においても、緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行う。

２　運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

３　放置車両の撤去

（１）警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

（２）自衛官、消防職員・団員の措置

自衛官又は消防職員・団員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置をとったときは、その旨を当該命令又は措置をとった場所を上市警察署長に通知しなければならない。

４　輸送ルートの応急復旧

村が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路がある場合は代替道路として利用し、交通の確保を図る。

第３　災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

１　道路管理者

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、上市警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

２　知事の措置

県知事は、道路管理者である村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

３　公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第４　輸送手段の確保

村は、災害応急対策を実施するにあたり、人員及び物資等の輸送に必要な車両等を確保し、輸送力の確保に努める。

また、輸送活動を行うにあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

１　輸送の対象となる範囲

（１）第１段階

ア　救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資

イ　消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員・物資

ウ　村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

（２）第２段階

ア　上記（１）の続行

イ　食料・水等、生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地外への移送

エ　輸送施設の応急復旧に必要な人員・物資

（３）第３段階

ア　上記（２）の続行

イ　災害復旧に必要な人員・物資

ウ　生活必需品

２　輸送手段

災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により輸送手段の確保を行う。

（１）車両による輸送

災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

ア　村及び防災関係機関は、自ら保有する車両を第一次的に使用する。

イ　不足を生ずる場合は、公共機関が保有する車両、民間の車両、自家用の車両を借り上げる。

ウ　必要に応じ、応援協力を締結している他県市町や陸上自衛隊へ支援を要請する。

（２）鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道

により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、富山地方鉄道(株)に依頼する。

（３）ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合においては、ヘリコプターにより必要な人員、物資等を輸送する。

航空機輸送に使用するヘリポートは、舟橋中学校グラウンドとする。

なお、県消防防災ヘリコプターの活用は、「本章　第 21 節　県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容とする。

（４）人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。

（５）その他

災害の状況により、迅速確実な輸送を行うため、適宜上記を組合せて実施する。

３　緊急通行車両の取扱い

災害時には、一般車両の通行を禁止又は規制し、応急措置の実施に必要な緊急通行車両を優先して通行させるため、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認を円滑に実施する。

（１）確認実施機関

緊急通行車両の確認は、県知事（事務所管：防災・危機管理課）又は県公安委員会（事務所管：県警本部交通規制課）が行う。

（２）確認対象車両

ア　警報の発表及び伝達並びに避難情報等の発令に使用されるもの

イ　消防、水防その他の応急措置に使用されるもの

ウ　被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの

オ　施設及び設備の応急復旧に使用されるもの

カ　廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの

キ　犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に使用されるもの

ク　緊急輸送の確保に使用されるもの

ケ　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

コ　規制除外車両の一部

（３）確認手続

村有車両で事前に届出済みの緊急通行車両については、「緊急通行車両事前届出済証」を直ちに上市警察署に提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受けて、当該車両に常備する。

事業所等からの借上げ車両等で事前届出していない車両については、「緊急通行車両確認申請書」を上市警察署に提出する。

４　車両等の調達

現場から調達依頼を受けた場合、総務部は、村内にある公共機関に属する車両、営業用の車両、自家用の車両を借り上げるものとするが、村内で不足する場合は次の事項を明示して、隣接市町及び県に対し、調達、あっせん等を要請する。

（１）輸送区間及び借上期間

（２）輸送人員又は輸送量

（３）車両等の種類及び台数

（４）集結場所及び日時

（５）その他必要な事項

５　燃料の調達確保

（１）緊急通行車両用燃料の優先供給

緊急通行車両等については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

（２）燃料の緊急輸送方法

村内で燃料が不足する場合は、隣接市町及び県に緊急輸送を依頼する。

第 11 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給

大規模な災害が発生した場合には、飲料水・食料・生活必需品の不足が予想されるため、村は災害予防対策により確保した飲料水・食料・生活必需品等を被災者に迅速に供給する。

第１　飲料水の確保・供給

災害が発生し、飲料水が不足したときは、被災住民の飲料水を可能な限り確保するため、必要に応じて水道施設以外の予備水源や流通備蓄などを活用する。

１　飲料水の確保

（１）給水量

被災直後の混乱期における住民の飲料水については、少なくとも生命維持に必要な水量を確保しなければならない。

ア　第１段階

生命維持に必要な水量として一人一日３リットル程度が必要とされている。

この期間は発災直後の混乱期３日程度とし、拠点給水、運搬給水及び住民の備蓄水によって対処する。

イ　第２段階

炊事、洗面の最低生活を営むための水量とする。

この期間は段階的に第一次応急復旧の実施後完了までの期間で、順次給水量を増量し、地域の実情に応じて仮設給水栓によって対処する。

ウ　第３段階

若干の不便はあるが通常の生活に必要な水量とする。

この期間は、第二次応急復旧の期間で、各戸給水量については、各地域の実情に応じて算定する。

（２）水源の確保

応急給水に必要な水は、次により確保する。

なお、使用前に水源の水質検査を実施し、給水に当たっては塩素による消毒を行う。

ア　井戸水

イ　救援物資提供に関する協定に基づく流通備蓄

ウ　自然水（川、ため池等の水）の浄化水

エ　プール、受水槽の浄化水

オ　消雪井戸利用型災害時給水システム

２　給水の対象

災害のため水道施設等に被害を受け、現に飲料に適する水及び炊事のための水を得ることができない者とする。

３　給水の方法

（１）給水は、原則として拠点給水（避難場所、公園等）とし、断水地域が一部の場合は、状況に応じて設定する。

（２）給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから実施する。

（３）一般家庭用水は、原則として各家庭において自ら容器を持参し、給水を受ける。

（４）輸送の容器が極端に不足している地域にあっては、備蓄しているポリタンクを貸与する。この場合、地域の責任者に対しての貸与とする。

（５）給水には原則として給水車を使用するものとし、不足する場合には一般貨物自動車に水槽を積載したり、水槽付き消防自動車等を消毒の上使用したり、ポリタンク等により給水を実施する。

（６）現有施設等で給水が困難な場合は、県又は近接水道事業者（立山町・上市町役場）に対し応援を要請する。

（７）給水時間については、早朝、夜間の給水についても配慮する。

４　早期の復旧

災害による水道施設被害の影響は、広範囲に及ぶおそれがあるため、村は、住民の生活用水確

保を目途に、できるだけ早く正常給水を行う。また、あらかじめ想定に基づき応急復旧方法を定めるとともに復旧要員、資材、重機の確保や応援について、水道事業者、資機材メーカー、施工業者との間で非常時に備えた事前の協定を締結しておく。

第２　食料の供給

災害により食生活に支障をきたした者及び災害応急対策従事者に対し、応急炊出し等を実施して、災害時の食料確保を図る。

食料の供給は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食を供給するものとし、炊出し体制が整ってからは、米飯による炊出しを実施する。

また、被災状況によっては、必要に応じて流通備蓄の活用を行う。

１　配給対象者

（１）急迫した事態において、炊出しによる給食を必要とする被災者

（２）配給機関等が被害を受けたこと等により、通常の需給経路では、食料を確保することができない者

（３）災害地における救助作業、応急復旧作業等に従事する者で、給食を行う必要のある者

２　供給方法

（１）被災者に対する食料の供給は、村が開設する避難所において、避難所ごとに、自治会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。

（２）食料の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び身体障がい者へ優先的に供給する。

（３）配給品目

ア　主食は、原則として米穀とするが状況に応じて粉乳、乾パン又は麦製品等とする。

イ　副食は、応急的に最小限度の必需品目。

（４）一人当たり配給基準数量

ア　主食　精米換算　１食につき 200g

イ　粉乳

（ア）乳児　１日当たり 115g

（イ）幼児　１日当たり 80g

（５）配備経路

ア　在庫先、又は調達先より受給した食料は、車両又は人夫をもって被災地へ運ぶ。

イ　被災地においては、炊出し場所又は避難所において、村職員立会のもとに配給を行う。

ウ　配給に当たっては、当該地区毎に責任者を定めて、これに協力する。

３　応急食料の調達

（１）村が実施する対策

米穀取扱業者、スーパーマーケット、村内生産者等の協力を得て調達するものとし、村はあらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておくよう努める。

また、村のみでは十分な調達ができない場合、応援協定締結市町、県厚生部、他市町に調達・供給を要請する。

４　炊出しの方法

（１）炊出しは、本部長（村長）の指示に基づいて行う。

（２）炊出し予定施設は、資料４－５のとおりとし、災害の状況に応じて、その１か所又は２か所を利用する。

［資料編：第４節　４－４　炊出し予定施設］

（３）炊出し予定施設の管理者は、それぞれの管理する施設の保有器材の補充並びに施設の整備について努力する。

５　災害救助法が適用された場合

炊出しその他による食品の供与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、期間は、災害発生の日から７日以内とする。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第３　生活必需品等の供給

村は、日常生活に欠かせない衣服、寝具、その他生活必需品等を、被災者に給与又は貸与し、日常生活の確保を図る。

また、被災状況によっては、必要に応じて流通備蓄の活用を行う。

１　配給対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は、床上浸水により生活上必要な家財を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２　配給方法

（１）被災者に対する生活必需品の供給は、村が開設する避難所において、避難所ごとに、自治会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。

（２）生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び身体障がい者へ優先的に供給する。

（３）配給品目

現物による給貸与とし、おおむね次のとおりとする。

ア　寝具（毛布、布団等）

イ　被服（作業衣、婦人子供服、シャツ、ズボン等）

ウ　炊事、台所用具（炊事用品類、食器類）

エ　身周り品、日用品

オ　その他（光熱材料、嗜好品等）

３　給与物資の調達

（１）調達物資は、一般救援物資、村調達物資等とする。

（２）村調達物資は、原則として村内業者を通じて調達する。

また、村のみでは十分な調達ができない場合、応援協定締結市町、県、他市町に調達・供給を要請する。

（３）物資は、調達先車両、村借上車両又は、人力をもって被災地へ運ぶ。

４　災害救助法が適用された場合

生活必需品の給与又は貸与のために支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、１世帯の人数により決められ、期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第４　輸送体制

食料･生活必需品の輸送は、村と要請された関係機関が連絡を密にし、輸送を行う。

他県・企業からの救援物資については、村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

また、道路の損壊により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う。

第５　物価安定・消費者保護対策

被災者には、災害救助法に基づき食料の給与、生活必需品等の等給与又は貸与が行なわれることになるが、それらの物資が基礎的な物資に限られ、かつ、時限措置であることから、併せて民間事業者による生活必需品等の供給が円滑に行われることが重要である。

このため村及び県は、生活必需品等の安定供給を民間事業者に要請するとともに、被災に便乗した値上げや被災者の弱みにつけ込んだ悪質商法を監視する。

第６　被災者の要望把握と支援

（１）避難所の管理責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、災害対策本部に連絡する。

（２）本部長（村長）は、対応できない食料・生活必需品等の要望については、県厚生部に応援を要請する。

第 12 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

廃棄物処理対策について、収集運搬機材、一時保管場所、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び隣接市町との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。

また、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の体力の低下等によって感染症が発生し、又は多発するおそれがあるため、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、炊出し等の食事提供時における食中毒の未然防止を図るため、食品取扱者に対し清潔な材料・施設設備・器具等を利用して、安全で衛生的な食品を提供するよう、適切な監視指導を実施する。

第１　し尿処理

災害発生後には、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、し尿処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、富山地域衛生組合と連携してし尿処理計画を作成し、し尿の収集処理を適切に実施して、住民衛生の確保、地域環境の保全を図っていく。

１　し尿の円滑な処理

（１）し尿処理施設の応急復旧

村は富山地域衛生組合と連携して、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧に努める。

（２）収集方法

ア　し尿の収集は、業務受託者により実施する。

イ　収集順位は、避難所等緊急くみ取りを必要とするところから優先的に実施する。

ウ　収集及び処理能力が及ばない場合は、一時措置として便槽内容の２割～３割程度のくみ取りを実施し、各戸の使用を可能にするよう配慮する。

（３）処理

収集したし尿の処理は、富山県地域衛生組合中部衛生センターで行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えたとき若しくは処理が困難な場合は、状況に応じて環境衛生上支障のない範囲で臨時に貯留施設を設置する。

また、貯留したし尿の処理は、下水道処理施設への搬送により行うものなど、環境衛生上支障のない方法とする。

２　仮設（簡易）トイレの設置場所及び数量の把握

村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住宅密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

３　広域的な支援・協力要請

本部長（村長）は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足

する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第２　ごみ、災害廃棄物の処理

災害発生後には建築物の倒壊、焼失等によって多量のごみ、災害廃棄物が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、富山地区広域圏事務組合と連携して廃棄物処理計画を作成し、ごみ、廃棄物の収集処理を適切に実施して、住民衛生の確保、地域環境の保全を図っていく。

１　ごみ処理

（１）ごみ処理施設等の応急復旧

村は富山地区広域圏事務組合と連携して、ごみを衛生的に処理するため、ごみ処理施設の速やかな復旧に努める。

（２）収集方法

ア　ごみの収集は、業務受託者の協力を得て実施する。ごみの量が多量で困難なときは、被災地住民及び消防団等の協力を得て行うものとし、食物の残廃物を優先的に収集する。

イ　収集場所は指定するごみステーションとするが、被災地の状況に応じて臨時ステーションを設置し、緊急処理を要する区域から実施する。

（３）処理

収集したごみは、富山地区広域圏事務組合のごみ処理施設で処理するものとし、災害が大規模で一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについては、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。また、生活ごみ等の処理に当たっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。

積雪時においても円滑なごみ処理体制の維持を図るため住民に対し除雪協力や収集方法の変更について理解を求める。

処理が不可能な場合は、状況に応じて環境衛生上支障のない方法で処理する。

（４）避難所におけるごみの保管場所の確保

避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

２　災害廃棄物処理

村は、事前に定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福

祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

（１）災害廃棄物の処理

損壊家屋からの災害廃棄物については、危険なもの、交通の支障となるものを優先的に解体・撤去する。

（２）中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

公用地又は住民生活に支障がない場所の中から災害廃棄物の仮置場の選定をする。

また、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、災害廃棄物の仮置場への搬入を土木建設業者に要請する。村のみで対応が困難な場合は、自衛隊、他市町等に応援を要請する。

（３）被災建築物の解体に伴うアスベスト対策

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。

３　広域的な支援・協力要請

本部長（村長）は、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第３　防疫対策

大規模な災害発生時において、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、村は災害防疫対策組織を設置して、中部厚生センター、医療機関、中新川郡医師会、富山県東部消防組合と連携しながら感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

１　防疫体制の確立

（１）中部厚生センターの災害防疫組織に準じ、関係職員による災害防疫活動組織を編成し、地域内の防疫活動を行う。

（２）被災状況及び感染症等の状況を迅速に把握し、状況に応じて消毒班等を編成するなどの体制を確立する。

（３）中部厚生センターと連携し、村内の医療機関、中新川郡医師会及び富山県東部消防組合との連絡を緊密に行う。

（４）防疫用薬剤及び器具等は村内業者から確保し、不足する場合はそのあっせんを県に要請する。

２　感染症対策

（１）被災地における感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努め、健康診断を実施し、応急的治療を行う。

（２）手指の消毒等必要な指導、逆性石鹸液の配付等を行う。

（３）事前に、指定医療機関の収容力を確認し、感染症が発生したときは、感染患者、保菌者を搬

送、隔離する。

（４）感染症発生箇所の消毒を実施する（消毒担当班を編成)。

（５）防疫上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を、対象、期間を定め、実施する（ワクチン等の確保を迅速に行い、時機を失しないよう措置する)。

（６）接種の種類、地域、年令区分、期日及び接種の場所等をチラシ、立看板、広報車、ｅネットふなはし、緊急速報メール、緊急情報告知システム等により広報する。

３　消毒の実施

被災により、環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、消毒を実施する。なお、消毒の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行う（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等)。

（１）下痢患者、有熱患者が多発している地域

（２）避難所の便所、その他の不潔場所

（３）浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

（４）飲料水確保場所

（５）災害廃棄物仮置場

（６）ネズミ、害虫等の発生場所

４　住民、自治会及び事業所の役割

上記２、３の実施に当たっては、地域住民、ボランティアと協力し、地域の衛生活動に当たる。

□被災住宅１戸当たり防疫基準□

薬　　剤　　名	床上浸水以上の家屋	床下浸水家屋	備考
クレゾール	200g	50g	
消石灰	6,000g	6,000g	
高度漂白剤	10g	10g	

５　中部厚生センター等への協力要請

本部長（村長）は、防疫活動が村自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して中部厚生センターの応援を要請する。また、防疫用薬剤及び器具等が確保できない場合は、県に対し、これらの調達のあっせんを依頼する。

第４　食品衛生対策

大規模な災害発生時において、食中毒を未然に防止するため、中部厚生センターと連携しながら食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視指導を行う。

１　食中毒の未然防止

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を未然に防止するため、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

（１）食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。

（２）食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

（３）食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上著しく劣る場合には、改善指導する。

（４）食品衛生協会の食品衛生指導員は、中部厚生センターと協力し、食品関係営業施設に対し、加熱処理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導する。

（５）必要に応じ県に対し衛生確保のための支援を要請する。

２　食中毒発生時の役割分担

食中毒患者が発生した場合には、検査を実施し、被害の拡大防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

食中毒患者が発生した場合については、速やかに県に報告するとともに、食品衛生監視員に検査の実施、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大防止に努める。

第 13 節　警備活動

災害時には、一時的にあるいは長期的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需品の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、上市警察署は、災害時において、早期に警備体制を確立し、防災関係機関との緊密な連携のもとに災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。

第１　犯罪の予防、取締り

被災地では、物資の欠乏、戸締まりの不完全、将来に対する不安感等から各種犯罪の発生しやすい状態となる。このため、上市警察署は次の点に留意し、住民の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、窃盗、暴力事犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。

１　警ら・警戒活動

（１）犯罪の予防活動

被災地の混乱に乗じた窃盗等の各種犯罪を予防するため、警ら・警戒活動を実施する。

（２）避難場所、避難所、救援拠点施設等に対する警戒活動

避難場所、避難所、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵（集積）場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。

２　各種犯罪の取締り検挙

災害による混乱のため、凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯、知能犯、性犯、経済事犯等の各種犯罪の発生が予想されることから、次により犯罪の予防及び取締りを行い、住民の不安を除去し、混乱を防止する。

（１）犯罪情報の収集と分析

（２）警戒取締り体制の強化

（３）金融・経済事犯に対する措置

（４）猟銃等に対する取締り

（５）LP ガス、石油類等危険物に対する措置

LP ガス、石油類等の漏出が認められる場合は、特に次の措置をとる。

ア　火気の使用禁止

イ　漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置

ウ　施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置

エ　中毒防止方法の広報

３　重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

（１）避難地

（２）食料その他応急物資の集積又は配給所

（３）主要官公庁

（４）ガス、水道、電気、電話等の主要施設

（５）武器、爆薬、火薬等の貯蔵所

（６）鉄道その他交通機関

４　情報の収集及び分析

次の事項に関する情報を収集分析し対策を講ずる。

（１）流言飛語

（２）交通機関利用者、運転者、観光客等の動向

第２　行方不明者の捜索

行方不明者については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の

深い問題である。このため、行方不明者の捜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

１　捜索

（１）関係機関と連携した効率的な捜索

上市警察署は村災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊及び富山県東部消防組合等との連携により、効率的に行方不明者を捜索する。

なお、行方不明者の所在が確認できない場合は倒壊家屋や河川等を繰り返し捜索する。

（２）部隊の大量投入による広範囲な捜索

被災地域が広い場合、行方不明者の把握に困難を伴うため、広域緊急援助隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。

なお、捜索を効率的に行うため、必要の応じて大型工作機を投入する。

（３）警察犬、災害救助犬の活用

捜索にあたっては、NPO 法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。

２　行方不明者の調査

（１）行方不明者等の調査依頼

ア　相談所の開設

災害発生後速やかに、上市警察署に迷い子、行方不明者相談所を開設する。

イ　名簿の作成

避難所へ被害調査班を派遣して、避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した迷い子行方不明者については名簿を作成し、県警察警備本部及び上市警察署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

ウ　相談窓口・相談コーナーの設置

迷い子、行方不明者に関する相談に応じるため、避難所に相談窓口を設置し、要員を派遣する。

また、外国人の行方不明者対策として、外国人相談コーナーもあわせて設置する。

エ　他の警察活動との連携

救出・救護活動及び検視活動との連携により、迷い子、行方不明者の発見に努める。

（２）関係機関との連絡体制

上市警察署は、村災害対策本部、自衛隊、富山県東部消防組合との連携により、効率的に行方不明者を把握するため、これらの機関へ相互に連絡員を派遣し、把握情報を共有化する。

また、報道機関へ積極的に迷い子、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携を強化する。

第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬

大規模な災害が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

村は、災害により死亡者が発生したときは、上市警察署、中新川郡医師会、富山県東部消防組合、消防団、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりながら、遺体の捜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

第１　遺体の捜索及び処理

１　遺体の捜索

（１）村は、災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者について捜索を行う。この場合、上市警察署、富山県東部消防組合、消防団員と緊密な連携をとることとする。

（２）村は、必要があれば、遺体の捜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。

（３）村の実施する遺体の捜索に当たっては、上市警察署と協力し、行方不明者の届け出の受理と関係情報の入手に努める。

（４）本部長（村長）は、災害が大規模で捜索が困難な場合は、県知事又は隣接市町長に捜索協力要請をする。

２　遺体の処理

村は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により遺体の搬送車､棺等が不足する場合は､広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

（１）遺体の収容

ア　可能な限り屋内の広い場所を確保し、中新川郡医師会の協力を得て遺体の検案を行う。なお、警察官は検視その他の所要の処理を行う。

イ　葬祭業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。

ウ　検案、検視を終えた遺体を上市警察署、富山県東部消防組合の協力を得て収容、引渡しに当たる。

エ　遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。

オ　遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。

カ　遺体処理表及び遺留品処理表を作成の上、遺体を納棺し、さらに、献花の上、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。

キ　必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の検案等についての協力を要請する。

（２）身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体については、上市警察署と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、中新川郡歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

第２　遺体の埋葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、村は手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは本部長（村長）がこれを行う。

１　死亡者数の確認

村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

２　埋葬体制の確立

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。

このような場合、広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、県からの埋葬に関する情報提供を受けながら、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していく。

３　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行う。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

４　協定の活用

大規模災害で多数の犠牲者が出た場合に、身元不明遺体や親族がいない犠牲者らの埋葬を迅速に行うため、県と全日本葬祭業協同組合連合会（全葬連)、県葬祭事業協同組合が協定を締結しており、村は、火葬や埋葬が困難な場合、県へ要請を行い、以下について協定を活用するものとする。

（１）葬儀場の紹介

（２）遺体の搬送

（３）葬祭用品（棺、骨つぼ、遺体保存用のドライアイス等）の提供

（４）安置施設の提供

第 15 節　危険物等防災対策

「第６編　個別災害編　第４章　第２節　危険物等災害応急対策」に定める内容に準ずる。

第 16 節　水害対策

地震が発生すると、河川堤防が直接被害を受けるばかりでなく、その後の降雨による浸水被害の二次災害の発生が懸念されため、地震発生時の水防対策に対する警戒体制が円滑に遂行できるよう努めるものとする。

第１　水防対策

１　地震発生時の非常配備

（１）村は、地震による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、平常勤務から非常体制への切替を確実迅速に行い、水防活動に万全を期するため、非常配備の体制をとる。

（２）水防管理団体の管理者は、判断状況を適正に行い、あらかじめ定めてある水防本部に準ずる非常配備の体制をとる。

２　水防管理者及び水防管理団体の活動

（１）村（水防管理者）、水防団長又は富山県東部消防組合消防長は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講じるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。

（２）地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事もしくはその命を受けた職員又は村（水防管理者）は、必要とする区域の居住者に対し避難を呼び掛け又は指示を行う。なお、呼びかけ又は指示を行う者を上市警察署長に通知する。

３　水防活動の応援要請

（１）村（水防管理者）は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長又は消防団長に対して応援を求める。応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた村（水防管理者）の指揮のもとに行動する。隣接する水防管理団体は、協力応援など水防事務に関し、あらかじめ相互協定を締結しておく。

（２）村（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるときは、上市警察署長に対して警察官の出動を求める。

第 17 節　ライフライン施設の応急復旧対策

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設は、市街化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

こうしたライフライン施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン防災関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、できる限り早急な応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

第１　簡易水道施設

水道事業者は、住民の生活用水確保を目途に的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水に努める。

また、被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

１　応急復旧対応

（１）施設の点検

村は、災害発生後速やかに簡易水道施設の被害状況を把握する。管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況等の把握に努める。

（２）応急措置

ア　漏水等により、道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。

イ　倒壊家屋、消失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

（３）災害復旧用資機材の確保

復旧に必要な資器材については、平常業務との関連において村が保有しているものを活用し、不足するものについては、他市町、関係業者から確保する。

２　災害時の広報

災害発生時は、簡易水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を周知するため、村の車両及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

３　応援要請

本部長（村長）は、被害が甚大な場合は、「日本水道協会富山県支部水道災害相互応援要綱」に基づき応援を要請し、応急復旧等を受ける。

被災規模が広範囲に及ぶなど県内市町での給水活動等が困難と予想される場合には、「日本水道

協会中部地方支部災害時応援に関する協定」及び相互応援協定書に基づき他の県支部長及び日本水道協会の他の地方支部長に対する応援を要請し、県外市町村から応急復旧等を受ける。

第２　下水道施設

村は中新川広域行政事務組合と連携し、災害が発生した場合は直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動により、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

１　応急復旧対応

（１）被害状況調査及び点検

災害発生後、村は中新川広域行政事務組合と連携して、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害発生のおそれがある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

（２）応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

（３）二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次のとおり遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア　管路施設

管路の損傷等による路面の陥没等による道路交通の支障及びマンホールの浮き上がり等による道路交通の支障及びマンホールからの汚水の溢水に対する措置

イ　処理場・ポンプ場施設

（ア）ポンプ設備の機能停止に対する措置

（イ）停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置

（ウ）池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置

（エ）塩素ガス、消化ガス、燃料、薬品等危険物の漏えいに対する措置

（４）災害復旧用資機材の確保

復旧に必要な資器材については、平常業務との関連において村が保有しているものを活用し、不足するものについては、他市町、関係業者から確保する。

２　災害時の広報

災害発生時は、中新川広域行政事務組合と連携して、下水道施設の被害状況、復旧の見通し、上水道の使用制限等を周知するため、村の車両及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

３　他部局との連携

応急復旧に当たっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復

旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進める。

４　応援要請

本部長（村長）は、被害が甚大な場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき応援を要請し、応急復旧等を受ける。

第３　電力施設（北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)）

電力復旧は、他機関の復旧作業や住民生活の維持など社会的に大きな影響を及ぼす。災害が発生した場合は、被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、通電による火災発生等の防止に努め、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

第４　ガス施設（日本海ガス(株)、(一社)富山県エルピーガス協会）

災害の発生に伴い、建屋内の配管が損傷し、漏えいガスによる二次災害の危険性もあるため容器バルブの閉止、安全点検の実施などを周知徹底する。

また、被災設備は、速やかに復旧し、ガス供給を再開して、被災住民の人心及び生活の安定に努める。

（１）LP ガス販売店は、災害時には設備の緊急点検を実施し、ガス漏れ発生時に富山県東部消防組合と連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。

（２）LP ガス販売店は、村内の LP ガス利用者の二次災害防止と損傷箇所の復旧のため、(社)富山県エルピーガス協会や施工業者との協力体制のもと、村内の LP ガス施設の緊急安全点検を実施する。

（３）富山県東部消防組合及び LP ガス販売店は、二次災害防止のため、LP ガス利用者に対して設備の安全確認と損傷時のバルブ閉止の徹底を周知するため、広報活動を行う。

第５　通信施設(NTT 西日本(株)等、(株)NTT ドコモ北陸、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

災害の発生に伴い、通信施設の被災による通信の不通は、他機関の復旧作業や住民生活の維持など社会的に大きな影響を及ぼす。災害が発生した場合は、被害状況を早期に的確に把握し、速やかに応急復旧作業を実施し、通信確保に努める。

１　非常用衛星通信装置の使用

災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む。）を出動させ、通信を確保する。

２　通信施設の応急措置

（１）通信業者各社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

（２）災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信であるため、村、県、上市警察署、富山地象気象台、国土交通省、電力会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網の適切な応急措置を実施する。

第 18 節　公共施設等の応急復旧対策

道路、橋梁、河川及び鉄道等の公共施設は、道路交通、物資運輸など社会活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に災害で破損したときは、救助救急、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災したときは、速やかに応急復旧措置を講ずる。

第１　公共土木施設等

公共土木施設等が被災した場合、施設の管理者は、必要に応じ公共土木施設の緊急点検を行い、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。

また、迅速な応急復旧を行ううえで、復旧活動拠点や資機材の計画的配置が必要であることから、その整備促進に努める。

また、災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に実施するための危機管理体制要領を策定する。

１　応急復旧の役割分担

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行う。

また、公共土木施設のない地区での災害等の復旧活動や人命救助のための土砂等の除去は原則として村が行う。

２　応急復旧のための人員、資機材の確保

（１）人員の確保

公共土木施設の被害状況の把握や適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて専門技術者（富山県防災シニアエキスパートなどの県職員 OB、市町村職員 OB、コンサルタントなど）へ協力を要請するほか、国の防災エキスパート制度を活用し、早期に対応に努める。

また、各管理者は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区、各建築物毎にあらかじめ作業分担を決めておく。

（２）建設機械の確保

各管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、建設機械の保有量を把握する。

（３）資材の確保

各管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、国及び県等所有の復旧用資材の備蓄状況を把握するとともに、建設資材業者の復旧用資材の最低在庫保有量を把握する。

（４）国土交通省北陸地方整備局との「災害時の相互協力に関する申し合わせ」に基づく協力要請

申し合わせに基づき、国土交通省北陸地方整備局に対し、北陸地方整備局等の職員の派遣、災害に係る専門家の派遣、構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け、通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣等の協力を要請する。

３　公共土木施設等の障害物の除去

災害時に発生した道路、河川等の障害物を除去することにより、住民の日常生活や業務活動を確保することを目的とする。

（１）実施機関

ア　応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、村長が行う。

イ　道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。

ウ　浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、村長が行うものとし、村のみで実施困難のときは、知事に対し応援協力を要請する。

エ　その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

（２）障害物除去を必要とする場合

災害時における障害物（工作物を含む）除去を必要とする場合の対象は、おおむね次のとおりとする。

ア　住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

イ　河川氾濫、護岸欠壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ　緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

エ　その他、公共的立場から除去を必要とする場合

（３）障害物除去の方法

ア　実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者の協力を得て、速やかに行う。

イ　除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の生じないよう配慮し行う。

（４）除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積破棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ア　廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所

イ　保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ　除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所

エ　広域避難地として指定された場所以外の場所

（５）除去に必要な機械、器具の整備等

ア　障害物の規模及び範囲により、それぞれ対策を講ずる。

イ　比較的小規模なものについては、各管理者において処理し、大規模なものについては建設業者等の協力を得ながら、おおむね次により実施する。

（ア）建設業協会等との提携

建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供については、あらかじめ建設業協会支部との協定を締結し、これに基づき確保する。

（イ）資機材の生産、販売業者との提携

応急復旧のため必要となる資機材については、あらかじめその生産及び販売業者との協定を締結し、これに基づき確保する。

（６）障害物除去に関する応援、協力の要請

本部長（村長）は、住民の生命、財産保護のため、障害物の除去について必要に応じて県へ応援協力を要請する。

４　復旧活動拠点、資機材の計画的配置

災害応急対策活動を、迅速かつ円滑に実施するために復旧活動拠点及び資機材の計画的配置に努める。

５　施設毎の応急復旧活動

（１）道路

災害により被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア　緊急通行確保路線

イ　一般道路で道路の陥没、欠壊等により二次災害を生じるおそれのあるもの。

ウ　ライフラインの管理施設等防災上重要な施設に通じる道路

（２）河川

災害により堤防等、河川管理施設が被災した場合は、速やかに施設の復旧に努める。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア　破堤

イ　堤防・護岸・天然河岸の欠壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

ウ　堤防・護岸等の欠壊で破堤のおそれがあるもの。

エ　河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの。

オ　護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著し

い被害が生じるおそれのあるもの。

第２　鉄道施設等（富山地方鉄道(株)）

災害発生の場合、鉄道事故及び災害処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立するとともに、村との連絡体制の確立を図るものとする。

第３　社会公共施設等

災害発生により被災した社会福祉施設、学校等については、次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。

１　社会福祉施設及び介護保険施設

被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

２　学校教育施設等

（１）学校教育施設

村は、県と協議のうえ、復旧計画を作成し、速やかに復旧工事を行う。

（２）社会教育施設

村は、県と協議のうえ、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。

３　文化財

（１）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに村及び富山県東部消防組合へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

（２）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を村教育委員会を経由して県へ報告する。

（３）村は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県と協力して応急措置を講ずる。

第 19 節　応急住宅対策等

災害によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、被災世帯の調査、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理、公営住宅等のあっ旋を実施し、住民生活の安定に努める。

第１　応急仮設住宅の確保

１　被災世帯の調査

村は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な事項を調査し、県に報告する。

（１）住宅及び宅地の被害状況

（２）被災地における住民の動向

（３）応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

２　応急仮設住宅の建設

（１）建設の目的

災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

（２）建設用地

原則として公園などの公有地とする。

（３）設置戸数

被災世帯が必要とする戸数を設置する。

（４）建設の規模及び費用

１戸当たりの建設面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第１に定める基準とする。

ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、高齢者、障がい者のために老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

（５）建設の時期

災害発生の日から、原則として災害発生の日から 20 日以内に着工する。

（６）建設工事

ア　応急仮設住宅の建設は、所定の基準により県知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、県知事は本部長（村長）に委任することができる。

イ　村及び県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社) 全国木造建設事業協会等に対して協力を要請する。

（７）民間賃貸住宅借上げによる供与

ア　被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、県知事は本部長（村長）に委任することができる。

イ　村及び県は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業

協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営協会に協力を要請する。

（８）供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。ただし、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

３　入居者の選定

（１）入居者資格

次の各号にすべて該当する者のほか、県知事が必要と認める者とする。

ア　住家が全焼、全壊又は流失した者

イ　居住する住家がない者

ウ　自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない母子・父子世帯

（エ）特定の資産のない高齢者、病弱者及び障がい者

（オ）特定の資産のない勤労者

（カ）特定の資産のない小企業者

（キ）上記（ア）～（カ）に準ずる経済的弱者

エ　被災地における住民登録の有無を問わない。

（２）入居者の選定

ア　応急仮設住宅の入居者の選定については、県が村の協力を得て行う。ただし、状況に応じ委任された場合は、本部長（村長）が選定することができる。

イ　選定に当たっては、障がい者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

４　応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県が本部長（村長）の協力を得て行う。ただし、状況に応じ委任された場合は本部長（村長）が管理する。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第２　被災住宅の応急修理

１　住宅の応急修理

（１）修理の目的

災害救助法が適用された災害により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に、居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

（２）修理の範囲及び費用

居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第１に定める基準とする。

（３）修理の時期

原則として、災害発生の日から１か月以内に完了させる。ただし、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

（４）修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

２　応急修理の対象者

（１）給付対象者の範囲

次の各号にすべて該当する者のほか、県知事が必要と認める者とする。

ア　住家が半焼、半壊した者でそのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ　自らの資力では住家の応急修理ができない者で、次のいずれかに該当する者

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない母子・父子世帯

（エ）特定の資産のない高齢者、病弱者及び障がい者

（オ）特定の資産のない勤労者

（カ）特定の資産のない小企業者

（キ）上記に準ずる経済的弱者

（２）対象者の選定

村において、被災者の資力、生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。ただし、状況に応じて村長に委任して、選定することができる。

第３　建設資機材等の調達

村及び県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、(一社)プレハブ建築協会、(一社)富山県建設業協会、(一社)富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、不足が生じる場合、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。

第４　応急危険度判定活動

地震により建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の協力を得て、建築物や宅地の危険度判定を実施する。

１　被災建築物応急危険度判定

（１）被災建築物応急危険度判定の実施

ア　村は、判定実施計画を作成し、被災建築物応急危険度判定を実施する。

イ　村は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。

ウ　本村が被災していない場合は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。

（２）被災建築物応急危険度判定士への参加要請

ア　村は、村内に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。

イ　本部長（村長）は、建築物の被災状況により、県に判定士のあっ旋を要請する。

ウ　本村が被災していない場合は、県の要請に基づき、村内に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。

エ　参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

（３）被災建築物応急危険度判定の方法

ア　判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（(一財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき実施する。

イ　村災害対策本部は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。

ウ　判定作業は、２名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。

エ　判定作業中は、判定士登録章を携行し、判定結果を建築物の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に判定内容を説明する。

オ　判定作業終了後は、村災害対策本部にその結果及び被害の状況を報告する。

カ　余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

２　被災宅地危険度判定

（１）被災宅地危険度判定の実施

ア　村は、判定実施計画を作成し、被災宅地危険度判定を実施する。

イ　村は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。

ウ　本村が被災していない場合は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。

（２）被災宅地危険度判定士への参加要請

ア　村は、村内に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。

イ　本部長（村長）は、建築物の被災状況により、県に判定士のあっ旋を要請する。

ウ　本村が被災していない場合は、県の要請に基づき、村内に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。

エ　参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

（３）被災宅地危険度判定の方法

ア　判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき実施する。

イ　村災害対策本部は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。

ウ　判定作業は、３名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。

エ　判定作業中は、判定士登録章を携行し、判定結果を擁壁、建築物等の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて宅地所有者者等に判定内容を説明する。

オ　判定作業終了後は、村災害対策本部にその結果及び被害の状況を報告する。

カ　余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

第５　建築制限及び緩和措置

１　被災市街地における建築制限

地震災害の後、復興計画として都市計画事業及び土地区画整理事業が立案されるまでの間、建築物の無秩序な建築を防止するため、県知事は、建築基準法第 84 条第１項に基づき１月以内に限って、区域の指定を行い、建築物の建築を制限し、又は禁止する。都市計画事業又は土地区画整理事業の計画決定が多少遅れるような場合には、更に１月を超えない範囲内で、その期間を延長することとする。

なお、この建築制限は、住民に早く周知徹底しなければ実効を失うおそれがあるので、正規の手続きのほか、現場に立札をたてる等の方法をとる。

２　仮設建築物に対する制限の緩和

（１）地震災害があった場合、県知事は、建築基準法第 85 条第１項に基づき

ア　災害により破損した建築物の応急修繕

イ　国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害援助のために建築する応急仮設建築物で、災害発生後１月以内に工事に着手するもの

ウ　被災者自ら使用するために建築する応急仮設建築物で、延べ床面積が 30 ㎡以内であり、災害発生後１月以内に工事に着手するもの

について、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定を適用しない防火地域以外の地域を指定する。

（２）地震災害があった場合、停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物については、建築基準法の一部の規定は適用しない。

（３）（１）及び（２）の応急建築物はあくまで臨時のものであるので原則として竣工後３月以内に除却しなければならない。しかし、３月を過ぎても存続する必要がある場合は県知事の許可を受けなければならない。この場合、県知事は、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、２年以内の期間を限って、存続を許可する。

第 20 節　教育・労働力確保対策

第１　応急教育等

災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、こども園、小学校、中学校における応急対策について万全を期する必要がある。

１　応急教育の実施

（１）応急教育計画の策定等

ア　応急教育計画の策定等

（ア）校長又は延長（以下「校長等」）等は、村教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。

（イ）校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。

ａ　児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る。

ｂ　村教育委員会、上市警察署、富山県東部消防本部、消防団及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。

ｃ　勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

イ　水、食料及び医薬品等の確保

（ア）飲料水の確保

災害時における飲料水の確保のため、応急給水槽の建設、応急給水用資機材収納倉庫の整備等の施策を推進する。

また、災害時には通常飲用していない井戸水等を飲用しなければならない事態を想定し、学校薬剤師等の助言、指導を受けて井戸水等飲用水の確保に努めるとともに、飲用水の場所を周知する。

（イ）医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね２～３日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、災害に備える。

ウ　管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

（２）災害時の体制

ア　緊急時の対策

（ア）校長等は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

（イ）校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、村教育委員会へ報告しなければならない。

（ウ）校長等は、状況に応じ、村教育委員会と連絡のうえ、臨時休校（休園）等適切な処置をとる。

（エ）校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の体制を確立する。

（オ）校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

（カ）応急教育の実施計画については、村教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

イ　児童生徒の健康対策・精神保健対策

（ア）応急処置・感染症対策

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。

また、患者の収容施設の確保や隔離収容施設や救急医療施設、救急医薬品の確保に努める。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

（イ）臨時健康診断

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行うものとする。

（ウ）児童生徒の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭、OB 教職員は援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携をとりながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

（エ）要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行うものとする。

ａ　聴覚障害児の場合、手話通訳者等による情報提供

ｂ　病弱者・重度心身障害児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

（３）災害復旧時の体制

ア　校長等は、授業の再開に必要な教職員を掌握するとともに、児童生徒、教職員等の被災状

況等を調査し、村教育委員会に報告する。

イ　校長等は村教育委員会と連絡し、校舎の整備を図るほか、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。

ウ　村教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

エ　村教育委員会及び当該校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

オ　応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童生徒等は、学校等に収容し、指導する。教育活動の再開に際しては、登下校（園）の安全の確保を期するよう留意し、指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。

カ　疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記（オ）に準じた指導を行うように努める。

キ　避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、村教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開を期する。

ク　校長等は、災害の推移を把握し、村教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業となるよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

２　学用品の調達及び支給

（１）給与の対象

教科書、文房具及び通学用品（以下「学用品」という。）をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒等（私立学校を含む。）に対し、被害の実情に応じ、富山県災害救助法施行規則別表第１で定める学用品を支給する。

（２）給与の期間

災害発生日から教科書については１か月以内、その他については 15 日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

（３）給与の方法

学用品は、原則として県知事が一括購入し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒に対する配分は、村が実施するものとする。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、県知事から委任を受けた本部長（村長）が教育委員会及び校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともある。

３　学校教育施設等の確保

（１）被害状況調査と復旧計画策定

村は、個々の学校の被害状況を調査し、建替え、大規模改修、中規模改修、その他の営繕工事等の必要性を判定し、復旧計画を策定する。

判定により倒壊等のおそれがあるものについては、早急に解体撤去する。また、危険物取扱い施設については、早急に保安体制をとる。

（２）仮設校舎の建設

村は、校舎の損壊や避難所としての利用により教室が不足する場合には、早急に仮設校舎の建設を進め、応急教育を早期に開始する。

（３）避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

第２　労働力の確保

がれき処理等の災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、相当の労働力が必要になると見込まれるため、労働力の確保に必要な事項を定める。

１　労働者の確保

（１）雇用計画

ア　雇用方法

労働者の雇用については、滑川公共職業安定所と協力し、復旧作業に必要な労働力を迅速、確実に確保する。

（ア）村が管理する建物、道路等に係る災害応急活動に必要な人員を把握して、県商工労働部（労働政策課）に連絡し、労働者の確保を要請する。

（イ）要請を受けた県商工労働部は、富山労働局を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。

（ウ）連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内、又は村指定場所に待機させる。

イ　労働者の供給

労働者の確保を要請した部局等は、労働者確保の通報受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、公共職業安定所職員立会いのうえ、労働者の供給を受ける。

村は、作業終了後においても、待機場所又は適宜の交通機関までの輸送について協力する。

ウ　賃金の支払い

賃金は、労働者確保を要請した県部局及び市町村において予算措置し、就労現場において、作業終了後、直ちに支払うものとする

なお、現金支給ができない場合は、就労証明書を発行するとともに、現金支給日を就労者本人に通知するものとする。

２　緊急連絡体制

応急復旧活動に必要な労働者の確保対策に係る連絡体制は次のとおりである。

□労働者確保対策緊急連絡体制□

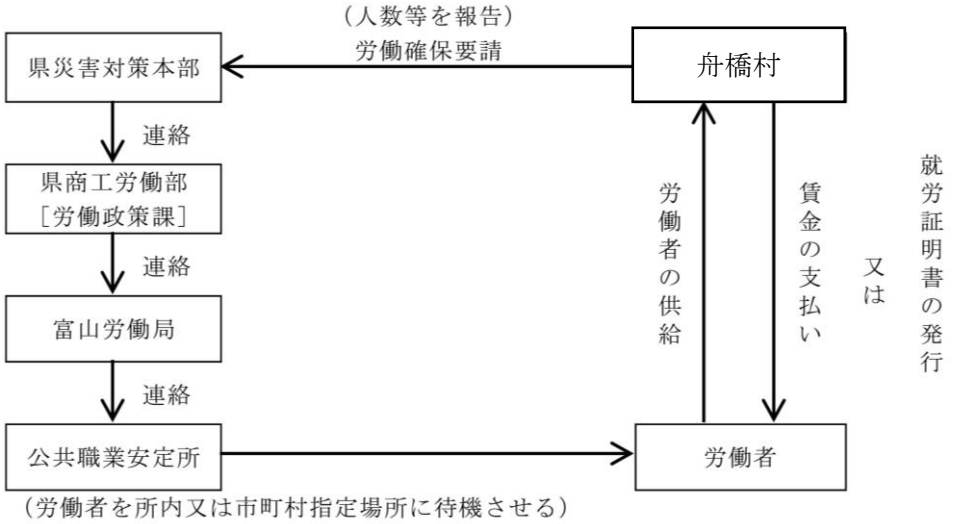

第 21 節　県消防防災ヘリコプター活用計画

機動性に優れた県消防防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第１　活動範囲の把握

災害時においては、県消防防災ヘリコプターの機動性等を活用し、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、「富山県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」等に基づき、主に次のような活動を行う。

（１）被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
（２）ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
（３）ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
（４）救援隊・医師等の人員搬送
（５）被災地への救援物資の搬送
（６）応急復旧用資機材等の搬送
（７）その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第２　県消防防災ヘリコプターへの要請

本部長（村長）は、災害応急活動の実施において必要があると判断したときは、災害の状況、派遣を要請する理由、希望する活動内容及び活動範囲、ヘリポートの位置等必要な事項を明らかにして、富山県県防災航空センターに県消防防災ヘリコプターの派遣を要請する。

１　緊急運航要請

県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請を必要とするときは、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により防災航空センターに要請する。要請の手続きの流れは次図のとおり。

□県消防防災ヘリコプター緊急運航要請手続きの流れ□

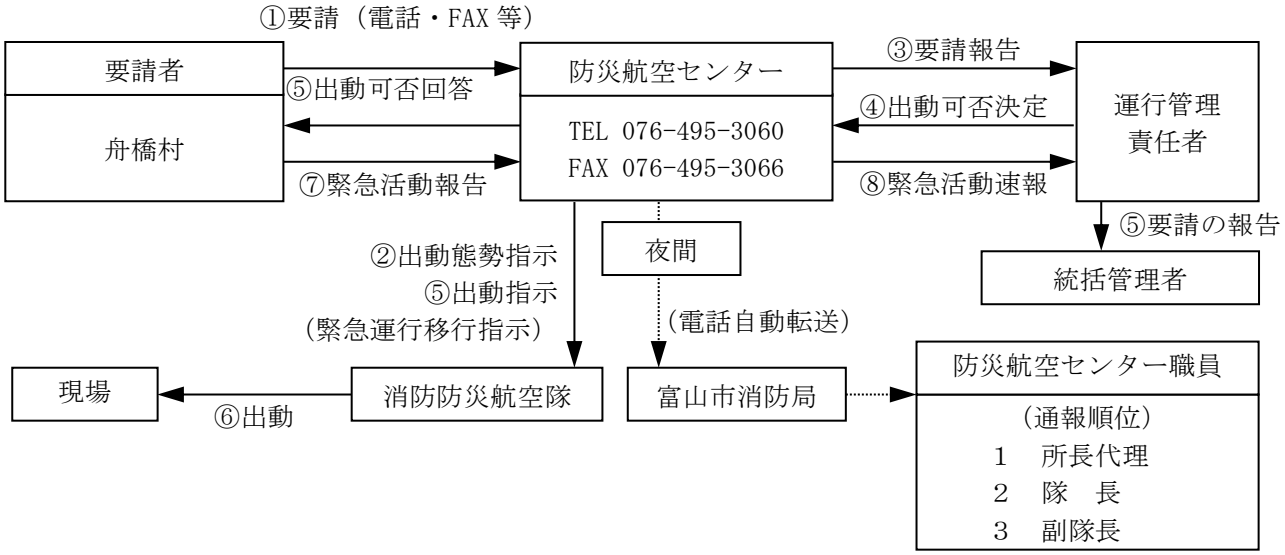

２　受入れ態勢の整備

県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請したときは、県防災航空センターと密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

（１）離着陸場所及び安全対策の確保

（２）傷病者等の医療施設等への搬送手配

（３）空中消火用水利、空中消火基地の確保

（４）その他必要な事項

第 22 節　応急公用負担等の実施

本部長（村長）は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとする場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めたときは、施設、土地、家屋又は物資を管理、使用及び収用し、もしくは住民等を応急措置の業務に従事させるなどの必要な措置を講ずる。

第１　災害対策基本法に基づく応急公用負担

１　実施責任者及び応急公用負担等の権限

（１）本部長（村長）（災害対策基本法第 64 条、第 65 条、第 71 条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

ア　村内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使

用し、もしくは収用すること。

イ　災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置。

ウ　村内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

エ　県知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うことができる。

（２）警察官又は自衛官（災害対策基本法第 64 条、第 65 条）

本部長（村長）又はその職権の委任を受けた村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、前（１）ア、イ及びウの本部長（村長）の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに本部長（村長）に通知しなければならない。

（３）県知事（災害対策基本法第 71 条、第 73 条）

ア　県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令もしくは保管命令を発し、施設、土地、家屋もしくは物資を管理し、使用しもしくは収用することができる。

イ　災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記（１）に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

（４）指定地方行政機関の長（災害対策基本法第 78 条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

２　応急公用負担の手続等

応急公用負担の手続等は、次のとおりである。（災害対策基本法第 64 条）

（１）本部長（村長）又は警察官もしくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア　土地建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知するものとする。

イ　土地建物等の所有者等が不明な場合は、村又は上市警察署もしくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示するものとする。

（２）本部長（村長）又は警察官もしくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア　工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から 14 日間、村又は上市警察署もしくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ　工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合もしくは保管に費用、手数のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができるものとする。

ウ　保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ　未返還工作物等の帰属

公示の日から６月を経過しても返還することのできない工作物等は、

（ア）本部長（村長）が保管する場合、村

（イ）上市警察署長が保管する場合、県

（ウ）自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

に、その所有権が帰属する。

３　公用令書の交付（災害対策基本法第 81 条）

本部長（村長）もしくは県知事又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行うものとする。

４　損害補償、損失補償　（災害対策基本法第 82 条、84 条）

（１）損害補償

本部長（村長）もしくは県知事又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは村又は県は、その者又はその遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

（２）損失補償

本部長（村長）もしくは県知事又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の収用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第 23 節　津波遡上対策

富山県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 23 年度に本県海岸に影響を及ぼすおそれのある津波についてシミュレーション調査を実施し、津波高、津波の到達時間、津波による人的被害等の

予測を発表しているが、本村域に最も近い海岸における浸水深さ３ｍ以上５ｍ未満であり、海岸線を持つ市町以外には被害想定がなされていない。

本村には海岸線はないが、白岩川の河口から５ｋｍ以内に村域を有している。川を遡上して被害をもたらした東日本大震災の被災状況を鑑みると、本村域に被害が発生することも想定されるため、津波警報等が発表された場合には必要な措置を講ずる。

第１　津波対策

１　津波情報の入手

津波情報の入手は、「本章　第１節　地震及び津波に関する情報の伝達」に定める内容とする。

２　津波災害に対する応急活動体制

津波災害に対する応急活動体制は、「本章　第２節　応急活動体制」に定める内容とする。

３　住民への広報等

津波災害に対する住民への広報等は、「本章　第３節　情報の収集・伝達」に定める内容とする。

４　その他

河川管理者及び舟橋村土地改良区と連携して、河川、用排水路の状況を把握し、水門の閉鎖等必要な措置を講じる。

第２　津波からの避難

１　基本的な考え

富山県の実施している被害想定では、本村域に被害はないとされているが、海岸に近い区域という特性から、住民全てが津波からの避難について知識を有していることが重要である。

津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で迅速に堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の２階以上に避難することが基本である。また、自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを理解し、共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。

□津波警報・注意報と避難のポイント□

・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

出典：気象庁ホームページ

２　避難場所の周知・理解

避難場所については、事前に、津波に耐えうる堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の位置を把握しておくとともに、一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、学校や公民館などの「避難生活を送るために避難する場所」とを、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底を図るものとする。

３　徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討するものとする。

４　住民に求められる津波からの避難等

（１）住民に求められる津波からの避難等

ア　強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちにテレビ・ラジオ等から津波に関する情報を入手すること。

また、揺れを感じなくても、大津波警報又は津波警報等が発表されたときは、直ちに堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の２階以上に避難すること。

イ　津波警報や避難情報等の発令の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

ウ　避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

エ　できるだけ正しい情報を、緊急情報告知システム、ｅネットふなはし、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を通じて入手すること。

オ　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

第３章　災害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、住民生活安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心で安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第１節　住民生活安定のための緊急対策

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、人心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、住民生活安定のための緊急措置を行う。

第１　被災者の生活確保

被害を受けた住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

また、これらによる被災者の自立的生活再建の支援を早期に実施するため、村は被災後、早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

１　生活相談

（１）被災者の要望の把握

村及び県は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握にあたる。

（２）生活相談の実施

村は、被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を防災関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施する。

また、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、避難所等の窓口に一本化した被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡し早期解決を図る。

（３）各種相談窓口の設置

村は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

ア　生命保険、損害保険（支払い条件等）

イ　家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）

ウ　法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）

エ　心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）

オ　外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）

カ　住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）

キ　雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）

ク　消費（物価、必需品の入手等）

ケ　教育（学校）

コ　福祉（障がい者、高齢者、児童等）

サ　医療・衛生（医療、薬、風呂等）

シ　廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）

ス　金融（生活資金の融資等）

セ　税（徴収猶予及び減免等）

ソ　ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

タ　ガス消費機器の取扱等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

２　義援金品の受付・配分

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社富山県支部、社会福祉協議会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

（１）義援金品の募集

災害の状況によっては、義援金品の募集を行い、募集に当たっては、新聞、ラジオ、ホームページ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、一般住民に呼びかける。

義援品については、避難所の管理要員等を通じて被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行う。

義援金品について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

ア　一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしいという旨の報道を各機関に依頼する。

イ　義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受入れる。

（２）義援金品の受付

村に寄託された義援金及び義援品については、総務部で受付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、原則としてそこで直接受入れる。

義援金品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

（３）義援金品の保管

義援金の保管については、寄託者名、金額等を受付簿に記入する等の管理を行う。

義援品の保管については、交通及び連絡に便利な公共施設とする。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

（４）義援金品の配分

応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援品の内、直ちに利用できる物資は、村長と協議の上有効に活用する。

義援金の配分については、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行う。その際、県の義援金配分方針に従う。

３　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

□制度の概要□

区分	概要	根拠
① 災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、村が、国、県、村（1/2、1/4、1/4）の三者の負担のもとに 500 万円以内の災害弔慰金を支給するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律　第３条
② 災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、村が、国、県、村（1/2、1/4、1/4）の三者の負担のもとに 250 万円以内の災害障害見舞金を支給するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律　第８条
③ 災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度。	災害弔慰金の支給等に関する法律　第 10 条

（１）災害弔慰金

村は、舟橋村災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア　支給となる災害

（ア）１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害

（イ）県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

（ウ）県内において「災害救助法」が適用された市町村が１以上ある場合の災害

（エ）災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

イ　支給額

（ア）生計維持者　500 万円

（イ）その他の者　250 万円

ウ　受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

（２）災害障害見舞金

ア　支給対象者

村は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、次に規定する障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

（ア）両眼が失明した者

（イ）咀嚼及び言語の機能を廃した者

（ウ）神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者

（エ）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者

（オ）両上肢をひじ関節以上で失った者

（カ）両上肢の用を全廃した者

（キ）両下肢をひざ関節以上で失った者

（ク）両下肢の用を全廃した者

（ケ）精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ　支給額

（ア）生計維持者　250 万円

（イ）その他の者　125 万円

（３）災害援護資金

ア　貸付対象者及び貸付限度額

村は、条例の定めるところにより、県内において、「災害救助法」が適用された市町村が

１以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。

被害の種類及び程度	金額
（１）世帯主の１ヶ月以上の負傷	150 万円
（２）家財等の損害	
ア　家財の１／３以上の損害	150 万円
イ　住居の半壊	170 万円
ウ　住居の全壊（エの場合を除く）	250 万円
エ　住居全体の滅失又は流失	350 万円
（３）（１）と（２）が重複した場合	
ア　（１）と（２）のアが重複した場合	250 万円
イ　（１）と（２）のイが重複した場合	270 万円
ウ　（１）と（２）のウが重複した場合	350 万円
（４）次のいずれかの事由の１つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	
ア　（２）のイの場合	250 万円
イ　（２）のウの場合	350 万円
ウ　（３）のイの場合	350 万円

イ　貸付条件

（ア）所得制限

世帯人数	村民税における総所得額
１人	220 万円
２人	430 万円
３人	620 万円
４人	730 万円
５人以上	１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては 1,270 万円

（イ）利率

年３％以内で村が条例で定める率（据置期間は無利子）

（ウ）据置期間

３年（特別の事情がある場合は５年）

（エ）償還期間

10 年（据置期間を含む）

（オ）償還方法

年賦、半年賦又は月賦

４　災害見舞金等の支給

（１）災害見舞金

村は、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して見舞金を支給する。

ア　対象災害

（ア）県内に「災害救助法」が適用された市町村が１以上ある場合の災害

（イ）（ア）と同等の被害と県知事が認めた災害

イ　支給額

（ア）全壊世帯　10 万円

（イ）半壊世帯　５万円

５　被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

（１）対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害

イ　10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

ウ　100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ　ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

オ　隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

カ　ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が２以上ある場合における県内の市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、５（人口５万未満の市町村にあっては、２）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

（２）支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ　災害による被害が発生する危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（（３）において「大規模半壊世帯」という。）

（３）支給金額

ア　県は被災世帯となった世帯主に対し、申請に基づき被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行う。

イ　被災世帯(その属する者の数が１である世帯(オにおいて「単数世帯」という。)を除く。以下(３)において同じ。)に対する支援金の額は、100 万円(大規模半壊世帯にあっては、50 万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。

（ア）その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯　200 万円

（イ）その居住する住宅を補修する世帯　100 万円

（ウ）その居住する住宅(公営住宅法第２条第２号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯　50 万円

ウ　イの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりイの①から③までのうち２以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100 万円(大規模半壊世帯にあっては、50 万円)にイの（ア）から（ウ）までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

エ　イ及びウの規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であって被災者生活再建支援法施行令第３条第１項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第２項及び第３項に定める額とする。

オ　単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イからエまでの規定を準用する。この場合において、イ及びウの規定中「100 万円」とあるのは「75 万円」と、「50 万円」とあるのは「37 万 5,000 円」と、イの規定中「200 万円」とあるのは「150 万円」と、エの規定中「300 万円」とあるのは「225 万円」と読み替えるものとする。

６　生活福祉資金の貸付け

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、村社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。

（１）災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

ア　貸付対象者

低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ　貸付限度額

150 万円以内

ウ　償還期間

６月以内の据置期間（災害の状況に応じて２年以内）経過後７年以内

エ　利率

無利子。ただし、連帯保証人のいない場合にあっては年 1.5％

（２）災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

ア　貸付対象者

低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ　貸付限度額

250 万円以内

ウ　償還期間

６月以内の据置期間（災害の状況に応じて２年以内）経過後７年以内

エ　利率

無利子。ただし、連帯保証人のいない場合にあっては年 1.5％

なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。

７　災害復旧資金の貸付

（１）災害復旧資金

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付を行う。

ア　貸付対象者

富山県内に居住しており、同一事業所に１年以上継続して勤務している勤労者

イ　貸付限度額

150 万円

ウ　償還期間

５年以内

エ　利率

年 2.2％、保証料別途年 0.8％

オ　取扱窓口

北陸労働金庫（富山県内の支店）

８　失業者（休業者）の生活の安定対策等

（１）雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る）が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給し、失業期間中の生活の安定を図る。

また、失業により基本手当を受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には事後に証明書により、失業の認定を行い基本手当を支給する。

さらに、被災地以外の公共職業安定所においてもこれらの支給を受けることができる等、これらの周知を図るものとする。

（２）労働保険料の納付期限の延長措置

被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納付期限の延長措置を講ずる。

（３）被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策

ア　被災者に対する就職あっせん

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各公共職業安定所（６箇所）との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努めるものとする。

このため、公共職業安定所に臨時職業相談窓口（公共職業安定所へ出向くことが困難な地域にあっては臨時職業相談所）を開設するとともに、巡回職業相談を実施するものとする。

また、他都道府県への再就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

イ　失業者（休業者）への対策

雇用調整助成金の特例措置等の周知とその活用により失業の予防を図るとともに、公共職業安定所に相談コーナーを設置し、説明会の開催等により、雇用の維持・確保に努める。

ウ　新規学卒者の内定取り消し又は未就職者の大幅増加防止への対策

経営者団体等に対し、内定取り消しの事態が発生しないよう要請を行うとともに、傘下企業に対して、就職未決定者等の採用について、公共職業安定所への求人申し込みを依頼する等、求人の確保に努める。

公共職業安定所では、受理した求人をネットワークを活用して、新規学卒者等に広く情報提供を行い就職の促進を図る。

エ　職業訓練対策

職業能力開発校は、失業者（休業者）の再就職や転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。

（４）離職者に対する生活資金の支援

ア　離職者生活安定資金の融資

離職者に対し、離職中における生活の維持や求職活動に必要な資金の融資を行う。

（ア）貸付対象者 次のすべてを満たす者

a　富山県内に１年以上継続して居住している者

b　離職中であり、公共職業安定所で求職の申込みをし、現在求職活動をしている者

c　世帯の生計を維持している者

d　雇用保険一般被保険者であった者で、求職者給付を現在受給中又は受給終了後６ヶ月以内の者

（イ）貸付限度額 100 万円

（ウ）償還期間　５年以内

（エ）利率　年 2.2%、保証料別途年 0.7%

（オ）取扱窓口　北陸労働金庫（富山県内の支店）

イ　総合支援資金の貸付

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）貸付けを行う。

（ア）貸付対象者　次のすべてを満たす世帯の者

ａ　低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること

ｂ　資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること

ｃ　現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること

ｄ　実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること

ｅ　失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

（イ）貸付期間　原則３月以内　（だたし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長 12 月まで延長可能）

（ウ）貸付限度額　月額 20 万円、ただし単身世帯にあっては月額 15 万円

（エ）償還期間　貸付期間の終了後６月以内の据置期間経過後、10 年以内

（オ）利率　年 1.5%。ただし保証人がいれば無利子

（カ）取扱窓口　村社会福祉協議会

９　被災者に対する住宅復興に向けた支援

災害時において、県と住宅金融支援機構が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や住宅金融支援機構融資の返済中の被災県民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるようにして支援する。

10　り災証明書発行体制の整備

村は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に支援を要請する。

11　被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

12　国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入れのための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、村及び県は国に対し無償借受等の申請を行う。

第２　中小企業、農業者に対する支援

１　中小企業者への融資等

災害により被害を受けた中小企業者に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

（１）既往借入金の償還猶予、償還期間の延長

中小企業高度化資金の既往債務の償還猶予及び償還期限の延長（３年以内）

（２）県信用保証協会の別枠保証による信用補完

ア　激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の再建資金の保証の特例（激甚法第 12 条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

イ　災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者

［災害の影響後１か月間の売上高又は販売数量が前年同月比 20％以上減少、かつ、災害の影響後３か月間の売上高又は販売数量が前年同期比 20％以上減少すると見込まれるもの］

（中小企業信用保険法第２条第５項の経営安定関連保証（別枠保証））

［上記ア、イによる措置内容］

一般保証限度額　２億 8,000 万円　＋　特別保証限度額　２億 8,000 万円

（３）政府系金融機関による災害復旧貸付制度

(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のため貸付制度が講じられている。

（４）県制度融資による対応

県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠により、被災中小企業の経営安定の

ための融資を行う。

ア　対象者

災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者

イ　資金使途

運転資金

ウ　限度額

5,000 万円

エ　期間

７年（うち据置１年）以内

オ　利率

年 1.70％（平成 31 年１月末現在）

カ　信用保証

県信用保証協会の保証に付す

（５）中小企業高度化資金による対応

災害復旧貸付

既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を実施するもの

ア　貸付割合

90％以内（無利子）

イ　期間

20 年（うち据置３年）以内

２　農業関係者への融資

災害により被害を受けた農業者又はその組合に対し、農業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

（１）経営資金等の融通

農産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の適用を受けて、被害農業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

（２）農業団体に対する指導

災害時において、被害農業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農業協同組合等関係金融機関に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即した適切な指導を行う。

（３）日本政策金融公庫による融資

(株)日本政策金融公庫においても、農業施設等の災害復旧資金及び被害農業者の経営維持安定に必要な資金について、金融措置が講じられている。

（４）既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等

被災により農業近代化資金等の既往借入金の償還ができなくなった農業者等に対して、償還猶予、償還期間の延長を行うほか、(株)日本政策金融公庫の各種農業制度資金の既往借入金についても償還猶予等の手続きが迅速に行われるよう依頼するなど必要な措置を講ずる。

第３　税の徴収猶予及び減免等

１　県の措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、地方税法又は富山県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講ずるものとする。

（１）期限の延長

災害により納税者等が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出又は県税を納付し、若しくは納入することができないと認める場合は、次の方法により当該期限を延長する。

ア　災害が県内の全部又は一部の地域にわたる場合

地域、期日その他必要な事項を指定する。

イ　ア以外の場合は、納税者等の申請により災害が収まった日から納税者については２か月以内、特別徴収義務者については 30 日以内において期限を延長する。

（２）徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認めるときは、更に１年以内の延長を行う。

（３）滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等を行う。

（４）減免等

被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。

２　村の措置

村は、災害により被災者の納付すべき村税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、村税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第４　郵便業務に係る災害特別事務取扱い等

（１）被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

（２）被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第２節　激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

《関係法令》

・災害対策基本法（昭 36 法第 223 号）第 97 条～98 条

・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭 37 法第 150 号）

第１　激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事等の報告に基づき、中央防災会議に意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する、この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準にもとづいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

（１）村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況を県知事に報告する。

（２）県知事は、村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。

（３）関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

（４）大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することとなっている。

□指定手続きフロー□

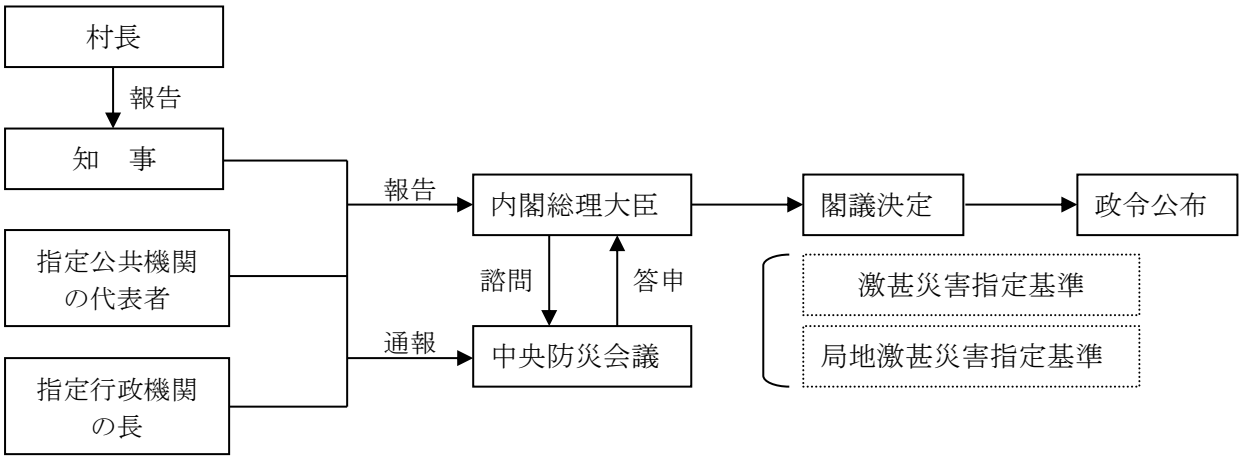

第３節　公共土木施設の災害復旧計画

公共土木施設の地震被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、速やかに復旧計画を策定し、災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。

第１　災害復旧計画の策定等

１　復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

公共土木施設管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画を策定する。

２　災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

第２　大規模災害時等の指導・助言制度の活用

１　緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

２　災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（災害復旧技術専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。

第３　大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用

１　特定大規模災害時における代行制度の活用

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

２　県管理道路及び村道

指定区間外の国道、県道及び村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

第 3 編　風 水 害 編

第１章　災害予防対策

大雨、台風等による大規模な風水害は、わが国では、いたるところで繰り返し起きている。

しかしながら、風水害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な災害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

本村の災害予防対策として、計画的に防災基盤の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進めること、また防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、風水害への日常の備えについての防災計画を策定し、本村における災害予防対策の効果的な推進に努める。

第１節　風水害に強いまちづくり

災害から村を保全するため、防災関係機関は、計画的に各種防災事業を推進する。

また、事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

第１　道路・橋梁対策

水没が予想される道路の改良、交通不能となったときの迂回路の整備、また老朽橋脚の補強等、関係機関とともに万全を期する。

第２　河川対策

本村を貫流する直接の河川はないが、かんがい用排水が小川をなしているため、豪雨の際における氾濫が予想される。

（１）高野用水の主流から排水路となっている細川は、県二級河川（昭和 40 年 11 月指定）として改修工事が実施され、昭和 44 年完了した。今後も保全について万全を期さなければならない。

（２）利田三郷用水のかんがい水を受けて流れる八幡川については、昭和 43 年３月 30 日付で県二級河川に指定され改修工事が実施された。豪雨に際しての耕地災害防止からも堤体の維持管理について、万全を期さねばならない。これからも積極的に未改良部分の改修事業を国、県に要請し河川改修を促進する。

第３　用・排水路・ため池等の対策

管理者が災害予防措置を講ずるとともに、流水速度を速め、汚濁水の排除を図るため、土砂埋没、水路への塵芥投棄等を未然に防ぎ、住民との協力体制を強化して十分な管理を行い災害防止に努める。

第４　消防防災事業

村及び関係機関は洪水による危険が予想される箇所に、必要な資機材を常備しておくとともに年２回以上資機材の点検を実施する。

第５　鉄道施設等整備事業

富山地方鉄道(株)は、災害に強い施設、設備、資機材の整備充実に努めるとともに、緊急時における情報連絡体制を確立しておくものとする。

第２節　災害危険地域の予防措置

水害の未然防止や、災害が発生した場合の被害軽減を図るため、県及び防災関係機関と連携し、災害危険区域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進する。特に、防災マップの作成・配布による住民への危険性の周知徹底を行う。

また、危険箇所にある要配慮者関連施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制等の整備に努める。

第１　災害危険区域（箇所）の把握

村域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て、危険箇所を調査し、災害時に迅速、かつ、的確な応急対策ができるよう万全を期する。

本村は法令により指定されている危険区域及び県が調査し指定した危険箇所は該当箇所がないが、村独自でも災害危険箇所等を調査し、新たな危険箇所を常に調査把握し、災害予防に努める。

第２　警戒避難体制の確立

緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努める。

第３　浸水想定区域

（１）平成 19 年度には、白岩川水系白岩川浸水想定区域図を作成している。

（２）平成 20 年度に立山町と洪水ハザードマップを作成している。また、平成 31 年度末に改訂を行い、住民へ配布しており、今後もホームページ等により、住民への周知を図る。

（３）村長は、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該指定に係る排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排出できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

（４）村は浸水想定区域の指定があった場合には、本計画に次の事項を定めるものとする。

ア　洪水予報等の情報の伝達方法

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

（ア）要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

（イ）大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く）で村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）

（５）洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民、滞在者その他の者に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路について、冠水する想定がされていないか住民等に確認を促すよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

（７）浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを村長に報告するものとする。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を村長に報告するものとする。

村長は、本計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

（８）浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な

避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を村長に報告するものとする。

村長は、本計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第４　土地利用に関する規制、誘導

村は、災害による被害の拡大を防ぎ、安全な市街地環境の形成を誘導するため、用途地域制度等を活用し、土地の合理的な利用を図る。

第３節　ライフライン施設等の安全性強化

第１　ライフライン施設の安全性強化

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、災害時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を実施するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

１　簡易水道施設における災害予防対策

災害による水道施設の被害を最小限にとどめ、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の不良箇所等を点検整備する。また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために消融雪用井戸と消火栓機能を兼備したものに逐次改良する等防災用資機材の整備拡充を図る。

２　下水道施設における災害予防対策

村内の公共下水道事業は中新川広域行政事務組合に委託している。このため、中新川広域行政事務組合と協力し、下水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

３　電力施設における災害予防対策（北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)）

「第２編　地震災害編　第１章　第２節　第２　３電力施設における災害予防対策」に定める内容に準ずる。

４　ガス施設における災害予防対策（日本海ガス(株)、(一社)富山県エルピーガス協会）

「第２編　地震災害編　第１章　第２節　第２　４ガス施設における災害予防対策」に定める内容に準ずる。

５　通信施設の災害予防対策（西日本電信電話(株)、(株)NTT ドコモ北陸、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

「第２編　地震災害編　第１章　第２節　第２　５通信施設の災害予防対策」に定める内容に準ずる。

第２　廃棄物処理施設の安全性強化

「第２編　地震災害編　第１章　第２節　第３廃棄物処理施設の安全性強化」に定める内容に準ずる。

第４節　防災活動体制の整備

第１　災害対策本部体制の充実

「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第１災害対策本部体制の充実」に定める内容に準ずる。

第２　防災拠点施設の整備

「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第２防災拠点施設の整備」に定める内容に準ずる。

第３　気象観測施設等の整備等

風水害による被害の未然防止及び軽減のためには、気象等の状況を的確に把握し、速やかに災害未然防止対策をとることが必要である。このため、県及び防災関係機関と連携して、気象観測施設等の整備に努めるとともに、災害の防止に必要な情報の収集に努め、防災関係機関に対し、適時適切に伝達する。

１　気象観測施設の整備

気象等の実態を把握するため、県及び防災関係機関と連携して、気象観測施設の整備に努める。

２　水防用観測施設の整備

水位、流量等の実態を把握するために、常願寺川右岸水防市町村組合、県及び防災関係機関と連携して、水位観測所、流量観測所等の整備に努める。

３　災害防止のための情報

村域にかかる災害の防止に必要な情報について、常願寺右岸水防市町村組合、県及び防災関係機関からの収集に努め、随時住民へ伝達する。

また、住民から破堤、越水等の目視情報を収集する仕組みづくりに努める。

第４　資機材の整備

村は常願寺右岸水防市町村組合、県及び防災関係機関と連携して、平常時から災害の発生に備えて、水防倉庫及び救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。

第５　通信連絡体制の整備

「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第４通信連絡体制の整備」に定める内容に準ずる。

第６　緊急輸送ネットワークの整備

「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第６緊急輸送ネットワークの整備」に定める内容に準ずる。

第７　航空防災体制の強化

「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第７航空防災体制の強化」に定める内容に準ずる。

第８　相互応援体制の充実

「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第８相互応援体制の充実」に定める内容に準ずる。

第９　災害復旧・復興への備え

「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第 10 災害復旧・復興への備え」に定める内容に準ずる。

第５節　救援・救護体制の整備

「第２編　地震災害編　第１章　第４節　救援・救護体制の整備」に定める内容に準ずる。

第６節　文教・文化財施設等災害予防

不特定かつ多数の者が利用し、かつ災害時には避難所の拠点ともなる文教、文化財施設の風水害等による被害を未然に防止し、また、被害の拡大防止を図るため、校舎等の建物の不燃・堅ろう化を促進するとともに、消防、避難及び救助のための施設、設備等の整備に努める。

第１　文教施設

文教施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図る。

１　建物の不燃・堅ろう化の促進

村は、不燃材の使用促進に努め、所管する文教施設の不燃・堅ろう化に努める。

２　安全点検の励行

学校等文教施設における消火、避難及び救助のための施設、設備並びに児童、生徒の通学路の日常点検、定期点検を管理責任者のもとに実施する。

３　消防設備等の整備

消防防災関係機関等との連携を密にし、消火設備等消防、避難及び救助設備の整備を行う。

第２　文化財施設

村及び文化財所有者又は管理者は、文化財施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図る。

１　防災体制の整備

（１）防災計画の作成

文化財所有者又は管理者は、防災管理者を置き、当該防災管理者は、防災関係機関の指導のもとに防災計画を作成し、その維持管理に万全を期する。

（２）火気等の使用制限区域の設定

文化財は貴重な国民的財産であり、その保全に万全の配慮が必要なことから、村は所有者又は管理者に対し、火気等の使用制限区域、禁煙区域の設定について助言指導を行う。

（３）保存施設等の整備の促進

村は、文化財を風水害等による被害から守るため、文化財所有者又は管理者が収蔵庫、保存庫等の文化財保存施設の整備及び消火設備器具、各種警報装置、排水設備等の整備を行うことを促進するとともに、このための助成を行う。

（４）安全点検の励行

村は、文化財及び消防等の施設、設備の点検が明確な基準と責任体制のもとで行われるよう所有者又は管理者に対し、助言指導を行う。

（５）自衛消防組織の確立

文化財所有者又は管理者は、当該住民の理解と協力のもとに自衛消防組織の育成を図るとともに、防災に関する知識及び技術等の習得に努める。

２　防災思想の普及

村及び文化財所有者又は管理者は、住民に対し、文化財保護強調月間、文化財保護月間並びに文化財防火デー等あらゆる機会を通じ、防災思想の普及に努める。

第７節　防災営農体制の確立

災害による農業の被害を最小限にくい止めるため、地域ぐるみ、集落ぐるみの営農体制を整え、組織的な防災活動を展開する必要がある。このため、アルプス農業協同組合等を通じ、防災営農体制の促進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

第１　稲及び畑作物

（１）集落営農等組織的な生産体制を強化し、適期作業の確実な実施を推進する。

（２）倒伏に耐える健全な栽培技術の普及を図る。

（３）災害に対応するため、農作物の適正配分による作付を推進する。

（４）気象に応じた栽培管理の徹底を図る。

（５）災害に備えた種子の備蓄の徹底を図る。

第２　育苗施設及び乾燥調整施設

（１）消火器具、防火水槽等の施設、設備の整備充実を図る。

（２）電気配線の定期点検、乾燥機の火炉等の始業前点検の徹底を図る。

第３　共済制度の推進

各協同組合等の共済への加入促進と共済制度の充実を図り、災害に強い農業経営の育成に努める。

第８節　防災行動力の向上

「第２編　地震災害編　第１章　第５節　防災行動力の向上」に定める内容に準ずる。

第９節　竜巻・突風対策

被害が発生する強風には、台風、冬期の季節風、竜巻その他フェーン現象や降雹に伴う局地的な強風などがある。強風は、農作物等に被害を与え、土壌を乾燥し、風による土壌侵食すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没したりして被害を与える。また、竜巻は、建築物や工作物に被害を与えるのみならず、時として人命を奪うこともある。

このため、恒久的な風害防止対策として、風による人的被害及び公共施設、農耕地、農作物の災害を予防することを目的とする。

第１　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民に対して次の内容について普及啓発を図る。

１　気象情報の確認

富山地方気象台が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

２　身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

第２　公共施設における風害防止対策

（１）学校及び保育所など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。

（２）家屋やその他の建築物倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものとし、村は状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなどして強風による落下物防止対策等の徹底を図るよう指導する。

第３　農作物等の風害防止対策

台風による農作物等の風害防止のため、農業施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

第 10 節　調査研究

風水害の態様は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える洪水をはじめ、暴風など、今日においてもその社会的影響は計り知れないものがある。

このため、村、県及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、村においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。

第１　風水害対策調査研究の推進

１　堤防の強化に関する研究

（１）越水、浸透水、表面浸食に対する堤防の強度を向上させる技術の開発

（２）堤防破壊の事例分析

（３）体系的な堤防の強度評価方法

（４）漏水やすべりによる堤防破壊の発生予測手法

（５）強度向上のための対策工法に関する研究及び開発

２　水文データの活用

風水害等の自然災害を防ぐために水文データ等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進する。

また、河川情報システム等により収集蓄積したデータを活用した洪水予測等の調査研究を進める。

第２　災害危険地域の調査研究の推進

１　洪水危険地域の調査把握

浸水実績及び浸水想定区域等に基づき、溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について市街地開発等の土地利用を誘導しないほか、災害発生時における危険区域の調査の実施の推進、地区別防災カルテの作成等に努める。

特に、洪水ハザードマップについては、避難等にきめ細かく役立てるために、必要に応じ地区ごとの浸水深、浸水経過等の予測等データの更新を図っていく。

第２章　災害応急対策

風水害等による大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、村、県及び防災関係機関は、法令及び本計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、総力をあげて、災害応急対策にあたる。

災害応急対策としては、予警報等の伝達及び住民への周知徹底、水防活動や危険区域における警戒及び避難体制の徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行う。

災害が発生した場合には、被害規模や被害拡大の危険性について情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、人命の救助・救急、医療救護及び消火等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品の供給等）を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会諸機能の応急復旧活動を実施する。

第１節　予警報の伝達

気象及び水防に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図る。

第１　気象に関する予警報の種類及び発表基準

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいて富山地方気象台等が発表する予警報は、次の基準によるものとする。

１　警戒レベルを用いた防災情報の提供

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って村及び県や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、５段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっている。

住民は、村から警戒レベル４避難指示や警戒レベル３高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとるものとする。一方で、多くの場合、防災気象情報は村が発令する避難情報等よりも先に発表されるため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当する防災気象情報が発表された際には、避難情報等が発令さ

れていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をするものとする。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川等から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要となる。

□防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて□

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル５相当
危険度分布 「非常に危険」 （うす紫） 氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル４相当
洪水警報 危険度分布 「警戒」（赤） 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル３相当
危険度分布 「注意」（黄） 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル２相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル２
早期注意情報 （警報級の可能性） 注：大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル１

※キキクル：大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

出典：気象庁ホームページを元に作成

□段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

警戒レベル	住民がとるべき行動	村の対応	気象庁等の情報			相当する警戒レベル
			情報	キキクル（危険度分布）	水位情報	
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）	大雨 特別警報		氾濫発生情報	５相当
～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～						
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく	避難指示 第４次防災体制（災害対策本部設置）	（土砂災害警戒情報）	極めて危険※ 【濃い紫】 非常に危険 【うす紫】	氾濫危険情報	４相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第３次防災体制（避難指示の発令を判断できる体制）	大雨警報 洪水警報	警戒（警報級） 【赤】	氾濫警戒情報	３相当
2	自らの避難行動を確認する ・ハザードマップ等により自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど	第２次防災体制（高齢者等避難の発令を判断できる体制） 第１次防災体制（連絡要員を配置）	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報	注意（注意報級） 【黄色】	氾濫注意情報	２相当
			大雨注意報 洪水注意報			
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報（警報級の可能性）			

※「極めて危険」【濃い紫】が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域のみの絞り込みに活用することが考えられる

出典：気象庁ホームページを元に作成

２　特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

□注意報・警報の種類及び発表基準□

発表官署　富山地方気象台（令和３年６月８日現在）

舟橋村	府県予報区			富山県
	一次細分区域			東部
	市町村等をまとめた地域			東部南
警報	大雨	表面雨量指数基準		14
		土壌雨量指数基準		－
	洪水	流域雨量指数基準	白岩川流域＝20.1	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	常願寺川［大川寺］	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	６時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	－	
	高潮	潮位	－	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	113	
	洪水	流域雨量指数基準	白岩川流域＝16	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	６時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	－	
	高潮	潮位	－	
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪	１．積雪地域の日平均気温が 12℃以上 ２．積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平気風速 5m/s 以上か日降水量 20mm 以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40％で実効湿度 65％		

	なだれ	1,積雪の深さが 90 ㎝以上あった場合 2,積雪が 100 ㎝以上あって日平気気温 2℃以上の場合	
	低温	夏期：最低気温 17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100㎜

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3) 大雨、洪水、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「○○以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「○○以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

(9) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

(10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。

(11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

(12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

(14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

□気象等に関する特別警報の発表基準□

現象の種類	基　　準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

□雨を要因とする特別警報の指標□

<table>
<tr><td colspan="2">以下①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと 予想される地域の中で、浸水キキクル(危険度分布)又は洪水キキクル(危険度分布)で５段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に 大雨特別警報(浸水害)を発表する。</td></tr>
<tr><td>48 時間降雨量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった５km格子が、ともに50格子以上まとまって出現</td><td>３時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった５km格子が、ともに 10 格子以上まとまって出現（ただし、３時間降水量が 150 mm以上となった格子のみをカウント対象とする）</td></tr>
</table>

※　土壌雨量指数：降った雨が地価の土壌中にたまっている状態を指す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

※　３時間雨量150mm：1時間50mmの雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に強い雨)が３時間続くことに相当

□雨に関する 50 年に一度の値（舟橋村）□

地　　域				50 年に一度の値		
府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48 時間降水量（mm）	３時間降水量（mm）	土壌雨量指数
富山県	東部	東部南	舟橋村	327	137	208

□台風等を要因とする特別警報の指標□

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。	
台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風等の警報を特別警報として発表する。	温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

□雪を要因とする特別警報の指標□

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

□雪に関する 50 年に一度の値（富山）□

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最新積雪（cm）
富山県	富山	161	208

３　大雨警報・洪水警報の危険度分布等「キキクル」（富山地方気象台）

種 類	概 要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。
	１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数 の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

４　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、２日先から

５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

５　富山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

６　記録的短時間大雨情報

富山県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

７　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

８　顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル４相当以上の状況で発表する。

キキクル（危険度分布）上では、「雨雲の動き」「今後の雨」（１時間雨量又は３時間雨量）において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を赤い楕円で表示する。

９　指定河川洪水予報（富山地方気象台、北陸地方整備局）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で発表する。

種 類	標題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、 避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

第２　水防法に基づく水防警報の種類及び発令基準

１　水防警報の発令

水防警報は、洪水等により住民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、国土交通大臣又は県知事が発令する。国土交通大臣は、水防警報を発令したときはただちに県知事に通知し、県知事は、通知を受けたとき及び水防警報を発令したときは、ただちにその警報事項を村長に通知する。

□水防警報伝達系統図□

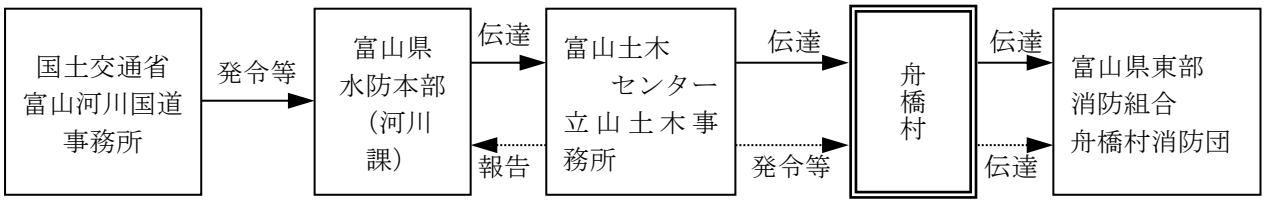

［ ——► 水防警報（直轄河川）、┈┈► 水防警報（県管理河川）］

２　水防警報を行う河川並びにその区域

水防警報を行う河川並びにその区域は、国土交通大臣又は県知事が指定する。

本村域の水防警報を行う河川並びにその区域は、県知事指定の白岩川、栃津川が該当する。

□水防警報河川及びその区域□

河川名	区　　域	備　考
白岩川	左岸：立山町中蔵 右岸：立山町白岩　（町道中蔵橋）から海まで	富山県知事指定
栃津川	立山町下田（吉峰橋）から白岩川合流点まで	〃

□水防警報発報担当者及び受報者（県管理区間）□

河川名	観測所名	量水標管理者 発報者	受報者・ 発報者	受報水防管理団体	連絡方法
白岩川	泉正橋	立山土木事務所長	－	舟橋村、立山町、富山市、上市町	公衆回線、防災行政無線等
〃	交益橋	〃	－	舟橋村、上市町、富山市	〃
栃津川	流観橋	〃	－	舟橋村、立山町、上市町	〃

第３　水防法に基づく避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知及び周知

１　避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知及び周知

県知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、村長に通知するとともに一般に周知する。

□避難判断水位（特別警戒水位）到達情報水防警報伝達系統図□

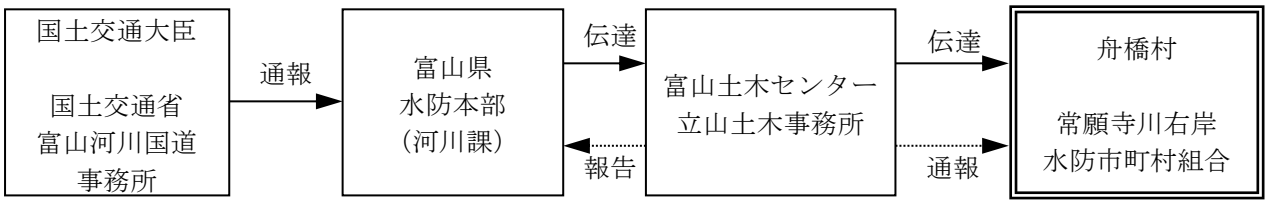

［ ——► 到達情報（直轄河川）、┈┈► 到達情報（県管理河川）］

□水位観測所及び基準水位□

河川名	量水標 の名称	量水標 の位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	観測者名	河川の 管理者名	備考
白岩川	白岩川 泉正橋		m	2.6m	3.3m	3.8m	立山土木 事務所長	富山県 知事	
白岩川	白岩川 交益橋	交益橋 下流(20m)	3.0m	3.4m	4.1m	4.8m	立山土木 事務所長	富山県 知事	県： ﾃﾚﾒｰﾀ
栃津川	栃津川 流観橋		m	2.0m	2.1m	2.6m	立山土木 事務所長	富山県 知事	

□水位周知河川及びその区域□

河川名	区　　域	備　考
白岩川	左岸：立山町中蔵 右岸：立山町白岩　　（町道中蔵橋）から海まで	富山県知事指定
栃津川	立山町下田（吉峰橋）から白岩川合流点まで	〃

□流量観測所及び通報、警戒流量□

水系別	河川名	観測位置	管理者	通報流量（㎥/ｓ）	警戒流量（㎥/ｓ）
白岩川水系	白岩川	白岩川ダム	富山県	20	30

第４　伝達体制

１　気象警報等の伝達

村長は、富山地方気象台の発表する気象業務法基づく注意報・警報を県知事から受けたときは、防災関係機関に連絡を行うとともに、状況にもよるがおおむね次の場合には住民等へ広報車、ｅネットふなはし、緊急速報メール、緊急情報告知システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、Ｌアラート（災害情報共有システム）等により注意・警戒を呼びかける。

（１）１時間雨量が 20 ㎜を超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。

（２）３時間雨量が 40㎜ を超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。

（３）24 時間雨量が 80㎜ を超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。

（４）強風注意報・暴風警報が発表され、風速 15ｍ以上を観測したとき、又は台風が接近したとき。

（６）竜巻注意情報が発表されたとき。

（７）１ｍ以上の積雪があり、大雪警報が発表されたとき

（８）その他村の区域において災害が発生すると予想されるとき。

２　水防警報、洪水予報の伝達

村長は、国土交通大臣又は県知事より水防警報の発令を受けたときは、防災関係機関、住民等へ連絡を行う。

３　雨量情報の伝達

総務課は、次に掲げる場合には、雨量情報について県総合防災情報システムにより収集・伝達を行う。

また、村管内の各機関の雨量計で測定した降雨量について、必要に応じて報告を受ける。

（１）大雨注意報又は警報が発表されたとき。

（２）特別警戒水位到達情報の伝達を受けたとき。

（３）その他災害が発生するおそれが認められるとき。

（４）災害が発生したとき。

□気象警報等伝達系統図□

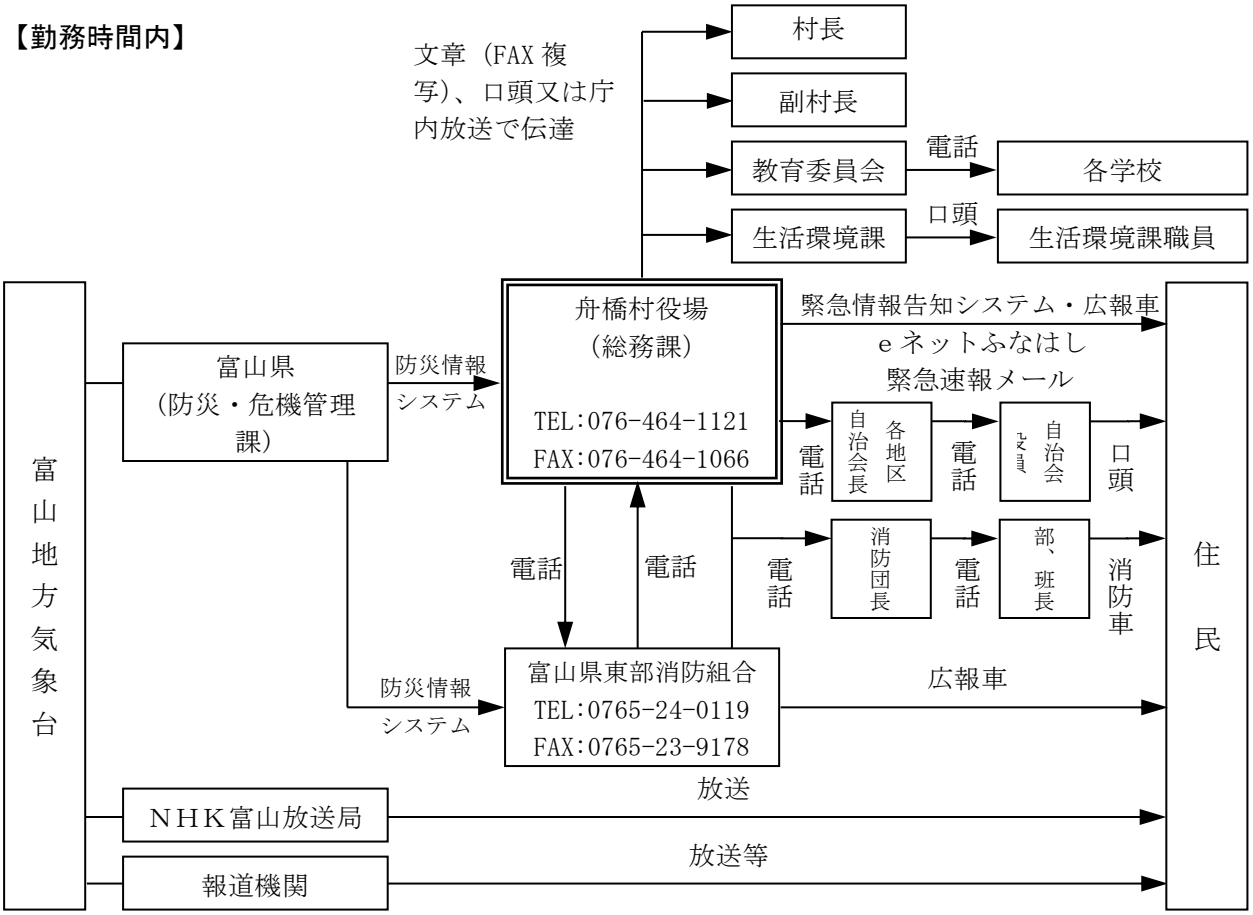
【勤務時間内】
文章（FAX 複写）、口頭又は庁内放送で伝達
村長
副村長
教育委員会
電話
各学校
生活環境課
口頭
生活環境課職員
富山地方気象台
富山県（防災・危機管理課）
防災情報システム
舟橋村役場（総務課）
TEL:076-464-1121
FAX:076-464-1066
緊急情報告知システム・広報車
ｅネットふなはし
緊急速報メール
電話
各地区自治会長
電話
自治会ﾒﾝﾊﾞｰ
口頭
電話
電話
消防団長
電話
部、班長
消防車
住民
防災情報システム
富山県東部消防組合
TEL:0765-24-0119
FAX:0765-23-9178
広報車
放送
ＮＨＫ富山放送局
放送等
報道機関

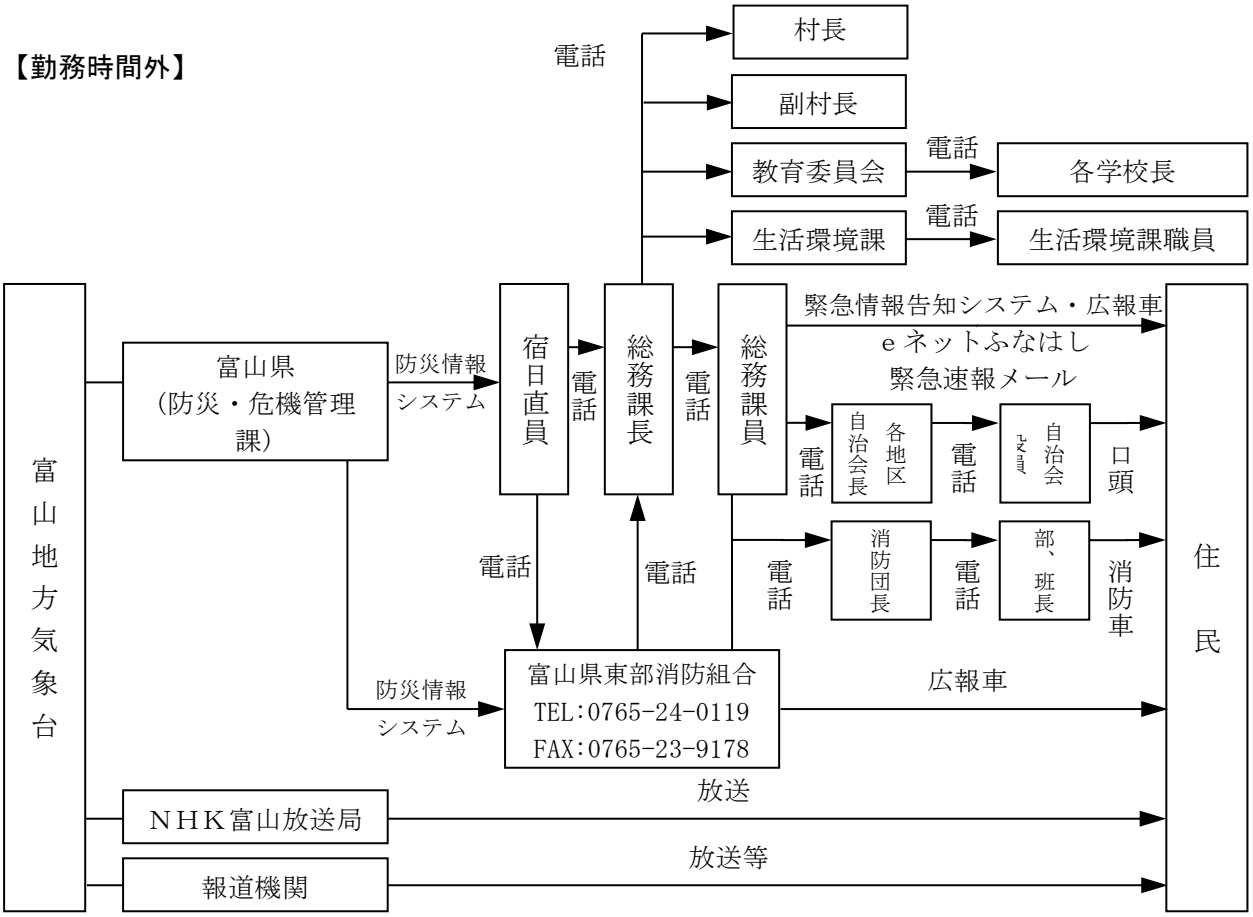
【勤務時間外】
電話
村長
副村長
教育委員会
電話
各学校長
生活環境課
電話
生活環境課職員
富山地方気象台
富山県（防災・危機管理課）
防災情報システム
宿日直員
電話
総務課長
電話
総務課員
緊急情報告知システム・広報車
ｅネットふなはし
緊急速報メール
電話
各地区自治会長
電話
自治会ﾒﾝﾊﾞｰ
口頭
電話
電話
消防団長
電話
部、班長
消防車
住民
防災情報システム
富山県東部消防組合
TEL:0765-24-0119
FAX:0765-23-9178
広報車
放送
ＮＨＫ富山放送局
放送等
報道機関

第５　被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼び掛け

被害が発生するおそれが高くなるなど、必要と判断される場合、緊急情報告知システム、ｅネットふなはし、緊急速報メール・広報車等を利用し、住民に対し、警戒の強化や避難の準備等、被害の未然防止及び拡大防止を促す呼び掛けを行い、注意を喚起する。その際、災害時要援護者への呼び掛けにも配慮する。

また、災害発生時及び発生後においても、同様の措置により必要な対策を行う。

第２節　災害未然防止活動の実施（水害対策）

水害の被害を未然に防止し被害を最小限にするため、村及び防災関係機関は、迅速かつ的確な活動を行う。

第１　水害対策

１　水防体制の確立

村、県及び防災関係機関は、水害による被害の発生を防ぎょし、又は救助・救援活動を実施するなど、災害の拡大を防止するため、迅速な活動体制の確立を図る。

（１）動員配備

村職員の動員配備の基準については、「本章　第３節　第１　配備基準」に定める内容に準ずる。

（２）水防体制

ア　村（水防管理者）は、河川が警戒水位を越えたとき、又は洪水等についての水防活動が必要であると認めたときから、その危険が除去されるまでの間、非常配備体制をとる。

イ　常願寺川右岸（横江堰堤から下流）の水防に関しては、常願寺川右岸水防市町村組合の管理者所在市町村（立山町）に水防本部を置く。

２　水防通信の確保

村（水防管理者）は、水防上緊急を要する通信については、各連絡所と緊密なる連絡をはかり、資材等の備蓄物、水防作業現場等には必ず自動車伝令等を配置し、携帯電話等の通信設備の使用をもって迅速に情報の確保に努める。

□水防通信情報連絡図（常願寺右岸水防市町村組合）□

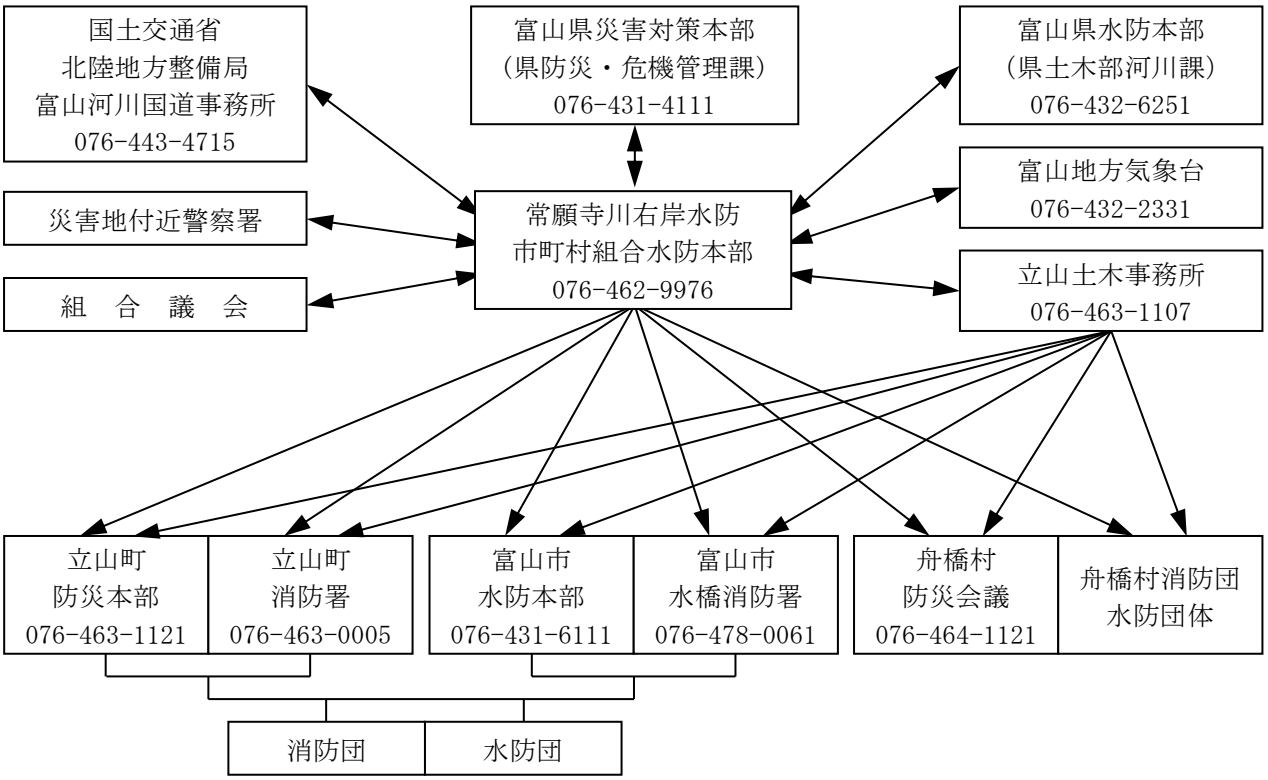

３　水防活動

村（水防管理者）は、水防上緊急を要する通信については、各連絡所と緊密な連絡のもと迅速な情報の確保に努める

（１）監視警戒

村（水防管理者）は、重要水防区域及び水防警戒河川には、水防業務の分担に基づき河川に常時巡視員を配置し随時区域内を巡視するとともに、水防上危険であると認められた箇所があるときは関係機関へ連絡して必要な措置を求めなければならない。

（２）水位の通報

村（水防管理者）は、気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときは、直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所へ通報する。

【水位の通報事項：日時、場所、水位（増減の傾向及び見込み）、その他必要と認める事項】

（３）出動水防業務及び堤防等の異常報告

村（水防管理者）は、次の場合直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所に報告する。

ア　警戒水位に達し、又はそれ以上の場合に水防団及び消防機関が出動したとき。

イ　水防作業を開始したとき。

ウ　堤防その他の施設に異常を発見したとき。

【報告内容：出動時間、出動人員、活動場所、水防活動開始時間、堤防等の危険状況及び形状水

防工法、使用資材数量、資材の要請、見通し等】

（４）水防資材の確保

村（水防管理者）は、水防用施設及び資材・器具を設備し、緊急に必要が生じた場合は村長又は消防団長が使用・収用する。

水防作業に際しては、あらかじめ備蓄してある資材を用いるが、不足する場合は、民間からの調達・収用を行う。

（５）決壊の通報

村（水防管理者）は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生した場合には、水防法第 25 条の規定により、直ちにこの旨を富山河川国道事務所及び立山土木事務所へ通報する。あわせてはん濫のおよぶおそれのある隣接市町水防管理者等へ通報する。

（６）村長が行う避難情報等の発令

「本章　第９節　第１避難情報等の発令の実施及び誘導」に定める内容に準ずる。

（７）避難対策

「本章　第９節　避難活動」に定める内容に準ずる。

（８）水防作業の終了

水位が警戒水位以下に低下し水防警戒の必要がなくなり、水防作業の終了を命じたときは、これを一般に周知するとともに県知事に対し通報する。

（９）水防報告

水防活動が終了したときは、村（水防管理者）は遅滞なく実施上状況をとりまとめ、富山河川国道事務所及び立山土木事務所に報告する。

(10) その他

その他必要な事項は、「舟橋村水防計画」及び「常願寺川右岸水防市町村組合水防計画」の定めるところとする。

４　専門技術者の協力

（１）「富山県地質調査業協会」との協定の活用

村は、二次災害発生の可能性の判断、適切な応急対策工事の実施等について、必要に応じて協定を結んでいる「富山県地質調査業協会」へ協力を要請する。

（２）その他の機関との連携及び制度の活用

村は、必要に応じて「NPO 法人富山県砂防ボランティア協会※1」、地元在住のコンサルタント、斜面判定士※2 及び全国的な砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国の災害復旧技術専門家派遣制度※3 を活用し、早期の対応に努める。

※1：NPO 法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

※2：斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

※3：災害復旧技術専門家派遣制度

（社）全国防災協会が、災害復旧精度を熟知した者を災害復旧技術専門家として認定、登録し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて派遣し、災害復旧活動の支援、助言をボランティア活動として行う制度。

第３節　応急活動体制

風水害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあるときに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、必要な職員の動員・配備を行う。

第１　配備基準

防災活動及び応急対策実施を推進するために、舟橋村がとるべき体制は次の基準による。

□職員の非常配備基準（風水害）□

種別	配備基準	配備の内容
第一非常配備	１　大雨、洪水、竜巻等の注意報の一つ以上が発表され、危険な状態が予想されたとき。 ２　大雨、洪水、暴風等の警報の一つ以上が発表されたとき。 ３　火災警報が発表されたとき。 ４　村長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により第二非常配備に円滑に移行し得るよう総務部員１名を充てる。執務時間外、又は休日等においては宿、日直者がこれを代行する。
第二非常配備	１　大雨、洪水、暴風等の警報の一つ以上が発表され、危険な状態が予想されたとき。 ２　村の一部において災害が発生し、応急対策が必要と認めるとき。 ３　村長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	事態によっては、速やかに第三非常配備体制をとるため、各部長は、相互連絡を密にするとともに防災対策事務者、関係職員を確保するよう努める。村長は、状況により日、宿直者を増員する。
第三非常配備 【災害対策本部の設置】	１　気象等に関する特別警報が発表されたとき ２　村の全域にわたって、災害が発生すると予想されるとき。 ３　村の一部において災害が発生し、その被害が甚大であると予想され、かつ村長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	災害対策の万全を期するため、各部は、全職員を指揮してこれにあたる。

※村長は、被害の種類、規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制を発令することができる。

第２　動員体制の確立

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第２動員体制の確立」に定める内容に準ずる。

第３　参集場所等

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第３参集場所等」に定める内容に準ずる。

第４　参集時の留意事項

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第４参集時の留意事項」に定める内容に準ずる。

第５　動員配備の連絡

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第５動員配備の連絡」に定める内容に準ずる。

第６　組織計画

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第６組織計画」に定める内容に準ずる。

第７　災害救援ボランティアとの連携

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第７災害救援ボランティアとの連携」に準ずる。

第８　帰宅困難者対策

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第８帰宅困難者対策」に準ずる。

第４節　情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、気象情報、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

第１　被害状況等の収集・伝達活動

「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第１被害状況等の収集・伝達活動」に定める内容に準ずる。

第２　通信連絡体制

「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第２通信連絡体制」に定める内容に準ずる。

第３　広報及び広聴活動

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を住民に迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

なお、住民への情報提供にあたっては、広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努める。

また、速やかな復旧を図るため、防災関係機関と連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

１　広報活動

（１）活動体制

広報活動体制は「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第３　１広報活動」に定める内容に準ずる。

（２）広報活動の内容

ア　災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項を分かりやすくまとめ、住民に対し、緊急情報告知システム、広報車、ハンドマイク、ホームページ、ｅネットふなはし、掲示板、テレビ、ラジオ等により広報活動を実施する。

イ　災害発生後

県、防災関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、緊急情報告知システム、広報ふなはし、広報車、ハンドマイク、ホームページ、ｅネットふなはし、掲示板、テレビ、ラジオ等を活用して、広報活動を実施する。

また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためＬアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

（ア）災害発生直後の広報

ａ　災害発生状況（家屋の倒壊、水害等災害発生状況）

ｂ　災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）

ｃ　交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道の被害、運行状況等）

ｄ　地域住民のとるべき措置（流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等）

ｅ　避難の指示、勧告（避難地域の状況、避難所の開設状況等）

ｆ　医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

（イ）応急復旧活動段階の広報

ａ　地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）

ｂ　給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

（ウ）支援受入れに関する広報

ａ　各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

ｂ　義援金・救援物資の受入れに関する情報

（エ）被災者に対する広報

被災者への相談サービスの開設状況

（オ）その他必要事項

（３）庁内及び防災関係機関への連絡

庁内及び防災関係機関への連絡は、「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第３　１広報活動」に定める内容に準ずる。

（４）報道機関への対応

報道機関への対応は、「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第３　１広報活動」に定める内容に準ずる。

（５）災害記録の作成

災害記録の作成は、「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第３　１広報活動」に定める内容に準ずる。

（６）障がい者、外国人に対する広報

広報活動体制は、「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第３　１広報活動」に定める内容に準ずる。

２　広聴活動

「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第３　２広聴活動」に定める内容に準ずる。

第５節　災害救助法の適用

「第２編　地震災害編　第２章　第４節　災害救助法の適用」に定める内容に準ずる。

第６節　広域応援要請

「第２編　地震災害編　第２章　第５節　広域応援要請」に定める内容に準ずる。

第７節　救助・救急活動

「第２編地震災害編　第２章　第６節　救助・救急活動」に定める内容に準ずる。

第８節　医療救護活動

「第２編地震災害編　第２章　第７節　医療救護活動」に定める内容に準ずる。

第９節　避難活動

大規模な災害が発生した場合には、家屋倒壊、延焼火災の拡大等の発生が想定され、住民の避難を要する地域が生じることが予想されるため、村は災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、住民の生命、身体の安全確保に努める。

第１　避難情報等の発令の実施及び誘導

１　避難情報等の発令の実施と行動

避難情報等の発令の標準的な判断基準については、下記のとおりであるが、対象とする自然災害ごとに状況が異なり、住民に求められる行動も異なる。

そのため、防災関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等をもとに、避難情報等の発令発令の客観的な判断基準を整理し、避難すべき区域や判断基準を明確にした避難情報等の発令の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。

□避難情報等の種類□

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	**「今後気象状況悪化のおそれ」** 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。	**「災害への心構えを高める」** ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル２】 大雨･洪水注意報 （気象庁が発表）	**「気象状況悪化」** それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。	**「自らの避難行動を確認」** ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （村長が発令）	**「災害のおそれあり」** 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。	**「危険な場所から高齢者等は避難」** ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
		備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示 （村長が発令）	**「災害のおそれ高い」** 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。	**「危険な場所から全員避難」** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （村長が発令）	**「災害発生又は切迫」（必ず発令される情報ではない）** 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況	**「命の危険　直ちに安全確保！」** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

２　避難情報等の発令の実施基準

避難情報等の発令は、次のような状況が認められる場合に実施する。また、必要に応じて富山地方気象台、富山河川国道事務所及び立山土木事務所等と連絡を取り、避難情報等の発令の判断支援を受けるものとする。

（１）河川の上流が災害により被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。

（２）火災が拡大するおそれがあるとき。

（３）爆発のおそれがあるとき。

（４）有毒ガス等の危険物質の流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。

（６）大規模災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。

（７）その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

□避難情報等の発令の判断基準（洪水等）□

区分	判　断　基　準
【対象地域の考え方】 ○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本 ○避難情報等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○立ち退き避難が必要な区域 ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね 0.5ｍを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね 1.5ｍ～３ｍを超える区域の２階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１～４のいずれかに該当する場合に、警戒レベル３高齢者等避難を発令することが考えられる。 １：次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）に到達した場合 ・白岩川の泉正橋：3.3m ・　〃　の公益橋：4.1m ・栃津川の流観橋：2.1m ２：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル２水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・白岩川の泉正橋：2.6m ・　〃　の公益橋：3.4m ・栃津川の流観橋：2.0m ①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上記の上流の水位観測所で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４：洪水警報の危険度分布（気象庁）で村内河川に「警戒」が表示された場合 ５：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、村域内に「警戒」が表示された場合 ６：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。
【警戒レベル４】 避難指示	１～６のいずれかに該当する場合に、警戒レベル４避難指示を発令することが考えられる。 １：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）に到達した場合 ・白岩川の泉正橋：3.8m ・　〃　の公益橋：4.8m ・栃津川の流観橋：2.6m ２：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル２水位）又は避難判断水位（警戒レベル３水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・白岩川の泉正橋：3.3m ・　〃　の公益橋：4.1m ・栃津川の流観橋：2.1m ①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４：白岩ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ５：洪水警報の危険度分布（気象庁）で村内河川に「非常に危険」が表示された場合 ６：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、村域内に「非常に危険」が表示された場合

区分	判　断　基　準
	７：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ８：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、１～４に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。 ※２については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法を一つ又は複数選択すること ※７については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること
【警戒レベル５】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の１～４のいずれかに該当する場合が 考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） １：村域に大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき ２：次の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ・白岩川の泉正橋 ・　〃　の公益橋 ・栃津川の流観橋 ・細川の海老江 ・八幡川の国重 ３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ５：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例１～４を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例５の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報等の発令にあたっては、村内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

３　避難情報等の発令の実施責任者

避難情報等の発令の実施責任者は次のとおりである。

実際に避難情報等の発令が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

村は、時機を失することなく避難情報等の発令を発令できるよう、県に積極的に助言を求めるものとする。

本部長（村長）は、避難情報等の発令を行った場合、速やかに県知事に報告を行う。

□避難情報等の発令の実施責任者□

発令区分	実施責任者 （関係法令）	措置	勧告、指示等の内容
高齢者等避難	村長	要配慮者へ避難行動の開始を求める。	要配慮者等が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難の指示等	県知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第 29 条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	村長 [又は県知事] （災害対策基本法第 60 条）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。 [県知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。]
	警察官 （災害対策基本法法第 61 条） （警察官職務執行法第４条）	立退き及び立退き先の指示 警告 避難の指示	村長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。 村長から要請があったとき。 重大な被害が切迫していると認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法第 94 条）		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

４　避難情報等の発令

避難情報等の発令の対象者は、居住者、滞在者、通過者を含めて、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

５　避難情報等の発令の内容

本部長（村長）は、次の内容を明示して避難情報等の発令を実施する。

（１）要避難対象地域（行政区名、避難施設名）

（２）避難先（安全な方向及び避難場所の名称）

（３）避難情報等の発令の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）

（４）避難情報等の発令の実施責任者

（５）避難経路

（６）その他避難時の注意事項等（避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難等）

避難準備情報は、災害時要援護者に対して避難勧告の内容に準じて行うとともに、災害時要援護者以外の者に対して避難の準備を伝達する。

６　避難情報等の発令の伝達・周知

要避難対象地域の住民に対する避難準備情報、勧告又は指示等の方法は、次のとおりとする。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

（１）サイレンによる伝達

（２）消防車・広報車による村内巡回放送

（３）消防団員による各戸伝達

（４）自治会・村内会、自主防災組織等による各戸伝達

（５）ケーブルテレビ、ホームページ等による周知

（６）緊急情報告知システム、ｅネットふなはし、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）による周知

□余韻防止付きサイレン信号□

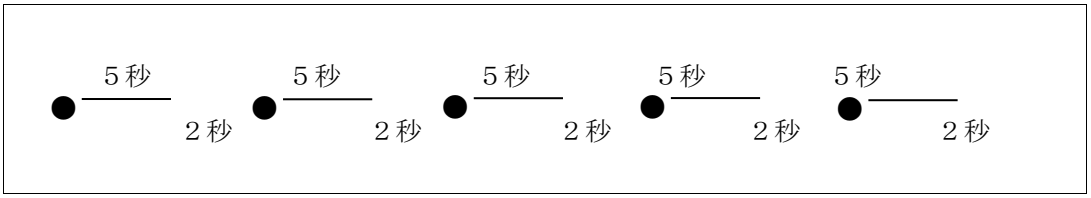

※水防法第13条に基づき県規則第98号（昭和24年）で定めた避難信号である。

７　県への報告

避難情報等の発令を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、防災関係機関は相互に連絡を行うものとし、村長が避難情報等の発令を行ったときは、避難措置及びその解除について次の内容を記録するとともに、県知事に対し速やかに報告する。

（１）実施者

（２）実施の利用及び日時

（３）避難の対象地域

（４）避難先

（５）その他必要な事項（解除の場合は、その理由及び解除の日時）

第２　警戒区域の設定等

「第２編　地震災害編　第２章　第９節　第２警戒区域の設定等」に定める内容に準ずる。

第３　避難行動

「第２編　地震災害編　第２章　第９節　第３　避難行動」に定める内容に準ずる。

第４　避難誘導

「第２編　地震災害編　第２章　第９節　第４避難誘導」に定める内容に準ずる。

第５　指定緊急避難場所及び指定避難場所、避難道路の運用

「第２編　地震災害編　第２章　第９節　第５指定緊急避難場所及び指定避難場所、避難道路の運用」に定める内容に準ずる。

第６　避難所の開設・運営

「第２編　地震災害編　第２章　第９節　第６避難所の開設・運営」に定める内容に準ずる。

第７　要配慮者の支援

「第２編　地震災害編　第２章　第９節　第７　要配慮者の支援」に定める内容に準ずる。

第８　飼養動物の保護等

「第２編　地震災害編　第２章　第９節　第８　飼養動物の保護等」に定める内容に準ずる。

第 10 節　交通規制・輸送対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 10 節　交通規制・輸送対策」に定める内容に準ずる。

第 11 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給

「第２編　地震災害編　第２章　第 11 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給」に定める内容に準ずる。

第 12 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 12 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策」に定める内容に準ずる。

第 13 節　警備活動

「第２編　地震災害編　第２章　第 13 節　警備活動」に定める内容に準ずる。

第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬

「第２編　地震災害編　第２章　第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬」に定める内容に準ずる。

第 15 節　ライフライン施設の応急復旧対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 17 節　ライフライン施設の応急復旧対策」に定める内容に準ずる。

第 16 節　公共施設等の応急復旧対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 18 節　公共施設等の応急復旧対策」に定める内容に準ずる。

第 17 節　農業の応急対策

被害状況の早期かつ的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物の病害虫の発生、まん延防止のための防除等による二次災害防止のための除去を行う。

災害時の農業の応急対策は、農業関係機関等と連携し、本部長（村長）が実施する。

１　農業対策

（１）被害情報の収集、報告

村は、富山農林振興センター、アルプス農業協同組合、富山県農業共済組合等と連携し、被害状況の早期かつ的確な把握を行い、被害調査結果を県に報告する。

（２）災害技術対策

村は、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を富山農林振興センター、アルプス農業協同組合等と連携し、速やかに農業者に周知徹底する。

（３）住民の実施する対策

ア　住民は、村が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、富山農林振興センター、アルプス農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

イ　住民は、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

２　農地及び農業用施設に対する応急措置

（１）農地

河川、水路、ため池の堤防決壊等により農地が冠水した場合は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

（２）用排水路等

舟橋村土地改良区と連携して、用排水路や、ため池の水位の状況を把握し、水路等の決壊防止を行い、冠水のおそれのあるときは必要な措置を講じ、防止に努める。

（３）農作物の応急措置

農作物について被害が発生したときは、アルプス農業協同組合等と共同して、農作物被害の軽減を図る。

第 18 節　応急住宅対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 19 節　応急住宅対策」に定める内容に準ずる。

第 19 節　文教計画教育・労働力確保対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 20 節　教育・労働力確保対策」に定める内容に準ずる。

第 20 節　県消防防災ヘリコプター活用計画

「第２編　地震災害編　第２章　第 21 節　県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容に準ずる。

第 21 節　応急公用負担等の実施

「第２編　地震災害編　第２章　第 22 節　応急公用負担等の実施」に定める内容に準ずる。

第３章　災害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、住民生活安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心で安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第１節　住民生活安定のための緊急対策

「第２編地震災害編　第３章　第１節　住民生活安定のための緊急対策」に定める内容に準ずる。

第２節　激甚災害の指定

「第２編地震災害編　第３章　第２節　激甚災害の指定」に定める内容に準ずる。

第３節　公共土木施設の災害復旧計画

「第２編地震災害編　第３章　第３節　公共土木施設の災害復旧計画」に定める内容に準ずる。

第４編　火　災　編

第１章　火災予防対策

第１節　火災に強いまちづくり

「第２編　地震災害編　第１章　第１節　地震災害に強いまちづくり」に定める内容に準ずる。

第２節　予防行政の充実強化

第１　防火管理の徹底

（１）富山県東部消防組合は、消防法第８条の規定が適用される防火対象物の管理について権限を有する者に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく消火・通報・避難訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図る。

（２）富山県東部消防組合は、防火管理者の資格付与講習会を適宜開催し、有資格者の養成を図り、防火管理者の確実な選任を促進する。また、現在の防火管理者等に対し、講習会等を実施し、資質の向上を図る。

第２　消防用設備等の設置促進及び維持の適正化

富山県東部消防組合は、防火対象物の関係者に対し、火災が発生した場合の、早期発見、初期消火、適切な避難により、被害の軽減と人命の安全を確保するため、適正な消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的な点検等の実施により、常時有効に機能するよう維持管理の適正化を指導する。

第３　防火対象物の点検及び報告

富山県東部消防組合は、一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者による定期的な点検及びその結果の報告を行わせ、一定の防火基準に適合する場合には「防火優良認定証」又は「防火基準点検証」を表示させる。

また、一定の防火基準に適合する宿泊施設については、積極的な申請を促し、「適マーク」を表示させる。

第４　消防同意の厳正な運用

富山県東部消防組合は、建築許可等における消防同意の厳正な運用を図る。

第５　予防査察の徹底

富山県東部消防組合は、火災予防のため、計画的かつ継続的に予防査察を実施するものとし、

消防法令に違反しているものに対しては、改善指導等を行い、違反の是正を徹底する。

また、一般住宅に対しても、火災予防運動期間等を利用するなどにより「防火診断」等を実施し、火災予防の周知徹底を図る。

第３節　大火危険気象に対する予防措置

第１　火災警報の発表

村長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第 22 条の規定により火災警報を発表する。

村長は、火災警報を発表又は解除した時は、速やかに防災関係機関に周知するとともに、県知事に報告しなければならない。

第２　消防機関の警戒措置体制の確保

富山県東部消防組合は、警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災警報が発表された場合に行う警戒計画をあらかじめ定めておく。

第３　防火対象物の警戒

村長は、防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて富山県東部消防組合に出動を要請するほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合、著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物、又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議のうえ、所要の警戒計画を定めておく。

第４　消防機関の点検整備と災害時の出動体制

富山県東部消防組合は、消防機械の点検整備をするとともに、災害時の出動体制を確立するものとし、所要の計画をあらかじめ定めておく。

第５　火災発生防止の緊急措置

富山県東部消防組合は、住民に火災発生防止の啓発を図るため、予防広報計画、特別予防査察実施計画をあらかじめ定めておく。

第４節　防災活動体制の整備

「第２編　地震災害編　第１章　第３節　防災活動体制の整備」に定める内容に準ずる。

第５節　救援・救護体制の整備

「第２編　地震災害編　第１章　第４節　救援・救護体制の整備」に定める内容に準ずる。

第６節　防災行動力の向上

第１　防火意識の高揚

１　火災予防思想の普及

村は富山県東部消防組合と連携し、春季・秋季の全国火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、広報ふなはし、村ホームページなどを利用し、火災予防思想の普及を図る。

また、避難訓練や初期消火訓練、応急処置に関する講習の実施などにより、住民の防火意識の高揚に努める。

２　消防団の育成強化

村は富山県東部消防組合と連携し、家庭や地域における防火安全の担い手である地域住民を対象に消防団の育成強化を図る。

第２　自主防災組織の強化

「第２編　地震災害編　第１章　第５節　第２自主防災組織の強化」に定める内容に準ずる。

第３　防災訓練の充実

「第２編　地震災害編　第１章　第５節　第３防災訓練の充実」に定める内容に準ずる。

第４　要配慮者の安全確保

「第２編　地震災害編　第１章　第５節　第４要配慮者の安全確保」に定める内容に準ずる。

第２章　火災応急対策

第１節　火災警報等の伝達

気象、火災に関する警報等の発表内容、基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図る。

第１　火災気象通報

富山地方気象台が県知事に通報する火災気象通報の基準は次のとおりである。ただし、降雨、降雪を伴い、その必要がないと認められるときは通報されない。

（１）実効湿度が 65 パーセント以下で、最小湿度 40 パーセント以下のとき。

（２）平均風速 12m/s 以上のとき。

第２　火災警報の発令

村長は、消防法第 22 条の規定により村域を対象として、県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じて、火災警報を発令する。

第３　伝達体制

（１）村長は、火災警報を発したとき又は解除したときには、富山県東部消防組合と連携し、電話、FAX、緊急情報告知システム、ｅネットふなはし、緊急速報メール、サイレン吹鳴、広報車等により住民及び防災関係機関に周知徹底を図る。

また、総合防災情報システムにより県（防災・危機管理課）に連絡するものとし、併せて火災警報発表時の管内の気象状況を電話又は FAX により連絡する。

（２）伝達系統は次のとおりである。

□火災警報等伝達系統図□

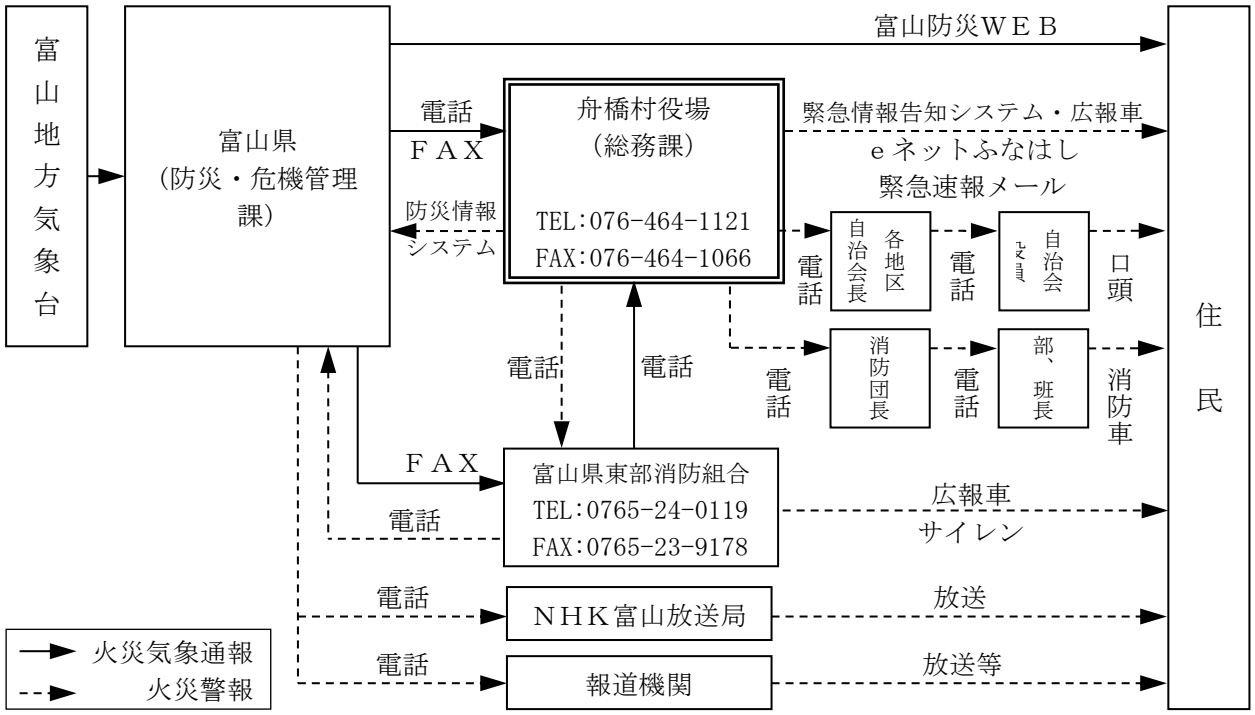

第４　被害の未然防止、拡大防止のための住民への伝達

村は富山県東部消防組合と連携して、火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促すため住民への伝達を行い、注意を喚起することとする。その際、災害時要援護者への伝達にも配慮する。

なお、周知方法は、以下による。

（１）報道機関を通じての広報

（２）緊急情報告知システム・広報車等による広報

（３）消防団による消防車・口頭による広報

（４）ｅネットふなはし、緊急速報メールによる広報

（５）その他適切な方法

第２節　応急活動体制

大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれがある場合は、村、富山県東部消防組合、消防団及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、村は、必要に応じて災害対策本部を速やかに設置する等、応急活動を実施する。

第１　村の活動体制

村長は、村域に大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれのある場合には、防災関係機関や県、他市町及び住民などの協力を得て、災害応急対策を実施する。

１　職員の非常配備

（１）非常配備基準

火災警報が発表された場合の非常配備基準は、「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第１配備基準」に定める第一非常配備をとる。

大規模な火災が発生した場合又は火災が広範囲に延焼拡大するおそれがある場合の職員動員配備の基準は、被害の程度に応じ「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第１配備基準」に定める動員配備の基準に準じた体制をとる。

２　災害対策本部の設置

（１）災害対策本部の設置

村長は、収集された情報により多数の死傷者、避難者が発生している場合又は火災が広範囲に延焼拡大している場合で、必要と認めるときは、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたる。

（２）組織

災害対策本部の組織は、「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第６組織計画」に定める内容に準ずる。

第２　災害救援ボランティアとの連携

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第７災害救援ボランティアとの連携」に定める内容に準ずる。

第３節　情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、被害情報、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

第１　被害状況等の収集・伝達活動

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

村及び富山県東部消防組合は連携して、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

１　被害状況等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次の図のとおりである。

□火災被害情報等の収集・伝達系統図□

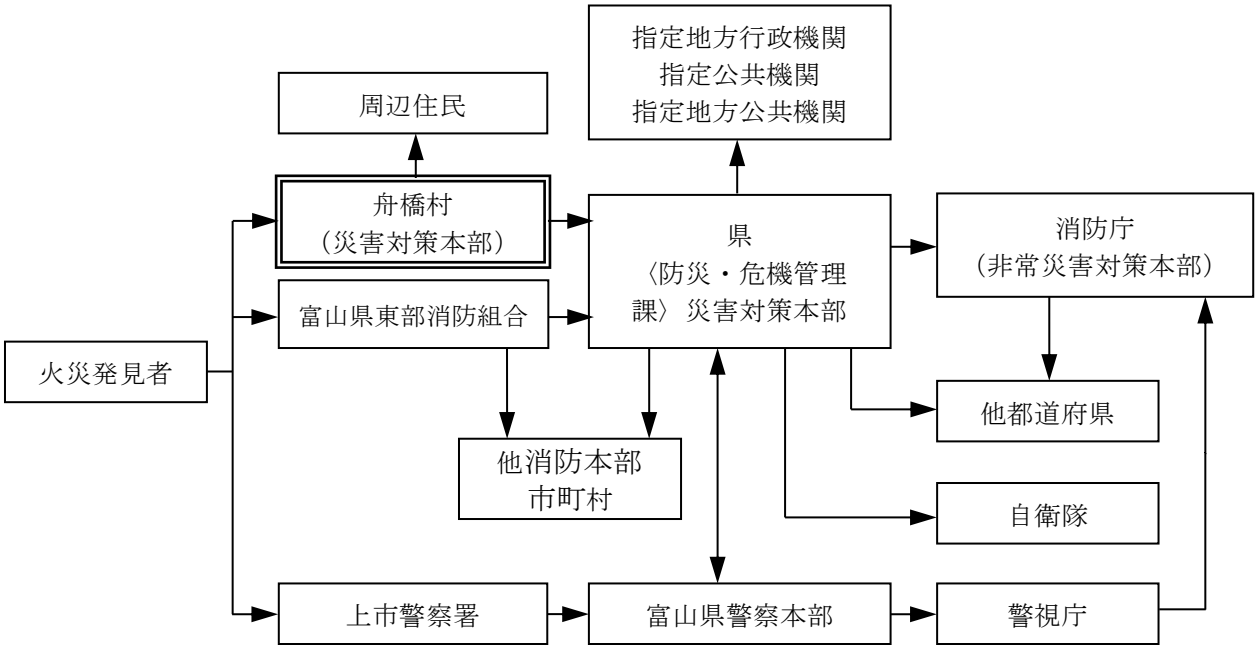

２　被害情報等の伝達手段

「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第１　３被害情報等の伝達手段」に定める内容に準ずる。

３　被害状況の報告

（１）県への報告

村及び富山県東部消防組合は連携して、村域内に被害が発生した場合、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、村災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

第２　通信連絡体制

「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第２　通信連絡体制」に定める内容に準ずる。

第３　広報活動

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を住民に迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

なお、住民への情報提供にあたっては、広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適

時適切に正確な情報を提供するよう努める。

また、速やかな復旧を図るため、防災関係機関と連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

１　広報の内容

（１）被災者への情報

被災者の家族等のニーズを十分把握し、火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供する。

（２）住民への的確な情報

住民に対し、火災の状況、安否情報、道路交通規制等の状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

２　防災関係機関の連携

情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行う。

３　防災関係機関の協力

（１）本部長（村長）は、必要に応じて防災関係機関に災害広報を実施するよう要請し、防災関係機関はこれに積極的に協力する。

（２）各関係防災機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第４節　消火活動

火災が発生した場合、特に木造建物の密集地域等における火災発生の場合、その延焼拡大により多くの人命の危険が予想される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

一方、富山県東部消防組合は全機能をあげて延焼の拡大防止、避難の安全確保に努める。

第１　住民の活動

火災が発生した場合は、住民はまず身の安全を確保し、消火器等で初期消火を行うとともに、速やかに消防に通報し、隣人に大声で助けを求める。

また、火災を発見したときは、速やかに消防に通報するとともに、可能な限り初期消火に協力するものとする。

第２　自主防災組織、事業所の活動

１　自主防災組織の活動

（１）火災が発生したときは、富山県東部消防組合に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポン

プ等を活用し、水路、消火栓等あらゆる消防水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。

なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。

（２）消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

２　事業所の活動

（１）従業員は火災を発見した場合、事業所内の警備員室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

また、ガスの供給遮断や、油類等の流出の防止等必要な防災措置を講ずる。

（２）事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物への引火等、拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼びかける。

（３）必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第３　消防機関の活動

消防機関は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消防活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

１　富山県東部消防組合等の活動

（１）火災発生状況の把握

富山県東部消防組合は、住民からの通報、消防防災ヘリコプター等からの情報提供により、火災の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

（２）職員の参集体制等

富山県東部消防組合は、火災の延焼拡大に備え職員の参集基準を明確にするなど職員参集体制を確立する。

（３）消防活動

富山県東部消防組合は、消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

ア　火災が延焼拡大し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊を集中運用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防御にあたる。

イ　火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。

ウ　人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動にあたる。

エ　工場、危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。

オ　延焼阻止線

延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。

カ　重要施設に対する消火活動

火災が延焼拡大しているときは、避難者の収容施設、救護物資の集積場所、医療施設等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災対策の中枢機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

２　消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を効果的に活用して消防活動にあたる。

（１）出火の防止

住民に対し出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

（２）情報収集活動

消防車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、富山県東部消防組合等に伝達する。

（３）消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

（４）救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

（５）避難方向の指示

避難情報等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに防災関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第３　消防応援要請

「第２編　地震災害編　第２章　第６節　第３　消防応援要請」に定める内容に準ずる。

第５節　災害救助法の適用

「第２編　地震災害編　第２章　第４節　災害救助法の適用」に定める内容に準ずる。

第６節　広域応援要請

「第２編　地震災害編　第２章　第５節　広域応援要請」に定める内容に準ずる。

第７節　救助・救急活動

「第２編　地震災害編　第２章　第６節　救助・救急活動」に定める内容に準ずる。

第８節　医療救護活動

「第２編　地震災害編　第２章　第７節　医療救護活動」に定める内容に準ずる。

第９節　避難活動

「第２編　地震災害編　第２章　第９節　避難活動」及び「第３編　風水害編　第２章　第９節　避難活動」に定める内容に準ずる。

第 10 節　交通規制・輸送対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 10 節　交通規制・輸送対策」に定める内容に準ずる。

第 11 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給

「第２編　地震災害編　第２章　第 11 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給」に定める内容に準ずる。

第 12 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 12 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策」に定める内容に準ずる。

第 13 節　警備活動

「第２編　地震災害編　第２章　第 13 節　警備活動」に定める内容に準ずる。

第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬

「第２編　地震災害編　第２章　第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬」に定める内容に準ずる。

第 15 節　ライフライン施設の応急復旧対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 17 節　ライフライン施設の応急復旧対策」に定める内容に準ずる。

第 16 節　公共施設等の応急復旧対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 18 節　公共施設等の応急復旧対策」に定める内容に準ずる。

第 17 節　応急住宅対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 19 節　応急住宅対策」に定める内容に準ずる。

第 18 節　教育・労働力確保対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 20 節　教育・労働力確保対策」に定める内容に準ずる。

第 19 節　県消防防災ヘリコプター活用計画

「第２編　地震災害編　第２章　第 21 節　県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容に準ずる。

第 20 節　応急公用負担等の実施

「第２編　地震災害編　第２章　第 22 節　応急公用負担等の実施」に定める内容に準ずる。

第３章　火災復旧対策

第１節　住民生活安定のための緊急対策

「第２編　地震災害編　第３章　第１節　住民生活安定のための緊急対策」に定める内容に準ずる。

第２節　激甚災害の指定

「第２編　地震災害編　第３章　第２節　激甚災害の指定」に定める内容に準ずる。

第３節　公共土木施設の災害復旧計画

「第２編地震災害編　第３章　第３節　公共土木施設の災害復旧計画」に定める内容に準ずる。

第５編　雪　害　編

第１章　雪害予防対策

雪害は、地震のように突然、大規模な被害が発生するというものではないが、長期期間にわたり、村内全域に被害が発生することになる。

雪害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な雪害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

特に、ハード面の整備推進はもちろんであるが、雪害か長期間にかつ広い範囲にわたることから、住民の雪害への適応力、抵抗力を向上させ、住民総ぐるみの雪害予防体制を構築することが重要である。

雪害予防対策としては、計画的に防災基盤の整備を促進し、雪害に強いまちづくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、雪害への日常の備えについての防災計画を策定し、雪害防止対策の効果的な推進に努める。

第１節　雪害に強いまちづくり

雪に強い市街地整備や道路の整備、雪に強い建築物の普及、除排雪体制の充実、交通・気象情報の提供など総合的な体制の確立を図り、雪に強いまちづくりを推進する。

第１　除排雪の推進

地域ぐるみで雪害を克服するため、次の事業を推進する。

区　　分	制　度　名	事　業　概　要	事業主体	所管
地域ぐるみ除排雪	富山県地域ぐるみ除排雪促進事業	村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備及び小型除排雪機械等の整備に対する助成	村	県
	富山県ＮＰＯ等除排雪活動推進モデル事業	村が NPO 等と連携して行う除排雪活動に必要となる小型除雪機、スコップ、スノーダンプ等の購入費、事業用チラシの印刷費に対する助成		
市街地雪処理	富山県まちづくり総合支援事業補助金	雪に強い快適なまちづくりのために実施する消雪、流雪、雪捨場等の克雪施設の整備事業及び親雪施設の整備事業への助成	村	県
山村雪対策	一般補助施設整備事業債（豪雪対策事業分）	市町村道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債に関する財政措置	村	総務省
	防災対策事業債（自然災害防止事業分）	本計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債に関する財政措置		

区　　分	制　度　名	事　業　概　要	事業主体	所管
道路交通体系	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業	地方道の除雪、除雪関連施設の整備のための助成等	県 村	国土交通省

第２　防災関連施設等整備事業

災害の防止、防災活動の推進のため、次の事業を推進する。

区　　分	制　度　名	事　業　概　要	事業主体	所管
通信施設	消防防災無線（村）整備事業	市町村と集落等を結ぶ防災行政用無線の整備のための助成	村	消防庁 県
自主防災組織の育成	コミュニティ防災資機材等整備事業	自主防災組織の資機材の整備のための事業	村	消防庁 県
消防施設整備	消防施設整備事業	消防用施設、資機材の整備のための助成	村	消防庁 県

第３　建築物の耐雪化、無雪化事業

建築物の耐雪化のため、次の事業を推進する。

区　　分	制　度　名	事　業　概　要	事業主体	所管
文教施設	学校施設環境改善交付金事業	公立小中学校の校舎屋体、危険校舎改築に対する補助	村、県	文部科学省

第４　産業の振興、無雪化等

農業、商工業の振興等のため、次の事業を推進する。

区　　分	制　度　名	事　業　概　要	事業主体	所管
農林業	農山漁村地域整備交付金	農山漁村において防災・減災対策を推進	村、県	農林水産省
	農村地域防災減災事業	農業用排水施設や農道を補強等地域防災機能の増進	村、土地改良区、県	農林水産省
中小企業	中小企業高度化資金融資制度(共同防災施設事業及び安全衛生設備リース事業)	組合等で設置する消融雪設備等設置資金の融資等	組合等	中小企業庁（県）

第２節　社会基盤施設等の耐雪化

雪害の軽減を図り、安定した日常生活、社会経済活動のためには、無雪害まちづくりを進めるとともに、建築物、ライフライン施設、廃棄物処理施設、危険物施設等などの耐雪化を進めることが

必要である。また、豪雪時における郵政事業の円滑な運営確保も必要である。

さらに、除排雪に伴う河川等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、消流雪用水の確保等の対策を推進する。

このため、これらの雪害予防対策を積極的に推進するものとする

第１　建築物の安全確保

公共建築物や防災上重要な建築物については必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物においても耐雪性能の向上及び無雪害化を図る。

１　公共建築物

（１）文教施設

文教施設は、多数の児童生徒を収容する施設であると同時に、災害時には避難施設としても利用されることから、耐雪性能の確保を積極的に図る。

ア　新設施設等の耐雪構造化

施設管理者又は管理者は、新設又は増改築にあたっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに 応急計画の作成など十分な雪害対策を講じておく。

イ　老朽施設の点検、補修

施設管理者又は管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておく。

ウ　校舎等の除雪計画の作成

各学校に対し事前に個々の建築物の状況等に応じた除雪計画を作成するよう指導する。

学校の積雪許容限度（雪おろし基準）は次のとおりである。

（ア）昭和 49 年から 55 年までの校舎 1.50m

（イ）昭和 56 年以降の校舎 1.75m

（２）社会福祉施設

ア　新設施設等の耐雪構造化

施設利用（入所）者の大半は、身体的弱者であり緊急時における困難を伴う場合が多いので、施設管理者又は設置者は、新築又は増改築に際し余裕ある耐雪構造の確保と利用者の利便を考慮した構造とするとともに、緊急時の避難計画等の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ　既存施設の点検、補修

施設管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

（３）医療施設

ア　新設施設等の耐雪構造化

収容患者の安全確保のため施設管理者又は設置者は、新築又は増改築に際し余裕ある耐雪構造の確保を行うとともに、緊急時の避難計画等の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ　老朽施設の点検、補修

収容患者の安全確保や高圧ガス、放射性物資等の危険物の安全管理を図るため、老朽施設又は耐雪性能の不十分な施設においては、施設管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

（４）その他の公共建築物

庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであり、これらの施設の耐雪性能の確保が必要である。

ア　新設施設等の耐雪構造化

庁舎管理者等は、新設又は増改築にあたっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに応急計画の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ　老朽施設の点検、補修

庁舎管理者等は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

２　一般建築物

村及び県は、一般建築物の耐雪性の向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、消融雪施設の設置や自然落雪方式の採用による雪下ろしの省力化等の指導を積極的に推進する。

第２　ライフライン施設の耐雪化

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会経済活動に欠くことのできないものである。これら生活関連施設の雪害予防を図るため、関連機関においては、これらの耐雪化等雪害対策に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

１　簡易水道施設における雪害予防対策

積雪による施設の破壊及び凍結による各設備の機能停止等の被害が想定されるため、定期点検・整備を確実に実施し、設備の不良箇所を補強する。また、水源池・消火栓等の施設が除排雪による影響を受けないよう標識又は柵等で注意を喚起するとともに、これら施設の保護対策を講ずる。

２　下水道施設における雪害予防対策

村内の公共下水道事業は中新川広域行政事務組合に委託している。このため、中新川広域行政事務組合と協力し、下水道施設の耐雪化の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

３　電力施設における雪害予防対策（北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)）

「第２編　地震災害編　第１章　第２節　第２　３電力施設における災害予防対策」に定める内容に準ずる。

また、各施設において耐雪化に努める。

４　ガス施設における雪害予防対策（日本海ガス(株)、(一社)富山県エルピーガス協会）

「第２編　地震災害編　第１章　第２節　第２　４ガス施設における災害予防対策」に定める内容に準ずる。

また、各施設において耐雪化に努める。

５　通信施設の雪害予防対策（西日本電信電話(株)、(株)NTT ドコモ北陸、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

「第２編　地震災害編　第１章　第２節　第２通信施設の雪害予防対策」に定める内容に準ずる。

また、各施設において耐雪化に努める。

第３　廃棄物処理施設の耐雪化

「第２編　地震災害編　第１章　第２節　第３廃棄物処理施設の安全性強化」に定める内容に準ずる。

また、各施設において耐雪化に努める。

第４　危険物施設等の安全性強化

「第４編　事故災害対策編　第４章　第１節　第１危険物施設等の安全性の確保」に定める内容に準ずる。

また、施設及び屋外設備の耐雪化、耐凍結対策に努める。

第５　郵便事業の運営確保（日本郵便(株)北陸支社、舟橋郵便局）

降雪時における郵政事業の円滑な運営確保は、生活の安定、社会経済活動のうえからも重要であるので、舟橋郵便局は、次のとおり雪害予防対策を推進する。

（１）郵便局舎等の耐雪構造化

（２）降積雪時の郵便の配送、取扱い及び配達の確保を図るための車両、集配施設、用具及び人員の整備充実

（３）郵便の運送及び集配の委託を受けている受託者及び運送業者に対する運送施設等の整備についての協力要請

（４）積雪の著しい地区の運送及び集配の確保計画の作成

第６　消流雪用水の確保等

除排雪に伴う河川、農業用排水路等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、対策を推進する。

１　農業用排水路の整備等

村及び舟橋村土地改良区等は県と連携し、農業用排水路への流雪による溢水被害を防止するため、流雪可能な農業用排水路の整備を推進するとともに、施設の点検と冬期の適正な通水管理を行う。

第３節　交通対策

雪による交通障害を排除することは、雪害対策の根幹である。そのため村及び防災関係機関は、降積雪期における交通確保に関する除排雪計画を推進する。

第１　交通安全対策及び交通流の円滑化対策

１　冬期交通の安全確保の啓発

村、県及び各防災関係機関等は、冬期の交通事故や交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ、チェーンの装着、路上駐車の禁止など交通の安全確保をラジオ、テレビ、新聞、広報ふなはし等を利用し啓蒙する。

２　マイカーの使用自粛と公共交通の利用促進の啓発

村、県及び各防災関係機関等は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及び公共交通の利用促進をラジオ、テレビ、新聞、広報ふなはし等を利用し啓蒙するとともに、事業所等に対し協力を呼びかける。

第２　道路交通対策

１　雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消融雪施設の整備に努める。

２　除雪用施設及び資機材の整備

村は、各路線や地域の実情に応じ、除雪機械や除雪用施設及び資機材の整備を図る。

３　除雪計画及び安全対策

（１）除雪計画

ア　作成方針

村は、次の点に留意し除雪実施計画を策定する。

（ア）適切な冬期道路交通が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し策定する。

特に隣接市町との境界にある道路の除雪分担及び交差点除雪の受け持ち等について十分調整する。

（イ）除雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

（ウ）計画全般について、関係諸機関と十分連絡協議し、調整を図る。

（２）道路除雪計画

村は、降積雪期前に防災関係機関と協議のうえ、実情に応じた道路除雪計画を策定する。

４　雪害予防

（１）集中的な大雪への対応

ア　道路管理者は、特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

イ　道路管理者は、集中的な大雪に備えて、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するとともに、関係機関等と連携して、降雪の予測精度も考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。また、集中的な大雪時の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施するものとする。

（２）道路情報システムの整備

ア　道路管理者は、道路交通情報、除雪情報、災害情報及び気象情報など道路に関する各種情報の収集と伝達に関する情報システムの整備並びに諸施設の整備に努める。

イ　県管理道路については、「除雪情報システム」の活用により、適時適切な情報提供を受ける。

（３）倒木の未然防止

道路管理者は、沿道の倒木による被害を防止するため、倒木のおそれがある樹木を把握し、必要に応じて関係者の協力を得て伐採する等、被害の予防に努める。

（４）落雪事故の防止

道路管理者及び県警察本部は、標識等からの落雪による事故を防止するため、雪庇の状況を把握し、適時適切に雪庇除去を行う等、事故の予防に努める。

第３　鉄道交通対策（富山地方鉄道(株)）

富山地方鉄道(株)は、雪害に強い施設、設備、資機材の整備充実に努めるとともに、緊急時における情報連絡体制を確立しておくものとする。

第４節　防災活動体制の整備

「第２編　地震災害編　第１章　第３節　防災活動体制の整備」及び「第３編　風水害編　第１章　第４節　防災活動体制の整備」に定める内容に準ずる。

第５節　救援・救護体制の整備

雪害予防対策として、人命の安全確保を最優先におき、降積雪期における消防体制の確立、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、防災ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努める。

第１　消防体制の確立

冬期は火災の発生率が高く、特に積雪時には、発見の遅れや雪による障害のため、火災の規模が大きくなり、焼死者も多発しやすい。また、負傷者や事故の多発、救助救援活動の雪による阻害も予想される。このため、村及び富山県東部消防組合は、雪に強い消防体制の整備を推進する。

１　消防体制等の整備

（１）冬期活動体制の整備

ア　村は富山県東部消防組合と連携し、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画の作成、消防車両の特殊擬装、附属品の整備、除雪用資機材の増強を図る。

イ　村は富山県東部消防組合と連携し、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成しておく。

（２）消防団員の消防組織の拡充強化・教育訓練

村は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、地域住民の消防団への積極的参加等、消防団の活性化を推進する。特に降積雪期における迅速、的確な消防活動に必要な知識と技能の錬磨を目的として、消防団員の教育訓練に努める。

（３）防災関係機関との連絡体制

冬期の緊急路の確保のため、道路管理者及び住民に対し除雪等について協力を要請するとともに、道路情報の収集伝達体制を整備しておく。

（４）各種調査の実施

富山県東部消防組合は、降積雪による状況の変化を考慮のうえ、通行障害及び消防水利の調査を実施し、消防力の配備等警防戦術の検討研究を行う。また、消防危険区域の指定に際しては、区域の特殊性に応じ、適切な火災防御計画を作成しておく。

２　救助・救急体制の整備

「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第１消防力の強化」に定める内容に準ずる。

第２　医療救護体制の整備

「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第２医療救護体制の整備」に定める内容に準ずる。

第３　緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第３緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保」に定める内容に準ずる。

第４　災害救援ボランティア活動の支援

「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第４災害救援ボランティア活動の支援」に定める内容に準ずる。

第６節　農業の雪害予防

第１　稲作の予防対策

育苗施設及び米等の乾燥調整施設等建物の設計時における積雪許容限度を次のように指導する。

（１）標高 200ｍ未満の地域　　1.5m

第２　経営指導等による事前措置

防災関係機関等と連携して、降積雪対策として次のとおり経営指導の強化を図る。

（１）雪害予防に必要な資機材導入の資金計画

（２）除排雪計画の樹立と作業員の事前確保

（３）雪害克服に必要な営農資金の計画的な運営

（４）農業共済制度への加入促進

第７節　商工業の雪害予防

商工業における雪害の未然防止、拡大防止又は軽減を図るため、降積雪の影響を考慮した地域経済振興対策の推進が必要である。村は、雪に強い商工業の振興と防災体制の強化のため、指導及び助成を行う。

第１　中小企業の雪害対策施設の普及

事業所、工業団地、商業拠点等の無雪化を図るため、県等の融資制度等を積極的に活用し、消融雪設備、除雪機械等の設置を促進する。

第２　生産及び出荷の確保計画

事業所等は、雪による生産力の低下をさけるため、原材料の適正備蓄を図るとともに、冬期の輸送計画を作成しておく。

第８節　防災行動力の向上

第１　防災意識の高揚

「第２編　地震災害編　第１章　第５節　第１防災意識の高揚」に定める内容に準ずる。

第２　自主防災組織の強化

「第２編地震災害編　第１章　第５節　第２自主防災組織の強化」に定める内容に準ずる。

第３　地域ぐるみ除排雪

豪雪時においては、一人ひとりが力を出し合い、地域の総力を挙げて除排雪活動を展開することが望まれる。このため、豪雪時における地域ぐるみの除排雪が円滑に実施されるよう、日頃から広報による啓発活動や、住民の自主的なコミュニティ活動の育成に努める。

１　地域ぐるみ除排雪実践地区の設定

総力を結集し地域ぐるみで除排雪を展開するため、村は地域の実情に応じた単位(小学校区又は自治会等)をもって、「地域ぐるみ除排雪実践地区」を設定する。

２　地域ぐるみ除排雪体制の整備

村は、地域ぐるみ除排雪実践地区において、行政と住民との間や住民の間の協力体制づくりのための連絡調整等に関する企画調査を行い、地域ぐるみ除排雪を実施するにあたっての情報伝達及び協力体制の整備を図るとともに、共同除排雪対象施設、一斉除排雪の方法、要援護世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定し、地域住民に計画内容の普及啓発を行う。

３　地域ぐるみ除排雪活動への支援

村は、地域ぐるみ除排雪体制に基づき実践的な活動を推進するため、小型機械等（小型除雪機械、除雪装置、小型除雪機械等の格納庫）の整備を行う。

また、住民による積極的な除排雪活動が促進されるよう交差点部の歩道等にスコップを配置する。

第４　防災訓練の充実

「第２編　地震災害編　第１章　第５節　第３防災訓練の充実」に定める内容に準ずる。

また、冬期における訓練も実施し、積雪時の行動要領を習熟することに努める。

第５　要配慮者の安全確保

「第２編　地震災害編　第１章　第５節　第４要配慮者の安全確保」に定める内容に準ずる。

第９節　調査研究

雪害の態様は様々であり、人命や財産に直接被害を与える雪圧害等をはじめ、除排雪に伴う溢水及び危険物漏洩、爆発などの二次災害、交通障害や社会機能の阻害など、今日のように社会・経済活動の進展した社会において、それらの影響は計り知れないものがある。

これら各種の雪害を克服するために、その発生メカニズムの解明と対策を科学的かつ総合的に調査研究することが必要である。

このため、県等が実施した研究成果を、災害予防の取組みに有効かつ積極的に活用していく。

第２章　雪害応急対策

豪雪等による大規模な雪害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、村、県及び防災関係機関は、法令及び本計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、総力をあげて、雪害応急対策にあたる。

雪害応急対策としては、予警報等の伝達及び住民への周知徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行うとともに、迅速、的確な初動体制をとり、被害規模や被害拡大の危険性について情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行う。

また、住民生活及び社会経済活動の安定確保並びに各種応急対策の迅速かつ的確な実施のため、交通の確保や地域ぐるみ除排雪を推進するとともに、ライフライン施設・公共施設等の社会諸機能の維持を図る。死傷者が発生した場合は、人命の救助・救急、医療救護等の緊急救護活動を行う。

さらに、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品の供給等）を行う。被害が長期にわたることも予想されるため、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持、産業被害の拡大防止、二次災害の防止等の対策を実施していく。

第１節　予警報の伝達

「第３編　風水害編　第２章　第１節　予警報の伝達」に定める内容に準ずる。

第２節　応急活動体制

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平素から所要の組織及び出動体制を確立しておくとともに、非常の際にはこれに基づき動員を命令し、又は要請する場合は対象者、時期、方法などを明らかにして応急対策に必要な人員を確保しておき、速やかに動員し、総合的な雪害対策を確立する。

第１　配備基準

防災活動及び応急対策実施を推進するために、舟橋村がとるべき体制は次の基準による。

□職員の非常配備基準（雪害）□

種別	配備基準	配備の内容
第一非常配備	１　積雪深が平地で 30ｃｍ以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき。 ２　「大雪」、「暴風雪」警報が発表されたとき。 ３　村長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により第二非常配備に円滑に移行し得るよう総務部員１名を充てる。執務時間外、又は休日等においては宿、日直者がこれを代行する。
第二非常配備	１　積雪深が平地で 90ｃｍ以上に達し、かつ大雪注意報が発表されたとき。 ２　降積雪により、被害の発生又はその危険性のあるとき。 ３　村長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	事態によっては、速やかに第三非常配備体制をとるため、各部長は、相互連絡を密にするとともに防災対策事務者、関係職員を確保するよう努める。村長は、状況により日、宿直者を増員する。
第三非常配備 【災害対策本部の設置】	１　村の全域にわたって災害が発生又はそのおそれのあるとき。 ２　村の全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ村長が必要と認め、当該配備を指令したとき。 ３　「大雪」、「暴風雪」特別警報が発表されたとき。	災害対策の万全を期するため、各部は、全職員を指揮してこれにあたる。

※村長は、被害の種類、規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制を発令することができる。

第２　動員体制の確立

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第２動員体制の確立」に定める内容に準ずる。

第３　参集場所等

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第３参集場所等」に定める内容に準ずる。

第４　参集時の留意事項

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第４参集時の留意事項」に定める内容に準ずる。

第５　動員配備の連絡

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第５動員配備の連絡」に定める内容に準ずる。

第６　組織計画

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第６組織計画」に定める内容に準ずる。

第７　災害救援ボランティアとの連携

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第７災害救援ボランティアとの連携」に準ずる。

第８　帰宅困難者対策

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第８帰宅困難者対策」に準ずる。

第３節　情報の収集・伝達

「第２編　地震災害編　第２章　第３節　情報の収集・伝達」及び「第３編　風水害編　第２章　第４節　情報の収集・伝達」に準ずる。

第４節　交通の確保

降積雪等により交通に支障を生じた場合の応急的交通の確保を実施するため、「道路除雪基本計画」「道路除雪実施計画」に沿って適切な除排雪を実施し、住民の日常生活、社会経済活動の安定及び防災関係機関の実施する救助、救護活動、応急復旧活動の円滑な遂行を図る。

第１　道路除雪

村内道路について冬期間の道路交通確保を図り、住民生活及び社会経済活動を確保するとともに、防災関係機関の災害応急対策の円滑な遂行を図るため除雪計画を策定し、実施する。

１　実施機関

（１）県

当該年度道路除雪計画に基づき、管内の県道を除雪するものとする。

（２）村

当該年度道路除雪計画に基づき、主要幹線道路を主体とした、機械による除雪作業が可能な村道の除雪を行う。

２　除雪体制

除雪体制は積雪量、交通量、危険度、交通形態、除雪能力、地域の実情等を考慮して段階的に出動路線を指定して行う。

（１）第一次除雪

降雪状況、気象予報等により雪が降り続く事が予想される場合には、受託業者の判断で除雪指定路線の除雪作業を開始する。

（２）第二次除雪

積雪状況、吹溜り、轍堀れ等により交通に支障をきたすおそれがある場合には、村の指示又

は受託業者の判断で該当箇所の除雪作業及び路面整正作業を行う。

（３）除雪指定路線以外の路線

除雪指定路線以外の路線でも、安全確保上支障がある路線については、村の指示又は受託業者の判断で除雪作業を行う。

３　除雪作業及び除雪指定路線

（１）人家の連続した地域の村道については、地元住民の協力を得て、自主的に除雪作業を行うことを原則とする。

（２）上記以外の地域の村道のうち、次の路線を除雪指定路線とし、道路管理者（村）の委託を受けた建設業者が除雪する。

ア　交通量の多い通勤通学道路

イ　スリップ及び凍結の危険性がある道路

ウ　特に除雪の必要がある道路

第２　交通安全対策及び交通流の円滑化対策

村は、上市警察署及び防災関係機関と協力して、住民に対し冬期の交通安全について適切な対策をとる。

１　マイカーの自粛の要請

冬期交通の円滑を図るため、マイカーの自粛の要請をラジオ、テレビ、新聞等の報道機関等の協力を得て実施する。

２　路上駐車車両の追放

路上駐車車両は除排雪の妨害となり、又交通渋滞の原因となるため、住民に対し地域ぐるみによる路上駐車車両の追放について広報を徹底する。

また、上市警察署長と緊密な連携のもとに、路上駐車車両を無くすよう指導を図る。

３　通行規制予告の実施

道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

４　緊急交通規制の実施

気象状況による交通の危険状況に応じて、上市警察署長と緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。

５　除排雪作業に伴う交通整理と交通規制

除排雪作業を実施する場合、上市警察署長と緊密な連携のもと、交通の安全確認、除排雪作業の円滑な実施を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の

実施を要請する。

第３　公共交通の確保

１　富山地方鉄道(株)

毎年、12 月 10 日から２月末まで、社内に鉄道の冬期対策本部を設置し、連携を保ちながら、運転及び輸送安全の確保を図るほか、異常時には全社的に災害（雪害）対策本部を設置し、運行の確保に万全を期するものとする。

第４　関係機関との協力

次の関係機関に協力を要請する。

１　上市警察署

除雪実施計画について協議するほか、路上放置物件、違法駐車の取締り、交通整理、情報の収集等を行う。

２　消防団

冬期間の火災予防については一層広報に努めるほか、除雪に当たり関係者に協力する。

３　交通安全協会

道路交通の安全を確保するため警察署等関係機関と連絡の上、路上放置物件の取締り、交通整理等に協力するとともに、路上に駐車しないよう周知を図る。

第５節　自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪

豪雪時には生活道路の途絶などによって日常生活が阻害されたり、除排雪の人手の不足する要援護世帯では、家屋の倒壊などの危険な状態も発生する。また、防災関係機関による救助、救援が雪のため阻害されることも予想される。このため、地域住民による自主防災活動や地域ぐるみ除排雪の推進を図り災害応急対策に万全を期する。

第１　自主防災活動

自主防災活動は、原則として自主防災組織の防災計画に基づき活動するものとするが、概ね次の活動が期待される。

１　情報の収集及び伝達等

自主防災組織は、いちはやく地域内の積雪や被害の状況及び要援護世帯の把握など必要な情報を収集し、その情報に基づき適切な判断を行い、要援護世帯への支援、道路支障物件の除去や緊急車両通行確保のための除雪の実施、避難勧告及び指示の伝達等適切な活動を行う。

２　出火防止及び初期消火

自主防災組織は、降雪前から地域ぐるみで出火防止に心がけ、地域内の家屋からは絶対に火を出さないということを徹底しておくとともに、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火及び富山県東部消防組合の誘導を行う。

３　避難誘導

避難活動においては、自主防災組織が中心的役割を果たすことが期待される。このため自主防災組織は、地域の高齢者、障がい者等の所在を確認しておくとともに、避難に関する情報を正確、迅速に把握する。村長の避難情報等の発令が遅延したり、伝達が困難な場合も予想されるので、組織として自主的に判断して避難する場合についても検討しておく。

４　救出救護

積雪が多くなると、建物倒壊等による負傷者が出て、これらの者を救出救護する必要が生ずる。このような事態になったとき、自主防災組織では状況に応じてできるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めるとともに、負傷者に応急手当を施し、必要と認められる場合には速やかに富山県東部消防組合等の出動を要請する。

５　給食給水

避難者や防災活動に従事している者等の給食給水について直ちに行える体制を整備しておく。

第２　地域ぐるみ除排雪

１　効率的な除雪の推進

村は、次の事項について十分な計画、調整のうえ、地域ぐるみ除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

（１）一斉除排雪の実施に当たっては、時間、排雪場所、経路等について降積雪状況及び地域の実情に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

（２）排雪場所、除排雪機械等の確保のため、地域における関係機関、建設業者に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

（３）一斉除排雪を地域住民の総員で実施するためにも、地域の代表者や企業等への協力と理解を求める。

（４）住民に対し、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや、転倒及び屋根雪の落下に注意するよう喚起する。

２　村と住民組織との作業連携、情報連絡等

豪雪時においては、村と住民との作業連携、情報連絡を密にし、住民活動の円滑な展開及び住民ニーズに即した雪対策の推進を図る。

第６節　災害救助法の適用

「第２編　地震災害編　第２章　第４節　災害救助法の適用」に定める内容に準ずる。

第７節　広域応援要請

「第２編　地震災害編　第２章　第５節　広域応援要請」に定める内容に準ずる。

第８節　救助・救急活動

降積雪時の消防活動には制約条件が多く、また特異な事故の多発も予想されることから、村、富山県東部消防組合、関係防災機関等は冬期警戒体制をとるとともに、緊密な連携をとりながら、消火、救助、救急活動を迅速かつ的確に行う。

第１　冬期警戒体制

１　体制の強化

降積雪や事故、災害の発生などの事態の推移に伴い、消防は的確に情勢の判断を行い、配備人員の増強、出動部隊の増加待機、パトロールの実施、消防施設、資機材の点検など体制を強化する。

２　広報活動

富山県東部消防組合は、広報車、広報誌、臨時査察などあらゆる手段を活用して地域住民に対し、火災、事故等防止のための広報を実施し、注意を喚起する。

３　緊急路及び消防水利の確保

富山県東部消防組合は、消防活動に備え、道路管理者、地域住民に対し除排雪の協力要請を行うとともに、パトロールを実施し、緊急路及び消防水利の点検及び確保を行う。

特に消防水利については、消防水利確保計画に基づき消火栓、防火水槽等の除排雪に努める。

第２　救助活動

「第２編　地震災害編　第２章　第６節　第１救助活動」に定める内容に準ずる。

第３　救急活動

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第２救急活動」に定める内容に準ずる。

第４　消防応援要請

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第３消防応援要請」に定める内容に準ずる。

第５　惨事ストレス対策

「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第４惨事ストレス対策」に定める内容に準ずる。

第９節　医療救護活動

「第２編　地震災害編　第２章　第７節　医療救護活動」に定める内容に準ずる。

第 10 節　避難活動

「第２編　地震災害編　第２章　第９節　避難活動」及び「第３編　風水害編　第２章　第９節　避難活動」に定める内容に準ずる。

第 11 節　交通規制・輸送対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 10 節　交通規制・輸送対策」に定める内容に準ずる。

第 12 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給

「第２編　地震災害編　第２章　第 11 節　飲料水・食料・生活必需品等の供給」に定める内容に準ずる。

第 13 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 12 節　廃棄物処理・防疫・食品衛生対策」に定める内容に準ずる。

第 14 節　警備活動

「第２編　地震災害編　第２章　第 13 節　警備活動」に定める内容に準ずる。

第 15 節　遺体の捜索、処理及び埋葬

「第２編　地震災害編　第２章　第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬」に定める内容に準ずる。

第 16 節　ライフライン施設の応急復旧対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 17 節　ライフライン施設の応急復旧対策」に定める内容に準ずる。

第 17 節　公共施設等の応急復旧対策

「第２編　地震災害編　第２章　第 18 節　公共施設等の応急復旧対策」に定める内容に準ずる。

第 18 節　農業の被害拡大防止

「第３編　風水害編　第２章　第 17 節　農業の応急対策」に定める内容に準ずる。

また、各施設において除雪の実施に努める。

第 19 節　商工業の被害拡大防止

降積雪による商品、生産物及び施設の直接的な被害並びに原材料、製品等の輸送の停滞等による間接的被害防止対策の促進を図る。

第１　輸送手段の確保

村等は、生産活動に伴う入出荷及び商品の流通の円滑化を図るため、交通の確保について関係各機関に対し協力要請を行う。

第 20 節　応急住宅対策等

「第２編　地震災害編　第２章　第 19 節　応急住宅対策等」に定める内容に準ずる。

第 21 節　教育・労働力確保対策

第１　応急教育等

降積雪時における児童生徒等の生命及び身体の安全確保を第一義とし、さらに平常の学校教育等が困難な事態となったときは、こども園、小学校、中学校においては、雪に伴う種々の状況に関する判断を的確かつ迅速に行い応急対策について万全を期する必要がある。

１　児童生徒等の安全確保

（１）通学路の確保

校長等は、地域の関係機関及びＰＴＡ等と緊密な連絡をとり、あらかじめ通学路の除雪体制及び除雪計画を確立するとともに、地勢及び天候状況によっては集団登下校の指示や父兄等による誘導の依頼を行う。

（２）落雪危険箇所についての指導

校長等は、落雪のおそれのある箇所については、事前に防止対策を検討し、関係機関等に児童生徒等にはっきりわかる標識の設置を依頼するとともに、児童生徒等にそれら危険箇所の通行や遊びをやめるよう安全指導を通して万全を期する。

（３）校舎等の雪害対策

校長等は、校舎敷地内の積雪による危険箇所を事前に十分点検整備するとともに、積雪期には点検体制を強化し、事故の未然防止に努める。とりわけ校舎等建物の除雪計画等をたて、平常の学校教育が安全に実施されるよう特に次の措置を実施する。

ア　落雪事故防止

校舎、体育館等の屋根雪の落下について十分注意し、万全を期する。

イ　雪おろしの励行

積雪量に十分注意し危険度の大きい建物から雪おろしを行い、倒壊等事故の未然防止に努める。

ウ　危険校舎等の立入り禁止

許容量を超える積雪深に達するおそれのあるときは、雪おろし終了までの間、当該校舎等及びその周辺の使用や立入りを禁止し、児童生徒等に対し厳重に注意する。

エ　児童生徒等による学校等の除雪作業

校長等は、必要に応じて児童生徒等に除雪作業を課すときは、作業の安全性に留意して万全を期す。

（４）非常口及び避難場所の確保

校長等は、積雪による事故発生に備えて、非常口の確保に努めるとともに安全な避難場所を設定して児童生徒等にそれらについて十分理解させる。なお、そのために定期的に避難訓練を行う。

２　応急教育の実施

応急教育の実施については、「第２編　地震災害編　第２章　第 20 節　第１　１応急教育の実施」に定める内容に準ずる。

３　学用品の調達及び支給

学用品の調達及び支給については、「第２編　地震災害編　第２章　第 20 節　第１　２学用品の調達及び支給」に定める内容に準ずる。

４　学校教育施設等の確保

学校教育施設等の確保については、「第２編　地震災害編　第２章　第 20 節　第１　３学校教育施設等の確保」に定める内容に準ずる。

第２　労働力補確保

「第２編　地震災害編　第２章　第 20 節　第２　労働力補確保」に定める内容に準ずる。

第 22 節　県消防防災ヘリコプター活用計画

「第２編　地震災害編　第２章　第 21 節　県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容に準ずる。

第 23 節　応急公用負担等の実施

「第２編　地震災害編　第２章　第 22 節　応急公用負担等の実施」に定める内容に準ずる。

第３章　雪害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、住民生活安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心で安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第１節　住民生活安定のための緊急対策

「第２編　地震災害編　第３章　第１節　住民生活安定のための緊急対策」に定める内容に準ずる。

第２節　激甚災害の指定

「第２編　地震災害編　第３章　第２節　激甚災害の指定」に定める内容に準ずる。

第３節　公共土木施設の災害復旧計画

「第２編地震災害編　第３章　第３節　公共土木施設の災害復旧計画」に定める内容に準ずる。

第 6 編　事 故 災 害 編

第１章　航空災害対策

第１節　航空災害予防対策

第１　防災活動体制の整備

１　通信連絡体制の整備

通信連絡体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第４通信連絡体制の整備」に定める内容に準ずる。

２　航空防災体制の強化

航空防災体制の強化については、「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第７航空防災体制の強化」に定める内容に準ずる。

３　相互応援体制の充実

相互応援体制の充実については、「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第８相互応援体制の充実」に定める内容に準ずる。

第２　救援・救護体制の整備

１　消火・救助・救急体制の整備

消火・救助・救急体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第１消防力の強化」に定める内容に準ずる。

２　医療救護体制の整備

医療救護体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第２医療救護体制の整備」に定める内容に準ずる。

第２節　航空災害応急対策

本村及びその周辺において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、村及び防災関係機関はそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施する。

第１　応急活動体制

村は、村域において大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、県及び防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、応急対策を実施する。

１　応急活動体制

村は、被害規模の状況により、災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

応急活動体制については、「第２編　地震災害編　第２章　第２節　応急活動体制」に定める内容に準ずる。

第２　情報の収集・伝達

「第２編　地震災害編　第２章　第３節　情報の収集・伝達」に定める内容に準ずる。

第３　広域応援要請

「第２編　地震災害編　第２章　第５節　広域応援要請」に定める内容に準ずる。

第４　救助・救急活動

１　捜索活動

村、富山県東部消防組合、上市警察署及び県は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索活動を実施する。

２　救助・救急活動

（１）救助活動

ア　情報の収集・伝達

富山県東部消防組合は各機関からの通報、情報提供をもとに被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

イ　富山県東部消防組合の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合には、県、他市町及び自衛隊に応援要請を行うなど、計画的な救援活動を行う。

ウ　救助資機材の調達

自らが保有している救助資機材では応対が困難場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

（２）救急活動

富山県東部消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

ア　救急要請への対応

（ア）負傷者の搬送は、原則として富山県東部消防組合が実施する。ただし、富山県東部消防組合の救急車が対応できないときは、村、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町等に応援を要請する。

（イ）救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

イ　医療機関等との連携

（ア）村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて中新川郡医師会に医療救護班の出動を要請するとともに、災害現場に現地医療救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

（イ）富山県東部消防組合は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重症者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

ウ　ヘリコプターの活用

遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、緊急搬送にヘリコプターが必要な時は、県消防防災ヘリコプターを活用する。

県消防防災ヘリコプターの活用については、「第２編　地震災害編　第２章　第21節　県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容に準ずる。

３　消火活動

（１）富山県東部消防組合は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

（２）災害規模が大きく、村の消防力だけでは対処できない場合は、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づいて応援要請を行う。

（３）村は、村域外で航空災害が発生し、同協定に基づき、応援を求められた場合は、迅速かつ円滑な応援を実施に努める。

第５　医療救護活動

「第２編　地震災害編　第２章　第７節　医療救護活動」に定める内容に準ずる。

第６　交通規制・緊急交通路の確保

「第２編　地震災害編　第２章　第10節　交通規制・輸送対策」に定める内容に準ずる。

第７　行方不明者の捜索

「第２編　地震災害編　第２章　第13節　第２行方不明者の捜索」に定める内容に準ずる。

第８　遺体の捜索、処理及び埋葬

「第２編　地震災害編　第２章　第14節　遺体の捜索、処理及び埋葬」に定める内容に準ずる。

第２章　鉄道災害対策

第１節　鉄道災害予防対策

第１　鉄道交通の安全確保

鉄道災害の発生防止のためには、鉄道交通の安全確保が基本であるため、富山地方鉄道(株)はじめ防災関係機関は、鉄道交通のより一層の安全確保を図り、各施策を実施する。

１　鉄道交通の安全のための防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

２　鉄道施設・設備の整備・充実等

大規模鉄道事故の防止のため、踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する。また、被害が更に拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講ずる。

第２　防災活動体制の整備

１　富山地方鉄道(株)と村との通信連絡体制の整備

通信連絡体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第４通信連絡体制の整備」に定める内容に準ずる。

２　航空防災体制の強化

航空防災体制の強化については、「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第７航空防災体制の強化」に定める内容に準ずる。

３　相互応援体制の充実

相互応援体制の充実については、「第２編　地震災害編　第２章　第３節　第８相互応援体制の充実」に定める内容に準ずる。

第３　救援・救護体制の整備

１　消火体制の整備

（１）富山地方鉄道(株)の体制

火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、富山県東部消防組合との連携の強化に努めるものとする。

（２）富山県東部消防組合等の体制

富山県東部消防組合等の体制については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第１消防力の強化」に定める内容に準ずる。

２　救助・救急体制の整備

（１）富山地方鉄道(株)の体制

ア　事故災害発生直後における旅客の避難誘導等のための体制の整備に努めるとともに、富山県東部消防組合との連携の強化に努めるものとする。

イ　公安委員会その他の防災関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための車両の整備に努めるものとする。

（２）富山県東部消防組合等の体制

富山県東部消防組合等の体制については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第１消防力の強化」に定める内容に準ずる。

３　医療救護体制の整備

医療救護体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第２医療救護体制の整備」に定める内容に準ずる。

４　緊急輸送活動体制の整備

（１）道路管理者及び上市警察署等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

（２）上市警察署は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。

第４　防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

１　防災訓練の実施

（１）事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、上市警察署、富山県東部消防組合を始めとする村の防災訓練に積極的に参加するものとする。

（２）富山地方鉄道(株)と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

（１）富山地方鉄道(株)及び村が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。

（２）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　鉄道災害応急対策

大規模鉄道事故が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救助・救急活動を行う。また、富山地方鉄道(株)は、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する。

第１　応急活動体制

村は、村域において大規模な鉄道災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、富山地方鉄道(株)、県及び防災関係機関と連携して、応急対策を実施する。

１　応急活動体制

村は、被害規模の状況により、災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

活動体制については、「第２編　地震災害編　第２章　第２節　応急活動体制」に定める内容に準ずる。

第２　情報の収集・伝達

「第２編　地震災害編　第２章　第３節　情報の収集・伝達」に定める内容に準ずる。

第３　広域応援要請

「第２編　地震災害編　第２章　第５節　広域応援要請」に定める内容に準ずる。

第４　救助・救急活動

１　救助・救急活動

（１）救助活動

ア　情報の収集・伝達

富山県東部消防組合は各機関からの通報、情報提供をもとに被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

イ　富山地方鉄道(株)の救助活動

富山地方鉄道(株)は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

ウ　富山県東部消防組合の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合には、県、他市町及び自衛隊に応援要請を行うなど、計画的な救援活動を行う。

エ　救助資機材の調達

自らが保有している救助資機材では応対が困難場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

（２）救急活動

富山県東部消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

ア　救急要請への対応

（ア）負傷者の搬送は、原則として富山県東部消防組合が実施する。ただし、富山県東部消防組合の救急車が対応できないときは、村、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町等に応援を要請する。

（イ）救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

イ　医療機関等との連携

（ア）村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて中新川郡医師会に医療救護班の出動を要請するとともに、災害現場に現地医療救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

（イ）富山県東部消防組合は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重症者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

ウ　ヘリコプターの活用

遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、緊急搬送にヘリコプターが必要な時は、県消防防災ヘリコプターを活用する。

県消防防災ヘリコプターの活用は、「第２編　地震災害編　第２章　第 21 節　県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容に準ずる。

３　消火活動

（１）富山地方鉄道(株)は、事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

（２）富山県東部消防組合は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

（３）村は、村域外で鉄道災害が発生し、応援を求められた場合は、迅速かつ円滑な応援を実施に努める。

第５　医療救護活動

「第２編　地震災害編　第２章　第７節　医療救護活動」に定める内容に準ずる。

第６　交通規制・緊急交通路の確保

「第２編　地震災害編　第２章　第 10 節　交通規制・輸送対策」に定める内容に準ずる。

第７　遺体の捜索、処理及び埋葬

「第２編　地震災害編　第２章　第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬」に定める内容に準ずる。

第８　代替交通手段の確保

富山地方鉄道(株)は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない公共交通事業者は、可能な限り代替輸送に協力するものとする。

第３節　鉄道災害復旧対策

第１　施設及び車輌の復旧作業

富山地方鉄道(株)は、事故災害に伴う施設及び車輌の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車輌の復旧に努めるものとする。

第２　復旧予定の明示

富山地方鉄道(株)は、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第３章　道路災害対策

第１節　道路災害予防対策

第１　道路交通の安全確保

道路災害の発生防止のためには、道路交通の安全確保が基本であるため、道路管理者はじめ防災関係機関は、道路交通のより一層の安全確保を図り、各施策を実施する。

１　道路交通の安全のための情報の充実

（１）気象情報の伝達

道路管理者は、富山地方気象台による気象等に関する情報を有効に活用するため、体制の整備を図る。

（２）異常現象の発見及び情報提供

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

（３）防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

２　道路施設等の整備

（１）道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

（２）道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。

（３）道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

（４）道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的かつ総合的に実施する。

３　再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

４　各種データの整備保存

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

第２　防災活動体制の整備

１　通信連絡体制の整備

通信連絡体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第４通信連絡体制の整備」に定める内容に準ずる。

２　航空防災体制の強化

航空防災体制の強化については、「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第７航空防災体制の強化」に定める内容に準ずる。

３　相互応援体制の充実

相互応援体制の充実については、「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第８相互応援体制の充実」に定める内容に準ずる。

第３　救援・救護体制の整備

１　消火体制の整備

消化体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第１消防力の強化」に定める内容に準ずる。

２　救助・救急体制の整備

救助・救急体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第１　３救助・救急体制の整備」に定める内容に準ずる。

３　医療救護体制の整備

医療救護体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第２医療救護体制の整備」に定める内容に準ずる。

４　危険物の除去体制の整備

村、道路管理者、県及び富山県東部消防組合は、事故車両からの危険物の流出時に的確な除去活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

５　緊急輸送活動体制の整備

（１）道路管理者及び警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

（２）警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。

第４　防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

１　防災訓練の実施

（１）道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

（２）道路管理者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

（１）道路管理者、村及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

（２）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　道路災害応急対策

自然災害・事故等が発生したときは、迅速に被害状況等を把握し、救助・救急活動を行う。また、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

大規模道路事故が発生した場合、道路管理者は、迅速に被害状況等を把握し、救助・救急活動を行う。

第１　応急活動体制

村は、村域において大規模な道路災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、道路管理者、県及び防災関係機関と連携して、応急対策を実施する。

１　応急活動体制

村は、被害規模の状況により、災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

活動体制については、「第２編　地震災害編　第２章　第２節　応急活動体制」に定める内容に準ずる。

第２　情報の収集・伝達

「第２編　地震災害編　第２章　第３節　情報の収集・伝達」に定める内容に準ずる。

第３　広域応援要請

「第２編　地震災害編　第２章　第５節　広域応援要請」に定める内容に準ずる。

第４　救助・救急活動

１　救助・救急活動

（１）救助活動

ア　情報の収集・伝達

富山県東部消防組合は各機関からの通報、情報提供をもとに被害状況を早期に把握し、救

助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

イ　道路管理者の救助活動

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救急活動の初期活動に資するよう協力するよう努めるものとする。

ウ　富山県東部消防組合の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合には、県、他市町及び自衛隊に応援要請を行うなど、計画的な救援活動を行う。

エ　救助資機材の調達

自らが保有している救助資機材では応対が困難場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

（２）救急活動

富山県東部消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

ア　救急要請への対応

（ア）負傷者の搬送は、原則として富山県東部消防組合が実施する。ただし、富山県東部消防組合の救急車が対応できないときは、村、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町等に応援を要請する。

（イ）救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

イ　医療機関等との連携

（ア）村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて中新川郡医師会に医療救護班の出動を要請するとともに、災害現場に現地医療救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

（イ）富山県東部消防組合は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重症者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

ウ　ヘリコプターの活用

遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、緊急搬送にヘリコプターが必要な時は、県消防防災ヘリコプターを活用する。

県消防防災ヘリコプターの活用は、「第２編　地震災害編　第２章　第21節　県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容に準ずる。

２　消火活動

（１）道路管理者、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

（２）富山県東部消防組合は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

（３）村は、村域外で道路災害が発生し、応援を求められた場合は、迅速かつ円滑な応援を実施に

努める。

第５　医療救護活動

「第２編　地震災害編　第２章　第７節　医療救護活動」に定める内容に準ずる。

第６　交通規制・緊急交通路の確保

「第２編　地震災害編　第２章　第 10 節　交通規制・輸送対策」に定める内容に準ずる。

第７　遺体の捜索、処理及び埋葬

「第２編　地震災害編　第２章　第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬」に定める内容に準ずる。

第８　道路施設の応急復旧活動

（１）道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

（２）道路管理者は、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第３節　道路災害復旧対策

第１　道路施設の復旧事業

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑な道路施設の復旧に努めるものとする。

第２　復旧予定の明示

道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第４章　危険物等災害対策

第１節　危険物等災害予防対策

石油類等の危険物、高圧ガス等の貯蔵又は取扱いについては、その不備が直ちに災害の原因になりうることや他の原因によって災害を拡大させる要因となることから、関係事業者、富山県東部消防組合及び県は災害発生防止のための対策を積極的に推進する。

第１　危険物施設等の安全性の確保

１　危険物施設

危険物施設において、火災や漏えいが発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、富山県東部消防組合は、危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱い基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

また、少量危険物貯蔵取扱所については、富山県東部消防組合火災予防条例の規定に基づき指導する。

（１）村及び県の措置

ア　保安確保の検査及び指導

富山県東部消防組合は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。村は組合の検査・指導等に協力する。

イ　危険物輸送の安全化

富山県東部消防組合及び上市警察署は、危険物の移送、運搬車両について常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、標識の掲示、消火器の設置等を徹底するとともに、移動タンク貯蔵所については危険物取扱者の乗車、免状の携帯及び移送に関する基準の遵守、運搬車両については運搬容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準の遵守を徹底するなど、危険物輸送における災害防止に努める。

（２）危険物施設の管理者等の措置

ア　施設の安全確保

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努める。

イ　自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。

ウ　防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努める。

２　学校における毒物劇物対策

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して被害が拡大されるおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努める。

（１）化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止
（２）容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止
（３）混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止
（４）化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底
（５）初期消火用資機材の整備

３　防災知識の普及

富山県東部消防組合及び事業者等は、危険物安全週間や防災関連行事を通じ、住民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

その際に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

４　再発防止対策の実施

富山県東部消防組合及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施するものとする。

５　各種データの整備保存

富山県東部消防組合及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第２　防災活動体制の整備

１　通信連絡体制の整備

通信連絡体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第４通信連絡体制の整備」に定める内容に準ずる。

２　航空防災体制の強化

航空防災体制の強化については、「第２編　地震災害編　第１章　第３節　第７航空防災体制の強化」に定める内容に準ずる。

３　相互応援体制の充実

相互応援体制の充実については、「第２編地震災害編　第２章　第３節　第８相互応援体制の充実」に定める内容に準ずる。

第３　救援・救護体制の整備

１　消火体制の整備

消火体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第１消防力の強化」に定める内容に準ずる。

２　救助・救急体制の整備

救助・救急体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第１　３救助・救急体制の整備」に定める内容に準ずる。

３　医療救護体制の整備

医療救護体制の整備については、「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第２医療救護体制の整備」に定める内容に準ずる。

４　危険物等の防除体制の整備

（１）村及び富山県東部消防組合は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

（２）村及び富山県東部消防組合は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

（３）村及び富山県東部消防組合は、防災関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備するものとする。

５　避難誘導体制の整備

「第２編　地震災害編　第１章　第４節　第３避難所・避難場所・生活救援物資等の確保」に準ずる。

６　緊急輸送活動体制の整備

（１）道路管理者及び警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

（２）上市警察署は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。

（３）上市警察署は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について 周知を図るものとする。

（４）上市警察署は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第４　防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

１　防災訓練の実施

（１）富山県東部消防組合、上市警察署は、様々な危険物災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

（２）自衛防災組織、富山県東部消防組合・上市警察署等防災関係機関及び住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

（３）訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

（１）自衛防災組織、村及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

（２）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　危険物等災害応急対策

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるおそれがあるため、県をはじめとする各防災関係機関と連携し、応急対策を実施する。

第１　応急活動体制

村は、村域において大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、事業者、県及び防災関係機関と連携して、応急対策を実施する。

１　事業者等の活動体制

（１）大量の危険物を有する危険物施設

危険物等大量貯蔵所から火災、漏えいが発生した場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程が定められ防災体制が強化されているが、被害を最小限に抑えるため、防災関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講ずる必要がある。

ア　危険物等施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程等に基づき火災、流出等の災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合には、直ちに危険物の取扱作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防防災関係機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行う。

イ　危険物等施設の所有者、管理者又は占有者は、状況に応じて消防防災関係機関と密接な連携を図り、危険物の回収、安全な場所への移動、拡散防止、救助・救急・消火、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止する。

（２）学校における毒物劇物取扱対策

化学薬品等毒物劇物を取扱う学校が災害により被害を受けた場合、二次災害の防止を図るため、次のような応急対策を講ずる必要がある。この場合、特に被害の拡大が予想される場合は、専門技術者の応援を求めるとともに、学生及び地域住民の避難など、迅速かつ適切な措置を実行する。

ア　毒物劇物の散逸、飛散、流出、混合の防止に努めること。

イ　毒物劇物の保管場所に近づくものがないよう、ロープ張りや立て看板の設置等、注意を喚起する措置をとること。

ウ　職員等の身の安全が確保できる範囲で、初期消火活動を行うこと。

２　村の応急活動体制

村は、被害規模の状況により、災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

活動体制については、「第２編　地震災害編　第２章　第２節　応急活動体制」に定める内容に準ずる。

第２　情報の収集・伝達

「第２編　地震災害編　第２章　第３節　情報の収集・伝達」に定める内容に準ずる。

第３　広域応援要請

「第２編　地震災害編　第２章　第５節　広域応援要請」に定める内容に準ずる。

第４　救助・救急活動

１　救助・救急活動

（１）救助活動

ア　情報の収集・伝達

富山県東部消防組合は各機関からの通報、情報提供をもとに被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

イ　事業者の救助活動

事業者は、迅速かつ的確な救助・救急活動の初期活動に資するよう協力するよう努めるものとする。

ウ　富山県東部消防組合の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合には、県、他市町及び自衛隊に応援要請を行うなど、計画的な救援活動を行う。

（２）救急活動

富山県東部消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

ア　救急要請への対応

（ア）負傷者の搬送は、原則として富山県東部消防組合が実施する。ただし、富山県東部消防組合の救急車が対応できないときは、村、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町等に応援を要請する。

（イ）救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

イ　医療機関等との連携

（ア）村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて中新川郡医師会に医療救護班の出動を要請するとともに、災害現場に現地医療救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

（イ）富山県東部消防組合は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重症者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

ウ　ヘリコプターの活用

遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、緊急搬送にヘリコプターが必要な時は、県消防防災ヘリコプターを活用する。

県消防防災ヘリコプターの活用は、「第２編　地震災害編　第２章　第21節　県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容に準ずる。

２　消火活動

（１）富山県東部消防組合、自衛消防組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

（２）村は、村域外で危険物等災害が発生し、相互応援協定に基づき応援を求められた場合は、迅速かつ円滑な応援を実施に努める。

３　危険物の流出に対する応急対策

村及び富山県東部消防組合は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

第５　医療救護活動

「第２編　地震災害編　第２章　第７節　医療救護活動」に定める内容に準ずる。

第６　交通規制・緊急交通路の確保

「第２編　地震災害編　第２章　第 10 節　交通規制・輸送対策」に定める内容に準ずる。

第７　避難活動

「第２編　地震災害編　第２章　第９節　避難活動」及び「第３編　風水害編　第２章　第９節　避難活動」に定める内容に準ずる。

第８　遺体の捜索、処理及び埋葬

「第２編　地震災害編　第２章　第 14 節　遺体の捜索、処理及び埋葬」に定める内容に準ずる。

第３節　危険物等災害復旧対策

第１　公共施設の復旧事業

村及び富山県東部消防組合は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑な被災公共施設の復旧事業を行うものとする。

第２　復旧予定の明示

村及び富山県東部消防組合は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第３　環境への配慮

村及び富山県東部消防組合は、復旧にあたり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第５章　原子力災害対策

第１節　総則

第１　計画の目的

富山県と隣接する石川県には、志賀原子力発電所（石川県志賀町）が所在している。本村は、志賀原子力発電所（石川県志賀町）から 60～70km の距離に位置しており、「緊急時防護措置を準備する区域：UPZ（原子力発電所から概ね 30km)」及び「プルーム通過時のヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤服用等の対策を準備する区域：PPZ（原子力発電所から概ね 50km)」にも含まれていない。

しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、富山県の最寄りの原子力発電所で原子力緊急事態が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くするためには、想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるよう万全の体制を整備することが重要となる。

本章では、原子力事故災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

なお、本章に定めるもの以外で必要な事項は、地震災害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

第２　原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、国の防災基本計画原子力災害対策編及び国（原子力規制委員会）が定める原子力災害対策指針、県地域防災計画（原子力災害編）を基本として定める。

第３　本章の基礎とするべき災害の想定

１　対象となる原子力事業所

本章の原子力災害対策は、本県の最寄りの志賀原子力発電所を対象として策定する。

□志賀原子力発電所（石川県志賀町）□

事業者名	北陸電力(株)	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住１	
号機	１号機	２号機
電気出力	540,000kw	1,358,000kw
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（BWR）	改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）
熱出力	1,593,000kw	3,926,000kw
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
装荷量	約 64 トン	約 150 トン
運転開始	平成５年７月 30 日	平成 18 年３月 15 日

２　放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。

（１）原子炉施設等で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間 とどまる 可能性が高い。さらに、土壌や

がれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

（２）被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の２種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

ア　外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

イ　内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

３　緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

（１）緊急事態の段階

緊急事態においては、 事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に 基づき意思決定を行うことが重要であることから、国の原子力災害対策指針を踏まえ、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各段階段階の対応について検討しておくこととする。の対応について検討しておくこととする。

ア　準備段階

本計画に基づき、各予防対策を行う。

イ　初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う。

ウ　中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

エ　復旧段階

その段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

（２）緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、国際原子力機関(International Atomic Energy Agency。

以下「IAEA」という。）等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、発電所の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。

ア　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つに区分している。

（ア）警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の 発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者※の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

※要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

ａ　安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

ｂ　ａのほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

（イ）施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

（ウ）全面緊急事態

全面緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

イ　運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には前記アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県等は、緊急時モニ

タリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施する。

□OIL と防護措置について□

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2） 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm※3 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13,000cpm※4【１ヶ月後の値】 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）			
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍ で計測した場合の空間放射線量率※2） 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えてから起算して概ね１日が経過した時点での空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上１ｍ で計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核 種※7	飲料水牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※２ 本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※３ 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20㎠の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/㎠相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４ ※３と同様、表面汚染密度は約40Bq/㎠相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※８ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９ IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第２節　原子力災害事前対策

第１　基本方針

本節は、災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

第２　原子力事業者との連携

志賀原子力発電所において事故及び異常が発生した場合は、北陸電力(株)から県を経由して村に情報が提供されることとなっている。

□事故及び異常発生の情報等□

1	関係諸法令に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき
2	非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき
3	原子炉施設の事故、故障等により原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき
4	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物質が管理区域外に漏洩したとき
5	富山県内において、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送中に事故が発生したとき
6	新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の盗取又は所在不明が生じたとき

7	発電所敷地内において火災が発生したとき
8	原子炉施設以外で発生した要因により、原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき
9	社会的影響が生ずる又はそのおそれがある事象が発生したとき
10	発電機出力が低下したとき
11	原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要が生じたとき
12	原子炉の運転中に、主要な機器等に軽度な故障が発生したとき
13	原子炉の停止中に、国の指示に基づく又は他の発電所で発生した故障等に関連する点検により、主要な機器等に故障が発見されたとき
14	放射性物質が放出されたとき（1 の関係諸法令に定める基準以下の場合）
15	管理区域内で、一定量以上の放射性物質が漏れたとき
16	運転操作・保守作業等の中で起きた過失による事象
17	原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要があるもののうち事象が軽微なもの
18	原子炉の停止中に発見された、主要な機器等における軽度な故障及び維持的な工事により復旧する故障
19	主要な機器等以外の機器の故障
20	新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画
21	定期検査の実施計画及び実施結果
22	事故等の情報及び上記の情報以外の情報で報道発表されるもの
23	志賀原子力発電所の運転状況（平常時の状況）
24	環境放射線の測定結果（平常時の状況）

第３　情報の収集・連絡体制等の整備

村は、県と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、あらかじめ情報の収集・連絡体制等を整備する。

第４　災害応急体制の整備

村は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

１　警戒体制をとるために必要な体制等の整備

（１）情報収集・連絡活動のために必要な体制の整備

村は、県より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

また、村は、警戒態勢をとるためのマニュアルを作成するなど必要な体制を整備する。

（２）災害対策本部体制等の整備

村は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

このため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体

制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について、あらかじめ定めておく。

２　環境放射線モニタリングの利用

村は、県内における放射性物質又は放射線による影響を把握するため、平常時より県が実施している、環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）について協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

（１）モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備、維持管理を行う。

村は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）について、必要に応じ県が実施するモニタリングに協力する。

（２）平常時におけるモニタリング

県は、平常時より、空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行い、村は県より随時モニタリング情報の提供を受ける。

（３）緊急時モニタリング

県は、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定結果を OIL に基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。

村は、必要に応じて県より緊急時モニタリングの測定結果の提供を受ける。

第５　救助・救急及び緊急被ばく医療体制の整備

原子力災害発生時の被災者等の救急・救助及び緊急被ばく医療活動等に係る活動体制の整備のため、村は県と連携して、地域内外の緊急時対応可能医療機関（緊急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努める。

第６　住民等への的確な情報伝達体制の整備

（１）県と連携し、災害対応のフェーズに応じて、住民等に提供すべき情報の項目について整理する。

（２）的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。

（３）住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。

（４）原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係市町村と連携し、高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

（５）緊急情報告知システム、広報ふなはし、緊急速報メール、広報車、ホームページ、掲示板、テ

レビ、ラジオ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第７　原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

村は、県、国及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、教育機関においても、防災に関する教育の充実に努める。

（１）放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばくの健康影響、避難退域時検査等の目的を含む。）

（２）原子力発電所の概要に関すること

（３）原子力災害とその特性に関すること

（４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

（５）緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること（緊急時の通報連絡体制、緊急時モニタリング等の結果の解釈の方法、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や安定ヨウ素剤服用の留意点並びに防災活動の手順）

（６）屋内退避、避難、一時移転、避難退域時検査に関すること屋内退避、避難、一時移転、避難退域時検査に関すること

（７）コンクリート屋内退避所、避難所に関することコンクリート屋内退避所、避難所に関するこ

（８）要配慮者への支援に関すること要配慮者への支援に関すること

（９）緊急時に取るべき行動緊急時に取るべき行動

(10) 避難所での運営管理、行動等に関すること避難所での運営管理、行動等に関すること

第８　防災業務関係者の人材育成

村は県と連携して、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するよう指導する。

また、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

（１）原子力防災体制及び組織に関すること

（２）原子力発電所の概要に関すること

（３）原子力災害とその特性に関すること

（４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

（５）モニタリング実施方法及び機器に関すること

（６）原子力防災対策上の諸設備に関すること

（７）緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

（８）緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

（９）原子力災害医療（応急手当と除染・汚染防止を含む）に関すること

(10) その他、緊急時対応に関すること

第９　防災訓練等への参加

村は、県が各種原子力防災訓練を実施する場合は、必要に応じ住民の協力を得て、積極的に参加する。

第３節　原子力災害応急対策

第１　基本方針

本節は、警戒事態又は施設敷地緊急事態について県から連絡があった場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む）の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

第２　活動体制

村は、県より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報等又は内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言等各段階における活動体制をとり、防災対策にあたるものとする。、

１　警戒体制

村は、県より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう警戒体制をとる。

２　災害対策本部

村は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて村長を本部長とする災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

また、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、もしくは本部長（村長）が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

災害対策本部の所掌事務は「第２編　地震災害編　第２章　第２節　第６　２災害対策本部」に定める内容に準ずる。

第３　屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第 15 条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

村及び県は、富山県への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、富山県に対して原災法第 15 条の規定に基づく指示があった場合には、屋内退避等が必要かどうか（OIL1 又は OIL2 を超える地域に該当しているかどうか）について、以下の方法で住民に対して情報を提供することとする。

（１）報道機関を通じてラジオ・テレビや新聞などの報道や臨時の FM 放送

（２）上市警察署・舟橋村駐在所等での情報提供や必要に応じてパトロールカーによる巡回、広報活動

（３）富山県東部消防組合の広報車等による広報活動

（４）緊急情報告知システムや広報車等の活用

（５）小中学校については、教育委員会を通じて連絡を行うこと

（６）また必要に応じ、各防災機関や電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者に対して住民への適切な呼びかけを依頼

（７）緊急情報告知システム、広報ふなはし、緊急速報メール、ホームページ、掲示板、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様なメディアを活用した情報提供

なお、情報提供にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の要配慮者に十分配慮するものとする。屋内退避、避難誘導に当たっては、関係市町村に協力し、適切な情報の提供に努める。

□住民への情報伝達フロー□

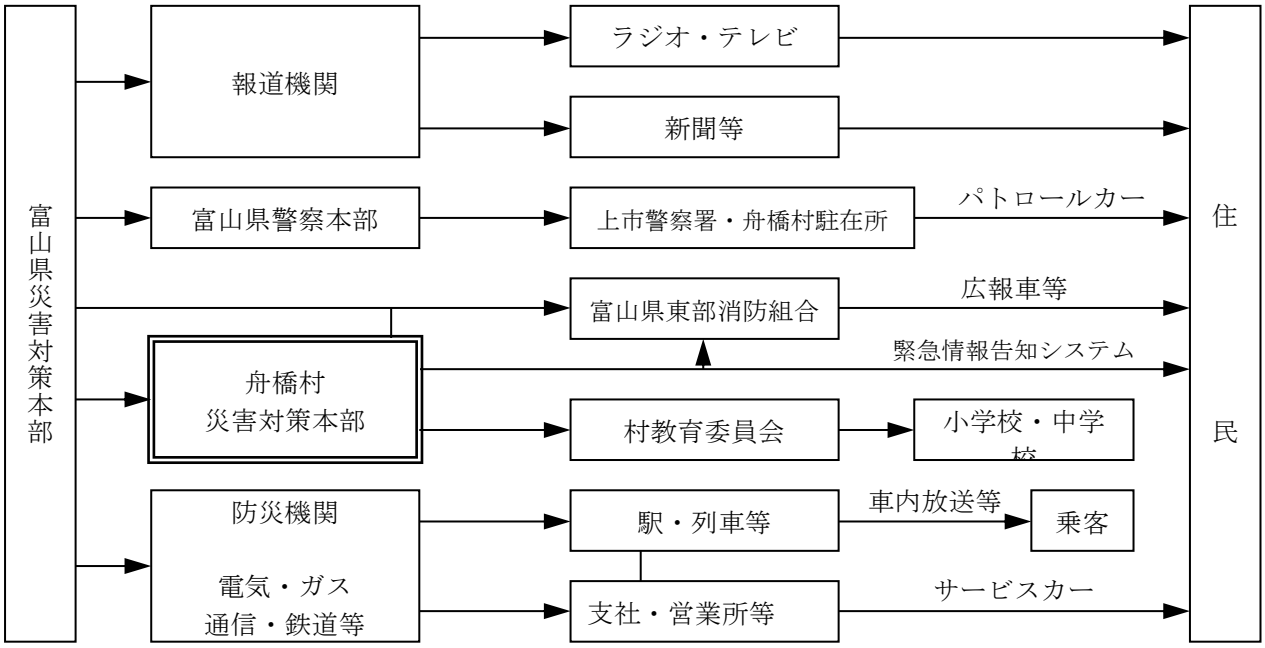

第４　モニタリングの強化及び対応

県は、原子力発電所における事故の覚知以降、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切換えるため、村は、県の行うモニタリングについて協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

１　緊急時におけるモニタリング体制

（１）モニタリングの強化

県は、原子力発電所における事故を覚知した場合は、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

（２）放射能濃度の測定・放射性物質の検査

県は、県災害対策本部のもとで、国の指示等を踏まえながら、空間放射線量や環境試料の測定、食品・水道水中の放射性物質の検査を行う。村は、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

２　環境モニタリングの結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果については、その都度、報道機関にプレスリリースを行うとともに、県のホームページにより公表を行う。村は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対しホームページ、広報ふなはし等により公表・周知を図る。

第５　飲料水、飲食物の摂取制限等

１　基準値超過食品の流通防止措置

（１）県が行う県内流通食品の放射性物質検査の結果、OIL の基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、村は県と協力して、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

（２）県が行う緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林産物等の放射性物質濃度が、基準値を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、村は県と協力して、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染県産農林産物等の採取、出荷制限等必要な措置を講ずる。

２　水道水の摂取制限等の措置

県が行う水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれる放射性物質が水道事業者等の管理目標値を超えた場合は、村は、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を実施する。また、超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等を実施するとともに、住民に対しホームページ、広報ふなはし等により公表・周知を図る。

３　飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を村に指示した時は村と協力して関係住民への応急

措置を講ずる。

第６　救急・救助及び原子力災害医療活動

村は、必要に応じて、医療救護所を設置し、県の実施する避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

第７　住民等への的確な情報伝達活動

１　住民等への情報伝達活動

村は、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。さらに、国や県、原子力事業者と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。また、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く住民に向けて提供し、原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

２　住民等からの問い合わせに対する対応

村は、緊急時には県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置など速やかに住民等からの問い合わせに対応する。また、住民等のニーズを見極め、収集・整理を行うとともに、情報伝達活動との連携を図る。

第４節　原子力災害中長期対策

第１　基本方針

本節は、住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

第２　制限措置等の解除

１　各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。村は、住民に対しその旨を伝達する。

２　各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、汚染県産農林産物等の採取、出荷制限等各種制限措置の解除を防災関係機関に対し指示する。また、県は村と協力し、解除実施状況を確認するものとする。

第３　モニタリングの継続及び汚染の除去等

１　モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表するものとする。村は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対しホームページ、広報ふなはし等により公表・周知を図る。

２　放射性物質による汚染の除去等

県は、国、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業を促進するものとし、村はこれに協力する。

第４　風評被害の影響の軽減

村は、県及び国と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

第５　心身の健康相談体制の整備

村は、県及び国とともに、住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第５節　複合災害対策

本村の自然条件及び社会的条件を考慮し、同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、事態が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）が発生した場合は、早期に広域応援を要請するほか、併せて発生する災害の種類に応じ、本編及び地震災害編、風水害編、火災編、雪害編等各編に定める内容を適切に組み合わせ、災害対応に当たるものとする。

舟橋村地域防災計画

令和４年３月

舟橋村防災会議

発　行：舟橋村

編　集：舟橋村　総務課

〒930-0295

富山県中新川郡舟橋村仏生寺 55

TEL：076-464-1121（代表），FAX：076-464-1066

舟橋村地域防災計画

－資料編－

令和４年３月

舟橋村防災会議

― 目 次 ―

第１節　村勢に関する資料 1
１－１　地区別世帯数・人口等 1
１－２　地区・自治会の状況 1
第２節　気象・地震等に関する資料 2
２－１　気象庁震度階級関連解説表 2
２－２　地震観測点、震度計設置場所 6
２－３　舟橋村揺れやすさマップ 7
第３節　情報・通信に関する資料 8
３－１　富山県総合防災情報システム 8
３－２　震度情報ネットワークシステム連絡系統図 8
３－３　消防・救急業務用無線状況 9
３－４　災害時優先ダイヤル 9
３－５　非常通信用無線局（中新川郡） 9
第４節　災害対策基本法に基づく指定避難所・指定緊急避難場所 10
４－１　指定避難所・指定緊急避難場所 10
４－２　都市公園事業 11
４－３　防災在庫数 11
４－４　炊~~き~~出し予定施設 11
４－５　緊急通行確保路線 12
４－６　災害救助法適用基準 12
４－７　災害救助内容の早見表 13
４－10　災害救助法の過去の適用例 16
４－12　激甚災害等の指定基準 16
第５節　医療及び防疫に関する資料 20
５－１　指揮連絡系統 20
５－２　村防疫資材の備蓄 23
５－３　埋葬施設 24
５－４　一般廃棄物収集運搬許可業者 24
５－５　ごみ処理施設 24
５－６　し尿収集運搬許可業者 24
５－７　し尿処理施設 25
第６節　消防に関する資料 26
６－１　消防組織図 26
６－２　消防施設の現況 26
６－３　消防機械の配置状況 26
６－４　消防水利の現況 26
６－５　防火対象物一覧表 27
６－６　自主防災組織の現況 29

第７節　水防に関する資料 30
７－１　非指定水防管理団体 30
７－２　常願寺川右岸水防市町村組合（水防事務分担表） 30
７－３　水防警報の種類、内容及び発令基準 31
７－４　ダム（高さ 15.0m以上） 31
７－５　水門・閘門（高さ 15.0m未満） 32
第８節　交通・輸送に関する資料 33
８－１　道路の現況 33
８－２　橋梁の現況 33
８－３　緊急通行車両事前届出・確認手続等に関する要綱 33
８－４　緊急時におけるヘリポート予定地 44
第９節　除雪に関する資料 45
９－１　除雪計画路線区分 45
９－２　民間除雪協力業者（除雪機械）及び除雪区間 45
９－３　除雪出動 45
９－４　除雪計画路線 46
第 10 節　関係条例等 48
10－１　舟橋村防災会議条例 48
10－２　舟橋村災害対策本部条例 50
10－３　舟橋村災害対策本部の組織及び運営等に関する要綱 51
10－４　災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について 53
10－５　舟橋村消防団条例 54
10－６　舟橋村消防団規則 58
10－７　舟橋村災害弔慰金の支給等に関する条例 60
10－８　舟橋村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 64
10－９　常願寺川右岸水防市町村組合規約 86
10－10　災害時応援協定等 88
10－11　災害時応援協定等（県締結分） 89
10－12　災害時応援協定等（消防機関関係） 90
第 11 節　防災関係機関に関する資料 91
11－１　村及びその出先機関 91
11－２　県関係及び出先機関 91
11－３　国、指定地方行政機関及び出先機関 92
11－４　指定公共機関及び出先機関 93
11－５　指定地方公共機関 94
11－６　公共的団体 94
11－７　報道関係機関 95
11－８　市町村 95
第 12 節　様式 97
12－１　被害状況報告書 97
12－２　県への災害即報、災害確定報告 99

12－３　県への災害概況即報 101
12－４　災害時相互応援要請書 106
12－５　自衛隊災害派遣要請依頼書 107
12－６　自衛隊災害派遣撤収要請依頼書 108
12－７－１　り災者台帳 109
12－７－２　罹災証明書 110
12－７－３　罹災証明申請書 111
12－８　災害救助日報 112
12－９－１　避難所開設状況 115
12－９－２　避難所収容者名簿 116
12－９－３　食料給与状況 117
12－９－４　食料給与簿 118
12－９－５　飲料水供給状況 119
12－９－６　生活必需品受払簿 120
12－９－７　生活必需品給与状況 121
12－９－８　生活必需品受領書 122
12－９－９　被災者救出状況 123
12－９－10　医療救護班活動状況 124
12－９－11　病院・診療所医療実施状況 125
12－９－12　助産状況 126
12－９－13　遺体捜索状況 127
12－９－14　遺体処理状況 128
12－９－15　埋葬状況 129
12－９－16　学用品給与状況 130
12－９－17　応急仮設住宅状況 131
12－９－18　住宅応急修理状況 132
12－９－19　障害物除去状況 133
12－９－20　輸送状況 134
12－９－21　用員雇上げ状況 135
12－９－22　ボランティア活動状況 136
12－10　義援金品受領書 137

第１節　村勢に関する資料

１－１　地区別世帯数・人口等

令和３年４月１日現在

地区名	世帯数	人口			人口構成			高齢化率	高齢者世帯	
		総数	男	女	年少	生産年齢	高齢者		高齢者ひとり世帯	高齢者のみ世帯
舟橋	246	301	303	604	92	360	152	25.17%	10	5
佛生寺	55	76	77	153	16	87	50	32.68%	4	1
海老江	37	40	47	87	6	50	31	35.63%	1	0
竹鼻	78	121	115	236	34	167	35	14.83%	0	1
古海老江	41	64	57	121	28	72	21	17.36%	2	2
東芦原	234	346	355	701	119	482	100	14.27%	7	4
稲荷	76	124	111	235	35	155	45	19.15%	1	2
国重	197	298	302	600	92	421	87	14.50%	3	6
竹内	174	238	239	477	115	289	73	15.30%	5	2
合　計	1,138	1,608	1,606	3,214	537	2,083	594	18.48%	33	23

資料：住民基本台帳

１－２　地区・自治会の状況

令和３年４月１日現在

地区名	自治会名	地区人口	要援護者数				
			ひとり暮らし高齢者	高齢者のみ世帯高齢者	要介護・要支援者	その他	合計
舟橋	舟橋	604	10	10	7	0	27
佛生寺	佛生寺	153	4	2	3	0	9
海老江	海老江	87	1	0	4	0	5
竹鼻	竹鼻	94	0	0	1	0	1
	竹鼻団地	142	0	2	0	0	2
古海老江	古海老江	121	2	4	0	0	6
東芦原	東芦原	176	5	6	5	0	16
	東芦原団地	337	1	2	0	0	3
	きらめきの郷団地	188	1	0	0	1	2
稲荷	稲荷	235	1	4	0	0	5
国重	国重	600	3	12	1	2	18
竹内	竹内	477	5	4	5	0	14
合　計		3,214	33	46	26	3	108

資料：総務課

第２節　気象・地震等に関する資料

２－１　気象庁震度階級関連解説表

（1）使用にあたっての留意事項

１．気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

２．地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

３．震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

４．この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

５．この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

６．この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

（2）人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

（3）木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（4）鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震

診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

（５）地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

（６）ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの 停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

（7）大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料：気象庁 HP より

２－２　地震観測点、震度計設置場所

富山県震度計設置場所	設置場所	設置所在地
舟橋村仏生寺	舟橋村役場	舟橋村仏生寺 55

２－３　舟橋村揺れやすさマップ

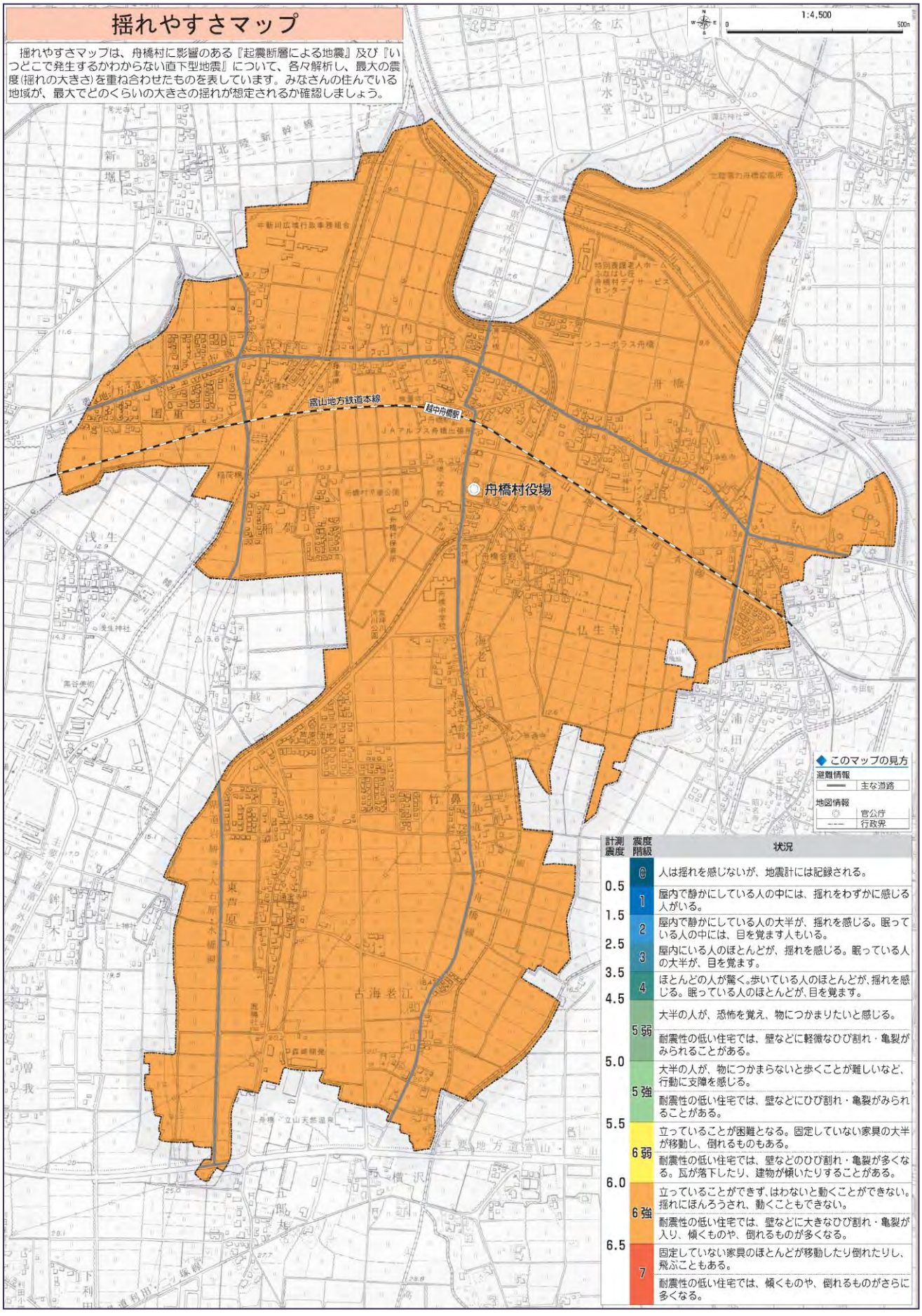

第３節　情報・通信に関する資料

３－１　富山県総合防災情報システム

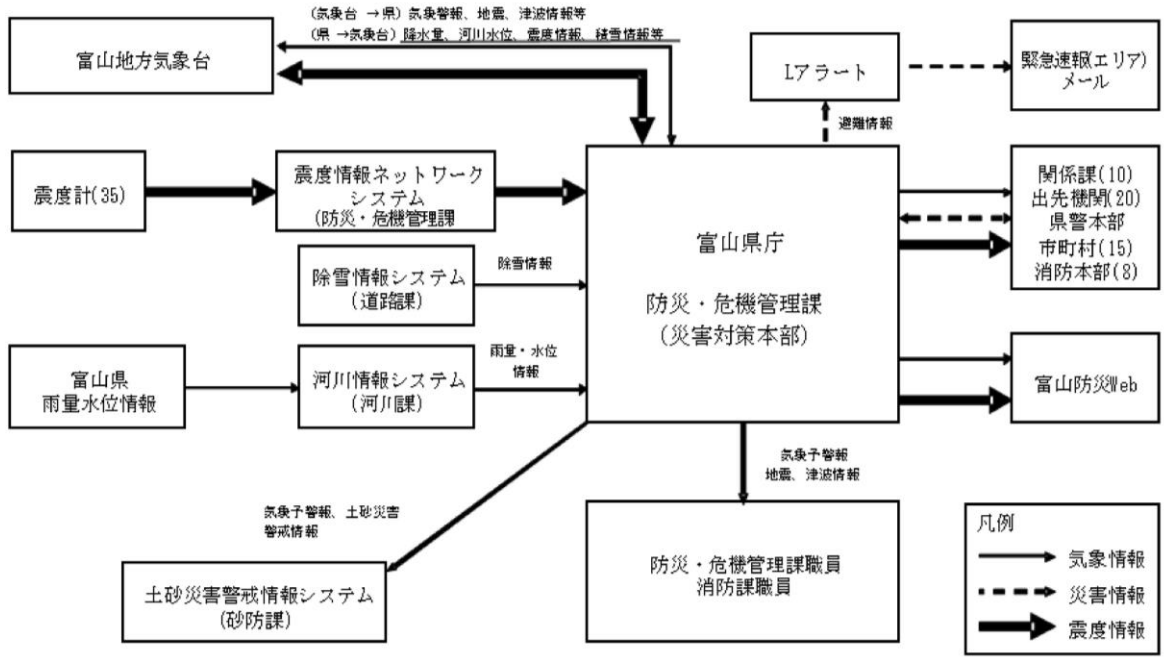

３－２　震度情報ネットワークシステム連絡系統図

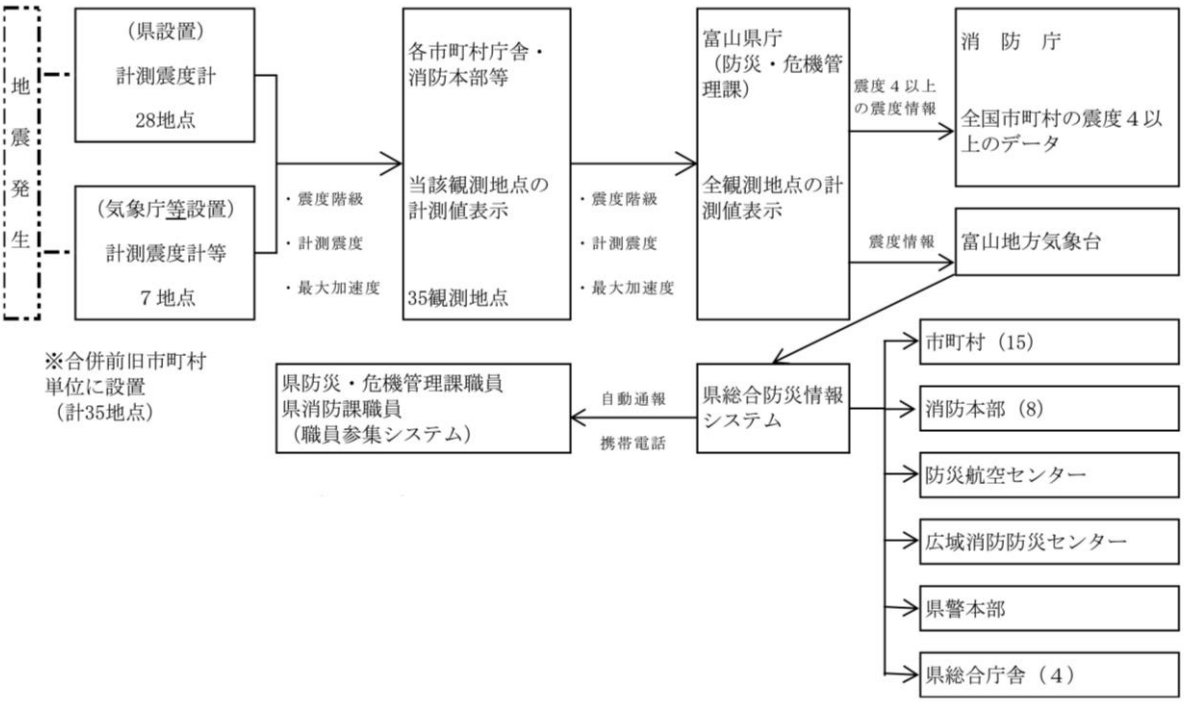

３－３　消防・救急業務用無線状況

令和３年４月１日

固　定　局		移　動　局	計
局　数	電波の数	陸上移動局数	
基地局	単信波		
1	1	5	6

３－４　災害時優先ダイヤル

令和３年４月１日

	施　設　名	電話番号	備　考
1	舟橋村役場	464-1122	
2	同上	464-1123	災害時優先指定
3	舟橋会館	464-1126	災害時優先指定
4	デイサービスセンター	462-9876	災害時優先指定
5	舟橋小学校	464-1424	災害時優先指定
6	舟橋中学校	464-1425	災害時優先指定
7	舟橋村立図書館	463-5831	
8	舟橋村保育所	464-1114	災害時優先指定

３－５　非常通信用無線局（中新川郡）

機関名	無線局の種別	無線局名	設置場所	非常通信 受付機関名	電話番号
警察庁	ＦＢ／ＦＢ	上市	上市町大坪 5-1	上市警察署	(076) 472-0110
国土 交通省	ＦＸ／ＦＢ ＦＰ	建設立山	立山町芦峅寺字ブナ坂 61	立山砂防事務所 工務課	(076) 482-1111
	ＦＸ／ＦＢ	建設水谷	立山町芦峅寺字ブナ坂 外 第 11 国有林地内	立山砂防事務所 水谷出張所	(076) 482-1133
富山県	ＦＢ	防災立山	立山町前沢 2359-5	富山県 立山土木事務所	(076) 463-1101
	ＦＢ	防災上市川	上市町東種字郷津 1 - 2	富山県上市川ダム 管理事務所	(076) 472-0676
	ＦＢ	防災白岩川	立山町白岩字矢割 29	富山県白岩川ダム 管理事務所	(076) 463-0392
消防	ＦＢ	上市本部	上市町稗田 36	上市消防署	(076) 472-2244
	ＦＢ	立山本部	立山町米沢 36	立山町消防本部	(076) 463-0005
	ＦＸ／ＦＢ	立山室堂	立山町芦峅寺ブナ坂外 第 11 国有林内室堂	立山室堂診療所	(076) 465-3333

※無線局の種別

ＦＢ：基地局、ＦＸ：固定局、ＦＣ：海岸局、ＦＰ：携帯基地局

第４節　災害対策基本法に基づく指定避難所・指定緊急避難場所

４－１　指定避難所・指定緊急避難場所

・収容人員は、面積に有効率 0.7 を乗じ、１人当たり 1.65m2 として算出している。
・指定緊急避難場所の災害種別は地震・大規模火災・洪水に該当する。
・「地震」欄中の「×」は、地震時には開設しない指定避難所と、使用できない指定緊急避難場所を示す。
・「洪水」欄中の「×」は、洪水時には開設しない指定避難所と、使用できない指定緊急避難場所、「②」は洪水時には２階以上に避難すべき指定緊急避難場所　を示す。
・避難所を開設する優先順位の区分を次のとおり設けています。

第１次避難所　災害発生時において第１次に開設する避難所で、主に地区公民館と公共施設を指定しています。

第２次避難所　第１次避難所に収容しきれない場合等において、第２次に開設する避難所で、村有地を指定しています。

その他避難所　第１次から第２次避難所を補って開設する避難所で、災害の大きさによって、必要に応じて開設します。

区分	名称	所在地	電話番号	面積(m2)	収容人員	地震	洪水
第１次	舟橋地区公民館	舟橋村舟橋 425	464-1441	200	80	×	②
第１次	仏生寺公民館	舟橋村仏生寺 142	462-3901	180	70		×
第１次	舟橋村役場	舟橋村仏生寺 55	464-1121	2,187	920		
第１次	海老江公民館	舟橋村海老江 124	—	80	30	×	×
第１次	舟橋中学校	舟橋村海老江 5	464-1425	3,706	1,570		②
第１次	舟橋会館	舟橋村海老江 147	464-1126	1,792	760		②
第１次	古海老江公民館	舟橋村古海老江 24	—	115	40	×	×
第１次	東芦原公民館	舟橋村東芦原 185	—	175	70	×	
第１次	東芦原団地公民館	舟橋村東芦原 37-16	—	155	60		×
第１次	稲荷コミュニティセンター	舟橋村稲荷 29-3	—	140	50		×
第１次	中新川広域行政事務組合	舟橋村国重 242	464-1335	2,336	990		②
第１次	国重第一公民館	舟橋村国重 114	463-2335	79	30		
第１次	舟橋小学校	舟橋村竹内 338	464-1424	3,720	1,570		②
第１次	竹内公民館	舟橋村竹内 474-1	464-2028	155	60		
第１次	京坪川河川公園	舟橋村東芦原 1-2 外	—	34,532	14,640		
第２次	舟橋村児童公園	舟橋村竹内 221	—	1,945	820		×
第２次	舟橋駅前公園	舟橋村竹内 480-1 外	—	1,515	640		×
第２次	舟橋駅南駐車場	舟橋村竹内 326-1 外	—	4,145	1,750		×
第３次	常願寺川公園スポーツクラブ	舟橋村東芦原 86-1 外	464-1820	14,328	6,070		②

資料：総務課

４－２　都市公園事業

令和３年３月 31 日現在

名称	舟橋村児童公園	京坪川河川公園	舟橋駅前公園	計３箇所
面積	1,945 ㎡	34,532 ㎡	1,515 ㎡	37,992 ㎡

資料：総務課

４－３　防災在庫数

令和３年４月１日現在

物資名	在庫数	備考
毛布	675 枚	
水	912 リットル	
アルファ米	450 食	
缶詰	696 個	
粉ミルク	2kg	
ポリタンク	50 個	
担架	4 台	
救急箱	5 個	
水袋（４リットル用）	16 個	
水袋（６リットル用）	24 個	
土のう	200 個	
懐中電灯	10 個	
メガホン	3 個	
マスク	6000 枚	
非常用保存ウェットタオルＶＢ	200 枚	サイズ 260㎜×260ｍｍ　開封・使用後も通常のタオルとして使用可能
アルミ缶入保存水	117 リットル	
ロールマット	60 枚	
ビスケット	120 食	
パン	96 食	
非常食セット	22 個	

４－４　炊き出し予定施設

名　　称	場　所	管　理　者	保有器材の状況	備　　考
舟橋小学校	竹　内	校　　長	鍋　類	
舟橋中学校	海老江	校　　長	食器類	

４－５　緊急通行確保路線

区分	路線名	延長	管理者
第１次	主要地方道立山・水橋線	553m	富山県
第１次	主要地方道富山・立山公園線	68m	富山県
第１次	主要地方道富山・上市線	2,436m	富山県

４－６　災害救助法適用基準

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

（１）市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた被害世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい住家が半焼、半壊、床上浸水又は土砂のたい積等により被害を受けた場合の被災世帯については、１世帯をそれぞれ半焼、半壊にあっては、全壊、流失等の２分の１世帯、床上浸水、土砂のたい積等にあっては３分の１世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市　町　村　の　人　口		被害世帯数
5,000 人未満		30 世帯以上
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯以上
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯以上
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯以上
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯以上
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯以上
300,000 人以上		150 世帯以上

（２）被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上であって、その市町村の人口に応じ、前号の被害世帯数の２分の１に達したとき。

（３）被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

（４）市町村の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

ア　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

イ　多数の者が生命又は身体に危害をうけ、又は受けるおそれが生じたとき。

ウ　時間的に同時に又は相接近して２以上の災害が発生し、それぞれの被害世帯数が、（１）に規定する被害世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。

エ　当該災害前に前各号に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。

オ　その被害状況がアからエまでに準ずる場合で救助の必要があるとき。

４－７　災害救助内容の早見表

令和３年３月 31 日現在

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	1　避難所 (1)　災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。 (2)　原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 (3)　設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1 人 1 日当たり 330 円とする。 (4)　福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 (5)　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から 7 日以内
	2　応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。 (1)　建設型応急住宅 ア　建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適切な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 イ　1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内とする。 ウ　同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 エ　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の避難生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。 オ　建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置するものとする。 カ　建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。 (2)　賃貸型応急住宅 ア　賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずるものとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 イ　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。	完成の日から 2 年以内
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	1　炊出しその他による食品の給与 (1)　避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者に対して行う。 (2)　被災者が直ちに食することができる現物による。 (3)　支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,160 円以内とする。	災害発生から 7 日以内
	2　飲料水の供給 (1)　災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 (2)　支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費と	災害発生の日から 7 日以内

<table>
<tr><td></td><td>する。</td><td></td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>1　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
2　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
(1)　被服、寝具及び身の回り品
(2)　日用品
(3)　炊事用具及び食器
(4)　光熱材料
3　支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。
(1)　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
<table><tr><td>季別</td><td>1人世帯の額</td><td>2人世帯の額</td><td>3人世帯の額</td><td>4人世帯の額</td><td>5人世帯の額</td><td>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</td></tr><tr><td>夏季</td><td>18,800円</td><td>24,200円</td><td>35,800円</td><td>42,800円</td><td>54,200円</td><td>7,900円</td></tr><tr><td>冬季</td><td>31,200円</td><td>40,400円</td><td>56,200円</td><td>65,700円</td><td>82,700円</td><td>11,400円</td></tr></table>(2)　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯
<table><tr><td>季別</td><td>1人世帯の額</td><td>2人世帯の額</td><td>3人世帯の額</td><td>4人世帯の額</td><td>5人世帯の額</td><td>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</td></tr><tr><td>夏季</td><td>6,100円</td><td>8,300円</td><td>12,400円</td><td>15,100円</td><td>19,000円</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>冬季</td><td>10,000円</td><td>13,000円</td><td>18,400円</td><td>21,900円</td><td>27,600円</td><td>3,600円</td></tr></table>備考　「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から3月31日までをいい、季別は災害発生の日をもって決定する。</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療及び助産</td><td>1　医療
(1)　災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置する。
(2)　救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。
(3)　次の範囲内において行う。
ア　診察
イ　薬剤又は治療材料の支給
ウ　処置、手術その他の治療及び施術
エ　病院又は診療所への収容
オ　看護
(4)　支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</td><td>災害発生の日から14日以内</td></tr>
<tr><td>2　助産
(1)　災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行う。
(2)　次の範囲内において行う。
ア　分べんの介助
イ　分べん前及び分べん後の処置
ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
(3)　支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。</td><td>分べんした日から7日以内</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。
2　支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</td><td>災害発生の日から3日以内</td></tr>
<tr><td>被災した住</td><td>1　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の被害を受け、自らの資力</td><td>災害発生の</td></tr>
</table>

宅の応急修理	では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 (1)　(2)に掲げる世帯以外の世帯　595,000円 (2)　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　300,000円	日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	1　住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2　生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 3　貸与できる額は、次の範囲内とする。 (1)　生業費　1件当たり30,000円 (2)　就職支度費　1件当たり15,000円 4　貸与には、次の条件を付する。 (1)　貸与期間　2年以内 (2)　利子　無利子	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	1　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。 2　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1)　教科書 (2)　文房具 (3)　通学用品 3　支出できる費用は、次の範囲内とする。 (1)　教科書 ア　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 イ　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (2)　文房具及び通学用品 ア　小学校児童　1人当たり　4,500円 イ　中学校生徒　1人当たり　4,800円 ウ　高等学校等生徒　1人当たり5,200円	災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内
埋葬	1　災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 2　原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 (1)　棺(附属品を含む。) (2)　埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3)　骨つぼ及び骨箱 3　支出できる費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	1　災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2　支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内
死体の処理	1　災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。 2　次の範囲内において行う。 (1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2)　死体の一時保存 (3)　検案 3　検案は、原則として救護班において行う。 4　支出できる費用は、次に掲げるところによる。 (1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。 (2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することがで	災害発生の日から10日以内

	きる。 (3)　救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。	
障害物(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。)の除去	1　居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2　支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たり137,900円以内とする。	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1　支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 (1)　被災者の避難に係る支援 (2)　医療及び助産 (3)　被災者の救出 (4)　飲料水の供給 (5)　死体の捜索 (6)　死体の処理 (7)　救済用物資の整理配分 2　支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる

４－10　災害救助法の過去の適用例

年月日	災害名
昭和27年7月1日	水害

４－12　激甚災害等の指定基準

（1）激甚災害指定基準（本激）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次表のとおりとする。(平成12年3月24日　中央防災会議決定基準)

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第２章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5% （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2%
	かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの １　都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の25% ２　一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の５%
激甚法第５条（農地等の	次のいずれかに該当する災害

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	（Ａ基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.5% （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの １ 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の 4% ２ 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10 億円
激甚法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の１又は２の要件に該当する災害。ただし、当該施設の被害見込額が 5,000 万円以下の場合は除外。 １ 激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 ２ 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 1.5%であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の３又は４の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が 5,000 万円以下の場合は除外。 ３ 漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の 0.5% ４ 漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の 1.5%であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害
激甚法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 （Ａ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.5% （Ｂ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数の３%
激甚法第 11 条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の５% （Ｂ基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの １ 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 60% ２ 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の１%

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 12 条、13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）の 0.2％ （Ｂ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額の 0.06％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの １ 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の２％ ２ 一の都道府県内の中小企業関係被害額＞1,400 億円 ただし、火災の場合または激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。
激甚法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17 条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、19 条(市村村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法第２章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
激甚法第 22 条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 滅失住宅戸数≧被災地全域で 4,000 戸 （Ｂ基準） （１）滅失住宅戸数≧被災地全域で 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの １ 一市町村の区域内で 200 戸以上 ２ その区域内の住宅戸数の１割以上 （２）滅失住宅戸数≧被災地全域で 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの １ 一市町村の区域内で 400 戸以上 ２ その区域内の住宅戸数の２割以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	１ 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚 法第２章の措置が適用される災害 ２ 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

（２）局地激甚災害指定基準（局激）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものにつて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次表のとおりとする。

（平成 12 年 3 月 24 日　中央防災会議決定基準）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第２章（３、４条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助）	１ 当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業等の査定事業費額が次のいずれかに該当する災害。ただし、該当市町村ごとの当該査定事業費額の合計が１億円未満のものは除外。 （１）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%（当該査定事業費額が 1,000 万円未満のものは除外） （２）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の 20%（当該標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業費額が２億 5,000 万円を超えるもの） （３）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の 20%＋{（当該標準税収入－50 億円）の 60% }（当該標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下のもの） ２ １の当該査定事業費の見込額からみて、１の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が 10 未満のものは除外。
激甚法第５条、６条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等）	１（１）当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額の 10%（経費の額が 1,000 万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が 5,000 万円未満の場合は除外。 （２）上記に該当しない場合でも、当該市町村の漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、次に該当する災害。 当該市町村の漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害額＞当該市町村の当該年度の漁業所得推定額の 10% （漁船等の被害額が 1,000 万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該漁船等の被害額の合計が 5,000 万円未満の場合は除外。 ２ １の当該経費の見込額からみて、１の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が 10 未満のものは除外。
激甚法第 11 条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る）＞当該市町村の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍（被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の 0.05%未満のものは除外） かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が１以上あるもの １ 大火による災害の場合の要復旧見込面積＞300ha ２ その他の災害の場合の要復旧見込面積＞当該市町村の民有林（人工林に限る）面積の 25%
激甚法第 12､13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	当該市町村の中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の 10%（被害額が 1,000 万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が 5,000 万円未満の場合は除外。
激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚災害指定基準（本激）の激甚法第 24 条の欄に同じ。

第５節　医療及び防疫に関する資料

５－１　指揮連絡系統

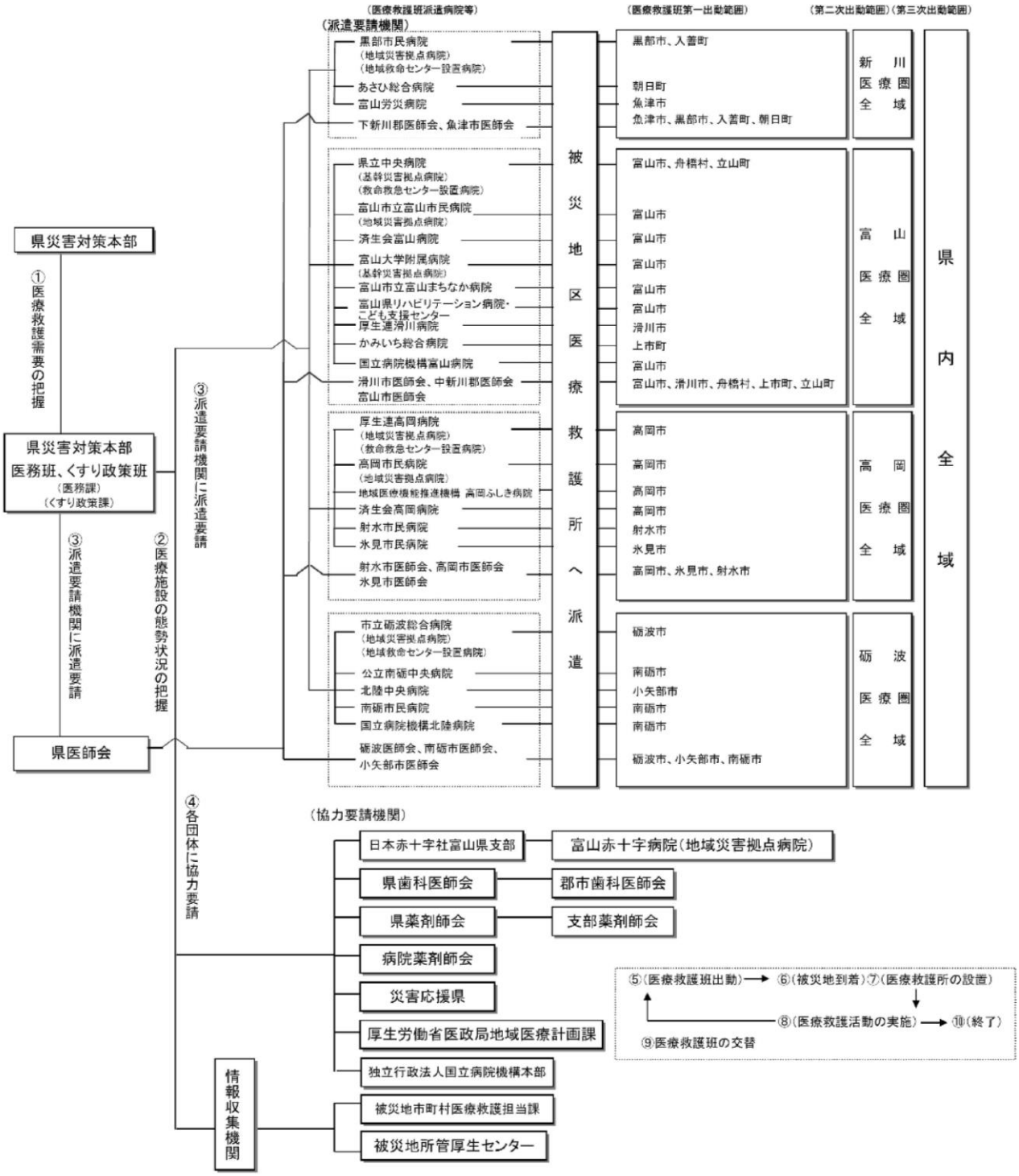

2　富山医療圏公的病院

令和３年４月１日現在

（１）公的病院

病院名	所在地	開設者	病床数	電話番号
富山県立中央病院	富山市西長江 2-2-78	富山県	735(665)	076-424-1531
富山赤十字病院	富山市牛島本町 2-1-58	日本赤十字社	435(435)	076-433-2222
富山県済生会富山病院	富山市楠木 33-1	社会福祉法人恩賜財団済生会	250(250)	076-437-1111
国立大学法人富山大学付属病院	富山市杉谷 2630	国立大学法人富山大学	612(569)	076-434-2281
富山市立富山市民病院	富山市今泉北部町 2-1	富山市	595(539)	076-422-1112
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36	社会福祉法人富山県社会福祉総合センター	232(50)	076-438-2233
独立行政法人国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町 3145	独立行政法人国立病院機構	320(270)	076-469-2135
富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院	滑川市常盤町 119	富山県厚生農業協同組合連合会	279(211)	076-475-1000
かみいち総合病院	上市町法音寺 51	上市町	219(159)	076-472-1212
富山市立富山まちなか病院	富山市鹿島町２丁目 2-29	富山市	50(50)	076-423-7727

資料：富山県医務課

(注)病床数の（　　）の数字は一般病床数

（２）民間病院

病院名	所在地	開設者	病床数	電話番号
医療法人社団和敬会谷野呉山病院	富山市北代 5200	医療法人社団和敬会	310	076-436-5800
藤の木病院	富山市開 261	舟坂雅春	99	076-424-0101
呉陽病院	富山市野口南部 126	医療法人社団白雲会	118	076-436-6363
常願寺病院	富山市水橋肘崎 438	医療法人社団ときわ会	120	076-478-1191
南富山中川病院	富山市大町 146	医療法人社団功連会	162	076-425-1780
佐々木病院	富山市大町 1	医療法人社団重仁佐々木病院	139	076-425-2111
富山逓信病院	富山市鹿島町 2-2-29	日本郵政株式会社	50(50)	076-421-7801
アルペンリハビリテーション病院	富山市楠木 300	医療法人社団アルペン会	60	076-438-7770
成和病院	富山市針原中町 336	医療法人社団正啓会	73	076-451-7001
医療法人財団博仁会横田病院	富山市中野新町 1-1-11	医療法人財団博仁会	68(34)	076-425-2800
浜黒崎野村病院	富山市針日 269	医療法人社団尽誠会	123	076-437-6848

桜井病院	富山市堀 30	医療法人社団 桜井病院	40(40)	076-425-2070
医療法人社団桜仁会 富山さくら病院	富山市下新本町 3-5	医療法人社団 桜仁会	206	076-432-0505
流杉病院	富山市流杉 120	秋山眞	301	076-424-2211
野村病院	富山市水橋辻ヶ堂 466-1	医療法人社団 尽誠会	200	076-478-0418
富山医療生活協同組合 富山協立病院	富山市豊田町 1-1-8	富山医療生活 協同組合	174(114)	076-433-1077
政岡内科病院	富山市下新町 28-23	政岡陽文	67	076-432-1131
岡田産科婦人科病院	富山市古鍛冶町 5-34	医療法人社団 丘生会	35(35)	076-422-2212
佐伯病院	富山市中川原 43-1	佐伯良修	41	076-425-5170
清幸会島田病院	富山市下新北町 6-52	医療法人社団 清幸会	90	076-431-6800
西能病院	富山市高田 70	医療法人財団 五省会	97(97)	076-422-2211
西能みなみ病院	富山市秋ケ島 145-1	医療法人社団 五省会	88	076-428-2373
医療法人社団城南会 富山城南温泉病院	富山市太郎丸西町 1-13-6	医療法人社団 城南会	190	076-491-3366
北川内科クリニック	富山市宝町 2-3-2	北川鉄人	48(48)	076-433-1881
栗山病院	富山市開発 133	医療法人社団 基伸会	95	076-429-0203
医療法人北聖病院	富山市下冨居 2-13-83	医療法人財団 北聖会	88	076-441-5910
杉野脳神経外科病院	富山市千石町 6-3-7	医療法人社団 スバル	51(51)	076-423-7722
誠友病院	富山市上千俵町 103	医療法人社団 翠十字会	108	076-429-6677
医療法人社団城南会 富山城南温泉第二病院	富山市太郎丸西町 1-13-6	医療法人社団 城南会	134	076-421-6300
三輪病院	富山市小中 291	医療法人社団 三医会	191	076-428-1234
温泉リハビリテーション いま泉病院	富山市今泉 220	医療法人社団 いずみ会	213	076-425-1166
長谷川病院	富山市星井町 2-7-40	医療法人社団 長谷川病院	40(40)	076-422-3040
不二越病院	富山市東石金町 11-65	株式会社 不二越	60(60)	076-424-2881
萩野病院	富山市婦中町萩島 315-1	医療法人社団 継和会	80	076-465-2131
有沢橋病院	富山市婦中町羽根新 5	医療法人社団 四方会	62	076-425-0631
友愛温泉病院	富山市婦中町新町 2131	医療法人社団 友愛病院会	280	076-469-5421
山田温泉病院	富山市山田湯 118	医療法人社団 親和会	165	076-457-2323

八尾総合病院	富山市八尾町福島 7-42	医療法人社団藤聖会	199(154)	076-454-5000
あゆみの郷	富山市稲代 1023	社会福祉法人秀愛会	59(59)	076-467-4477
おおやま病院	富山市花崎 85	医療法人社団東方会	106	076-483-3311
吉見病院	滑川市清水町 3-25	医療法人社団秀林会吉見病院	68	076-475-0861
藤木病院	立山町大石原 225	医療法人財団恵仁会	60(60)	076-463-1301

資料：富山県医務課

(注)病床数の（　　）の数字は一般病床数

３　村内の医療関係機関

令和３年４月１日現在

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
佐渡歯科医院	竹内 430-5	歯科	－	462-0648
モズミ歯科クリニック	舟橋 1137	歯科	－	464-2540
かくたに接骨院	国重 171-42	接骨・整骨	－	464-1370

５－２　村防疫資材の備蓄

令和３年４月１日現在

品目（数量）	個数
マスク（50 枚入）	80
除菌用アルコール（5Ｌ）	31
強力除菌用アルコール（4Ｌ）	18
手指用アルコール（4.8Ｌ）	24
手指用アルコール（１Ｌ）	6
強力手指用アルコール（0.5Ｌ）	10
液体石けん（250ｍＬ）	2
液体石けん（10Ｌ）	1
ペーパータオル（200 枚入）	173
ゴム手袋（100 枚入）	6
防護服（M）	20
防護服（L）	50

５－３　埋葬施設

施　設　名	所　在　地	処理能力	電話番号	備考
富山霊園富山市斎場	富山市西番 135	33 体／日	076-425-4081	
上市町斎場	上市町東種 23-1	6 体／日	076-472-2349	

５－４　一般廃棄物収集運搬許可業者

事業者名	所在地	電話番号	備考
クリーン産業㈱	富山市二口町一丁目７番１３	076-421-5626	
㈱上市清掃公社	上市町旭町８番地	076-473-1919	
（有）常美商事	富山市田畠３６３番地	076-483-3220	
㈱アルト	富山市水橋市田袋２８０番地	076-478-5388	
クレハ運送㈱	富山市大泉町二丁目１２番１４号	076-436-7800	
㈱アイカワ	富山市水橋市田袋２９１番地の１	076-478-0140	
㈱石橋	富山市草島古川６番地	076-435-1145	
三友商事(有)	滑川市荒俣２５番地	076-475-5264	
大虎急送	富山市犬島新町一丁目５番２２号	076-437-4824	
エスプラスケー	上市町北島 1040 番地	076-461-4931	
富山レスキューサービス	富山市本町７番７号	076-456-3767	
木村産業㈱	富山市水橋肘崎 592-1	076-479-2275	
㈱公生社	滑川市栗山 3596 番地	076-477-1114	

５－５　ごみ処理施設

種類	施　設　名	所　在　地	処理能力	電話番号
不燃物	富山地区広域圏リサイクルセンター	富山市辰尾 170-1	110.6ｔ／日 （５時間可動）	076-429-3121
可燃物	富山地区広域圏クリーンセンター	立山町末三賀 103-3	810ｔ／日 (24 時間可動)	076-462-1187

５－６　し尿収集運搬許可業者

業　者　名	所　在　地	電話番号	備考
(有)松本衛生特殊工業所	上市町錦町１番地	076-472-0039	
(有)西田環境保全センター	上市町稗田 14 番地の１	076-472-4752	

５－７　し尿処理施設

施　設　名	所　在　地	処理能力	電話番号
富山地区広域圏衛生センター	上市町稗田１	60kℓ/日 （し尿 27kℓ/日、浄化槽汚泥 33kℓ/日）	076-472-2294

第６節　消防に関する資料

６－１　消防組織図

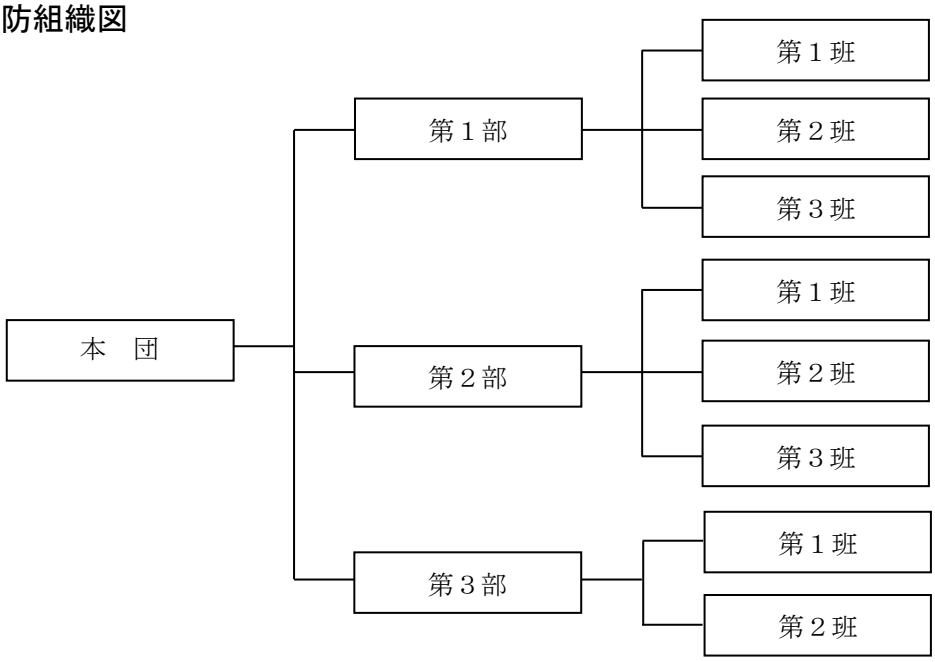

令和３年４月１日現在

消防団数			団員数	備　考
団数	部数	班数		
1	3	8	30	

６－２　消防施設の現況

令和３年４月１日現在

施設名	所在地	電話番号	敷地面積（㎡）	建築延面積（㎡）	構造	竣工年月日
舟橋村消防会館	舟橋村佛生寺 80 - 1	463-4819	649	137.5	鉄骨造	S59.1.24

６－３　消防機械の配置状況

令和３年４月１日現在

普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	積載車	指令車	小型動力ポンプ	車載無線機	携帯無線機	受令機
1	1	1	1	1	3	2	2

６－４　消防水利の現況

令和３年１月１日現在

消火栓（公設）	101

６－５　防火対象物一覧表

令和３年４月１日現在

防火対象物（消防法施行令別表第１）			防火管理者必要対象物		消防用設備等必要対象物	
			総数	内３階以上	総数	内３階以上
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場				
	ロ	公会堂又は集会場	1	1	1	1
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの				
	ロ	遊技場又はダンスホール				
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（1）項イ、(4）項、(5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの				
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。				
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの				
	ロ	飲食店			2	
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	1		2	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの				
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	1	1	8	1
(6)	イ	病院、診療所又は助産所				
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 4 項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項若しくは第 10 項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	1		1	

防火対象物（消防法施行令別表第１）			防火管理者必要対象物		消防用設備等必要対象物	
			総数	内３階以上	総数	内３階以上
(6)	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第５条の２第３項若しくは第５項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第５条第６項から第８項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	1		4	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校				
(7)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	2	2	2	2
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	1	1	1	1
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの				
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場				
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降、又は待合いの用に供する建築物に限る。）			1	
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	1		１２	
(12)	イ	工場又は作業場	3	1	１８	1
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ				
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場				
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
(14)		倉庫			1	
(15)		前各項目に該当しない事業所	3		6	1
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、(5) 項イ、(6) 項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1	1	1	1
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物				
(16の2)		地下街				

防火対象物（消防法施行令別表第１）		防火管理者必要対象物		消防用設備等必要対象物	
		総数	内３階以上	総数	内３階以上
(16 の 3)	建築物の地階(16 の 2 項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられてものと当該地下道とを合わせたもの（(1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）				
(17)	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建築物				
(18)	延長五十メートル以上のアーケード				
(19)	市町村長の指定する山林				
(20)	総務省令で定める舟車				

資料：富山県東部消防組合上市消防署

６－６　自主防災組織の現況

令和３年４月１日現在

自主防災組織	１２

第７節　水防に関する資料

７－１　非指定水防管理団体

管理者名	主要水防区域	所管土木事務所
舟橋村長	白岩川流域のうち舟橋村の区域	立山

７－２　常願寺川右岸水防市町村組合（水防事務分担表）

水防本部長	立山町長
水防副本部長	富山市長
〃	舟橋村長
本部付	立山町建設課長
〃	立山町総務課長
〃	富山市水橋西部地区センター所長
〃	立山町消防署長
〃	富山市水橋消防署長

班　名	班　長	班　員	分　担　事　務
庶　務 報道班	立山町建設課 都市開発係	建設課員	１．本部員招集に関すること。 ２．関係機関との連絡に関すること。 ３．水防水害状況の広報に関すること。 ４．緊急対策に関すること。 ５．水防通報に関すること。 ６．情報資料の収集に関すること。 ７．水防水害状況の記録に関すること。
指導班	立山町建設課 土木施設改良係 富山市 水橋西部地区 センター	建設課員	１．現場技術指導に関すること ２．水防写真の撮影及び収集に関すること。 ３．被害状況の取りまとめに関すること。
資材班	立山町建設課 土木施設維持係 舟橋村 土　木　係	建設課員	１．水防用資材の確保に関すること。 ２．水防用資材の配分輸送に関すること。
消防班	立山町消防署 消防司令 富山市水橋消防署 消防司令	消防署員	１．水防の通信連絡に関すること。 ２．消防情報に関すること。 ３．消防相互応援に関すること。 ４．河川沿岸等の警戒予防に関すること。 ５．河川沿岸等の水害防ぎょに関すること。 ６．消防出動部隊の指導連絡に関すること。

７－３　水防警報の種類、内容及び発令基準

１　県管理河川

水防警報河川における水防警報の発令基準は、水位観測所の水位が氾濫注意水位を越える怖れのあるときとし、その段階は次の表のとおり準備、出動、状況、解除の４段階とする。

その他の河川については、県の水防計画に準じて水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

準備	出動	状況	解除
雨量、水位、その他の河川状況により必要と認められるとき。 又は、水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を越える怖れがあるとき。	氾濫注意水位達し、なお上昇の怖れがあるとき。	出動後の状況に変化を認めたとき。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ水防作業を必要とする河川状況が解消したとき。 又は、準備態勢に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

段　階

第１段階　準備　水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等に対するもの。

第２段階　出動　水防団員の出動を通知するもの。

第３段階　状況　出動が長時間にわたる場合、或いは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。

第４段階　解除　水防活動の終了を通知するもの。

なお、これらの指示は、予想される事態の規模が小さく全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし出動命令を発令しないことがある。

また、地震による堤防の漏水、沈下等または津波、高潮による災害が起こるおそれがある場合は、上記に準じて水防警報を発令する。

資料：富山県水防計画

７－４　ダム（高さ 15.0m以上）

水系	河川名	ダム名	管理者（操作担当者）	形式	流域面積（㎢）	高さ（m）	有効貯水量（㎥）	満水位（m） 低水位（m）	最大取水量（㎥/s） 計画高水流量（㎥/s）	洪水吐ゲートの種類・規模・数
白岩川	白岩川	白岩川ダム	富山県	複合式	24.0	50.0	1,700,000	137.50 123.80	0.100 340	ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ２段 5.5×14.2 １門

資料：富山県水防計画

７－５　水門・閘門（高さ 15.0m未満）

水系	河川名	水門名	管理者（操作担当者）	形式	流域面積（㎢）	高さ（m）	満水位（m） 低水位（m）	最大取水量（㎥/s） 計画高水流量（㎥/s）	洪水吐ゲートの種類・規模・数
白岩川	白岩川	上条頭首工	富山県（上条用水土改）	ﾌﾛｰﾃｨﾝｸﾞ	80.0	2.0	17.80 15.50	2.178 580	ﾛｰﾀｰｹﾞｰﾄ 5.0×2.0　1門 転倒ｹﾞｰﾄ 25.0×1.5　1門

資料：富山県水防計画

第８節　交通・輸送に関する資料

８－１　道路の現況

令和３年４月１日現在
（単位：m）

	実延長（m）	改良済		５．５m以上		簡易舗装含まず		簡易舗装含む	
		延長（m）	率（%）	延長（m）	率（%）	延長（m）	率（%）	延長（m）	率（%）
国道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県道	7,239	6,719	92.8	6,261	86.5	7,239	100.0	7,239	100.0
村道	25,342	22,521	88.9	10,050	39.7	6,081	24.0	25,316	99.9
計	32,581	29,240	89.7	16,311	50.1	13,320	40.9	32,555	99.9

資料：富山県道路課

８－２　橋梁の現況

令和３年４月１日現在

	永　久　橋
	橋梁数
白岩川	0
細　川	6
八幡川	2
京坪川	2

８－３　緊急通行車両事前届出・確認手続等に関する要綱

第１ 目的

この要綱は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確認、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号。以下「地震法施行令」という。）第 12 条第１項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認、原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号。以下「原災法施行令」という。）第８条第２項において災対法施行令第 33 条第１項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両として使用されるものであることの確認及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 39 条において災対法施行令第 33 条第１項の規定の例によることとされる緊急通行車両として使用されるものであることの確認について、当該車両の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るために、あらかじめ緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として使用されるものであることの届出（以下「事前届出」という。）を受ける場合における事務処理等の要領を定めることを目的とする。

第２ 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、知事部局との連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災対法施行令第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両

として使用される車両であることの確認についての事前届出業務を実施するものとする。

1　事前届出の対象とする車両

災対法施行令第 33 条第１項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同令第 32 条の２第２号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画に基づき、災対法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
なお、同項に規定する災害応急対策は、次の事項について行うものとされている。
ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
オ 施設及び整備の応急の復旧に関する事項
カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
ク 緊急輸送の確保に関する事項
ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の機関・団体等から調達する車両であること。

2　緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の申請
ア 申請者
事前届出の申請者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。
イ 申請先
事前届出は、当該車両の使用の本拠地の位置を管轄する警察署長又は交通規制課長に申請するものとする。
ウ 申請書類
申請は、別記様式第１号の緊急通行車両等事前届出書（以下「届出書」という。）２通に、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等。）１通を添えて行うものとする。

(2) 届出書等の送付、審査
ア 届出書等の送付
警察署長は、申請を受理したときは、届出書の記載事項及び添付書類を確認し、申請書類を速やかに交通規制課長へ送付するものとする。
イ 審査

交通規制課長は、申請に係る車両が緊急通行車両に該当するかどうかの審査を申請書類に基づき、次の要件について行うものとする。

（ア）第２の１に該当すること。

（イ）第２の１(1) の計画に係る車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては輸送人員又は品名。）及び車両の使用者等が適正であること。

(3) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

交通規制課長は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、別記様式第１号の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を警察署長を経由して申請者に（交通規制課長が受理したものにあっては、申請者に直接）交付するものとする。

イ 届出済証の返還

交通規制課長及び警察署長（以下「交通規制課長等」という。）は、届出済証の交付を受けた者に対して、届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証を返還させるものとする。

ウ 届出済証の再交付

交通規制課長は、届出済証の交付を受けた者から直接又は警察署長を経由して、事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとする。この場合において、届出済証に再と朱書するものとする。

３　事前届出の処理経過

交通規制課長は、別記様式第２号の緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

４　緊急通行車両の確認手続

交通規制課長等は、災害発生時において、事前届出車両の使用者（運転者を含む。）又は緊急通行車両の確認を受けようとする車両の使用者から確認の申請を受理したときは、次により措置するものとする。

(1) 事前届出車両の確認等

ア 確認の申請

届出済証の交付を受けている車両について確認の申請があったときは、他に優先して確認を行うものとする。この場合において、確認のため必要な審査は省略するものとする。

イ 申請場所

届出済証による確認の申請は、交通規制課、警察署及び災害発生時に設置した交通検問所（以下「交通検問所」という。）において行うものとする。

ウ 届出済証の提出

確認の申請は、既に交付されている届出済証を提出させるとともに、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第４の緊急通行車両確認証明書（以下「確認証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続きを行うものとする。この場合において、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の

添付は省略するものとする。

エ 確認証明書等の交付

警察官は、緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災対法施行規則別記様式第３の緊急通行車両標章（以下「標章」という。）及び確認証明書（以下「確認証明書等」という。）を車両１台につき各１通を交付するものとする。なお、確認証明書等を交付する際は、確認証明書の備考欄に取扱者の所属、階級及び氏名を記入するものとする。

(2) 事前届出以外の緊急通行車両の確認等

ア 確認の対象となる車両

災対法施行令第 33 条第１項の規定に基づく確認の対象となる車両は、前記第２の１(1) に記載の事項に係る車両とする。

イ 確認事務

（ア）事務の主管

確認事務の主管は、警察本部においては交通規制課、警察署においては交通課とする。ただし、交通第１課、交通第２課制の警察署にあっては交通第１課とする。

（イ）申請手続等

a 申請手続

緊急通行車両であることの確認の申請（以下「確認申請」という。）は、当該車両の使用者に、当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を疎明する書類を添付の上、別記様式第３号の緊急通行車両等確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出させて行うものとする。

b 確認申請の受理等

確認申請の受理及び緊急通行車両であることの確認は、交通規制課又は最寄りの警察署において行うものとする。

c 確認証明書等の交付

警察官は、確認申請を受理し、緊急通行車両であることを確認した場合は、確認証明書等を車両１台につき各１通を交付するものとする。

なお、確認証明書等を交付する際は、確認証明書の備考欄に取扱者の所属、階級及び氏名を記入するものとする。

(3) 申請者への教示

確認証明書等を交付する際は、当該申請者に対して、標章を当該車両前面の見やすい箇所に掲示すること、確認証明書を携帯すること及び用済後はこれらを最寄りの警察署、交番又は駐在所へ返納することを指示するものとする。

(4) 緊急通行車両確認の処理経過

交通規制課長等は、別記様式第４号の緊急通行車両等確認申請受理簿を備え付け、警察署にあっては交通検問所からの報告も含め、緊急通行車両の確認の経過を明らかにしておくものとする。

５ 指定行政機関等に対する指導等

交通規制課長等は、相互に連携し、指定行政機関等に対して届出済証の交付を受けている車両の確認要領、届出済証の再交付、返還手続、届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

第３　大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

交通規制課長は、知事部局との連絡を取りつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、地震法施行令第 12 条第１項の規定に基づく緊急輸送車両として使用される車両であることの確認についての事前届出業務を実施するものとする。

１　事前届出の対象とする車両

地震法施行令第 12 条第１項において「法第 24 条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 警戒宣言発令時において大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）第３条第１項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第 21 条第１項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同項では、地震防災対策は次のア～クに掲げる事項について行うものとされている。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項

エ 施設及び施設の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他の応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

２　災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第２の２から第２の５までの規定は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び確認等に準用する。この場合において、第２の４(1) 中「災対法施行規則別記様式第３」とあるのは、「大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号。以下「地震法施行規則」という。）「地震法施行規則別記様式第６」と、「災対法施行規則別記様式第４」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第７」と読み替えるものとする。

３　地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

地震法第 24 条の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第９条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には災対法第 76 条第１項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

第４ 原子力災害対策特別措置法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

１　原子力災害対策特別措置法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

交通規制課長は、知事部局との連絡を取りつつ、緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原災法施行令第８条第２項において災対法施行令第 33 条第１項の規定を読み替えて適用する

こととされる緊急通行車両として使用される車両であることの確認についての事前届出業務を実施するものとする。

２　事前届出の対象とする車両

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）において、確認の対象となる車両は、「緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第 26 条第１項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、緊急事態応急対策は次のア～クに掲げる事項について行うものとされている。

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばくの放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置に関する事項

ク その他の原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置

(2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために専用に使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

３ 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第２の２から第２の５までの規定は、原災法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認に準用する。

第５ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

１　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

交通規制課長は、知事部局と連絡を取りつつ、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、国民保護法施行令第 39 条において災対法第 33 条第１項の規定の例によることとされる緊急通行車両として使用される車両であることの確認についての事前届出業務を実施するものとする。

２　事前届出の対象となる車両

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）において、確認の対象となる車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本方針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のア～カに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ 輸送及び通信に関する措置

オ 国民の生活の安定に関する措置

カ 被害の復旧に関する措置

(2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第２の２から第２の５までの規定は、国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に準用する。

第６ 通行禁止又は制限から除外すべき車両の取扱い

緊急通行車両等として確認を受けた車両は、応急対策等に使用される車両として緊急通行路を通行することができるが、応急対策等に従事しない車両であっても、社会生活維持に不可欠な車両及び円滑な応急対策を確保する上で必要な車両については、その通行を完全に遮断することは望ましくない。

従って、規制除外車両として警察署長に申請して除外標章の交付を受け、かつ、当該除外標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、現に当該申請に係る目的のため使用中の車両については、通行の禁止又は制限の対象から除外するものとする。

1 除外対象車両

災対法施行規則別記様式第２の標示等による通行の禁止又は制限の対象から除外する車両は、次のとおりとする。

(1) 急病人の搬送又は急病人に対する医師の往診に使用中の車両

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく感染症患者の収容又は感染症の予防活動のため使用中の車両

(3) 次に掲げる車両のうち、規制除外車両として警察署長に申請して除外標章の交付を受け、当該除外標章を掲出し、かつ、当該目的のため使用中の車両

ア 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号、以下「道交法」という。）第 41 条第４項に規定する道路維持作業用自動車

イ 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 26 条の３に規定する通学通園バス

ウ 専ら郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）に規定する通常郵便物の集配又は配達のため使用中の車両

エ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に規定する電報の配達のため使用する車両

オ 報道機関の緊急取材のため使用する車両

カ その他公益上、特に通行させる必要があると警察署長が判断した車両

２　申請手続等

(1) 申請手続

除外標章の交付申請は、当該除外標章の交付を受けようとする者から、通行の禁止又は制限の除外を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長（管轄する警察署が２以上にわたる場合には、そのいずれかの警察署長）に、別記様式第５号の規制対象除外車両通行申請書を提出させて行うものとする。

(2) 除外標章の交付等

ア 除外車両の申請を受理した警察署長は、通行させる必要があり、かつ、緊急通行車両等の通行に支障を及ぼさないと認められるときは、別記様式第６号の規制対象除外車両通行証明書（以下「通行証明書」という。）及び富山県道路交通法施行細則（昭和 47 年富山県公安委員会規則第２号）様式第２号の通行禁止除外指定車の標章（以下「除外標章等」という。）を車両１台につき各１枚を交付するものとする。

イ 警察署長は、別記様式第７号の規制対象除外車両申請受理簿を備え付け、規制対象除外車両の受理及び処理経過を明らかにしておくものとする。

(3) 申請者への教示

除外標章等を交付する際は、当該申請者に対して、標章を当該車両前面の見やすい箇所に掲示すること、通行証明書を携帯すること及び用済後はこれらを最寄りの警察署、交番又は駐在所へ返納することを指示するものとする。

様式第１号

<table>
<tr>
<td colspan="3">地震防災
災害　応急対策用
原子力災害
国民保護　措置　用

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日
富山県公安委員会　様

届出者住所
（電話）
氏名
印</td>
<td>第　号
地震防災
災害　応急対策用
原子力災害
国民保護　措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

富山県県公安委員会　印</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">番号標に標示されている番号</td>
<td></td>
<td rowspan="5">（注）１　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1)　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2)　緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3)　その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">使用者</td>
<td>住所</td>
<td>（　　）　局　　番</td>
</tr>
<tr>
<td>氏名</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">出発地</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td colspan="3">（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（警察本部にあっては交通規制課）に提出してください。</td>
</tr>
</table>

備考　１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第３号

年　　月　　日

緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書

富山県公安委員会　　様

申請者 住 所
（電話）

氏 名　　印

番 号 標 に 標示さ れ て い る 番 号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名	（　　）　局　　番	
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考		（注）この確認申請書は１通作成して、当該車両を使用して行なう事務又は業務の内容を疎明する書類を添付の上、最寄りの警察署又は警察本部交通規制課に提出して下さい。	

（注）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４ とする。

□緊急通行車両の標章□

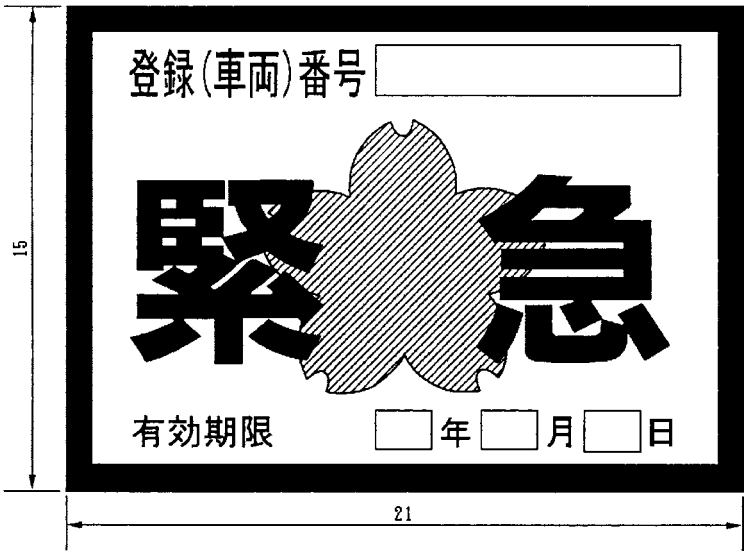

備考

1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

□緊急通行車両の確認証明書□

第　　号 年　　月　　日 緊急通行車両等確認証明書 富山県知事　　印 富山県公安委員会　　印		
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　　）　　局　　番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考　紙の大きさは、日本工業規格Ａ５とする。

８－４　緊急時におけるヘリポート予定地

１　富山県消防防災ヘリコプター飛行場外離発着場の指定地

ヘリポート名	所在地	施設名	連絡先	電話番号
舟橋村	舟橋村海老江５	舟橋中学校グラウンド	舟橋村役場	464-1121

２　ヘリポート標示の基準

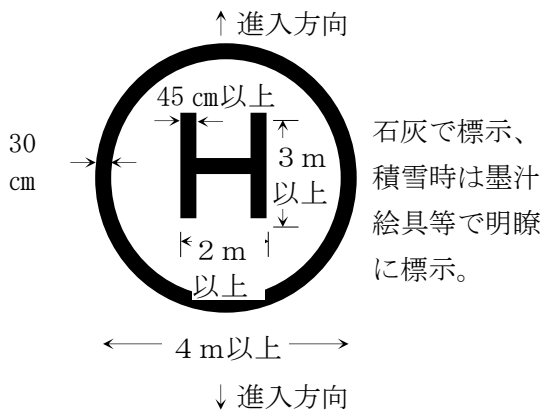

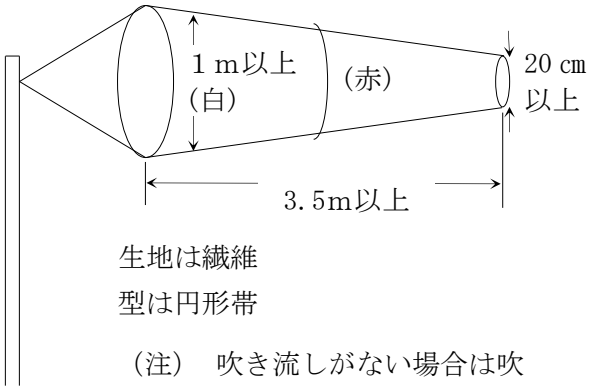

（注）　吹き流しがない場合は吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

第９節　除雪に関する資料

９－１　除雪計画路線区分

令和３年度

種	別	延長
第１種路線	幹線道路	1,444m
第２種路線	その他の道路	15,806m
歩道除雪		4,474m
消雪工		9,201m
計		30,925m

９－２　民間除雪協力業者（除雪機械）及び除雪区間

１　車道除雪

業者名	協力機械			除雪区間等	
	機械名	規　格	台数	除雪延長	除雪区間
野村信夫　090-1636-9239	ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ	富山 000 る 540　1.4 ㎥	1	3,849m	別紙（村道除雪配車計画表）のとおり
北川実　090-2836-2876	ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ	富山 000 る 3373　1.3 ㎥	1		
森崎開発㈱　464-1006	ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ	富 000 る 2716　2.3 ㎥	1	6,777m	
	ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ	富山 000 る 2594　3.4 ㎥	1		
	除雪ﾄﾗｯｸ	富山 800 は 1457　13 t	1		
	除雪ﾄﾗｯｸ	富山 800 は 1727　13 t	1		
野沢工業(株)　462-1127	ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ	富山 000 る 2743　1.3 ㎥	1	1,264m	
佐渡司 080-4251-7935	ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ	舟橋村あ 505　0.5 ㎥	1	1,356m	
酒井建設(株)　472-0222	ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ	富山 000 る 2001　1.3 ㎥	1	4,004m	
山杜　090-7082-7786	ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ	富山 000 る 3902　1.3 ㎥	1	0 ※駐車場のみ	

２　歩道除雪

業者名	協力機械			除雪区間等	
	機械名	規　格	台数	除雪延長	除雪区間
森崎開発㈱　464-1006	日本除雪機製作所	HTR53	1	2,380m	別紙(村道除雪配車計画表)のとおり
舟橋村シルバー人材センター 464-1126	ヤンマー除雪機	YS1390AR	1	2,094m	
	ホンダ除雪機	HS760	1		

９－３　除雪出動

車道除雪、歩道除雪とも、積雪量 10 ㎝以上

９－４　除雪計画路線

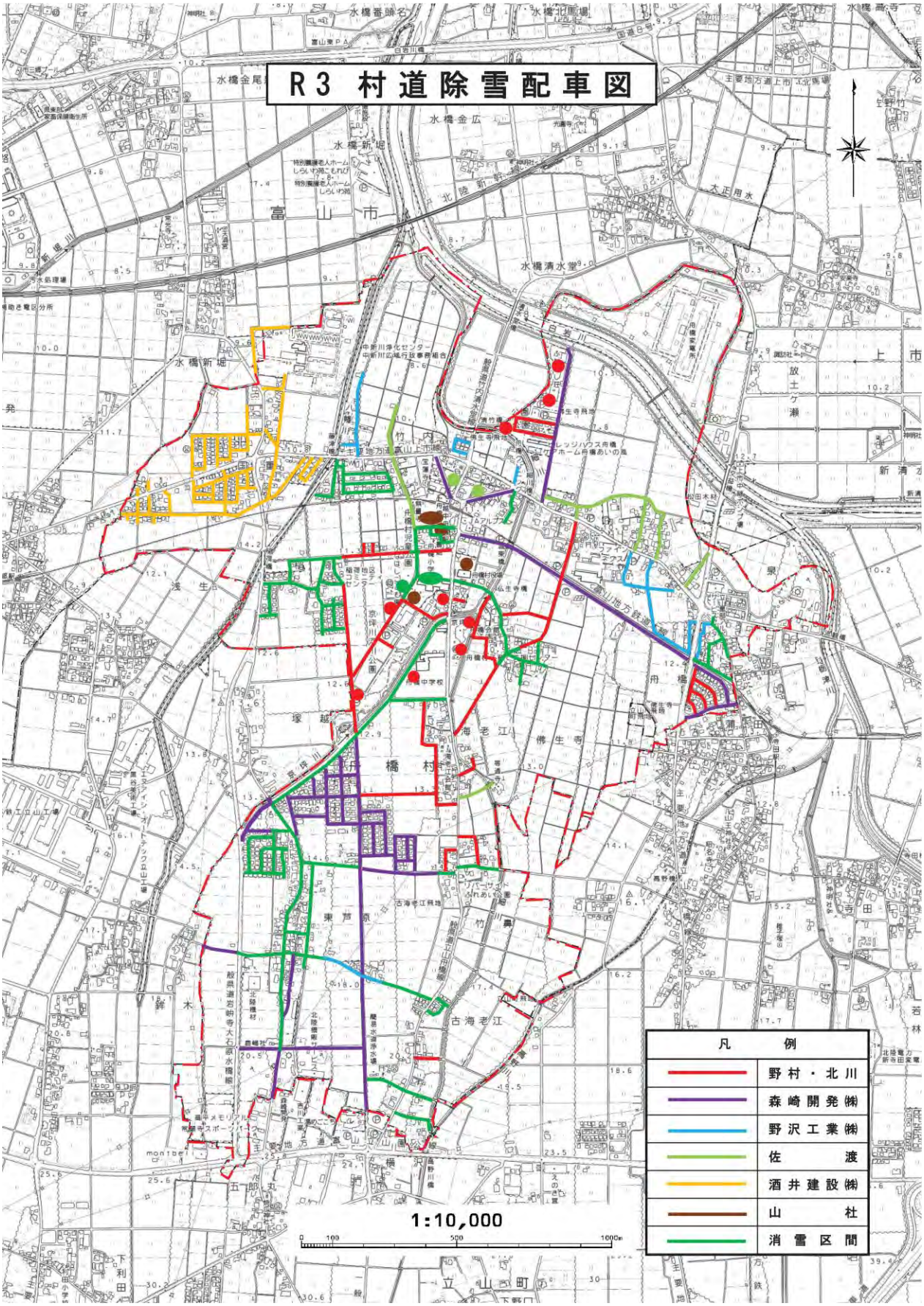
R３ 村道除雪配車図
凡　例
野村・北川
森崎開発㈱
野沢工業㈱
佐渡
酒井建設㈱
山杜
消雪区間
1:10,000
富山市
舟橋村
立山町

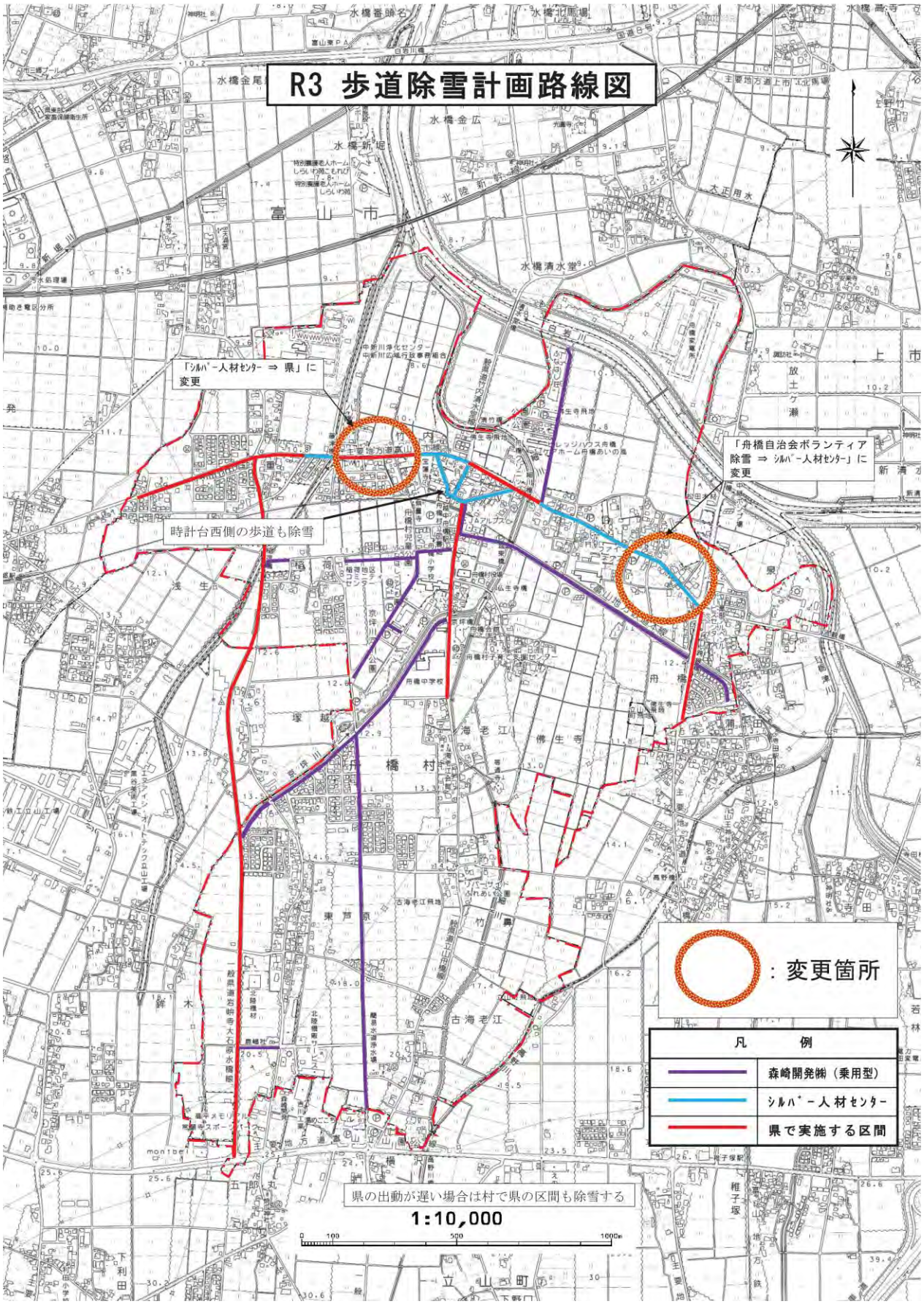
R3 歩道除雪計画路線図
「シルバー人材センター ⇒ 県」に変更
時計台西側の歩道も除雪
「舟橋自治会ボランティア除雪 ⇒ シルバー人材センター」に変更
：変更箇所
凡　例
森崎開発㈱（乗用型）
シルバー人材センター
県で実施する区間
県の出動が遅い場合は村で県の区間も除雪する
1:10,000
富山市
舟橋村
立山町

第 10 節　関係条例等

10－１　舟橋村防災会議条例

昭和 39 年 6 月 25 日条例第 178 号
改正 平成 12 年 3 月 14 日条例第１号
平成 24 年９月 25 日条例第 16 号
平成 25 年３月８日条例第９号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第６項の規定に基づき、舟橋村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　舟橋村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、村長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者

(2)　富山県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者

(3)　富山県警察の警察官のうちから村長が任命する者

(4)　村長がその部分の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　上市消防署長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者

6　第５項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、富山県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会

長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和 39 年６月 25 日から施行する。

附　則(平成 12 年３月 14 日条例第１号)抄

（施行期日）

1　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則(平成 24 年９月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 25 年３月８日条例第９号)

この条例は、昭和 25 年３月 31 日から施行する。

舟橋村防災会議委員名簿

区　分	機関・職名	所在地	電話番号
会　長	舟橋村長	舟橋村仏生寺 55 番地	076-464-1121
１号委員			
２号委員			
３号委員			
４号委員	舟橋村副村長（職務代理）	舟橋村仏生寺 55 番地	076-464-1121
	舟橋村総務課長		
	舟橋村生活環境課長		
５号委員	舟橋村教育長	舟橋村仏生寺 55 番地	076-464-1121
６号委員	舟橋村消防長（職務代理）	舟橋村仏生寺 55 番地	076-464-1121
	舟橋村消防団長	舟橋村仏生寺 55 番地	076-464-1121
７号委員			
８号委員			

事務局長	舟橋村総務課長	舟橋村仏生寺 55 番地	076-464-1121

10－２　舟橋村災害対策本部条例

昭和 39 年 6 月 25 日条例第 179 号
改正　平成 23 年 12 月 16 日条例第 15 号
平成 24 年９月 25 日条例第 15 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の２第８項の規定に基づき、舟橋村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 39 年６月 25 日から施行する。

附　則(平成 23 年 12 月 16 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 24 年９月 25 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

10－３　舟橋村災害対策本部の組織及び運営等に関する要綱

昭和 39 年 6 月 25 日告示第１号
改正 平成 19 年３月 30 日告示第２号

1　趣旨

この要綱は、舟橋村災害対策本部条例(昭和 39 年村条例第 179 号)の規定に基づき、舟橋村災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

[舟橋村災害対策本部条例(昭和 39 年村条例第 179 号)]

2　本部の開設

(1)　本部の開設基準

本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村長が必要と認めるときに開設し、災害が発生しなかったとき、又は災害の応急措置が完了したときに閉じる。

(2)　本部の開設に伴なう措置

1)　報道機関を通じ、又は広報車などを利用して一般に公表する。

2)　関係防災機関等へ通知する。

3)　本部室は、原則として舟橋村役場内村長室に置く。

4)　舟橋村役場正面玄関、及び本部室入口に「舟橋村災害対策本部」の標示を掲出する。

3　本部の組織

本部は、本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

1) 本部員　副村長、教育長

2) その他の職員　役場全職員

4　係

(1)　係は、総務係、産業建設係とし、係における職員の配置状況は、第 3 類、第 1 章組織計画 2 項(1)の 1)編成図による。

(2)　各係の分掌事務

各係の分掌事務は、第 3 類第 1 章組織計画第 2 項(1)の 4)各係の分掌事務による。

5　会議

(1)　本部員会議

本部員会議は、本部長、及び本部員をもって組織し、重要な災害対策について協議するため、必要に応じて本部長が招集する。

6　動員、配備計画

動員、配備計画は、第 3 章第 2 節動員計画による。

7　通信、情報計画

(1)　気象通報は、勤務時間中は総務係長、勤務時間外、又は休日は、宿日直者が受理伝達するものとする。

(2)　気象通報を受理した者は、直ちに関係職員へ通報するとともに、舟橋村消防団又は各集落へ通報しなければならない。

(3)　気象通報を受理し、又は伝達したときは、別に定める気象通報発、受信簿に記録しておかなければならない。

(4)　気象通報は、原則として電話により伝達するものとし、その使用電話は、第 3 章第 3 節第 1 項(2)4)による。

8　本部が開設されていない場合においてとるべき措置

本部が開設されていない場合においても、本要綱に準じて災害応急措置を行うものとする。

9　記録簿等の整備

第１非常配備態勢以上における本部長の発する指示、連絡の伝達、関係機関からの連絡、報告、要請等の受理その他気象状況、被害状況、災害対策活動状況等を記録するため、次の記録簿等を整備しておくものとする。

1）気象通報発信簿、受信簿

2）降雪、積雪状況記録簿

3）災害応急対策記録簿

4）被害状況発信簿、受信簿

5）備蓄資材等受払簿

6）その他必要な簿冊

尚、第　章第　節第　項(　)○とあるのは、舟橋村地域防災計画の章、節、項、(　)、○を示すものである。

附　則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 2 号)

この告示は、平成 19 年４月１日から施行する。

10－４　災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

（昭和 38 年５月 31 日）

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関して、舟橋村長と富山県警察本部長は、同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第１条　舟橋村長が、災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定に定めるところによる。

第２条　舟橋村長が、法第 57 条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話及び警察無線電話とする。

第３条　舟橋村長が、法第 57 条の規定に基づき警察通信を使用等する場合は、舟橋村の地域を管轄する警察署長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

(1)　使用等しようとする警察通信設備

(2)　使用等しようとする理由

(3)　通信の内容

(4)　発信者及び受信者

第４条　警察署長は、当該申し込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱い順位の決定は、警察署長が当該通信の緊急性、通話の内容、受付順位等を考慮して決定するものとする。

第５条　舟橋村長は、法第 56 条の規定に基づく伝達、通知又は警告を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ舟橋村の地域を管轄する警察署長に連絡しておくものとする。

第６条　本協定に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備もしくは、増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

附　則

本協定は、昭和 38 年６月 20 日から施行する。

10－５　舟橋村消防団条例

平成 23 年３月 15 日条例第１号
改正 平成 26 年９月 19 日条例第９号
平成 29 年３月 17 日条例第３号
令和２年３月 13 日条例第６号
令和４年３月 18 日条例第３号

（趣旨）

第１条　この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第１項、第 19 条第２項及び第 23 条第１項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、報酬、分限及び懲戒、服務その他について必要な事項を定めるものとする。

（消防団の設置）

第２条　本村に消防団を設置し、その名称及び区域は、次のとおりとする。

(1)　名称　舟橋村消防団

(2)　区域　舟橋村の全域

（定員）

第３条　団員の定数は 35 人とし、その区分を次のとおりとする。

(1)　団長　１人

(2)　副団長　１人

(3)　部長　２人

(4)　班長　６人

(5)　団員　25 人

（消防団員の種類）

第４条　消防団員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　基本団員　機能別団員以外の消防団員

(2)　機能別団員　団長が定める特定の役割又は活動に限り従事する消防団員

（任命）

第５条　団長は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は村長の承認を得て団長が、次の各号いずれにも該当する者のうちから任命する。ただし、年齢の制限は、特別の事情ある場合はこれを適用しない。

(1)　本村に居住し、又は勤務する者

(2)　年齢満 18 歳以上の者

（退職）

第６条　団員は退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

（欠格条項）

第７条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

(2)　地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しないもの

(3)　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したもの

（分限）

第８条　団員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1)　勤務実績が良くない場合

(2)　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3)　前２号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4)　定員の改廃により過員を生じた場合

（懲戒）

第９条　団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分をすることができる。

(1)　消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき

(2)　職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき

(3)　職務の内外を問わず団員たるにふさわしくない非行があったとき

第 10 条　前条の懲戒は次の区別によりこれを行う。

(1)　免職

(2)　停職

(3)　譴責

2　停職は１年以内に期間を定めてこれを行う。

第 11 条　懲戒に該当するもので情状を酌量すべき点あるものに対しては、１年以内の期間を限りその懲戒を猶予することができる。

2　前項の規定により懲戒を猶予せられたもので、改悛の情がないときは、猶予を取り消し懲戒を行う。

3　猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その懲戒は、これを行わない。

（服務）

第 12 条　団員は、団長の招集によって出動し服務するものとする。ただし、招集の命を受けない場合であっても、水火災の発生その他非常災害等発生を知った時は直ちに、出動し服務しなければならない。

2　出動した団員が解散する場合は、人員及び携帯機具につき点検を受けなければならない。

第 13 条　団員はあらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第 14 条　団員であって 10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては村長に、その他の団員においては、団長に届け出なければならない。ただし、特別な事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第 15 条　団員は、火災警報発令中、その他特に警戒の必要があると認める際には、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒してはならない。

第 16 条　団員は、次の各号を遵守しなければならない。

(1)　住民に対し常に水火災の予防及び警火心の喚起に努め、災害に際しては身を挺して難に赴く心構えを持つこと。

(2)　規律を厳守し上司の指揮命令の下に、上下一体事に当たること。

(3)　上下同僚の間は互いに相敬愛し礼節を重んじ、信義を厚くし常に言行を慎むこと。

(4)　職務上知り得たこと又は他より聞知したことで、機密事項をもらさないこと。

(5)　消防団又は消防団員の名義をもって、政治運動に関与し又は他人の訴訟もしくは紛議に関与しないこと。

(6)　平素いつでも招集に応じ得る準備を整え事にあたり、不都合のないようにしなければならない。

(7)　貸与品、給与品等はこれを大切に保管し、服務以外においてこれを使用し、もしくは他人に貸与しないこと。

(8)　機械器具その他消防団の設備資材は職務をもってする場合の外これを使用してはならない。

(9)　服務中に功を争い、又は持ち場を離れるような事があってはならない。

(10)　上司の命のないときは職務のためであってもみだりに建築物その他の物件を毀損しないこと。

(報酬)

第17条　団員には、その職務に応じて、報酬及び費用弁償を支給し、その額は、別表による。

2　前項の規定にかかわらず、年度途中において消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職において勤務した期間に応じて当該各号に定める方法により計算した額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）の報酬を支給する。

(1)　新たに消防団員になった場合　消防団員となった日からの日割

(2)　消防団員が退団又は死亡した場合　退団または死亡した日までの日割

(3)　年額報酬の額の異なる職に異動した場合　職に就いている期間の日割

(支給方法)

第18条　村長は、各年度において、翌年４月30日（その日が舟橋村の休日を定める条例（平成２年条例第９号）第１条第１項に掲げる村の休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日）までに、報酬並びに費用弁償を支給する。

(公務災害の補償)

第19条　職務によって死亡又は負傷した団員の公務災害の補償については、市町村消防団員等公務災害補償条例（平成15年富総合条例第４号）の規定による。

（第17条関係）

区分	報酬	費用弁償業務（１回につき）	相当する職
団長	年額　67,000円	―	舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例（昭和56年条例第391号）別表第2に掲げる村長の職に準ずる。
副団長	年額　57,000円		舟橋村の職員等の旅費に関する条例（昭和55年条例第364号）に定める１級の職員に準ずる。
部長	年額　47,000円		
班長	年額　42,000円		舟橋村の職員等の旅費に関する条例（昭和55年条例第364号）に定める２級の職員に準ずる。
団員	年額　38,000円		
機能別職団員	年額　18,000円		

災害の場合	1,000 円	1 時間 30 分未満	―
	2,000 円	1 時間 30 分以上 2 時間 30 分未満	―
	3,000 円	2 時間 30 分以上 3 時間 30 分未満	―
	4,000 円	3 時間 30 分以上 4 時間以下	―
	日額 8,000 円	4 時間超え	―
警戒の場合	日額　4,000 円	―	―
訓練の場合	日額　1,500 円	長期にわたる訓練	―
	日額　4,000 円	秋季消防訓練等	―
捜索の場合	日額　4,000 円	―	―
車両その他機械器具の整備又は操作に関する業務に従事する場合	月額　3,000 円	消防ポンプ自動車	―
	月額　1,500 円	小型動力ポンプ	―

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成 23 年４月１日から施行する。

（舟橋村消防団団員の定員並びに任免に関する条例の廃止）

2　舟橋村消防団団員の定員並びに任免に関する条例（昭和 26 年条例第 64 号）は、廃止する。

（舟橋村消防団員服務規律及び懲戒条例の廃止）

3　舟橋村消防団員服務規律及び懲戒条例（昭和 25 年条例第 49 号）は、廃止する。

附　則(平成 26 年９月 19 日条例第９号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 29 年３月 17 日条例第３号)

この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則(令和２年３月 13 日条例第６号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(令和４年３月 18 日条例第３号)

この条例は、公布の日から施行する。

10－６　舟橋村消防団規則

平成 23 年３月 15 日規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条第２項及び第 23 条第２項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織及び階級）

第２条　消防団は、団長、副団長、部長、班長及び団員をもって組織する。

（消防団長等の職務）

第３条　団長は、団の事務を統括し、所属消防団員を指揮監督する。

2　副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるとき、又は団長が欠けたときは、あらかじめ団長が定めた順序により、その職務を代理する。

3　団長及び副団長がともに事故あるとき、又は団長及び副団長がともに欠けたときは、あらかじめ団長の定めた順序により、部長がその職務を代理する。ただし、この場合団長が死亡、罷免退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、部長及び班長の任免を行うことはできない。

（水火災その他の災害出動）

第４条　消防車が火災現場に赴く際には、交通法規の定める速度に従うとともに、正当な交通を維持するため、サイレンを用いるものとする。ただし、引き揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

第５条　出火出場又は引揚げの場合に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1)　責任者は、機関担当の臨席に乗車しなければならない。

(2)　病院、学校、劇場等の前を通過するときは事故を防止する警戒信号を用いなければならない。

(3)　団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならない。

(4)　消防車は、１列縦隊で安全を保って走行しなければならない。

(5)　前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。

（村の区域外の出場）

第６条　消防団は、消防長の許可を得ないで、村の区域外の災害現場に出場してはならない。ただし、応援協定区域内であると認める場合は、この限りでない。

（消火及び水防等の活動）

第７条　災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して、生命、身体及び財産の保護にあたり、損害を最小限度に止めて、水火災の防ぎょ及び鎮圧に努めなければならない。

第８条　消防団が災害現場に出場した場合は、次の事項を遵守し、又は留意しなければならない。

(1)　消防団長の指揮の下に行動しなければならない。

(2)　消防作業は、真摯に行わなければならない。

(3)　放水口数は、最大限度使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災損害及び濡損を最小限度に止めなければならない。

第９条　水火災その他の災害現場において、死体を発見したときは、責任者は消防長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第 10 条　放火の疑いがある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

(1)　直ちに消防長及び警察職員に通報しなければならない。

(2)　現場保存に努めなければならない。

(3)　事件は慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えなければならない。

(設備資材)

第 11 条　消防団は、次に掲げる消防資材を備え付けるものとする。

(1)　消防団旗

(2)　消防団員詰所の設備

(3)　消防機械器具の置場

(4)　消防ポンプ

(5)　通信及び信号設備

(6)　梯子

(7)　メガホン、その他の警報用具

(8)　破壊器具及び工作器具

(9)　消防団服

(10)　その他消防に必要なもの

第 12 条　消防団の設備資材は団長が保管する。設備資材を毀損又は亡失したときは、団長は理由を具して、消防長に届け出なければならない。

2　故意により、設備資材を毀損又は亡失したものに対し、村長は賠償させることができる。

(文書簿冊)

第 13 条　消防団に次の簿冊を備え常にこれを整理しておかなければならない。

(1)　団員名簿

(2)　沿革誌

(3)　日誌

(4)　設備資材台帳

(5)　区域及び全図

(6)　地理水利要覧

(7)　金銭出納簿

(8)　手当受払簿

(9)　給与品貸与品台帳

(10)　諸令達綴

(11)　消防法規例規綴

(12)　雑書綴

(教育及び訓練)

第 14 条　団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第 15 条　村長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たり特に功労が抜群である場合には、これを表彰することができる。

(服制)

第 16 条　消防団の服制については、消防庁の定める準則による。

附　則

この規則は、平成 23 年４月１日から施行する。

10－７　舟橋村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 51 年９月 28 日条例第 315 号
改正 昭和 56 年６月 25 日条例第 404 号
昭和 58 年３月 15 日条例第３号
平成元年３月 13 日条例第 11 号
平成 23 年 12 月 19 日条例第 14 号
令和２年３月 13 日条例第２号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　村民　災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　村は、村民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。

4　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

(3)　災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、村長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第 10 条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

（準用規定）

第 11 条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

［第７条］［第８条］

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　村は、令第３条に掲げる災害により法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する時間がおおむね１月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(3)　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年(令第７条第２項括弧書の場合は、５年)とする。

（利率及び保証人）

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、その利率を年３パーセント以内で村長が定める率とする。

2　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3　前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第２項及び第 14 条の規定の適用については、第 13 条第２項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「３年」とあるのは「６年」と、「５年」とあるのは「８年」と、第 14 条中「３パーセント」を「1.5 パーセント(保証人を立てる場合にあっては無利子)」とする。

3　前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第３項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第１項の規定により読み替えられた法第 13 条第１項及び平成 23 年特別令第 14 条第７項の規定によるものとする。

附　則(昭和 56 年６月 25 日条例第 404 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(昭和 58 年３月 15 日条例第３号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年７月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(平成元年３月 13 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 23 年 12 月 19 日条例第 14 号)

1　この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年３月 11 日から適用する。

2　この条例による改正後の舟橋村災害弔慰金の支給等に関する条例第４条第１項の規定は、平成 23 年３月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則(令和２年３月 13 日条例第２号)

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

10－８　舟橋村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 56 年４月１日規則第 110 号
改正 平成 23 年 12 月 19 日規則第７号
令和２年３月 13 日規則第１号

第１章　総則

(目的)

第１条　この規則は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 52 年９月 28 日条例第 315 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

[災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 52 年９月 28 日条例第 315 号。以下「条例」という。)]

第２章　災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第２条　村長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日

(2)　死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

[条例第３条]

(必要書類の提出)

第３条　村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第４条　村長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別、生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第５条　村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった村民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　村長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（条例第 14 条に規定する村長が定める率）

第６条　条例第 14 条に規定する村長が定める率は、年３％とする。

（借入れの申込）

第７条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第２号）を村長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　連帯保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

［様式第２号］

2　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他村長が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第８条　村長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第９条　村長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第３号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

［様式第３号］

2　村長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書（様式第４号）を借入申込者に通知するものとする。

［様式第４号］

（借用書の提出）

第 10 条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、連帯保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第５号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。

［様式第５号］

（貸付金の交付）

第 11 条　村長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第 12 条　村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 13 条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第６号）を村長に提出するものとする。

［様式第６号］

（償還金の支払猶予）

第 14 条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第７号）を村長に提出しなければならない。

［様式第７号］

2　村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。

［様式第８号］

3　村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。

［様式第８号］

（違約金の支払免除）

第 15 条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を村長に提出しなければならない。

［様式第 10 号］

2　村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

［様式第 11 号］

3　村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を、当該借受人に交付するものとする。

［様式第 12 号］

（償還免除）

第 16 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した災害援護資金申請書（様式第 13 号）を、村長に提出しなければならない。

［様式第 13 号］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3)　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3　村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

[様式第 14 号]

4　村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

[様式第 15 号]

(督促)

第 17 条　村長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 18 条　借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を村長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

[様式第 16 号]

(その他の事項)

第 19 条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第６条第３項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日」とあるのは「平成 30 年３月 31 日」とする。

3　前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第９条の適用については、「保証人の連署した借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書」とする。

附　則(平成 23 年 12 月 19 日規則第７号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年３月 11 日から適用する。

附　則(令和２年３月 13 日規則第１号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号(規則第５条関係)

診　　断　　書

氏名		生年月日	年　月　日	性別	男・女
傷病名			負傷発病年月日	年　月　日	
障害の部位			初診年月日	年　月　日	
既往症		既存障害		治ゆ年月日	年　月　日

療養及び経過の内容	
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)

関節運動範囲	種類範囲 / 部位										
			右								
			左								
			右								
			左								
			右								
			左								

上記のとおり診断します。
郵便番号　　電話番号　　局　　番

病院又は診療所の　所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

診療担当者
氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印
◯

様式第２号（規則第７条関係）

災害援護資金借入申込書

<table>
<tr><td colspan="2">※受付日</td><td></td><td>※受付番号</td><td></td><td>※受付者</td><td></td><td>※貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被災日時</td><td colspan="3">年　月　日　時</td><td>災害名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害の種類</td><td colspan="3">１世帯主の負傷　２住居の全壊
３住居の半壊　４家財の損害</td><td>被害場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">返す方法</td><td colspan="3">１　年賦　２　半年賦</td><td>いつまでに
返せますか</td><td colspan="3">年　月（　回）</td></tr>
<tr><td rowspan="11">借入申込者について</td><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="3" rowspan="2">年　月　日生（　歳）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td><td>郵便番号</td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="4">（　方）</td><td>〒</td><td>局　番</td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">勤務先の
名称と所在地</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">世帯の状況と収入</td><td colspan="2">氏名</td><td>世帯主との続柄</td><td>年齢</td><td>健否</td><td>職業</td><td>収入（月収）</td><td>勤務先・学校名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">収入合計</td><td colspan="2">円</td><td>支出合計</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資産の状況</td><td>土地</td><td colspan="2">（１）住宅　㎡　（２）田畑　㎡
（３）山林　㎡</td><td>住居の状況</td><td colspan="3">（１）自家　（２）借家　（３）借間
（４）同居</td></tr>
<tr><td>建物</td><td colspan="2">（１）自宅　㎡
（２）その他　㎡</td><td>生活保護</td><td colspan="3">年　月　日より受給
（生住教医）</td></tr>
<tr><td>負債</td><td colspan="5">（内容）　（金額）　円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">連帯保証人（保証人が書いて下さい）</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td colspan="3">年　月　日生（　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="2">現住所</td><td colspan="2"></td><td>本籍地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業</td><td></td><td>月収　円</td><td>申込者との関係</td><td></td><td>家族数</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資産</td><td>土地</td><td colspan="2">（１）宅地　㎡　（２）田畑　㎡
（３）山林　㎡</td><td rowspan="2">勤務先</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>建物</td><td colspan="2">（１）自宅　㎡
（２）その他　㎡</td><td>所在地</td><td colspan="3">電話　局　番</td></tr>
</table>

この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況	（状況） （有・無）
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となつた事実の有無	（有・無）

資金の使途	資金の使い方総額　　円 に　　円 に　　円 に　　円 に　　円 に　　円	資金の内訳　　合計　　円 災害援護資金で　　円 手持資金で　　円 その他（　　）で　　円

被害の状況	被災時の具体的状況		負傷	全治　　カ月
	住居の被害	（1）　全壊	（2）　半壊	

家財の被害

品　名	現在購入に要する費用	被害額	品　名	現在購入に要する費用	被害額
和だんす			婦人用腕時計		
整理だんす			畳（畳中で畳が被害）		
洋服だんす					
鏡台			障子		
腰掛・机			ふすま		
本箱・本だな					
食器・戸だな			小計		
食卓・茶ぶ台			その他被害のあつた家財		
げた箱					
照明器具			品　名	現在購入に要する費用	被害額
じゆうたん					
扇風機					
石油ストーブ					
電気やぐらこたつ					
電気冷蔵庫					
電気・ガス炊飯器					
電気洗たく機					
電気掃じ機					
ミシン					
電気アイロン					
自転車					
テレビ					
ラジオ					
柱時計					
目覚し時計				小計	
紳士用腕時計				合計	

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。

年　　月　　日

借入申込者　　㊞

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年　　月　　日

連帯保証人　　㊞

舟橋村長　殿

様式第３号（規則第９条第１項関係）

第　　号

年　　月　　日

舟橋村長　　㊞

殿

災害援護資金貸付決定通知書

年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号　　第　　号
貸付金額　　円
据置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還方法　　年賦　半年賦
利　　子　　年３パーセント
資金をお渡しする日と手続について
１　貸付金交付日　　年　　月　　日
２　場　　所
３　ご持参なさるもの
（１）　この通知書
（２）　同封の借用書
（３）　あなたの印鑑
（４）　あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様式第４号（規則第９条第２項関係）

第　　号

年　　月　　日

舟橋村長　　㊞

殿

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第５号（規則第 10 条関係）

貸付決定番号　　号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額　　円
利　　子　　年３パーセント
据置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還方法　　年賦・半年賦
上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年　　月　　日

住　　所
借受人氏名　　㊞
住　　所
保証人氏名

様式第６号（規則第 13 条）

繰 上 償 還 申 出 書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年　　月　　日

借受人住所

氏　名　　㊞

舟橋村長　殿

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

〃　　金額

様式第７号（規則第 14 条第１項関係）

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年　　月　　日

借 受 人 住 所
氏 名　　㊞
連帯保証人 住 所
氏 名　　㊞

舟橋村長　殿

<table>
<tr><td>申請の理由
（具体的に）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付の条件</td><td>借 入 金 額</td><td>円</td><td>貸 付 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>据 置 期 間</td><td>１　３年
２　５年</td><td rowspan="2">希望猶予期間　等</td><td rowspan="2">カ月
ただし
年　月　日
第　　回償還以降</td></tr>
<tr><td>償 還 方 法</td><td>１　年賦　２　半年賦</td></tr>
<tr><td>償 還 期 間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の償還 期 間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支払猶予期間の根拠</td><td colspan="4">（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）</td></tr>
</table>

様式第８号（規則第 14 条第２項関係）

第　　号

年　　月　　日

舟橋村長　　㊞

殿

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出のあつた償還金の支払猶予については、次の通り承認となつたのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間　　年　　月　　日から　　カ月
変更後の償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第９号（規則第 14 条第３項関係）

第　　号

年　　月　　日

舟橋村長　　㊞

殿

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

様式第10号（規則第15条第1項関係）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年　　月　　日

借 受 人 住 所
氏 名　　㊞
連帯保証人 住 所
氏 名　　㊞

舟橋村長　殿

記

<table>
<tr><td colspan="2">貸 付 番 号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">支払免除を申請する違約金の金額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内
容</td><td>回　　数</td><td>期　　別</td><td>元　　金</td><td>利　　子</td><td colspan="2">申請日までの違約金</td></tr>
<tr><td></td><td>年　　月期</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">違約金の支払免除を要する具体的な理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
</table>

様式第 11 号（規則第 15 条第２項関係）

第　　号

年　　月　　日

舟橋村長　　㊞

殿

違 約 金 支 払 免 除 承 認 通 知 書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年　　月　　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る　　年　　月　　日における違約金　　円の支払を免除致します。

様式第12号（規則第15条第３項関係）

第　　号

年　　月　　日

舟橋村長　　㊞

殿

違 約 金 支 払 免 除 不 承 認 通 知 書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金（元利合計　　円）に係る違約金は　　年　　月　　日現在　　円となつておりますので至急償還を願います。

様式第13号（規則第16条第1項関係）

災害援護資金償還免除申請書

<table>
<tr><td>貸付番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>借受人氏名</td><td></td><td>貸付けを受けた日</td><td>年　月　日</td><td>貸付金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>年賦・半年賦</td><td>償還期限</td><td>年　月　日</td><td>償還金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>免除申請額</td><td colspan="5">円（償還未済額の　　円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">免除申請者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>本　籍</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>借受人との関係</td><td></td><td>職業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">借受の人相又続は人</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td><td>借受人との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>職　業</td><td colspan="2"></td><td>勤務先及び所在地</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">連帯保証人</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="3"></td><td>借受人との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>職　業</td><td></td><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年　月　日

免除申請者　　㊞

舟橋村長　殿

様式第 14 号（規則第 16 条第３項関係）

第　　号

年　　月　　日

舟橋村長　　㊞

殿

災 害 援 護 資 金 償 還 免 除 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
償還を免除した額	元　金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利５％の率で違約金がさらに加算されます。

様式第15号（規則第16条第４項関係）

第　　号

年　　月　　日

舟橋村長　　㊞

殿

災害援護資金償還免除不承認通知書

年　　月　　日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなつており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年５％の率で違約金がさらに加算されます。

元　金　　円

利　子　　円

違約金　　円

合　計　　円

様式第16号（規則第18条関係）

氏 名 等 変 更 届

<table>
<tr><td colspan="2">貸付番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>借　受　人</td><td>氏　名</td><td></td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>連 帯 保 証 人</td><td>氏　名</td><td></td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">○で囲むこと
1　住所変更
2　改姓又は改名
3　死亡又は行方不明
4　その他</td><td colspan="3">（異動の内容）</td></tr>
<tr><td colspan="5">災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。

年　　月　　日

借受人（又は同居の親族）
住　所
氏　名　　㊞
連帯保証人
住　所
氏　名　　㊞

舟橋村長　殿</td></tr>
</table>

10－９　常願寺川右岸水防市町村組合規約

昭和 27 年３月 13 日規約第１号
改正 昭和 47 年３月 12 日規約第１号
平成 11 年３月 12 日規約第１号
平成 19 年３月９日規約第６号
平成 19 年３月 27 日規約第７号

目次

第１章　組合の名称（第１章）
第２章　組合を組織する地方公共団体（第２章）
第３章　組合の共同処理する事務（第３章）
第４章　組合の事務所の位置（第４条・第５条）
第５章　組合の議会の組織及び議員の選挙の方法（第６条・第７条）
第６章　組合の執行機関及び選任の方法（第８条・第８条の２）
第７章　組合経費の支弁の方法（第９条・第 10 条）
第８章　補則（第 11 条）

第１章　組合の名称

第１条　この組合は、常願寺川右岸水防市町村組合と称する。

第２章　組合を組織する地方公共団体

第２条　この組合は立山町、富山市及び舟橋村の１市１町１ヶ村をもって組織する。

第３章　組合の共同処理する事務

第３条　この組合は水防に関する事務（水防法第 45 条の規定による補償に関する事項を除く。）を共同処理するものとする。

第４章　組合の事務所の位置

第４条　この組合の事務所は、管理者所在の市町村役場内に置く。

第５条　この組合を組織する各市町村（事務所々在地の市町村を除く。）の役場内に出張所を置く。

第５章　組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

第６条　この組合の議会の議員の定数は 18 人とし立山町９人、富山市７人、舟橋村２人とし、関係市町村の議会においてその市町村の議会の議員の被選挙権を有する者の中から選挙するものとする。

第７条　この組合の議会の議員の任期は４年とする。

2　前項の任期は管理者の定めた総選挙の日から起算する。

3　議員中欠員を生じた場合に於いては補欠選挙を行なわなければならない。補欠議員は前任者の残期間在任する。

第６章　組合の執行機関及び選任の方法

第８条　この組合に管理者及び次の職員を置く。

副管理者	１人
出張所長	２人
会計管理者	１人
書記	若干名

2　管理者は、関係市町村の長の中から組合の議会がこれを選挙する。
3　副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得てこれを選任する。
4　出張所長は、関係市町村の長をもって充てる。
5　会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもって充てる。
6　書記は、管理者がこれを任免する。
第８条の２　組合に監査委員２人を置く。
2　監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合の議員及び知識経験を有する者のうちから、それぞれ１人を選任する。
3　監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任される者にあっては組合の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあっては４年とする。

（平 11 県指令地 349・追加）

第７章　組合経費の支弁の方法

第９条　この組合の経費は、財産より生ずる収入及びその他の収入の外関係市町村の負担とする。
第 10 条　前条の経費の負担の割合（千分比）は、下のとおりとする。

立山町	485	富山市	410	舟橋村	105

第８章　補　則

第 11 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附　則

1　この規約は、許可があった日から施行する。
2　第８条の規定による初めて管理者が選挙されるまでの間は立山町の長がその職務をおこなうものとする。

附　則（昭和 47 年３月 12 日規約第１号）

この規約は、知事の許可の日から施行し、昭和 47 年４月１日から適用する。

附　則（平成 11 年３月 12 日規約第１号）

この規約は、富山県知事の許可の日から施行する。

附　則（平成 19 年３月９日規約第６号）

この規約は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年３月 27 日規約第７号）

この規約は、平成 19 年４月１日から施行する。

10－10　災害時応援協定等

	協定名	相手先	締結日
1	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	富山県警察本部	S38.5.31
2	災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書	一般社団法人富山県エルピーガス協会中新川支部	H20.6.10
3	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	社団法人北陸電気管理技術者協会	H20.11.21
4	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	財団法人北陸電気保安協会	H22.8.13
5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省北陸地方整備局	H23.3.1
6	災害時における救援物資提供に関する協定書	北陸コカ・コーラボトリング㈱	H23.3.23
7	災害時における応急対策業務に関する協力締結書	富山県地質調査業協会	H23.6.27
8	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書	社会福祉法人中新川福祉会	H23.9.16
9	災害時における応急対策業務に関する協力締結書	社団法人富山県測量設計業協会	H23.12.15
10	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	H24.8.3
11	災害時における応急対策業務に関する協定書	㈱森崎	H29.8.2
12	大規模災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定書	一般社団法人富山県構造物解体協会	H29.12.18
13	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県電気工事工業組合	H30.6.22
14	災害時における避難所等施設使用に関する協定書	一般社団法人常願寺川公園スポーツクラブ	R1.6.16
15	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	R2.1.31
16	舟橋村と損害保険ジャパン㈱との連携と協働に関する協定	損害保険ジャパン㈱富山支店	R2.10.6
17	舟橋村ならびに北陸電力㈱および北陸電力送配電㈱との地域連携に関する協定	北陸電力㈱・北陸電力送配電㈱	R3.5.20

10－11　災害時応援協定等（県締結分）

	協定名	相手先	締結日
1	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社オートバックスセブン	H23.11. 8
2	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社壱番屋	H23.11. 8
3	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社サークルＫサンクス	H23.11. 8
4	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社セブン－イレブンジャパン	H23.11. 8
5	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社デイリーヤマザキ	H23.11. 8
6	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ファミリーマート	H23.11. 8
7	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ポプラ	H23.11. 8
8	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社モスフードサービス	H23.11. 8
9	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社吉野家	H23.11. 8
10	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ローソン	H23.11. 8
11	災害時における徒歩帰宅困難者及び石油燃料の安定供給に関する協定書	富山県石油商業組合	H23.11. 8
12	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	富山県葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	H24.12. 4
13	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	H24.12.20
14	大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書	社団法人富山県ビルメンテナンス協会	H25. 2.19
15	災害時における医療用ガスの供給に関する協定書	一般社団法人日本産業・医療ガス協会 北陸地域本部	H25. 3. 1
16	災害時における医療救護活動に関する協定書 災害時における医療救護活動に関する協定書の実施細目	社団法人富山県薬剤師会	H25. 3. 7
17	災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定書	一般社団法人富山県エルピーガス協会	H25. 7.25
18	災害時における帰宅困難者支援等に関する協定書	株式会社サガミチェーン	H25.11.29
19	災害時の医療救護に関する協定書	公益社団法人富山県医師会	H12. 4. 1

10－12　災害時応援協定等（消防機関関係）

	協定名	相手先	締結日
1	富山県市町村消防相互応援協定	富山県下全市町村	S44. 2. 7
2	富山県市町村消防相互応援協定に基づく第１応援計画（舟橋村－富山市）	富山市	S44.
3	富山県市町村消防相互応援協定に基づく第１応援計画（舟橋村－上市町）	上市町	H25. 4. 1
4	富山県市町村消防相互応援協定に基づく第１応援計画（舟橋村－滑川市）	滑川市	H25. 4. 1
5	隣接市町村防災協力体制協定	富山市	S55. 1. 7
6	富山県消防防災ヘリコプター応援協定	富山県・県下全市町村	H 8. 3.28

第 11 節　防災関係機関に関する資料

11－１　村及びその出先機関

機　関　名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
舟　橋　村　役　場	舟橋村仏生寺 55	464 - 1121	464-1066
舟　橋　会　館	舟橋村海老江 147	464 - 1126	462-2061
舟　橋　小　学　校	舟橋村竹内 338	464 - 1424	463-4914
舟　橋　中　学　校	舟橋村海老江 5	464 - 1425	463-4915

11－２　県関係及び出先機関

機関名	担当課	所在地	電話	ＦＡＸ
知事政策局	防災・危機管理課	富山市新総曲輪 1-7	076(444)3187	076(444)3489
			（衛星系） 8-8-111-3363	（衛星系） 8-8-111-2827 (高度情報専用FAXから)
	消防課	〃	076(444)3188	076(444)3489
	防災航空センター	富山市別名字源田割 245-2	076(495)3060	076(495)3066
			（衛星系） 8-8-111-3371	（衛星系） 8-8-111-3371 (高度情報専用FAXから)
富山県警察本部		富山市新総曲輪 1-7	076(441)2211	076(441)2900
上市警察署 〃　舟橋村警察官駐在所		上市町大坪 5-1 舟橋村仏生寺 66-3	076(472)0110 076(464)1313	076(472)5210
総合県税事務所		富山市舟橋北町 1-11 富山総合庁舎	076(444)4514	
富山県富山土木センター立山土木事務所		立山町前沢 2359-5	076(463)1101	076(463)2698
富山県白岩川ダム管理事務所		立山町白岩字矢割 29	076(463)0392	076(463)0916
中部厚生センター		上市町横法音寺 40	076(472)1234	076(473)0667
富山農林振興センター		富山市舟橋北町 1-11 富山総合庁舎	076(444)4463	076(444)4415
東部教育事務所		富山市舟橋北町 4-19 森林水産会館内	076(444)4568	076(444)4520
ハローワーク滑川		富山県滑川市辰野 11-6	076(475)0324	076(475)9097

11－３　国、指定地方行政機関及び出先機関

機関名	担当部署	所在地	電話	ＦＡＸ
内閣府				
	地震･火山対策担当	千代田区霞ヶ関 1-2-2	03(3501)5693	03(3503)5699
	当災害応急対策担当	〃	03(3501)5695	03(3503)5690
消防庁	防災課 応急対策室 平日 9：30～17：45	千代田区霞ヶ関 2-1-2	(NTT) 03(5253)7527	(NTT) 03(5253)7537
			(衛星系) 80-048-500-7527	(衛星系) 88-048-500-7537 (高度情報専用FAXから)
	宿直室 平日（上記以外） 休日	〃	(NTT) 03(5253)7777	(NTT) 03(5253)7553
			(衛星系) 80-048-500-7782	(衛星系) 88-048-500-7589 (高度情報専用FAXから)
警察庁				
中部管区警察局	広域調整第二課	名古屋市中区 三の丸 2-1-1	052(951)6000	052(954)8880
〃富山県情報通信部	機動通信課	富山市新総曲輪 1-7	076(441)2211	076(441)6655
財務省				
北陸財務局				
富山財務事務所	総務課	富山市丸の内 1-5-13	076(432)5521	076(432)5779
厚生労働省				
東海北陸厚生局	総務課	名古屋市東区 白壁 1-15-1	052(971)8831	052(971)8861
富山労働局	総務課	富山市神通本町 1-5-5	076(432)2727	076(432)6471
農林水産省				
北陸農政局	農産課	金沢市広坂 2-2-60	076(232)4302	076(232)5824
〃富山地域センター	総務課	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎４F	076(441)9300	076(441)9325
経済産業省				
中部経済産業局	総務課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052(951)2683	052(962)6804
〃　電力・ガス事業 北陸支局	総務課	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎３F	076(432)5588	076(432)5526
中部近畿 産業保安監督部	管理課	名古屋市中区 三の丸 2-5-2	052(951)0558	052(951)9803
〃　北陸 産業保安監督署		富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎３F	076(432)5580	076(432)0909

機関名	担当部署	所在地	電話	ＦＡＸ
国土交通省 北陸地方整備局	防災課	新潟市中央区美咲町 1-1-1	025(280)8836	025(370)6691
〃　富山河川 国道事務所	総務課 防災課	富山市奥田新町 2-1 〃	076(443)4701 076(443)4728	076(443)4703 076(443)4729
北陸信越運輸局 〃　富山運輸支局		新潟市中央区美咲町 1-2-1 富山市新庄町馬場 82	076(423)0894	076(423)1525
大阪航空局 小松空港事務所 〃　富山空港出張所	管理課	小松市浮柳町目 21 富山市秋ヶ島 35	0761(24)0828 076(495)3088	0761(22)4632 076(429)6762
富山地方気象台	防災業務課	富山市石坂 2415	076(432)2311	076(442)4260
総務省 北陸総合通信局	総務課	金沢市広坂 2-2-60	076(233)4411	076(233)4419
防衛省 自衛隊 富山地方協力本部 陸上自衛隊 第 14 普通科連隊 〃第 382 施設中隊 航空自衛隊 第６航空団	総務課 第３課 防災係 防衛部 小松救難隊	富山市牛島新町 6-24 金沢市野田町 1-8 砺波市鷹栖出 935 小松市向本折町戊 267 〃	076(441)3271 076(241)2171 0763(33)2392 0761(22)2101 〃	076(441)3273

11－４　指定公共機関及び出先機関

機関名	担当部署	所在地	電話	ＦＡＸ
日本郵政グループ 日本郵便(株) 北陸支社	総務部経営企画係 企画部総務課	金沢市尾張町 1-1-1	076(220)3122	076(264)0851
日本郵便(株) 富山南支店 日本郵便(株) 舟橋郵便局		富山市堀川町 257-2 舟橋村竹内 489-1	076(421)8561 076(463)6251	
北陸電力(株)	総務部 総務チーム	富山市牛島町 15-1	076(441)2511	076(405)0113
西日本電信電話(株) 富山支店	設備部 企画担当	富山市 東田地方町 1-1-30	076(439)4560	076(439)4530
(株)ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ﾄﾞｺﾓ 北陸支社	災害対策室	金沢市西都 1-5	076(225)2065	076(225)2178
KDDI(株) 北陸総支社	管理部	金沢市本町 1-5-2	076(261)4077	076(233)2077
ソフトバンクモバイル(株)	地域総務部	石川県金沢市昭和町 16-1 ヴィサージュ 14F	（平日） 076-236-4080 （休日・夜間） 03-6234-3265	

機関名	担当部署	所在地	電話	ＦＡＸ
中日本高速道路(株) 金沢支社	保全チーム	金沢市神野町東 170	076(240)4930	076(240)4991
金沢管理事務所		金沢市神野町東 170	076(249)8111	076(249)8119
富山管理事務所		富山市黒崎 439	076(421)9048	076(491)7529
日本赤十字社 富山県支部	事業推進課	富山市牛島本町 2-1-38	076(441)4885	076(433)2657
日本銀行	富山事務所	富山市堤町通り 1-2-26	076(424)4471	076(494)1158
日本通運(株)富山支店		富山市新庄本町 2-8-59	076(452)5522	

11－５　指定地方公共機関

機関名	担当部署	所在地	電話	ＦＡＸ
富山地方鉄道(株)	総務課	富山市桜町 1-1-36	076(432)5300	076(443)0743
(社)富山県 エルピーガス協会		富山市桜橋通り 6-13 フコク生命第一ビル４階	076(441)6993	076(441)6996
日本海ガス(株)		富山市城北町 2-36	076(437)9696	
(株)富山県 トラック協会		富山市婦中町島本郷 1-5	076(495)8800	076(495)1600
舟橋村土地改良区		舟橋村佛生寺 55	076(464)1701	

11－６　公共的団体

機関名	担当部署	所在地	電話	ＦＡＸ
ＪＡアルプス 〃本店 〃たてやま支店 〃上市支店 〃なめりかわ支店		 上市町若杉 3-3 立山町前沢 1216 上市町若杉 3-3 滑川市柳原 79-5	 076(472)1222 076(463)0560 076(472)0580 076(475)0138	
新川地域農業共済センター		入善町青木 1385-1	0765(72)0377	
立山舟橋商工会		立山町前沢 2469	076(463)1221	076(463)1244
(社)北陸電気 管理技術者協会		富山市神通町 3-4-3	076(442)3332	076(442)3374
(財)北陸電気保安協会 富山支店		富山市新庄本町 2-9-98	076(452)0515	076(452)0516
(社)富山県医師会 (社)中新川郡医師会		富山市蜷川 336 番地 上市町法音寺 1 池田内科医院内	076-429-4466 076(472)5222 池田内科医院	
(社)富山県歯科医師会 (社)中新川郡歯科医師会		富山市五福字 五味原 2741-2	076(432)4466	076(442)4013

機関名	担当部署	所在地	電話	ＦＡＸ
(社)富山県薬剤師会 (社)富山県薬剤師会 中新川支部		富山市千歳町 1-4-1 (薬業会館 4F)	076-432-2577	076(442)3308
舟橋村社会福祉協議会		舟橋村仏生寺 55 (舟橋村役場 2F)	076(464)1847	076(464)1558
富山地区 広域圏事務組合 〃リサイクルセンター 〃　クリーンセンター		立山町末三賀 103-3 富山市辰尾 170-1 立山町末三賀 103-3	076(462)8311 076(429)3121 076(462)1187	076(462)8312 076(463)4583
富山地域衛生組合 中部衛生センター		上市町稗田 1	076(472)2294	
中新川広域行政 事務組合	下水道課	舟橋村国重 242	076-464-1315	
独立行政法人 国立病院機構 東海北陸ブロック 事務所	総務経理課	名古屋市中区 三の丸 4-1-1	052(968)5171	052(968)5168
富山県東部消防組合 消防本部兼魚津消防署 滑川消防署 上市消防署		魚津市本江 3197-1 滑川市上小泉 24 上市町稗田 36	0765(24)0119 076(475)0180 076(472)2244	0765(23)9178 076(475)7719 076(473)0055

11－７　報道関係機関

機関名	担当部署	所在地	電話	ＦＡＸ
日本放送協会	富山放送局報道部	富山市新総曲輪 3-1	076(444)6613	076(442)6092
北日本放送(株)	報道部	富山市牛島町 10-18	076(433)8515	076(433)8560
富山テレビ放送(株)	報道部	富山市新根塚町 1-8-14	076(424)0600	076(491)2663
(株)チューリップテレビ	ニュース＆プランニンググループ	富山市奥田本町 8-24	076(433)9886	076(433)7691
富山エフエム放送(株)	放送部	富山市奥田町 2-11	076(442)5533	076(432)2344
（株）ケーブルテレビ富山		富山市桜橋通り 3-1 富山電気ビル新館３階	076(444)5555	076(444)5577
朝日新聞社　富山総局		富山市新桜町 6-18	076(441)1671	076(441)1672
読売新聞社　北陸支社 〃富山支局		高岡市下関町 4-5 富山市安住町 7-18	0766(26)6812 076(441)2888	 076(441)2880
毎日新聞社　富山支局		富山市桜町 2-2-24	076(432)3311	
北日本新聞社 〃立山支局		富山市安住町 2-14 立山町前沢 2210-1	076(445)3300 076(462)9080	 076(462)9081
富山新聞社 〃中新川支局		富山市大手町 5-1 上市町法音寺 13	076(491)8111 076(472)3358	
北陸中日新聞社 富山支局		富山市丸の内 2-3-12	076(424)4141	076-422-3191

11－８　市町村

機関名	担当課	所在地	電話	ＦＡＸ
富山市	防災対策課	富山市新桜町 7−38	076(443)2181	076(443)2039
高岡市	総務課危機管理室	高岡市広小路 7−50	0766(20)1229	0766(20)1325
魚津市	地域協働課	魚津市釈迦堂 1−10−1	0765(23)1019	0765(23)1051
氷見市	総務課	氷見市丸の内 1−1	0766(74)8021	0766(74)4004
滑川市	〃	滑川市寺家町 104	076(475)2111	076(475)6299
黒部市	〃	黒部市三日市 725	0765(54)2111	0765(54)4461
砺波市	〃	砺波市栄町 7−3	0763(33)1111	0763(33)5325
小矢部市	〃	小矢部市本町 1−1	0766(67)1760	0766(68)2171
南砺市	〃	南砺市苗島 4880	0763(23)2003	0763(22)1114
射水市	情報・危機管理課	射水市戸破 1511	0766(57)1627	0766(57)0528
舟橋村	総務課	舟橋村仏生寺 55	076(464)1121	076(464)1066
上市町	〃	上市町法音寺 1	076(472)1111	076(472)1115
立山町	〃	立山町前沢 2440	076(463)1121	076(463)1254
入善町	〃	入善町入膳 3255	0765(72)1100	0765(74)0067
朝日町	〃	朝日町道下 1133	0765(83)1100	0765(83)1109

第 12 節　様式

12－１　被害状況報告書

部関係被害状況（概況／確定）報告書				
災害の原因			発信機関	
災害発生の日時	年　月　日　時　分		発信者	
災害発生の地域				
報告の時限	月　日　時現在第　　報		受信者	
区　　分	単位	被害数量	被害金額（千円）	摘　　要

知　事	※部長	課長	議員
	部長	課長	

（災　害　情　報）

年　月　日	発信者		取扱者	
時　分	受信者			
件　名				

12－２　県への災害即報、災害確定報告

<table>
<tr><td colspan="4">報告機関名：富山県　舟橋村</td><td colspan="3">区　　分</td><td colspan="2">被　　害</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害名
・
報告番号</td><td colspan="3" rowspan="2">災害名

第　　報（　　）
（　月　日　時　現在）</td><td rowspan="20">そ

の

他</td><td rowspan="2">田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">報告者名</td><td rowspan="3" colspan="3"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">学校</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td><td colspan="2">病院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">人的被害</td><td colspan="2">死　　者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">道路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">うち災害関連死者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">河川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重症</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">港湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">砂防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住

家

被

害</td><td colspan="2" rowspan="3">全壊
（全焼）</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">崖くずれ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">半壊
（半焼）</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">水道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">下水道</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">電話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">電気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">ガス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="3">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="3">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td colspan="2">建物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td colspan="2">公共建物</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">その他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>被　害</td><td rowspan="3">都道府県災害対策本部</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td>設置</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td>解散</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="3">災害対策本部設置市町村</td><td colspan="4" rowspan="2">舟橋村災害対策本部
設置　月　日
解散　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4">計　団体</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村</td><td>団体</td><td></td><td rowspan="3">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>農産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林物被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">計　団体</td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="5" rowspan="2">119 番通報件数　件</td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="5">消防職員出動延人数　人</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">消防団員出動延人数　人</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="5">消防職員出動延人数　人</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="5">消防団員出動延人数　人</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所
災害発生年月日
災害の種類概況
応急対策の状況
・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・ 避難の勧告・指示の状況
・ 避難所の設置状況
・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
・ 災害ボランティアの活動状況</td></tr>
</table>

※被害額は省略することができるものとする。

※この様式は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号消防庁長官）に定める第４号様

式（その２）である。

12－３　県への災害概況即報

［災害概況即報］

災害名 （第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	富山県　舟橋村
報告者職氏名	
電話番号	

災害の概況	発生場所				発生日時 覚知日時	年　月　日　時 年　月　日　時					
	（位置図等の図面の添付をお願いします。）										
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水		棟
		負傷者	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類		棟
	人的被害については、性別、年齢、負傷の程度等を付記願います。 上記以外の被害状況（土砂崩れ、河川の氾濫等）も可能な限り記入願います。 119 番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県） 富　山　県				（市町村） 舟　　橋　　町					
	ボランティアセンターの設置状況（設置の有無・設置場所等） ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の状況） その他関連事項										

※第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

※直接即報基準により消防庁へ直接速報する場合は、火災・災害即報要領第４号様式（その１）を使用すること。

被害程度の認定基準

被害等区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち一ヶ月以上の治療の要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち一ヶ月未満で治療できる見込みのも者とする。
2 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。 （同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば２世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として１世帯とする。）
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一部損壊	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%未満のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さなものを除く。

被害等区分		判定基準
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目は属さないもので、全壊（全焼)、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
被害等区分		判定基準
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和 23 年法律第 20 号）第１条第１項に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、鉄道、河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために、防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

被害等区分		判定基準
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
6 建物	建物 危険物 その他	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
7 り災者	り災世帯	災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを１世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
8 災害の態様	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第２条第１項に規定する現象をいうものとする。
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土 石 流	河床勾配が 20 分の１以上の渓流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
9 被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。

被害等区分		判定基準
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
	電力施設被害	電力施設の被害とする。

※「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」の被害は、災害中間報告にあっては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。

※「地すべり」、「がけ崩れ」及び「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があったものとする。

※　被害額については、原則として施設等にあっては、その再取得価額又は復旧額とし、生産物については、時価とする。なお、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済のものについては、その査定金額を記入し、未査定額はカッコ書きとするものとする。

12－４　災害時相互応援要請書

災害時相互応援要請書

災害時相互応援協定に基づく援助を次のとおり要請します。

<table>
<tr><td colspan="2">災　害　場　所</td><td>災害</td></tr>
<tr><td colspan="3">要　請　内　容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">災害の状況及び通行可能経路</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">必要とする日用品、食料、資材、機械、器具、その他職員の派遣等の種類及び数量</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td rowspan="3">必要とする期間</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">4</td><td rowspan="3">希望する場所</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">5</td><td rowspan="3">連絡先及び担当者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">要請日時　　年　　月　　日　午（前・後）　　時　　分

市　町　長　様

舟　橋　村　長　（印）</td></tr>
<tr><td colspan="2">応　援　側　記　載　欄</td><td>受信日時　　年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">対　　応　　等</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

12－５　自衛隊災害派遣要請依頼書

年　　月　　日

富山県知事　　様

舟橋村長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のおとり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

１．災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

災害の状況(特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)

派遣要請を依頼する事由

２．派遣を希望する期間

年　　月　　日　　から　　年　　月　　日　　まで

３．派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

連絡場所及び連絡職員

活動内容(遭難者の捜索救助、道路啓開、水防、輸送、防疫等)

４．その他参考となるべき事項(作業用資材、宿泊施設の準備状況等)

12－６　自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

年　　月　　日

富山県知事　　様

舟橋村長

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣をうけましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤　　収要請を依頼します。

記

１．撤収要請依頼日時　　年　　月　　日　　時

２．派遣要請依頼日時　　年　　月　　日　　時

３．撤収作業場所

４．撤収作業内容

罹災者台帳　様式

罹災証明 発行年月日	り災年月日 り災場所	世帯主名 又は事業主名	り災の状況 （原因、人的・物的災害の状況等）
第　　号 ・　・	・　・		原因：1.風水害　2.地震　3.その他（　　）　4.不明 人的災害：1.死亡（　　）　2.行方不明（　　） 3.重傷（　　）　4.軽傷　（　　）
調査実施年月日　・　・ 調査担当者			建物災害：種類：1.専用住宅　2.共同住宅　3.店舗併用住宅　4.店舗　5.事務所 6.倉庫　7.その他（　　） 被害：1.全壊（焼）　2.流出　3.大規模半壊　4.半壊（焼）　5.床上浸水 6.床下浸水　7.一部損壊　8.その他被害（　　）
第　　号 ・　・	・　・		原因：1.風水害　2.地震　3.その他（　　）　4.不明 人的災害：1.死亡（　　）　2.行方不明（　　） 3.重傷（　　）　4.軽傷　（　　）
調査実施年月日　・　・ 調査担当者			建物災害：種類：1.専用住宅　2.共同住宅　3.店舗併用住宅　4.店舗　5.事務所 6.倉庫　7.その他（　　） 被害：1.全壊（焼）　2.流出　3.大規模半壊　4.半壊（焼）　5.床上浸水 6.床下浸水　7.一部損壊　8.その他被害（　　）
第　　号 ・　・	・　・		原因：1.風水害　2.地震　3.その他（　　）　4.不明 人的災害：1.死亡（　　）　2.行方不明（　　） 3.重傷（　　）　4.軽傷　（　　）
調査実施年月日　・　・ 調査担当者			建物災害：種類：1.専用住宅　2.共同住宅　3.店舗併用住宅　4.店舗　5.事務所 6.倉庫　7.その他（　　） 被害：1.全壊（焼）　2.流出　3.大規模半壊　4.半壊（焼）　5.床上浸水 6.床下浸水　7.一部損壊　8.その他被害（　　）
第　　号 ・　・	・　・		原因：1.風水害　2.地震　3.その他（　　）　4.不明 人的災害：1.死亡（　　）　2.行方不明（　　） 3.重傷（　　）　4.軽傷　（　　）
調査実施年月日　・　・ 調査担当者			建物災害：種類：1.専用住宅　2.共同住宅　3.店舗併用住宅　4.店舗　5.事務所 6.倉庫　7.その他（　　） 被害：1.全壊（焼）　2.流出　3.大規模半壊　4.半壊（焼）　5.床上浸水 6.床下浸水　7.一部損壊　8.その他被害（　　）

12－７－２　罹災証明書

第　　号
年　　月　　日

罹　災　証　明　書

り　災　場　所		番　　号		
世　帯　主　名		事　業　主　名	所　有　者　名	事業所名又は建物名

り災状況		
	り災年月日	年　　月　　日
	り災の原因	1　風水害　　2　地震　　3　その他（　　）
	人の災害	1　死亡　　名　　2　行方不明　　3　負傷　　名　　4　なし
	建物の種類	1　専用住宅　　2　共同住宅　　3　店舗併用住宅 4　店　舗　　5　事務所　　6　倉　　庫 7　その他（　　）
	り災程度	1　全壊（焼）　　2　流　出　　3　大規模半壊　　4　半壊（焼） 5　床上浸水　　6　床下浸水　　7　一部損壊 8　その他被害（　　）

世帯人員	氏　　名	続柄	生年月日	備　　考

上記のとおり、り災したことを証明する。

年　　月　　日

舟橋村長　　印

12－７－３　罹災証明申請書

罹　災　証　明　申　請　書

舟橋村長　宛

年　　月　　日

申請者	住　所		電話番号	
	氏　名			印
事務所	所在地		電話番号	
	事務所名			印

り災事項	り災年月日	年　　月　　日
	り災場所	
	り災原因	
	り災の程度	
	使用目的	
	証明書の提出先	

家族の状況	続柄	氏　名	生年月日	備　考
	本人		明・大 昭・平　年　月　日	
			明・大 昭・平　年　月　日	
			明・大 昭・平　年　月　日	
			明・大 昭・平　年　月　日	
			明・大 昭・平　年　月　日	
			明・大 昭・平　年　月　日	

必要証明書数	個人	通	事務所	通	

上記のとおりであることを証明願います。

12－８　災害救助日報

災　害　救　助　日　報

<table>
<tr><td colspan="2">報告機関</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">受信機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">送　信　者</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">受　信　者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告時限</td><td colspan="3">月　　日　　時現在</td><td colspan="2">受信時間</td><td colspan="3">月　　日　　時現在</td></tr>
<tr><td rowspan="5">避難所開設</td><td rowspan="2">開設期間</td><td>開設日時</td><td colspan="2">日　時</td><td rowspan="4">必需品給与
被服寝具生活</td><td colspan="2">県より受入又は前日よりの繰越量</td><td>点</td></tr>
<tr><td>閉鎖予定日</td><td colspan="2">月　日</td><td rowspan="2">本日支給</td><td>全失世帯数</td><td>（　　世帯）
点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">既存建物</td><td>箇所数</td><td colspan="2">カ所</td><td>半失、床上浸水世帯数</td><td>（　　世帯）
点</td></tr>
<tr><td>収容人員</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">翌日への繰越量</td><td>点</td></tr>
<tr><td>野外仮設</td><td>箇所数</td><td colspan="2">カ所</td><td rowspan="10">医療・助産救助</td><td rowspan="3">医療救護班</td><td>医療救護班出動数</td><td>ヶ隊</td></tr>
<tr><td rowspan="2">収容人員</td><td rowspan="2">人</td><td>救助地区</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">食糧の給与</td><td rowspan="2">給与期間</td><td>開始月日</td><td colspan="2">月　日</td><td rowspan="2">診療者数</td><td>医　療</td><td>人</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td colspan="2">月　日</td><td>助　産</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">給　与　個　所　数</td><td colspan="2">カ所</td><td rowspan="4">医療機関</td><td rowspan="2">医　療</td><td>施設数</td><td>ヶ所</td></tr>
<tr><td rowspan="4">給与人数</td><td>朝</td><td colspan="2">人</td><td>診療人数</td><td>人</td></tr>
<tr><td>昼</td><td colspan="2">人</td><td rowspan="2">助　産</td><td>施設数</td><td>ヶ所</td></tr>
<tr><td>夕</td><td colspan="2">人</td><td>診療人数</td><td>人</td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">救助終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">給水</td><td colspan="2">供給地区数</td><td colspan="2">地区</td><td rowspan="6">被災者救出</td><td colspan="2">救出地区</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">供給実人員</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">救出をした人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給水量</td><td colspan="2">ℓ</td><td colspan="2">今後救出を要する人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水期間</td><td>開始月日</td><td colspan="2">月　日</td><td colspan="2">救出終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td>終了予定</td><td colspan="2">月　日</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>給水方法</td><td colspan="3"></td><td>救出の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

災害救助日報（続き）

学用品支給	本日支給	小学生	全壊世帯	（　人）点	死体の処理	死亡人員	体
			半壊(床上浸水)世帯	（　人）点		死体処理 死体洗浄	体
		中学生	全壊世帯	（　人）点		死体縫合	体
			半壊(床上浸水)世帯	（　人）点		死体消毒	体
埋葬	前日までの埋葬			体		死体保存 既存建物利用	カ所
	本日埋葬	大人		体		仮設建物	カ所
		小人		体		死体処理機関	
		計		体		今後死体処理を要する死体	体
	翌日以降の要埋葬数					死体を処理終了予定月日	月　日
	埋葬終了予定月日			月　日	障害物除去	障害物除去を要する戸数	戸
死体の捜索	捜索地区					本日除去した戸数	戸
	死体	捜索を要する死体		体		今後除去を要する戸数	戸
		本日発見死体		体		障害物除去の終了予定月日	月　日
		今後要捜索死体		体	輸送	公用車使用	台
	捜索の方法					借上者使用	台
	捜索終了予定月日			月　日		救助の種類	
仮設住宅	着工月日			戸 月　日	用員	用員借上数	人
	着工月日			戸 月　日		従事作業	
住宅修理	着工月日			戸 月　日		その他	
	着工月日			戸 月　日	備考		

災害救助に関する報告要領

被害報告の区分と内容

区分	報告を必要とする災害の程度等	報告の内容	報告時期
発生報告	ア　災害救助法の適用が明確な場合 イ　災害救助法の適用が見込まれる場合	ア　災害発生の日及び地域名 イ　災害の原因 ウ　調査班の派遣状況及び調査完了時刻 エ　発生時の被害状況及び法適用の有無	発生後可及的速かに報告
中間報告	ア　災害救助法適用市町村の指定が完了した場合	ア　上記発生報告のア～エまでの内容の変更 イ　救助の種類別実施状況(日報) ウ　災害救助費概算額調	法適用後救助の実施機関中毎日報告する
決定報告	ア　災害救助法による応急救助が完了した場合	ア　発生報告、中間報告のすべてが確定した状況 イ　その他必要と認められる全般的な内容	応急救助が完了したのち、できる限り早い時期

救助の種類と報告事項

救助の種類	報告事項
1. 避難所の世知	箇所数数、収容人員等
2. 応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数等
3. 炊~~き~~出し、その他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員数
4. 飲料水の供給	対象人員数
5. 被服、寝具、その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数等
6. 医療及び助産	隊数、医療機関数、患者数、分娩者数等
7. 災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数等
8. 災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数等
9. 生業資金の貸与	対象世帯数等
10. 学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数等
11. 埋 葬	埋葬数頭
12. 死体の捜索	死体処理数頭
13. 障害物の除去	対象世帯数等

12－９－１　避難所開設状況

避　難　所　開　設　状　況

部　　名	部
報告日時	月　　日　　時

避 難 所 名	開 設 月 日 時	収 容 人 員	備　　考

（注）備考欄は、閉鎖予定月日等を記入すること。

12－９－２　避難所収容者名簿

避　難　所　収　容　者　名　簿

部　　名	部
報　告　者	
報告日時	月　　日　　時

世帯主氏名	住　所	家　族　構　成												要医療者	要助産者	収容期間
		0才児		1才以上3才未満		3歳以上・未就学児		小学生以上		中学生以上		計				
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで
																月　日から 月　日まで

12－９－３　食料給与状況

食　料　給　与　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　日　時

給与場所名	開始月日	給食数				備考
		朝	昼	夜	計	

（注）備考欄は、終了予定日、実支出額等を記入すること。

12－９－４　食料給与簿

食　料　給　与　簿

部　班　名	部
報　告　者	
報告日時	月　日　時

月　日	給　食　数				給食内容	備　考
	朝	昼	夜	計		

（注）備考欄は、給与対象種目（避難場所収容者、災害応急対策従事者等）、実支出額等を記入すること。

12－９－５　飲料水供給状況

飲　料　水　供　給　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　日　時

月　日	供　給　場　所	対 象 人 員	数　量	備　考

（注）備考欄は、給水栓名、給水用機械器具名、借上の場合は、名称、数量、所有者、金額、修繕月日、修繕費、修理の概要、実支出額等を記入すること。

12－９－６　生活必需品受払簿

生　活　必　需　品　受　払　簿

部　班　名	部
報告日時	月　　日　　時

月　　日	適　　用	品　　名	受入数量	払出数量	残　　高	備　　考

（注）摘要欄は、受入先等を記入すること。

12－９－７　生活必需品給与状況

生　活　必　需　品　給　与　状　況

部　班　名	部
報　告　者	
報告日時	月　　日　　時

世帯主氏名	世帯の構成人員	給与月日	品　名、数　量							備　　考

（注）・給与月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領月日を記入すること。
・備考欄は、住家の被害程度（全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水等）、実支出額等を記入すること。

12－９－８　生活必需品受領書

生　活　必　需　品　受　領　書

年　月　日

住　　所

世帯主氏名　　印

受領月日	品　名	数　量	家族構成					
			０歳児	１歳以上３歳未満	３歳以上・未就学児	小学生以上	中学校以上	合　計
			備　　考					

12－９－９　被災者救出状況

被　災　者　救　出　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　日　時

月　日	救出者氏名	場　所	発生原因	備　考

（注）備考欄は、救出作業従事機関、救出状況、救出用機械器具の使用状況、借上げの場合、名称、所有者、借上費、修繕費、修繕の概要、燃料費、実支出額等を記入すること。

12－９－10　医療救護班活動状況

医　療　救　護　班　活　動　状　況

部　班　名	部
医師氏名	
報告日時	月　　日　　時

月　日	救　護　所　名	患　者　氏　名	措 置 の 概 要	備　　考

（注）備考欄は、死体検案の有無、修繕費、救護隊の編成、活動期間等を記入すること。

12－９－11　病院・診療所医療実施状況

病　院・診　療　所　医　療　実　施　状　況

部　班　名	部
医療機関名	
報告日時	月　　日　　時

傷病者氏名	診療機関	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
		入院	通院	入院	通院		

（注）診療区分欄は、当該欄に○印を記入すること。

12－９－12　助産状況

助　　産　　状　　況

部　班　名	部
助産機関名	
報告日時	月　　日　　時

分べん者氏名	分べん日時	分べん期間	金　　額	備　　考

12－９－13　遺体捜索状況

遺　体　捜　索　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　日　時

月　日	捜索者氏名	捜索場所	捜索人員	備　考

（注）備考欄は、捜索隊の編成、捜索用機械器具の使用状況、借上の場合名称、数量、所有者、借上費、修繕費、修繕の概要、燃料費、実支出額等を記入すること。

12－９－14　遺体処理状況

遺　体　処　理　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　日　時

処 理 月 日	遺体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺　族		備　考
			氏　名	死亡者と の関係	

（注）備考欄は、洗浄等処理の内容、使用品名、数量、金額、死体の１時保存期間、検案料、実支出額等を記入すること。

12－９－15　埋葬状況

遺　　葬　　状　　況

部　班　名	部
報告日時	月　　日　　時

死亡月日	埋葬月日	死　亡　者		埋葬を行った者		備　　考
		氏　　名	年 齢	氏　　名	死亡者との関係	

（注）・棺（付属品を含む）、埋葬（人夫賃を含む）、骨つぼ及び骨箱等代金は備考欄に記入する。
・埋葬を行った者が町長の場合は、遺族の氏名を備考欄に記入すること。
・埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その額を備考欄に記入すること。

12－９－16　学用品給与状況

学　用　品　給　与　状　況

部　班　名	部
学校長名	
報告日時	月　　日　　時

学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳	備　　考

（注）・給与月日欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。
・給与品の内訳欄は、品名、数量等を記入すること。
・備考欄は、児童（生徒）の被災程度、実支出額等を記入すること。

12－９－17　応急仮設住宅状況

応　急　仮　設　住　宅　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　日　時

住宅番号	世帯主氏名	家族数	入居月日	住宅所在地	構 造	面 積	備　考

（注）・住宅番号欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、簡単な図面を添付すること。
・構造欄は、木造、プレハブ等の別を記入すること。
・備考欄は、敷地の公私有別、有無賞別、着工月日、施工月日、実支出額等を記入すること。

12－９－18　住宅応急修理状況

住　宅　応　急　修　理　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　日　時

世帯主氏名	修理箇所・概要	完了月日	実支出額	備　考

（注）備考欄は、修理業者等を記入すること。

12－９－19　障害物除去状況

障　害　物　除　去　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　日　時

世 帯 主 氏 名	除去に要すべき 状態の概要	除去に要した時期	備　考

（注）備考欄は、住宅被害程度、機械器具の使用状況、借上の場合は、名称数量、借上費、所有者、実支出額を記入すること。

12－９－20　輸送状況

輸　送　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　日　時

月　日	目　的	輸　送　区　間	備　考

（注）・目的欄は、主なる目的又は救助の種類名等を記入すること。
・備考欄は、使用輸送機械、借上の場合は、車名、台数、所有車名、借上費、修繕月日、修繕費用、修繕の概要、燃料費、実支出額等を記入すること。

12－９－21　用員雇上げ状況

用　員　雇　上　げ　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　日　時

救助種別				
氏　名	住　所	雇上げ期間	給与額	備　考

（注）・救助の種別ごとに作成すること。
・備考欄は、日額、割増賃金等を記入すること。

12－９－22　ボランティア活動状況

ボ　ラ　ン　テ　ィ　ア　活　動　状　況

部　班　名	部
報告日時	月　　日　　時

活動種別		活動場所	

氏　　名	住　　所	年齢	職　業	電話	期 間	備　　考

（注）活動の種別ごとに作成すること。

12－10　義援金品受領書

義　援　金　品　受　領　書

様

年　　月　　日

このたびの当村の災害のために義援金品をお贈りいただき、誠にありがとうございました。村としては有効に使わせて頂く所存でございます。

義援金	金額 円	現金、小切手 その他（　　）

	物　品　名	数　量	備　考
義援品			

	氏　名	郵便番号	住　所	電　話
義援者				

舟橋村長　　印

舟橋村地域防災計画

－資料編－

令和４年３月

舟橋村防災会議

発　行：舟橋村

編　集：舟橋村　総務課

〒930-0295

富山県中新川郡舟橋村仏生寺 55

TEL：076-464-1121（代表），FAX：076-464-1066